

平成23年12月

指宿市議会会議録

第4回定例会

指宿市議会会議録目次

平成23年第4回市議会定例会

会期日程	1
11月29日	
議事日程	3
本日の会議に付した事件	4
出席議員	4
欠席議員	5
地方自治法第121条の規定による出席者	5
職務のため出席した事務局職員	5
開会及び開議	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
議案第48号～議案第56号（決算特別委員長報告，質疑，討論，表決）	6
議案第72号～議案第78号一括上程	21
提案理由説明	21
議案第72号～議案第75号（質疑，委員会付託省略，表決）	25
議案第76号～議案第78号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	26
議案第79号～議案第94号一括上程	27
提案理由説明	28
議案第79号～議案第94号（質疑，委員会付託）	39
新たに受理した陳情5件一括上程（委員会付託）	47
散 会	47
12月14日	
議事日程	48
本日の会議に付した事件	48
出席議員	48
欠席議員	48
地方自治法第121条の規定による出席者	48
職務のため出席した事務局職員	49
開 議	50

会議録署名議員の指名	50
一般質問	50
福永徳郎議員	50
1. メディポリス指宿について	
2. 弥次ヶ湯地区の雨水対策について	
物袋昭弘議員	61
1. 岩崎産業との土地交換について	
2. 市の道路について	
3. メディポリス指宿について	
高橋三樹議員	72
1. 国勢調査確定値の結果について	
2. 防災無線について	
前原六則議員	79
1. ごみ減量・リサイクル施設について	
2. 街路緑樹帯の景観保全について	
高田チヨ子議員	88
1. 安心・安全な生活のために	
延会	96
12月15日	
議事日程	97
本日の会議に付した事件	97
出席議員	97
欠席議員	97
地方自治法第121条の規定による出席者	97
職務のため出席した事務局職員	98
開議	99
会議録署名議員の指名	99
一般質問	99
新川床金春議員	99
1. スポーツ振興策について	
2. ヤンバルトサカヤスデについて	
大保三郎議員	112
1. なのはな館について	

2. 友好都市盟約について	
3. 園芸施設の償却資産税について	
六反園 弘 議員	125
1. 中国胶南市との交流について	
2. 新日本科学の森林開発について	
井元伸明議員	135
1. 償却資産税について	
2. 生ごみで循環型農業について	
3. 松毛虫の防除について	
4. 農業振興対策強化策について	
下柳田賢次議員	147
1. 市長マニフェストの中間検証について	
2. 市営陸上競技場改修について	
3. なのはな館問題について	
4. 潟口ポンプ場の整備について	
延 会	161

12月16日

議事日程	162
本日の会議に付した事件	162
出席議員	162
欠席議員	162
地方自治法第121条の規定による出席者	162
職務のため出席した事務局職員	163
開 議	164
会議録署名議員の指名	164
一般質問	164
前之園 正 和 議員	164
1. 市長の政治姿勢について	
2. メディポリス指宿（新日本科学）の事業内容と市政への影響について	
3. 乳幼児等医療費の助成制度充実について	
浜田藤幸議員	178
1. 土木行政について	
2. 環境行政について	

中 村 洋 幸 議員	191
1. なんのはな館について	
2. 観光行政について	
3. 教職員住宅について	
4. 農業委員会の事務事業の権限委譲について	
西 森 三 義 議員	203
1. 高齢者対策について	
2. なんのはな館について	
3. 観光客の誘客対策について	
4. 駅伝大会について	
散 会	215

12月21日

議事日程	217
本日の会議に付した事件	218
出席議員	218
欠席議員	218
地方自治法第121条の規定による出席者	218
職務のため出席した事務局職員	218
開 議	219
会議録署名議員の指名	219
議案第79号, 議案第80号及び議案第85号～議案第88号 (委員長報告, 質疑, 討論, 表決)	219
議案第81号～議案第84号, 議案第89号及び議案第90号 (委員長報告, 質疑, 討論, 表決)	224
議案第91号 (委員長報告, 質疑, 討論, 表決)	227
議案第92号及び議案第93号 (委員長報告, 質疑, 討論, 表決)	232
議案第94号 (委員長報告, 質疑, 討論, 表決)	232
審査を終了した陳情7件 (委員長報告, 質疑, 討論, 表決)	234
閉会中の継続審査について	238
意見書案第6号及び意見書案第8号一括上程	239
意見書案第6号及び意見書案第8号 (説明・質疑・委員会付託等省略, 表決)	239
意見書案第7号上程	239
意見書案第7号 (説明・質疑・委員会付託等省略, 表決)	239

意見書案第9号上程	240
提案理由説明	240
意見書案第9号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	241
六反園議員の発言取消申出の件	241
議員派遣の件	242
閉議及び閉会	242

平成23年第4回指宿市議会定例会会期及び会期日程

1. 会 期 23日間 (11月29日～12月21日)

2. 会期日程

月 日	曜	区 分	会 議 の 内 容
11月29日	火	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・会期の決定 ・議案第48号～議案第56号 (決算特別委員長報告, 質疑, 討論, 表決) ・議案第72号～議案第94号一括上程 (議案説明) ・議案第72号～議案第75号 (質疑, 委員会付託省略, 表決) ・議案第76号～議案第78号 (質疑, 委員会付託省略, 討論, 表決) ・議案第79号～議案第94号 (質疑, 委員会付託) ・新たに受理した陳情上程 (委員会付託)
30日	水	休 会	一般質問の通告限 (12時)
12月1日	木	"	総務水道委員会 (10時開会)
2日	金	"	文教厚生委員会 (10時開会)
3日	土	"	
4日	日	"	
5日	月	"	産業建設委員会 (10時開会)
6日	火	"	
7日	水	"	
8日	木	"	
9日	金	"	
10日	土	"	
11日	日	"	
12日	月	"	
13日	火	"	

14日	水	本会議	・一般質問
15日	木	”	・一般質問
16日	金	”	・一般質問
17日	土	休 会	
18日	日	”	
19日	月	”	委員長報告に対する質疑・討論の通告限（12時）
20日	火	”	
21日	水	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・議案第79号～議案第94号（委員長報告，質疑，討論，表決） ・審査を終了した陳情（委員長報告，質疑，討論，表決） ・閉会中の継続審査について ・意見書案第6号及び意見書案第8号一括上程 ・意見書案第6号及び意見書案第8号 (説明・質疑・委員会付託等省略，表決) ・意見書案第7号上程 ・意見書案第7号（説明・質疑・委員会付託等省略，表決） ・意見書案第9号上程 ・提案理由説明 ・意見書案第9号（質疑，委員会付託省略，討論，表決） ・六反園議員の発言取消申出の件 ・議員派遣の件

第4回指宿市市議会定例会会議録

平成23年11月29日午前10時 開議

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第48号 平成22年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 議案第49号 平成22年度指宿市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第50号 平成22年度指宿市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第51号 平成22年度指宿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第52号 平成22年度指宿市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第53号 平成22年度指宿市温泉配給事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第54号 平成22年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第55号 平成22年度指宿市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第56号 平成22年度指宿市水道事業会計決算の認定及び剰余金処分案について
- 日程第12 議案第72号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第13 議案第73号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第14 議案第74号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第15 議案第75号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第16 議案第76号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合理約の変更について
- 日程第17 議案第77号 指宿広域市町村圏組合理約の変更について
- 日程第18 議案第78号 指宿市職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第19 議案第79号 指宿老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第20 議案第80号 山川老人福祉センターの指定管理者の指定について

- 日程第21 議案第81号 レイクグリーンパークの指定管理者の指定について
- 日程第22 議案第82号 いぶすき山川港特産市場の指定管理者の指定について
- 日程第23 議案第83号 指宿市天然砂むし温泉施設の指定管理者の指定について
- 日程第24 議案第84号 セントラルパーク指宿の指定管理者の指定について
- 日程第25 議案第85号 指宿市飲料水供給施設条例の制定について
- 日程第26 議案第86号 指宿市立市民会館条例の一部改正について
- 日程第27 議案第87号 指宿市立図書館条例の一部改正について
- 日程第28 議案第88号 指宿市スポーツ振興審議会条例の一部改正について
- 日程第29 議案第89号 指宿市天然砂むし温泉施設条例等の一部改正について
- 日程第30 議案第90号 指宿市都市公園条例の一部改正について
- 日程第31 議案第91号 平成23年度指宿市一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第32 議案第92号 平成23年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第33 議案第93号 平成23年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第34 議案第94号 平成23年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第35 新たに受理した陳情上程（陳情第8号～陳情第12号）

1. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

1. 出席議員

1 番議員	井 元 伸 明	2 番議員	西 森 三 義
3 番議員	浜 田 藤 幸	4 番議員	高 橋 三 樹
5 番議員	田 中 健 一	6 番議員	木 原 繁 昭
7 番議員	高 田 ちよ子	8 番議員	新宮領 進
9 番議員	下川床 泉	10番議員	中 村 洋 幸
11番議員	前之園 正 和	12番議員	物 袋 昭 弘
13番議員	前 原 六 則	14番議員	福 永 徳 郎
15番議員	新川床 金 春	16番議員	六反園 弘
17番議員	前 田 猛	18番議員	大 保 三 郎
19番議員	下柳田 賢 次	21番議員	森 時 徳
22番議員	松 下 喜久雄		

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市長	豊留悦男	副市長	富永信一
教育長	池田昭夫	総務部長	渡瀬貴久
市民生活部長	中間竜郎	健康福祉部長	迫田福幸
産業振興部長	吉井敏和	建設部長	三窪義孝
教育部長	吹留賢良	山川支所長	森健一
開聞支所長	井上修一	総務部参与	久保憲一郎
産業振興部参与	浜田淳	総務課長	邊見重英
財政課長	中村孝	行政改革推進室長	有留茂人
環境政策課長	廣森敏幸	商工水産課長	高野重夫
観光課長	下吉耕一	都市整備課長	小牟禮信一郎
市民スポーツ課長	下敷領達郎		

1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長	新村光司	次長兼議事係長	福山一幸
調査管理係長	鮎川富男	議事係主査	濱上和也

開会及び開議

午前10時34分 開議

議長（松下喜久雄） ただいまご出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、平成23年第4回指宿市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（松下喜久雄） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、井元伸明議員及び西森三義議員を指名いたします。

会期の決定

議長（松下喜久雄） 次は、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日より12月21日までの23日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日より12月21日までの23日間と決定いたしました。

議案第48号～議案第56号（決算特別委員長報告、質疑、討論、表決）

議長（松下喜久雄） 次は、日程第3、議案第48号、平成22年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定について、から、日程第11、議案第56号、平成22年度指宿市水道事業会計決算の認定及び剰余金処分案について、までの9議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

9議案については、決算特別委員会を設置し、その審査をお願いしてありましたので、決算特別委員長の報告を求めます。

決算特別委員長（新川床金春） おはようございます。決算特別委員会に付託されました議案第48号、平成22年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定について、から、議案第56号、平成22年度指宿市水道事業会計決算の認定及び剰余金処分案について、までの9議案について、10月24日から10月28日までの5日間の日程で、関係課職員の出席を求め、慎重に審査いたしましたので、その経過と結果をご報告いたします。

本委員会は、審査にあたり、議決の目的に沿って執行されたものかどうか、監査委員が指摘した事項について、執行部は反省し、改善がなされたかどうか、執行効果があり、住民の福祉向上に寄与されたかどうかなどの観点から審査を行ない、また、唐船峡公園整備事業、徳光小学校校舎耐震補強工事など、5か所の現地調査も行い、慎重に審査をいたしました。

その結果、議案第48号から議案第55号までの8議案及び議案第56号のうち、平成22年度指宿市水道事業会計決算の認定については、全員一致をもって認定すべきものと決しました。また、議案第56号のうち、剰余金処分案は全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、審査の過程で出されました主な質疑、意見について、議案ごとに申し上げます。議案第48号、平成22年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定について、申し上げます。まず、選挙管理委員会事務局所管分について申し上げます。

県議選と参議院選の公営ポスター掲示場設置の委託料が、153か所で86万1千円、220か所で226万円だったということであれば単価が違うのですがとの質疑に対し、参議院選の決算額は226万650円ですが、ポスター掲示場設置及び撤去の委託料のほかに、投票所の階段設置経費、投票用紙の読み取り機の設定とかの経費等も入って、契約額は194万5千円になりますとの答弁でした。

学校が投票所の場合、正門・裏門など複数の出入口があります。南指宿中学校では、正門は開けているのですが、南門は開けていませんので、手押し車を押して、中小路地域から来た老人の方々が国道に下りて、校門の勾配を乗り越えて投票をしなければならないという状況ですけれども、南門を開けてもらおうと、国道まで行かなくてすみます。安全面や投票率にも影響があるだろうと思いますが、検討されているのですかととの質疑に対し、高齢者、あるいは身体に障害のある方が投票しやすい環境整備を図ることは、当然検討していかなければならないことだと思っています。南指宿中学校はそのような現状であろうかと思いますが、今後どのような対応をすればよいのか検討させていただきたいと思っていますとの答弁でした。

意見として、投票所の出入口は、高齢者、若しくは身体障害者等にも配慮した開閉をしていただきたい。また、投票速報を出す時に、当日だけの投票ではなく、期日前、不在者投票まで入れた結果を出していただきたいというものがありました。

次に、総務課所管分について申し上げます。

非常用発電機更新事業の決算額が1,336万円ですが、防災型自家発電装置の概要はとの質疑に対し、老朽化による機器の更新をしたものです。従来のものが旧式のディーゼル機械のため、日常点検が複雑で、点検等に人的手間がかかっていましたが、新しい機械は、水道水を使用せず、燃費も向上しているものです。同じようなディーゼルの形ですけれども、燃料型式が直接噴射式で、排気量も2千ccほど小さくなり、時間当たり2ℓほど燃費が良くなっている機械ですとの答弁でした。

159万2千円で、開聞庁舎に保管してあったPCBの最終処理を行ったということですが、何年ぐらい前からここにあって、量はどのくらいで、どのような処理なのですかとの質疑に対し、平成20年に開聞庁舎でPCB使用の蛍光灯の安定器が交換されたことにより発生したもので、安定器24個、49.15kgです。九州管内で処理できる所は1か所で、北九州市にしかな

く、特殊な処理になりますので、搬送・処理の委託料を合わせて、少し高額になっていますとの答弁でした。

弁護士委託料が42万円ですが、指定弁護士が何名で、18年度から何件ぐらいの相談事項があったのですか。また、昨年度は何件で、どういったものがあったのですかとこの質疑に対し、福元法律事務所で、福元弁護士を含めて4名の弁護士がいます。平成22年度は24件の相談があり、税関係、市営住宅関係など、多岐にわたっているようです。21年度は14件の相談実績があったところですが、20年度、19年度、18年度は手元に資料がありませんけれども、18年度以降の総数で60件の相談を行っていますとの答弁でした。

意見として、特別研修などの参加者は年間21名ですが、市民サービス向上のためにも、研修等に力を入れていただきたいというものがありませんでした。

次に、市長公室所管分について申し上げます。

広報いぶすきが月2万部となっているのですが、何社に入札を依頼しているのですかとこの質疑に対し、市内企業の活用ということで、市内業者8社に見積りを提出いただき、契約を決定していますとの答弁でした。

各地区でみんなで語る会が実施されていますが、どのような周知をしているのですかとこの質疑に対し、10月から11月にかけて9回実施しましたが、広報紙を利用して募集を行ったところです。広報9月号に案内記事を掲載して、市内すべての校区・地区、市内の主だった団体等に案内しています。その結果、9団体とみんなで語る会を実施したところでの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、財政課所管分について申し上げます。

不動産を5件売却されているのですが、先方から売ってくださいということなのですか、それとも、売却の話が事前にされていたのですかとこの質疑に対し、法務局が鹿児島市に移転したことで、未利用の売却と、旧大山団地も解体して未利用になっているということで公売をしたものとの答弁でした。

ふるさと応援基金事業は、21年度と同じ人数ですかとの質疑に対し、平成21年度と同じ44名なのですが、全員が同じということではありませんけれども、ほとんどが毎年してくれている方が多いと感じていますとの答弁でした。

698万4,404円と利息分を足した700万1,492円が積み立てられて、取崩額が370万円ですが、どのような使われ方なのですかとの質疑に対し、小・中・高の図書及び教育教材費ですとの答弁でした。

経常収支比率が枕崎に次いで悪いということなのですが、主な原因は何なのですかとの質疑に対し、経常一般財源収入に算入する臨時財政対策債を、平成22年度、11億2,700万円の発行可能額に対して、4億400万円の借入に抑制しています。結果として、経常収支比率の分母となる経常経費充当一般財源が少なくなり、改善幅が他市町より小さくなったことが要因

ということになりますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、行政改革推進室所管分について申し上げます。

使用料・手数料の見直しで、指宿商業高校の子供たちが、テニスコートの使用料を10月から払わなくてはならないと聞いたのですけれども、減免にはならないのですかとの質疑に対し、教育活動については、使用料の2分の1を減免するとなっていますので、その規則に基づく減免をしていくことになるかと思えますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、危機管理室所管分について申し上げます。

交通安全施設整備事業で、実線が山川地域4,750m、指宿地域522mで、開聞地域5mと、極端に差があるのはなぜですかとの質疑に対し、学校とか地域の方々の要望等に応じて引いているところですよとの答弁でした。

防犯灯設置が開聞地域に3基ということですが、設置の要請がこれだけだったのですかとの質疑に対し、十町入野地区で防犯灯が専用柱に建っていたのですが、それが駄目になり、N T T柱に共架式という形で新しく付けさせていただきました。あと2か所は、川尻のゴルフ場入口が暗いということで、N T Tの電柱に共架式を設置しましたが、要請があって工事をしたところですよとの答弁でした。

砂防工事指定区域の中でも、水の流線によって優先順位が出てきますけれども、どういうものを基本として、砂防工事を進めているのですかとの質疑に対し、これまで県が砂防工事を行っています、建設部を中心に要望活動を行っています。いろんな意見をとりまとめ、広く情報を集めていき、事務局の機能を持たせるということは、危機管理室の責務になっていくのではないかと思いますとの答弁でした。

意見として、実線が消えている道路が多くありますので、総点検をしていただきたいというものと、全庁舎的に連携を取って、危機管理機能が十分果たされるようお願いしたいというものと、警察とも連携した交通事故防止対策をしていただきたいというものがありました。

次に、議会事務局所管分について申し上げます。

情報公開条例に基づく開示請求は、どのような内容だったのですかとの質疑に対し、行政視察の受入れに関する文書の開示請求が2件ですよとの答弁でした。

議会中継システムが導入されましたが、市民からの反応はとの質疑に対し、昨年9月議会から対応していますが、広報紙や議会だより等で周知しています。傍聴に訪れる方や、支所を訪れた際に、足を止めて議会の傍聴をされている方もいるようですとの答弁でした。

行政視察の件数及び研修項目の主な内容はとの質疑に対し、26件を受け入れています。20年度は大河ドラマ篤姫の放映もあり54件でしたが、昨年度は、口蹄疫や鳥インフルエンザが影響したものと考えています。視察内容の主なものは、P F Iによる道の駅整備事業、時遊館C O C C Oはしむれ、活お海道、市内循環バスなどですよとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、建築課所管分について申し上げます。

住宅使用料の収入未済額が2,197万1千円で、繰越分が1,503万7千円ですが、件数、滞納期間の長い人及び一番多い金額と、今後の対応はとの質疑に対し、滞納者は101名ですが、22年度分だけの滞納者が多かったのが、現在は57名です。一番長い人は、平成13年度からで、滞納額が多い人は、138万1,100円ですが、少しずつ徴収している状況です。仕事がなく、離婚をして子供をたくさん抱え、支払いが難しい状況にあるのが一般的ですが、少しずつ徴収をしているのが現状ですとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、土木課所管分について申し上げます。

道路維持管理は、まちづくり公社とか、山川・開闢であれば、地域振興の方で作業員が草払いをしています。それでは間に合わず、草が繁茂しているのが歩道を通らず、車道の方を歩いている状態が多く見受けられます。維持管理の手法として何か考えていないのですかととの質疑に対し、市道が全域で570km、そのうち指宿地域が50%弱、山川が34%ぐらい、開闢が17%ぐらいになりますが、草木の伐採等についてはエンドレスで生えてくるという状況です。現員体制の中で精一杯やっていますが、住民の方々にボランティアで取り組んでもらっているところもあり、非常に助かっているところです。市民からの要望もあるところですが、メイン道路については、路肩・法面等に生コン等で保護する手法も検討していこうと思っていますとの答弁でした。

道路工事の決算書を見ても、予算と支出済額がほぼ同額で推移をしていると思いますが、入札の際に、予定価格の何割ぐらいで落札しているのですかととの質疑に対し、具体的に把握していないところです。落札率90%台もありますが、低いものでは70%台もありますとの答弁でした。

メディポリスの開発許可の件は、市として3月15日頃知ったということでした。今、工事を中断していますが、再度許可を出す場合には、地元の意見を通して出すと聞いているのですけれども、最初に開発許可申請が出された時の内容を、どういった内容と認識したのですか。また、文書関係はどういった形で決裁が下りて、返事を出すことになっているのですかととの質疑に対し、林地開発申請については把握していません。道路に泉源から温泉管を引くということで、道路占用申請が12月17日にあり、12月20日に許可をしていますとの答弁でした。9月14日に開発許可申請が県に出されたということですが、それ以前に、開発行為を見た県の判断としては、安全面が足りないので中止しなさいと。許可が出ていないのに、なぜこういう開発をしたのか、安全対策を取りなさいということで指導があり、9月14日に開発申請が出されたということに間違いはないのですかととの質疑に対し、森林整備計画の中で、道路幅員が路肩を入れて4m以上、かつ1万㎡を超えるのが林地開発行為に該当するということですが、建設部としては、旧中央林道から下の方は都市計画区域ですので、道路だけ造るのは開発行為に該当しないということでしたとの答弁でした。

意見として、今後、外国の方の観光客も増えるだろうと思いますが、道路等に草竹木等が生い茂っていると恥ずかしい話ですので、早急に観光地らしい道路の維持管理を、市民等も含めて協働して対応していただきたいというものと、メディポリスが指宿の医療、観光の一翼を担っていただきたいと思いますが、この工事を進める中で、あってはならない災害があったときの責任を明確にして取り組んでいただきたいというものがありました。

次に、農業委員会所管分について申し上げます。

農の雇用事業の中で、個人経営者、農事法人が1名使うと、15万円くらい補助金を出していますが、知らない方も多いのですけれども、周知は行っていないのですかとこの質疑に対し、22年度から実施されていますが、法人に文書でお知らせしてありますとの答弁でした。1年間は月15万円出せば、それ相当の補助金が出るので、周知等をしっかりやっていただきたいのですが、また、家の確保まで含めて検討されたことはあるのですかとこの質疑に対し、制度資金等の周知については、県や農政課とも連携を取り行っているところです。家の件についても、相談に乗ってくださいと農業委員の方々にはお願いしているところですよとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、市民協働課所管分について申し上げます。

提案公募型補助事業で採択される条件的なものがあるのですか。申請1件で採択0もありますが、採択されなかった理由はこの質疑に対し、申請32件のうち20件が採択され、457万6千円の補助金を交付していますが、不採択となった理由として、補助金適正化条例にもある公益性・妥当性・必要性・有効性の視点のほか、発展性への期待が見出しにくいものや、自立に向けた財政計画が不透明なもの、事業計画の具体性に欠けているものなどですよとの答弁でした。不採択になったところには、その理由を送って、また提案をした事例はあるのですかとこの質疑に対し、不採択の理由書を付けてお返ししていますが、再度提案をされて、採択された件もありますとの答弁でした。

安全灯施設設置補助が44件ということですが、開聞・山川・指宿地域の件数はこの質疑に対し、指宿地域が26件、開聞地域が7件、山川地域が11件ですよとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、税務課所管分について申し上げます。

滞納整理システムを導入して、収納率の向上を図ったとあるのですが、どれくらい図られたのですかとこの質疑に対し、徴収に回る時間が増えるのですが、どのくらいの収納効果があったのかということについては数字だけしかありません。住民税、軽自動車税などは上がったのですが、固定資産税はいろんな要件があり、償却資産のハウスの問題とか、昨年は、ホテル等でもお客さんが少なくて、延納のお願いに来られたり、そういうことから固定資産税は下がっている状況にありますとの答弁でした。

貯金、家財、土地などを差押えたという強制執行は何件あるのですかとこの質疑に対し、不

動産、生命保険、給与、預貯金、国税還付金を含めて22件ですとの答弁でした。

軽自動車税は4月に納付が終わって督促をするということですが、1,069万9,600円が残ったということですか。件数は何件ですかとの質疑に対し、1,069万9千円は、これまでの滞納繰越額で、2,517件ですとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、環境政策課所管分について申し上げます。

悪臭測定調査の検査項目数と、費用は幾らですかとの質疑に対し、調査項目はアンモニアを行っており、20万2,650円になっていますとの答弁でした。

資源ごみ売払収入の2,305万5,964円は、アルミ、スチール、段ボール、ペットボトルも含んでいると思いますが、アルミはどのぐらいで買い取りをしているのですかとの質疑に対し、ある一定量が溜まったときに売却していますが、一定量が溜まった場合でも、相場が下落しているときは引き続き保管し、相場が上がったピークにタイミングを見計らって売却していますので、一概にアルミが幾らという単価はその都度変わってきます。概ねアルミはキロ当たり130円程度、スチールが35円程度ですとの答弁でした。

清掃センターのごみを減らすために、生ごみをどうにかしなければならないと思っていますが、地域を限定した検討はしていないのですかとの質疑に対し、モデル地域的なものを設定して、生ごみを回収することは、先進事例等も調べていますが、それを実施するための予算も必要であり、今の段階では実施していないところです。環境衛生協力会の方でも、大規模な処理ができる施設を導入している所への視察研修も検討しているので、その結果を踏まえた中で、生ごみの減量にも取り組んでまいりたいと考えていますとの答弁でした。

意見として、悪臭測定調査には臭気指数の導入を図っていただきたいというものと、県に海岸漂着物地域対策推進事業について、各省庁に要望をするように要請していただきたいというものがありました。

次に、健康増進課所管分について申し上げます。

老人対策事業の女性特有のがん検診対象者が、子宮がん検診1,100人、乳がん検診1,529人となっていますが、その内容はどの質疑に対し、平成21年度から補助により実施しているのですが、子宮がんの対象者は、20歳、25歳、30歳、35歳、40歳で、乳がんは、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳ですとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、長寿介護課所管分について申し上げます。

緊急通報体制等整備事業で、新規設置台数が25台ということですが、延べ設置台数と、今後も増やす考えがあるのですかとの質疑に対し、概ね65歳以上の一人暮らしで、緊急時に迅速な対応が必要な高齢者のために設置するものですが、設置経費は1台あたり4万8,300円で、本人負担が4,700円となっています。21年度末で461台、22年度は廃止届が1件ですので、現在485台が設置されています。緊急通報は重要な事業と思っていますので、要望があれば設置していく考えですとの答弁でした。

シルバー人材センターに1,000万円の補助をして、事務局の人件費ということでしたが、高齢者の就労を促進することで、健康づくりを図る目的ということなのですから、それには活用されていないのですかとこの質疑に対し、事務局で仕事を見つけてきたり、割り当てたりという手間がかかり、働くことが健康づくりだから、登録して働きませんかということをやっていますので、総体で言えばそういうことに使われているということですのでとの答弁でした。

高齢者訪問給食サービス事業は、365日を検討するきではないかと思うのですがとの質疑に対し、委託先と協議はしていませんが、将来に向けて検討しないといけないという話し合いはしています。年間で5・600万円の持ち出しが出ますので、その財源と、事業所が対応できるかも含めて、今後検討しないといけないと思っていますところですのでとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、地域福祉課所管分について申し上げます。

保育料の未納金が300万円ほどありますが、これは何人で何か月分なのですかとの質疑に対し、44世帯の55名分になっていますとの答弁でした。

生活保護費の最高額の17万9,180円を払う世帯は、子ども手当等も含めた額ですかとの質疑に対し、子ども手当を含めて扶助費を計算すると、25万7,180円になりますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、都市整備課所管分について申し上げます。

湊土地区画整理事業で町界町名変更業務ということですが、区画整理した後は、道路の線形も出るわけですので、そこに住む地域の方々が納得いく方法でやっていかなければならないと思いますが、こういう委託料を使う必要性があるのですかとこの質疑に対し、最終的には、整然な形で町界町名の表示をしていきたいということで、メイン道路等を町界の区切りとしていこうということで委託しましたとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、建設監理課所管分について申し上げます。

地籍調査事業の進捗率と、計画どおり進んでいるのですかとこの質疑に対し、法務局まで届が済んだのは、21年度の進捗率で74.6%、これは旧指宿市の調査面積で算したものです。まだ認証は済んでいないのですが、22年度で76.2%の進捗率となり、23年度以降、16.03km²です。平成22年から平成31年度までの、国の第6次10か年計画で終わらせると考えてはいるのですが、現在の調査面積が約1km²ですので、2倍の2km²していかないと終わらない厳しい状況にあると思っていますとの答弁でした。

港湾建設費の中で、用地交渉の結果、未承諾になったため不用額が出ていますが、その後の交渉はされているのですかとこの質疑に対し、東京の方ですが、電話等で連絡をするのですが、難航している状況ですとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、教育委員会所管分について申し上げます。

小・中学校の耐震工事の進捗率はどうなっていますかとの質疑に対し、耐震工事を行わなければならない建物が18棟あり、そのうち平成22年度で3棟終わっております。平成27年度までにすべての耐震工事を終える予定で計画を進めているところですよとの答弁でした。

山川学校給食センターと指宿学校給食センターの1日当たりの臨時職員の賃金はそれぞれどのようになっていますかとの質疑に対し、臨時職員の賃金は一緒です。男性が7,690円、女性が5,500円です。その差額は、男性の方は臨時職員であっても配送業務でトラックの運転をするということで、山川も指宿も同額で支払いをしておりますよとの答弁でした。トラックに乗った回数を数えて、その分を手当として支給するというような考え方はできないのですかとの質疑に対し、トラックの運転ということで、交通事故や学校での児童・生徒への配慮などもありますので、女性よりもプラスをして支給しておりますよとの答弁でした。

高校の授業料について、現在は無償化になり、国からの歳入が計上されていますが、その金額の積算根拠はどのようになっていますかとの質疑に対し、22年度から授業料が不徴収になりました。積算根拠は国が示しており、授業料実績ではなく、全国平均の授業料徴収率で積算されることから、全国一律で89%程度の調整率となっていますよとの答弁でした。

小学校費の工事請負費の不用額が5,900万円と大きいのですが、これは設計変更など何か理由があったのですかとの質疑に対し、この補助金を活用する時点では、耐震診断がまだ全部終わっていませんでした。実際の工事は、耐震診断の結果に基づいて設計を行いますが、工事費が足りないということがないように設計できる最高額を計上していたためですよとの答弁でした。

学校教育課のバスの借上げ料で不用額がたくさん出ていますが、どのようになり理由なのか。また、どういう対応が取れたのか伺いますよとの質疑に対し、市のバスを計画的、有効的に活用できたことから、民間バスの借上げ料が少なくなったということですよとの答弁でした。

学校トイレの改修工事がなされていますが、まだ和式が残っているのじゃないですかとの質疑に対し、22年度トイレ改修を実施した学校が6校あります。そのうち3校は洋式化も行ってあります。学校のトイレの洋式化については、学校からの要望の中で上がったところを計画的に少しずつやっているところですよとの答弁でした。

光明禅寺を造るときに、あの辺りを発掘したら、板碑という重要な文化財が出てきたため、あのエリアが指定された。そして今度はその上の方ですが、当然あの辺一帯には遺跡がまだ残っているということで、指宿エリアの中で、地図に印が入っていると思いますが、そこに事業が入るときに、事前に許可は必要ないのか伺いますよとの質疑に対し、遺跡包蔵地で範囲を把握していますので、その遺跡包蔵地の中で新たに道路を造ったり建築したりする場合には届出が必要です。光明寺のあったところは、文化財包蔵地ではありませんが、推定地ということで、業者には届出が必要なことを指導しています。ただ、届出はなく工事が終わったということで、市としてはどうすることもできませんよとの答弁でした。現在、造った道路の

下の法面を全部セメントで塞いであるが、どのような事情であのようになったのかとの質疑に対し、現地を見た段階では、道路面がまだ砂利敷きの状態で、今後この道路面はどのような処理をするのか聞きましたら、引き続き砂利敷きのままとのことでした。そこで今後、仮に地面を掘削するような工事を行う場合は、教育委員会と協議を行ってください。状況によっては、埋蔵文化財の包蔵地という部分でくられる可能性がある旨を伝えましたとの答弁でした。

意見として、学校のトイレを一部でも洋式化を急ぐべきだと思いますので、可能な限り予算化していただきたいというものと、給食センターの臨時職員の賃金に男女間の差があるということについて、関係課とも調整していただき、見直しをお願いしたいというものと、合併後の臨時職員等の給与体系、改善するところが各所管課で見受けられます。公正な臨時職員等の給与体系を望みますというものがありました。

次に、観光課所管分について申し上げます。

財産売払等で、ヘルシービレッジを売却されていますが、入札に参加した人は、法人を含めて何人ですかとの質疑に対し、宿泊施設2人、土地は1人ですとの答弁でした。

池田湖の園路防護柵の補修工事ができなかったとのこと、1,365万6千円の不用額が出ていますが、工事ができなかった理由は何ですかとの質疑に対し、現在、池田湖の水位が異常に上がっている状態であり、繰り越して水が引いた状態で工事をした方が得策だろうという判断をしたところですよとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、商工水産課所管分について申し上げます。

商店街活性化支援事業の決算額は78万円ですが、例えば、顧客サービス多様化事業は、具体的にどの部分に一部助成したのかとの質疑に対し、観光客が多く訪れる指宿市の特性を生かして、観光客と市民が触れ合える事業を展開し、魅力ある商店街づくりを目指そうとするものです。主な事業は、イブの夜にスキ焼を始めとするナイトバザールや、毎月第1日曜日に指宿駅で開催される、ふれあい朝市、ワンコインストリート事業、商品開発事業で温たまらん豚の開発や、B級グルメ大会、S-1グランプリ大会などへの出場などに取り組んだところですよとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、農政課所管分について申し上げます。

養豚業者の施設や畑からの臭いが多いのですが、特に、豚のふん尿は臭いがきつくて取れません。各先進地の市町村では、豚のふん尿に関しては、登録をして追跡をし、どこの畑に幾ら入れたのか届出制をしています。そこまでしなければ悪臭に関する問題等は解決しないと思いますが、どう考えていますかとの質疑に対し、LOVEいぶすきも2年ほど前から配布をしたり、売ったりしている状況なのですが、数字が下がるという効果も出ていますので、そのようなことを進めていきたいと考えていますとの答弁でした。

指宿地域の東方地区を中心にイモゾウムシが確認され、芋の栽培ができないのですけれど

も、対策は県任せなのですかとの質疑に対し、法の下に規制を行っています。防除区域は927haで、5年前に発生してから、県及び国、市、生産者の方々も協力して防除を行っているところです。23年の現状としては、県の根絶調査が進んで、国が最終的に法に則って根絶の確認調査を行っているところです。うまくいけば、本年末から来年当初にかけて根絶の宣言ができ、規制区域が解除され、芋が作れるようになると考えていますとの答弁でした。

意見として、畜産から出るし尿処理の問題は苦勞されていると思いますが、悪臭が出たら迅速な対応をしていただきたいというものと、農業振興を図る意味でも、最低限のルールが整備されているのですが、一部にルールを守られていない悪質な方がいますので、豚のふん尿処理の仕方を追跡する意味で、届出制のシステムを検討していただきたいというものと、生ごみの資源リサイクルを環境政策課等と協力して研究してほしいというものがありました。

次に、耕地林務課所管分について申し上げます。

南薩東部地区広域営農団地農道整備事業の第3期工事の、現在の進捗率はどの程度になっているのですか。また、全線開通に向けて、どういう年次的な計画になっているのですかとの質疑に対し、22年度指宿地区で実施し、進捗率は95%です。23年度までの進捗率が98%で、本線については全線完了です。後の2%は24年度に附帯工事を行う計画になっているところですよとの答弁でした。

1月27日のメディポリスの森林伐採は林地開発ということで、単なる温泉送水管工事ではないと、開発行為に当たるという認識を持ったので、県へ申請を出したということだろうと思います。開発行為のときに、遺跡の埋蔵地、推定地という区域に該当する。若しくは該当していないにしても、遺跡物等が工事の中で発掘されたときに、工事発注者に対して報告をしろという義務はあるのですかとの質疑に対し、伐採許可を出した箇所は、中央林道から約300m入った泉源の温泉を引くということで、そこに遺跡があるとかは把握していません。許可をしたのは、第一泉源から新しく管を引きたいということでしたので、伐採許可を出したということですよとの答弁でした。6月9日に中止命令が出たというのは、今日、初めて知ったのですが、平成23年6月9日に工事中止が出て、9月24日の玉利地区で説明会があり、その説明会ときには、温泉送水管の2・3mの道路ではなくて、開発に当たるから中止をしていますという説明だったのですけれども、この時点では、中止をされていたという認識を持っているのですかとの質疑に対し、開発行為だと認識したのが6月9日ですが、南薩振興局にそういう書類が出されていないということで、これは開発行為に違反するので、中止命令を行ったということですよとの答弁でした。

意見として、メディポリスの林地開発の件で、住民の方々に不安を与えたのは事実ですので、今後、こういった大きな開発が出たときには、行政として、法に則って責任を果たしていただきたいというものがありました。

なお、会計課、監査委員事務局については、質疑・意見ともにありませんでした。

次に、議案第49号、平成22年度指宿市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、申し上げます。

1億6,600万円ぐらいが翌年度充用金ということですが、主なる要因をどう認識していますかとの質疑に対し、12月から2月診療分が、対前年度6,000万円ほど増えています。この増額に対する国の調整交付金は後年度となりますので、その分、差が広がってしまうという部分があります。また、歳入面で、退職医療制度に係る交付金が3月補正後にありましたが、約5,000万円減額しています。さらに、保険財政共同安定化交付金、30万円から80万円の高額医療分なのですが、これが3,000万円ほど減額、歳出面では、一般被保険者償還金が3月補正後に2,500万円ほど増額していますとの答弁でした。

翌年度繰上充用をすると、23年度にも負担がかかってしまうのですが、23年度に及ぼす影響はどのように考えているのですかとの質疑に対し、一番問題なのは、基金が0ということですので、23年度は、ある程度前期高齢者交付金でカバーできると判断しているところですが、ほかの交付金額が確定していませんので、11月末になればある程度計算ができるのかなという状況になっていますとの答弁でした。

総合健康づくり推進事業の中のヘルシーランド、レジャーセンター、砂楽の助成ですが、該当者が全員国保の関係の方なのですか。一般会計でするべきではないかと思えます。健康づくりのために歩いている方が多いのですけれども、街灯の設備が不十分だったり、歩道関係が不十分だったりしていますので、ウォーキング道路の整備に取り組むべきではないかと思えますがとの質疑に対し、市民の一体的な健康づくりという側面から、全庁的な取組として、歩道の問題も含めた形で、スマート・ウェルネス・シティ構想が、今年度中にまとまる予定ですので、その中で、いろいろな視点に立った施策が展開されてくるのではないかと認識しているところですよとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、議案第51号、平成22年度指宿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、申し上げます。

健康診査費の委託料の不用額が256万円ですが、何名の健診見込減ということになるのですかとの質疑に対し、長寿健診の対象者8,266人に対して2,062人が受診して、24.95%でしたが、2,500人程度を見込んでいた執行残ですよとの答弁でした。

後期高齢者医療保険料の収入未済額239万2,300円の中に、現年度が159万6,800円、滞納繰越分が79万5,500円と、約倍になっているのですが、対象は何人ぐらいが未納になっているのですかとの質疑に対し、被保険者が8,323人ですが、そのうち1,617人が普通徴収で、未納者が62人、普通徴収全体の3.8%ですよとの答弁でした。

意見として、早期発見・早期治療が大事だろうと思えますので、特定健診率をもっと上げる努力をしてほしいというものがありました。

次に、議案第52号、平成22年度指宿市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、申

し上げます。

介護認定されている方の人数と、認定申請をしたら認定になる人数はとの質疑に対し、介護認定者は総数で2,627人です。認定申請をしたら認定になりますという人数は把握していませんとの答弁でした。

介護保険料の全国で一番高い介護保険料を払っている市町村、低い介護保険料を払っているところを把握されていますかとの質疑に対し、介護保険料は月額4,010円で、全国平均が4,160円、鹿児島県が4,172円です。県内で高いのが奄美市の5,100円、一番安いのが三島村の2,750円となっていますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、議案第53号、平成22年度指宿市温泉配給事業特別会計歳入歳出決算の認定について、申し上げます。

温泉配湯事業は民間でも結構やられていると思いますが、あえて行政がする必要があるのですかとの質疑に対し、摺ヶ浜一帯にホテル街ができて、そこに市が泉源を持っていたことから、温泉旅館の方に配湯しています。仮に、泉源を持たないホテル・旅館が、新たな温泉を掘削する場合、県の温泉審議会とか、非常に難しいと思います。そういった中で、現状で市の泉源を使っている以上は、配湯しないとしないだろうと思っていますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、議案第54号、平成22年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計歳入歳出決算の認定について、申し上げます。

そうめん流し事業の人件費比率はどうなっていますかとの質疑に対し、22年度の人件費比率は59.3%となっておりますとの答弁でした。売上が大分減っていますが、JTBなど旅行者やタクシー業界との提携など、団体客の誘致はどのようにしていますかとの質疑に対し、22年度にJTBなど旅行ツアー会社と協定を結んでいましたが、JTB以外のツアー会社とはあまり実績がなかったため、23年度からは契約していませんとの答弁でした。

職員の月額職員が2人ずつ退職されたということですが、年間パートの方の定年はないのですかとの質疑に対し、人事は年間パートは職員と定年を一緒にすべきと言いますが、年齢制限をすると人を集めにくくなるため、一般パートは年齢制限をしないということで、人事と打ち合わせています。半年パートは65歳までとさせてもらっていますとの答弁でした。

意見として、経営の改善に強気に努めてくださいというものがありました。

次に、議案第55号、平成22年度指宿市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、申し上げます。

下水道使用料の収入未済額の理由として、生活困窮者・事業失敗・その他とありますが、その他の内容はとの質疑に対し、住所を調べても分からない、税務課でも所在が分からないという所在不明者ですとの答弁でした。

浸水被害の軽減を図るため、現在設置している仮設ポンプ6台の更新を行い、2,100万円の

予算が1,317万8千円で済んだということで、826万2,500円の執行残を出しているのですが、ポンプの能力が1分間に14tで、これを6台更新したということですがけれども、これだけ残るのであれば、もう少し能力の上のポンプを入れても良かったのではないかと思います。能力的にはこれで十分なのですかとの質疑に対し、既存と同じ能力のポンプを更新しましたが、ポンプだけを換えても、流入してくる水路整備等を行わなければ、それ以上の物を付けても事業効果がそれほど得られないということから、現状の大きさの物を更新しましたとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、議案第56号、平成22年度指宿市水道事業会計決算の認定及び剰余金処分案について、まず、決算の認定について申し上げます。

未収金が水道料金で5,027万3,280円ありますが、件数と徴収対策はとの質疑に対し、未収金の内訳は、22年度分が1,301万1,200円、21年度が750万9,250円、20年度が421万8,870円、19年度が218万3,240円、18年度が165万2,460円となっていますので、個別面談等を行い、分割納入を含めて、給水停止を掛けながら徴収していきたいと思っておりますとの答弁でした。

水道が漏れたときの対応で、土・日を挟んだ場合に、すぐに工事店が来てくれない場合もあり、2・3日間漏水の状態ですが、減免措置はあるのですかと質疑に対し、減免は条例で対応しています。水道の算定をして、2分の1を個人負担とし、2分の1は還付をする形になっていますが、目に見える漏水は管理者としての責任がありますので、基本的に、その部分は還付しないという対応をしています。また、官民境界が管理区分の境界であるとうたわられていますので、そのように運用していますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、剰余金処分案について申し上げます。

当年度未処分利益剰余金9,635万4,803円のうち、地方公営企業法に基づき、減債積立金に4,900万円、建設改良積立金に4,700万円積立処分し、残額35万4,803円を翌年度に繰越ししようとするものでありますが、別に質疑、意見はありませんでした。

なお、議案第50号、平成22年度指宿市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定については、質疑、意見ともにありませんでした。

以上で、報告を終わります。

議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時35分

再開 午前11時44分

議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

前之園正和議員。

1 1 番議員（前之園正和） 議案第48号、平成22年度一般会計の決算であります。反対の討論を行います。

決算審査においては、予算通りの執行であるかどうかのみならず、そもそも市民にとって歓迎、あるいは容認すべきものであるかどうか。市民の立場に立った予算であり、執行であるかという視点が必要です。つまり、予算と決算は一体のものであります。平成22年度の一般会計を見ますと、メディポリス指宿への奨励金も含まれております。繰り返し主張しておりますように、一刻も早く廃止すべきものと考えます。予算のときに指摘しましたように、ごみ袋売払収入の充当先が、本来は行政責任でなすべきところに充てられていたり、安全灯設置が市民の責任にさせられていたり、問題を含んでおります。また、平成22年度は議員報酬値上げもありました。付け加えるならば、メディポリスからの道路新設や林地開発を巡る伐採計画の申請に対して、申請日のその日に即日、市としてゴーサインを出していることは、あまりにも安易であり、市民の安心と暮らしを守るという見地から見ても問題であります。

以上のようなことから、市民目線に立てば、幾つかの問題を含んだ予算であり、決算でありますので反対をいたします。

議長（松下喜久雄） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

まず、議案第49号から議案第55号までの7議案を一括して採決いたします。

7議案に対する委員長の報告は認定であります。

7議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって、議案第49号から議案第55号までの7議案は、認定することに決定いたしました。

次に、議案第56号のうち、決算の認定についてを採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は認定であります。

本決算は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって、議案第56号のうち、決算の認定については、認定することに決定いたしました。

次に、議案第56号のうち、剰余金処分案についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松下喜久雄) ご異議なしと認めます。

よって、議案第56号のうち、剰余金処分案については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号、平成22年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

委員長報告にご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(松下喜久雄) 起立多数であります。

よって、議案第48号は、認定することに決定いたしました。

議案第72号～議案第78号一括上程

議長(松下喜久雄) 次は、日程第12、議案第72号、固定資産評価審査委員会委員の選任について、から、日程第18、議案第78号、指宿市職員の給与に関する条例等の一部改正について、までの7議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

提案理由の説明を求めます。

提案理由説明

市長(豊留悦男) 今次、第4回指宿市議会定例会に提案いたしました案件は、人事に関する案件4件、一部事務組合に関する案件2件、指定管理者の指定に関する案件6件、条例に関する案件7件、補正予算に関する案件4件の計23件であります。

まず、議案第72号、固定資産評価審査委員会委員の選任について、であります。

本案は、固定資産評価審査委員会委員であります末吉孝二氏が、平成24年2月22日をもって任期満了となりますが、同氏を引き続き委員として選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。なお、同氏の住所、生年月日はお示しのとおりであります。同氏には、平成18年2月23日から本市の委員として公平・公正な税務行政の推進に多大なご尽力をいただいているところであり、当該委員として適任者であると思っております。何とぞご同意賜りますようお願い申し上げます。

次は、議案第73号、固定資産評価審査委員会委員の選任について、であります。

本案は、固定資産評価審査委員会委員であります福留和美氏が、平成24年2月22日をもって任期満了となりますが、辞任の意向でありますので、新たに荊原逸朗氏を委員として選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。同氏の住所、生年月日はお示しのとおりであります。同氏は、旧山川町職員時代に税務課に勤務され、土地及び家屋評価、課税事務等に精通し、公平・公正な税務行政を推進された経験も豊富であることから、当該委員として適任者であると思っております。何とぞご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次は、議案第74号、固定資産評価審査委員会委員の選任について、であります。

本案は、固定資産評価審査委員会委員であります當房昭雄氏が、平成24年2月22日をもって任期満了となりますが、辞任の意向でありますので、新たに中野次雄氏を委員として選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。同氏の住所、生年月日はお示しのとおりであります。同氏は、旧開聞町職員時代に税務課に勤務され、土地及び家屋評価、課税事務等に精通し、公平・公正な税務行政を推進された経験も豊富であることから、当該委員として適任者であると思っております。何とぞご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次は、議案第75号、人権擁護委員候補者の推薦について、であります。

本案は、指宿地域の現委員であります坂本純繼氏が、平成24年3月31日をもって任期満了となりますが、引き続き同氏を委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。同氏の住所、生年月日はお示しのとおりでございます。同氏には、平成21年4月1日から指宿地域の人権擁護委員として多大なご尽力をいただいているところであり、当該委員として適任者であると思っております。何とぞご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次は、議案第76号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合同規約の変更について、でございます。

本案は、奄美自治会館管理組合の解散等に伴い、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合同規約の変更について協議したいので、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次は、議案第77号、指宿広域市町村圏組合同規約の変更について、であります。

本案は、広域行政事務の合理的かつ効率的な共同処理を図り、新たに設置するごみ処理施設の負担割合等の変更をする必要があることから、指宿広域市町村圏組合同規約を変更することについて、関係市と協議したいので、地方自治法第286条第2項及び第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次は、議案第78号、指宿市職員の給与に関する条例等の一部改正について、であります。

本案は、平成23年9月30日に行われた人事院勧告の趣旨に基づき、市職員及び特定任期付職員の給料の額等を改定するため、これらの条例の所要の改正をしようとするものであります。

なお、議案第76号、第77号及び第78号の詳細につきましては、関係各部長に説明させていただきますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

総務部長（渡瀬貴久） それでは、命によりまして、総務部所管の議案について、追加してご説明申し上げます。

提出議案の5ページをお開きください。

議案第76号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について、であります。

本案は、奄美自治会館管理組合の解散等に伴い、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について協議したいので、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

主な内容について申し上げますと、一つ目は、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について協議するため議会の議決を求めるもので、奄美自治会館管理組合の解散に伴い、鹿児島県市町村総合組合を組織する地方公共団体から、奄美自治会館管理組合を脱退させるものであります。二つ目は、鹿児島県市町村総合事務組合の規約の変更について協議するため議会の議決を求めるもので、規約の変更内容は、奄美自治会館管理組合を削ることと、ドクターヘリの代替運航に伴い、救急患者発生に対応する医療従事者の確保に関する事務等に、本市を含め20市町を加えることであります。

なお、この規約の施行期日は、平成24年4月1日となっております。

次は、提出議案の10ページをお開きください。

議案第78号、指宿市職員の給与に関する条例等の一部改正について、であります。

本案は、平成23年9月30日に行われた人事院勧告の趣旨に基づき、指宿市職員の給料及び特定任期付職員の給料の額等を改定するほか、本年度中の民間との給与較差分0.37%を12月に支給する期末手当で減額調整するため、関係条例の所要の改正をしようとするものであります。

主な改正内容についてご説明申し上げますので、11ページをお開きください。指宿市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例として、指宿市職員の給与に関する条例など、関係3条例を改正することとしております。

それでは、各条についてご説明いたします。

まず、第1条では、指宿市職員の給与に関する条例、別表第4条関係において、概ね40歳台以上の職員に適用する給料表について、本年12月から平均約0.23%を減額した給料表に改定しようとするものであります。

次は、15ページをお開きください。第2条では、指宿市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、平成18年指宿市条例第224号の附則第7項の改正において、同項に規定している平成18年、新給与制度導入時の現給保障額について、本年12月以降に支給する当該現給保障額を、職務の級及び号給に応じ100分の99.1を乗じて得た額に減額しようとするものです。

次は、16ページをお開きください。第3条では、指宿市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の第4条第1項の改正において、一般職の任期付職員のうち特定任期付職員の本年12月以降に支給する給料月額を人事院勧告に基づき一般職員に準じた減額改定をしようとするものであります。

次に、附則におきまして、この条例の施行に関し、必要な措置等を定めようとしております。まず、附則第1条では、この条例の施行日を定めております。次に附則第2条では、今回の給料表の改正の対象となる職員について、本年4月に支給すべき給料、管理職手当、扶養手当、住居手当の月額合計額に100分の0.37を乗じた額に本年11月までに在職した月数を乗じて得た額と、本年6月に支給した期末手当及び勤勉手当の額に100分の0.37を乗じて得た額の合計額を本年12月に支給する期末手当から減額することとしております。次に附則第3条では、附則第2条で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項については規則で定めることとしております。

以上で、追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

市民生活部長（中間竜郎） それでは、命によりまして、市民生活部所管の議案について、追加してご説明申し上げます。

提出議案の7ページをお開きください。

議案第77号、指宿広域市町村圏組合規約の変更について、であります。

本案は、指宿広域汚泥リサイクルセンター内に広域組合の事務所を移転するとともに、指宿市清掃センターと穎娃ごみ処理施設の2施設でごみ処理を行っていたものを、今回、指宿広域市町村圏組合で2施設を統合した処理能力を持つ、新たなごみ処理施設を建設しようとするための負担割合を規定しようとするものであります。

具体的な負担割合は、指宿市清掃センターで処理する予定量の割合はすべて指宿市の負担とし、穎娃ごみ処理施設で処理する予定量を現在のごみ処理場の管理運営に関する負担割合で、指宿市と南九州市に案分したものの合計を負担割合とするものであります。

以上で、追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

休憩	午後	0時04分
再開	午後	0時57分

議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第72号～議案第75号（質疑，委員会付託省略，表決）

議長（松下喜久雄） これより，質疑に入ります。

まず，議案第72号から議案第75号までの4議案について質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にありませんので，質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第72号から議案第75号までの4議案は，委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって，議案第72号から議案第75号までの4議案は，委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより，採決いたします。

まず，議案第72号を採決いたします。

本案は，同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって，議案第72号は，同意することに決定いたしました。

次に，議案第73号を採決いたします。

本案は，同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって，議案第73号は，同意することに決定いたしました。

次に，議案第74号を採決いたします。

本案は，同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって，議案第74号は，同意することに決定いたしました。

次に，議案第75号を採決いたします。

本案は，同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松下喜久雄) ご異議なしと認めます。

よって、議案第75号は、同意することに決定いたしました。

議案第76号～議案第78号(質疑, 委員会付託省略, 討論, 採決)

議長(松下喜久雄) 次に、議案第76号から議案第78号までの3議案について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、前之園正和議員。

11番議員(前之園正和) 議案第78号について伺います。

給与月額削減等についてであります。市職員組合との協議と合意はどのようになっているのか、1点のみ伺います。

総務部長(渡瀬貴久) 今回の人事院勧告に伴う給与削減の取扱いにつきましては、平成23年11月17日職員団体とも協議交渉を行い、合意に至っております。

議長(松下喜久雄) 次は、六反園弘議員。

16番議員(六反園弘) 市の職員は、菜の花マラソンを始め、指宿市の主催する行事には積極的に、土曜、日曜、祝日であっても積極的なボランティア活動を行っておりますが、加えて各地区でのいろんな行事に対しても進んで役員等を引き受けて、指導的立場で行動している姿が多く見られるわけです。そういう職員の生活に関わっての給与の問題、安定した職員の生活というのは、非常に重要なことだろうと思います。そこで今、同僚議員の方から質疑があって、交渉は11月の17日に1回持たれたということですが、それ以前の話し合いは何回かされたのか、お聞きいたします。

総務部長(渡瀬貴久) 今回の人事院勧告に伴う給与削減の取扱いにつきましては、事務レベル協議を踏まえまして、平成23年11月17日に職員団体とも協議を行い、合意を得ております。

16番議員(六反園弘) その話し合いや交渉の中で、特に問題になった事項はどのようなことだったのか、お伺いいたします。

総務部長(渡瀬貴久) 今回の人事院勧告において、平成18年4月の新給与制度導入に伴う経過的な措置額、すなわち現給保障額の取扱いにつきましては、減額改定の勧告のほか、段階的に廃止するというような勧告も出されております。このことにつきましては、今回、条例改正で減額改定の方については条例化しておりますけれども、現給保障額の段階的な廃止につきましては、職員生活にも大きな影響が想定されることから、職員団体と継続協議とすることになっているわけでございます。

16番議員(六反園弘) 今、現給保障の問題、これは特に指宿の場合、指宿・山川・開聞の合併によって、職員の給料のバランスが問題があるということで、これまでいろいろ調整もされてきたと思いますが、今後の問題としてここが残っているんじゃないかと思うんですが、

課題として残された問題は、今のそういったことであるというふうに捉えてよろしいでしょうか。

総務部長（渡瀬貴久） 先ほど答弁いたしましたとおり、現在、現給保障を受けている職員が139人、これは教員を除く市の職員の約30%になりますけれども、現給保障を受けております。この現給保障の廃止につきましては、職員生活に大きな影響ということも想定されますし、また、合併時における調整の際にも、この取扱いについて苦労した部分もございますので、今後、県や他市の取扱い等も参考にしながら、職員団体と継続協議していくということになるかと思えます。

議長（松下喜久雄） 以上で、通告により質疑は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第76号から議案第78号までの3議案は、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって、議案第76号から議案第78号までの3議案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第76号から議案第78号までの3議案を一括して採決いたします。

3議案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって、議案第76号から議案第78号までの3議案は、原案のとおり可決されました。

議案第79号～議案第94号一括上程

議長（松下喜久雄） 次は、日程第19、議案第79号、指宿老人福祉センターの指定管理者の指定について、から、日程第34、議案第94号、平成23年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、までの16議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

提案理由の説明を求めます。

提案理由説明

市長（豊留悦男） それでは、ご説明申し上げます。

まず、議案第79号、指宿老人福祉センターの指定管理者の指定について、及び議案第80号、山川老人福祉センターの指定管理者の指定について、であります。

両案は、指宿老人福祉センター及び山川老人福祉センターの指定管理者として、社会福祉法人指宿市社会福祉協議会を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次は、議案第81号、レイクグリーンパークの指定管理者の指定について、であります。

本案は、レイクグリーンパークの指定管理者としてレイクグリーンパーク管理運営委員会を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次は、議案第82号、いぶすき山川港特産市場の指定管理者の指定について、であります。

本案は、いぶすき山川港特産市場の指定管理者として、株式会社芙蓉商事を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次は、議案第83号、指宿市天然砂むし温泉施設の指定管理者の指定について、であります。

本案は、指宿市天然砂むし温泉施設の指定管理者として、財団法人指宿温泉まちづくり公社を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次は、議案第84号、セントラルパーク指宿の指定管理者の指定について、であります。

本案は、セントラルパーク指宿の指定管理者として、社団法人指宿市観光協会を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次は、議案第85号、指宿市飲料水供給施設条例の制定について、であります。

本案は、指宿市水道事業の給水区域外において、市民に飲料水を安定的に供給し、公衆衛生及び生活環境の向上に寄与するため、この条例を制定しようとするものであります。

次は、議案第86号、指宿市立市民会館条例の一部改正について、であります。

本案は、第二次集中改革プランに基づき作成した、使用料・手数料等の見直しに関する基本方針により、施設使用料等の見直しを行うため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第87号、指宿市立図書館条例の一部改正について、であります。

本案は、図書館電算化事業の実施に伴い、開聞図書室を廃止するため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第88号、指宿市スポーツ振興審議会条例の一部改正について、であります。

本案は、スポーツ振興法の全部が改正され、スポーツ基本法が公布されたことに伴い、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第89号、指宿市天然砂むし温泉施設条例等の一部改正について、及び議案第90号、指宿市都市公園条例の一部改正について、であります。

両案は、第二次集中改革プランに基づき作成した、使用料・手数料等の見直しに関する基本方針により、施設使用料等の見直しを行うため、これらの条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第91号、平成23年度指宿市一般会計補正予算（第6号）について、であります。

本案は、歳入・歳出にそれぞれ3,361万4千円を追加し、予算の総額を211億6,873万4千円にしようとするものであります。

次は、議案第92号、平成23年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、であります。

本案は、歳入・歳出にそれぞれ6,752万8千円を追加し、予算の総額を76億6,805万円にしようとするものであります。

次は、議案第93号、平成23年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、であります。

本案は、歳入・歳出にそれぞれ439万円を追加し、予算の総額を39億8,270万3千円にしようとするものであります。

次は、議案第94号、平成23年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、であります。

本案は、歳入・歳出からそれぞれ209万9千円を減額し、予算の総額を9億5,853万1千円にしようとするものであります。

なお、各議案の詳細につきましては、関係各部長に説明いたさせますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

総務部長（渡瀬貴久） それでは、命によりまして、総務部所管の議案について、追加してご説明申し上げます。

提出議案の44ページをお開きください。

議案第91号、平成23年度指宿市一般会計補正予算（第6号）について、であります。

別冊の平成23年度補正予算書の1ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で歳入・歳出予算の総額に歳入・歳出それぞれ3,361万4千円を追加して、歳入・歳出予算の総額を211億6,873万4千円にしようとするものであります。

第2条で債務負担行為の補正を計上しておりますが、これは5ページの第2表、債務負担行為補正でお示しのとおり、対象事業の追加を計上するものであります。

第3条で地方債の補正を計上しておりますが、これは5ページの第3表、地方債補正でお示

しのとおり変更するものであり、元利償還金の100%が普通交付税措置される臨時財政対策債を発行可能な全額を借り入れて、交付税措置のない起債事業への充当や、今回の補正予算の財源調整として活用しようとするものであります。

13ページをお開きください。

説明の都合上、歳出の方から主なものについてご説明をいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目7企画費、節19負担金補助及び交付金25万円の補正につきましては、Iターン者に対する定住促進助成金を計上するものであります。

目12諸費、節23償還金・利子及び割引料263万8千円の補正につきましては、児童福祉費、生活保護費及び障害者福祉費に係る平成22年度分の過年度精算に伴い、国庫支出金で237万8千円、県支出金で26万円の精算返納金を計上するものであります。

款3民生費、項1社会福祉費、目6国民健康保険総務費、節28繰出金459万4千円の補正につきましては、平成21年度の国民健康保険の医療給付実績が国の平均を超えたことから、国民健康保険特別会計に対する安定化基準超過費用額共同負担金として、一般会計からの繰出金を計上するものであります。

目9介護保険総務費、節28繰出金371万3千円の補正につきましては、介護保険特別会計における平成24年度介護保険法改正に伴うシステム改修費用の財源として、一般会計からの繰出金を計上するものであります。

項3生活保護費、目1生活保護総務費、節19負担金補助及び交付金82万5千円の補正につきましては、住宅手当緊急特別措置事業の対象者の増に伴い補助金を増額計上するものであります。

款4衛生費、項1保健衛生費、目6環境衛生費、節11需用費2万8千円の補正につきましては、尾下地区飲用水供給施設が平成24年2月に完成予定であることから、飲用水を供給するために必要な消毒用薬剤とポンプの電気料を計上するものであります。

項2清掃費、次のページの目2塵芥処理費、節19負担金補助及び交付金の1,634万8千円の補正につきましては、指宿広域市町村圏組合が策定する新ごみ処理施設建設基本計画に係る委託料と、管理型最終処分場の建設場所である南九州市頰娃町郡地区に対する補償金等の指宿市負担分を計上するものであります。

款5農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費、節8報償費40万円の補正につきましては、農業後継者の結婚祝金支給対象者の増に伴う25万円と、農業者年金業務委託手数料交付金の確定に伴い、農業者年金加入促進のため、加入促進推進員に対する報償費15万円を計上するものであります。同じく節11需用費10万3千円の補正につきましては、農業者年金業務委託手数料交付金の確定に伴い、加入促進のための消耗品費等を計上するものであります。

目6農地費、節7賃金から節19負担金補助及び交付金までの1,921万5千円の減額補正につきましては、県の地籍調査事業に対する補助金の減額内示による調査面積減に伴う事業費1,95

5万5千円の減額と、農業用かんがい用水施設の急速ろ過機逆洗排水電動弁取替の施設維持費34万円と、基幹水利施設の光熱水費等の執行見込額の減に伴い、平成24年度に計画していた南部揚水機場の堆積土砂除去等の工事を前倒して実施することによる光熱水費等から工事請負費へ予算を組み替えるものであります。

項2林業費，目2林業振興費，節13委託料553万7千円の補正につきましては，松くい虫伐倒駆除事業費と景勝松林樹幹注入事業費について，県から増額内示があったことから，委託料の増を計上するものであります。同じく節19負担金補助及び交付金830万円の補正につきましては，かごしま森林組合が森林整備・林業木材産業活性化推進事業を活用して導入する高性能林業機械2台の購入事業費に対する補助金を計上するものであります。

項3水産業費，目2水産業振興費，節19負担金補助及び交付金560万円の補正につきましては，山川漁協が種子島周辺漁業対策事業を活用して補修工事を行う山川漁港内港荷揚場上屋柱脚補強工事に対する補助金を計上するものであります。

款7土木費，項3河川費，目1河川総務費，財源内訳欄の財源組替えの補正につきましては，地方債の補正でご説明いたしましたとおり，交付税措置のない起債を臨時財政対策債へ財源を組み替えるものであります。

なお，臨時財政対策債は，起債ではありますが，用途について制限がないため，財源としては，一般財源として取り扱われることとなります。

次のページ，項5都市計画費，目1都市計画総務費，節28繰出金209万9千円の減額につきましては，公共下水道事業特別会計の起債償還利子が確定し減額となったことから，一般会計からの繰出金を減額するものであります。

項6住宅費，目1住宅管理費，節11需用費と節13委託料の合計320万円の補正につきましては，市営住宅の施設老朽化や退去時等に伴う住宅改修費用が増えていることから，施設維持費と委託料を増額計上するものであります。

目2公営住宅建設費，財源内訳欄の財源組替えの補正につきましては，河川費と同様，臨時財政対策債へ財源を組み替えるものであります。

款8消防費，項1消防費，目2非常備消防費，節18備品購入費105万3千円の補正につきましては，第21回女性消防操法大会に指宿市が鹿児島県代表として出場することから，大会用の制服，ヘルメット，消防ポンプ等の備品購入費を計上するものであります。

款9教育費，項3中学校費，目3学校教育振興費，節11需用費100万円の補正につきましては，平成24年度からの中学校教科書採択替えに伴う教師用教科書及び指導書の購入費の増を計上するものであります。同じく節20扶助費90万円の補正につきましては，要保護・準要保護生徒就学援助費の支給対象者の増に伴う扶助費の増を計上するものであります。

項6社会教育費，目6文化財保護費，財源内訳欄の財源組替えの補正につきましては，臨時財政対策債へ財源を組み替えるものであります。

項7保健体育費，目2社会体育施設費，節11から節18備品購入費までの予算の組替えの補正につきましては，陸上競技場の大規模改修に伴い，日本陸上競技連盟4種公認を取得するため，工事請負費を減額して，公認に必要な備品を整備するための購入費等を計上するものがあります。

次は，歳入についてご説明いたしますので，11ページをお開きください。

款14国庫支出金153万1千円の補正につきましては，節及び説明欄にお示しの事業に対する国庫負担金を計上するものであります。

款15県支出金646万7千円の補正につきましては，節及び説明欄にお示しの事業に対する県補助金と委託金を計上するものであります。

款18繰入金518万7千円の補正につきましては，今回補正の財源調整として，財政調整基金からの繰入金を計上するものであります。

款20諸収入125万3千円の補正につきましては，節及び説明欄にお示しの事業に係る助成金等を計上するものであります。

款21市債1,917万6千円の補正につきましては，節区分及び説明欄にお示しのとおり，市債の変更額を計上するものであります。

以上で，追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

市民生活部長（中間竜郎） それでは，命によりまして，市民生活部所管の議案について，追加してご説明申し上げます。

提出議案の24ページをお開きください。

議案第85号，指宿市飲料水供給施設条例の制定について，であります。

本案は，上水道施設の未普及地域において，市民に飲料水を安定的に供給し，公衆衛生及び生活環境の向上に寄与するための施設設置について新たに条例を制定しようとするものであります。

新たに設置する飲料水供給施設は，尾下地区に整備するものであります。この飲料水供給施設を利用する者は，利用組合を結成し，その代表者を市に届け出ることとし，施設の使用料金は施設の維持管理に係る経費のうち，薬品購入費や光熱水費等の実費料金を利用組合から徴収することを規定しております。

なお，条例施行日は，平成24年2月1日を予定しております。

以上で，追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

健康福祉部長（迫田福幸） それでは，命によりまして，健康福祉部所管の議案について，追加してご説明申し上げます。

提出議案の18ページをお開きください。

議案第79号、指宿老人福祉センターの指定管理者の指定について、であります。

本案は、指宿老人福祉センターの指定管理者として、社会福祉法人指宿市社会福祉協議会を指定しようとするもので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、当センターの指定管理者に社会福祉法人指宿市社会福祉協議会を指定することにつきましては、社会福祉協議会がセンターの設置目的と密接に関連した団体であり、指宿市公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例第9条第1項の規定に基づき、適切と判断したものであります。

また、指定の期間につきましては、平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間とするものであります。

次は、19ページをお開きください。

議案第80号、山川老人福祉センターの指定管理者の指定について、であります。

本案につきましても、先にご説明いたしました議案第79号と同様、山川老人福祉センターに係る指定管理者として、社会福祉法人指宿市社会福祉協議会を指定し、その期間を平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間としようとするものであります。

次は、45ページをお開きください。

議案第92号、平成23年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、であります。

別冊の平成23年度補正予算書の17ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で歳入・歳出予算の総額に歳入・歳出それぞれ6,752万8千円を追加し、歳入・歳出予算の総額を76億6,805万円にしようとするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方からご説明いたしますので、26ページをお開きください。

款2保険給付費、項2高額療養費、目2退職被保険者等高額療養費1,145万7千円の補正につきましては、退職被保険者等高額療養費の実績見込みに伴う負担金の増であります。

款8保健事業費、項2保健事業費、目1総合健康づくり推進事業費3万8千円の補正につきましては、医療費抑制策として、本市の脳卒中患者の医療費を分析するための国保連合会への委託料であります。

款11諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目3一般被保険者償還金5,603万3千円の補正につきましては、平成22年度国民健康保険療養給付費等負担金交付額決定に伴う国への償還金であります。

次に、歳入についてご説明いたしますので、25ページをお開きください。

款4県支出金、項2県補助金、目1財政調整交付金3万8千円の補正につきましては、脳卒中患者医療費分析委託料に伴う県からの特別調整交付金であります。

款6前期高齢者交付金，項1前期高齢者交付金，目1前期高齢者交付金6,289万6千円の補正につきましては，前期高齢者交付金の見込み増に伴い増額計上するものであります。

款9繰入金，項1他会計繰入金，目1一般会計繰入金，節6安定化基準超過費用額繰入金459万4千円の補正につきましては，安定化基準超過費用額共同負担金に伴う繰入金でございます。安定化基準超過費用額共同負担金とは，平成21年度の医療費が，全国基準費用額の1.17倍以上であった場合，その超過費用額の2分の1を国・県・市がそれぞれ3分の1ずつ共同で負担する制度であります。

次は，提出議案の46ページをお開きください。

議案第93号，平成23年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第2号）について，であります。

別冊の平成23年度補正予算書の27ページをお開きください。

補正の内容は，第1条で歳入・歳出予算の総額に歳入・歳出それぞれ439万円を追加し，歳入・歳出予算の総額を39億8,270万3千円にしようとするものであります。

それでは，説明の都合上，歳出の方からご説明いたしますので，36ページをお開きください。

款1総務費，項1総務管理費，目1一般管理費439万円の補正につきましては，介護保険制度改正等に伴う介護保険システムの改修費を計上するものであります。

次に，歳入についてご説明いたしますので，35ページをお開きください。

款3国庫支出金，項2国庫補助金，目6介護保険事業費補助金67万7千円の補正につきましては，介護保険事務処理システム改修事業費に係る国庫補助金を計上するものであります。

款7繰入金，項1一般会計繰入金，目4その他一般会計繰入金371万3千円の補正につきましては，今回の補正の財源として一般会計から繰入れを行うものであります。

以上で，追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

産業振興部長（吉井敏和） 命によりまして，産業振興部所管の議案について，追加してご説明申し上げます。

提出議案の20ページをお開きください。

議案第81号，レイクグリーンパークの指定管理者の指定について，であります。

本案は，地方自治法244条の2第6項に基づき，指定管理者の指定にあたり，議会の議決を求めようとするものであります。レイクグリーンパークは，鹿児島県中山間総合整備事業で整備された施設で，都市住民と地域住民との交流促進を通じた農業農村の振興と地域経済の活性化を図ることを目的にした施設であります。この目的を達成するため，地域の公民館，生産者グループ，加工グループ，高齢者クラブ，防犯組合，婦人部，指宿市干寄土地改良区で組織するレイクグリーンパーク管理運営委員会が設立され，平成13年7月の施設開館時よ

り同委員会に管理を委託し、平成18年9月から指定管理者制度による管理へと移行しております。レイクグリーンパーク管理運営委員会は、本市の施策の円滑な推進を図る上で、当該施設の設置経緯や設置目的と密接に関連する目的で設置された団体であり、平成13年7月開設以来の実績があるなどの理由から、指定管理者候補者の選定につきましては、公募によらず、指宿市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第9条第1項の規定を適用し、レイクグリーンパーク管理運営委員会を引続き指定管理者として指定しようとするものであります。

また、その期間を平成24年4月1日から平成27年3月31日までとするものであります。

次は、21ページをお開きください。

議案第82号、いぶすき山川港特産市場の指定管理者の指定について、であります。

本案は、いぶすき山川港特産市場の指定管理者として、株式会社芙蓉商事を指定しようとするもので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

指定管理者候補者の選定につきましては、本年8月1日から9月1日までを応募期間として公募を行いましたところ、1団体の応募があり、指定管理者候補者選定委員会の審査を経て選定したものであります。選定の理由につきましては、これまで南大隅町ネッピー館等の指定管理者としての実績があり、山川・根占フェリーとの連携や、地域連携の施設経営方針が適切で、住民のみならず観光客等にも幅広く配慮したものとなっており、サービス向上が期待できること。本社のサポート体制や職員の研修、施設の維持管理・危機管理マニュアル等も整備され、指揮命令系統も確立され、独自の情報管理システムの構築や、利用者のトラブルの未然防止、再発防止に対する取組が高く評価できること。財務基盤・経営基盤ともに安定しており、管理経費削減も期待できることなどから、いぶすき山川港特産市場の指定管理者候補者としてふさわしいと判断し選定したところであります。

なお、指定の期間については、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間とするものであります。

次は、22ページをお開きください。

議案第83号、指宿市天然砂むし温泉施設の指定管理者の指定について、であります。

本案は、地方自治法第244条の2第6項に基づき、指定管理者の指定にあたり、議会の議決を求めるものであります。

指宿市天然砂むし温泉施設の指定管理者に財団法人指宿温泉まちづくり公社を指定することにつきましては、本施設の設置目的と当該法人の設立目的が密接に関連した団体であり、平成18年9月より指定管理者として管理を行ってきた経緯から、指定管理者候補者の選定につきましては、公募によらず、指宿市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第9条第1項の規定を適用させていただき、候補者を選定したものであります。

また、その期間を平成24年4月1日から平成27年3月31日までとしようとするものであります。

次は、23ページをお開きください。

議案第84号、セントラルパーク指宿の指定管理者の指定について、であります。

本案は、地方自治法第244条の2第6項に基づき、指定管理者の指定にあたり、議会の議決を求めるものであります。

セントラルパーク指宿の指定管理者に、社団法人指宿市観光協会を指定することにつきましては、本施設の設置目的と当該法人の設立目的が密接に関連した団体であり、平成18年9月より指定管理者として管理を行ってきた経緯から、指定管理者候補者の選定につきましては、公募によらず、指宿市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第9条第1項の規定を適用させていただき、候補者を選定したものであります。

また、その期間を平成24年4月1日から平成29年3月31日までとしようとするものであります。

次は、37ページをお開きください。

議案第89号、指宿市天然砂むし温泉施設条例等の一部改正について、であります。

本案は、天然砂むし温泉施設、山川砂むし保養施設及びヘルシーランドについて、第二次集中改革プランに基づき作成した、使用料・手数料等の見直しに関する基本方針に則り、施設使用料等の見直しを行うため、これらの条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容は、まず、指宿市天然砂むし温泉施設条例及び指宿市山川砂むし保養施設条例については、基本方針の減額基準に基づき、小人及び3歳未満の使用料又は利用料をお示しのように改定しようとするものでございます。

次に、指宿市ヘルシーランド条例につきましては、基本方針の減額基準に基づき、小人の利用料をお示しのとおり改定するとともに、別表の施設利用料の区分を現状に即して整理し、利用料等をお示しのとおり改定しようとするものであります。また、それぞれの条例で定めている減免規定を、規則に委任するため、整理しようとするものであります。

なお、附則において、指宿市天然砂むし温泉施設条例の改正については、施行期日を平成24年4月1日からとし、経過措置として、改正後の条例の規定は、施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例によることとしております。また、指宿市山川砂むし保養施設条例及び指宿市ヘルシーランド条例の改正については、施行期日を平成25年4月1日からとし、経過措置として、これらの条例の規定は、施行の日以後の利用に係る利用料について適用し、同日前の利用に係る利用料については、なお従前の例によることとしております。

以上で、追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

建設部長（三窪義孝） それでは、命によりまして、建設部所管の議案について、追加してご説明申し上げます。

提出議案の42ページをお開きください。

議案第90号、指宿市都市公園条例の一部改正について、であります。

本案は、本市に整備されている都市公園有料施設の使用料について、所要の改正をしようとするものであります。

対象施設は、セントラルパーク指宿内の指宿ビジターセンター及び観音崎公園内の指宿地域交流施設の2施設であります。これらの2施設につきましては、使用料・手数料等の見直しに関する基本方針に基づき、使用料を算定いたしております。

なお、附則において、この条例は平成24年4月1日からの施行となります。

次は、47ページをお開きください。

議案第94号、平成23年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、であります。

別冊の平成23年度補正予算書の37ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で歳入・歳出予算の総額から歳入・歳出それぞれ209万9千円を減額して、歳入・歳出予算の総額を9億5,853万1千円にしようとするものであります。

第2条で債務負担行為を計上しておりますが、これは41ページの第2表債務負担行為補正でお示しのとおり、指宿市浄水苑及び潟山汚水中継ポンプ場等の維持管理業務委託を包括的民間委託とし、契約期間を3年間とするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方からご説明いたしますので、48ページをお開きください。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節27公課費96万1千円の補正につきましては、消費税の確定等による公課費を増額するものであります。

款3公債費、項1公債費、目2利子、節23償還金・利子及び割引料306万円の減額補正につきましては、起債償還に係る利子の減額であります。

次は、歳入についてご説明いたしますので、47ページをお開きください。

款4繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金、節1一般会計繰入金209万9千円の減額補正につきましては、歳出補正予算の減額に伴い、一般会計からの繰入金を減額するものであります。

以上で、追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

教育部長（吹留賢良） それでは、命によりまして、教育委員会所管の議案について、追加してご説明申し上げます。

提出議案の27ページをお開きください。

議案第86号，指宿市立市民会館条例の一部改正について，であります。

本案は，第二次集中改革プランに基づき作成した，使用料・手数料等の見直しに関する基本方針により，施設使用料等の見直しを行うため，この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容は，第8条第2項で使用時間の延長を1時間以内とし，第12条第1項後段の消費税に関する規定を削り，別表第1の市民会館及び別表第2の山川文化ホールの使用料を，お示しのとおり改定するとともに，備考の規定を整理するものであります。

なお，附則において，この条例の施行日は，次回の指定管理者の運営が始まる平成25年4月1日からとし，経過措置として施行の日以後の使用に係る使用料について適用し，同日前の使用に係る使用料については，なお従前の例によることとしております。

次は，32ページをお開きください。

議案第87号，指宿市立図書館条例の一部改正について，であります。

本案は，図書館電算化事業の実施に伴い，開聞図書室を廃止するため，この条例の所要の改正をしようとするものであります。

開聞図書室の廃止については，行政改革推進本部により方針決定したものであり，広報紙等で周知しているところであります。開聞地域の図書館機能の整備は，開聞支所及び川尻ふれあい交流館に蔵書検索・予約・返却ができる端末を設置し，配本と併せて指宿市立図書館の蔵書を利用できるようにするものであります。なお，教育委員会所管の開聞図書室はなくなりますが，開聞農村環境改善センターの図書室としてはこのまま残ります。

改正の主な内容は，第2条及び第7条の開聞図書室に関する規定を削除するものであります。

なお，附則において，この条例は平成24年4月1日から施行することとしております。

次は，34ページをお開きください。

議案第88号，指宿市スポーツ振興審議会条例の一部改正について，であります。

本案は，スポーツ振興法の全部が改正され，スポーツ基本法が公布されたことに伴い，この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容は，改正後の法律第31条において，従前の法律で規定されていたスポーツ振興審議会等という題名が，スポーツ推進審議会等という題名に改正されたことから，本条例においても，題名の改正を行うものであります。

また，改正前の法の規定中，振興という表現が，改正後の法では，推進という表現に改められたため，同様の改正を行うことと，改正後の法の引用条項の整備を行うものであります。

なお，附則において，公布の日から施行することとしております。

また，同様の理由により，指宿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の別表中，スポーツ振興審議会委員をスポーツ推進審議会委員に改定するものであります。

以上で、追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 2時09分

議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第79号～議案第94号（質疑、委員会付託）

議長（松下喜久雄） これより、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を順次許可いたします。

前之園正和議員。

11番議員（前之園正和） 議案第79号から84号、いずれも指定管理者の指定に関してもありますが、関連をしますので、一緒に伺います。

ただいま説明がなされたわけですが、82号以外は公募はしなかったということで確認をしていいかどうか。もう一つは、82号については、なぜ1団体のみとなったのか。どのように考えているか、以上伺います。

産業振興部長（吉井敏和） 82号以外は公募なしと確認していいかということでございますが、そのとおりでございます。それから、なぜ1団体のみとなったか、それについてどう考えているかということでございますけれども、これまで指定管理者であった山川町漁協が、現在の条件では契約交渉はできないとの回答を受けたことから、いぶすき山川港特産市場の指定管理者について、8月1日から9月1日までを募集期間として、ホームページ及び広報紙等により周知し、公募をいたしたところでございます。8月17日には現地説明会を開催し、5業者の参加申し込みをいただきましたけれども、当日は4業者の参加が現地説明会に来られたということでございます。受付最終日の9月1日までに1業者の申請書類を受理して、今回、議案として提案をさせていただきました。応募につきましては、それぞれ参加をされた事業所等の考え方もあるでしょうし、3年間の指定管理料の基準価格等も念頭において、最終的な判断をした結果、1社になったというふうに認識をしているところでございます。

11番議員（前之園正和） 公募をしなかったものについては、その分野に長けていると言いましょうか、専門的にやっている団体だとか、広い意味でベターだろうということで、競争するまでもなくそこを指定すると、おおまかに言えばそういう考えだろうというふうに思うんですね。そういったことからすると、この82号、活お海道の分については、最初の指定は山川漁協で、同じくここがベストだろうということで、確か、公募なしで決まっていたのではないかというふうに記憶しているんですけども、ベストだろう、長けているということで判断をしたところが、団体がですね、切替えの段階で、いわば、お断りをしてくるという

ことですけれども、これはどういったことなんでしょうか。漁協側が、最初、それに応じる時に、見込んだ内容と実態が違ったのか、大きな判断ミスがあったのかですね。その辺のところも、一応、行政としては、吟味しなければ、ほかのですね、いわゆる公募なしでやったところにも、やっぱり、影響が出ないとも考えられない問題じゃないかというふうに思うんですけれども、そのところはどのようにお考えでしょうか。

産業振興部長（吉井敏和） 山川港特産市場につきましては、建設当初から、山川地域の活性化を主たる目的ということで取り組んだ事業でございますが、その指定管理者と言いますが、その管理運営を、やはり地元の事業者がした方がベターだろうということで、山川町漁協さんが一応していただいたと。これまでの経過を見ますと、なかなか漁協さんの方も、そういうサービス業とか、そういった部分に、なかなか慣れていないとかいう部分もあったかもしれません。そういった部分で赤字が、初年度から結構大きな部分が出た。その赤字の部分について、いろいろモニタリング調査とか、それから、研修を行いまして、収支改善を行い、人員削減を行ったり、営業の見直しを行ったり、中身の検討を行ったり、様々な工夫をこらしながら2年目、3年目の今年あたりについては、大幅な縮減が図られているところでございます。ただ、漁協さんとしても、なかなかそういう改善はしている中で、いろいろイベントをしたりとか、漁協職員の、そういった部分の勤務形態等にも影響する部分があるということの中で、理事会の中で、最終的には、応募には参加しないということで決定したということでは聞いているところでございます。

1 1 番議員（前之園正和） 82号の件ですが、最初は、今言った地元の漁協だということもあって、よかろうということでやったわけですね。ところがうまくいかなかったということですが、これは漁協側の、いわば見込み違いということなんでしょうか。それとも、行政のここがよかろうという判断にミスがあったということなんでしょうか。そっちはどのようにお考えか伺います。

それから3回目ですので、まとめて伺いますが、もう1点ですね。1団体だけの応募になったということになれば、公平性、客観性、あるいは他社との比較という点でですね、それが妥当なものであるかどうか、相手側が示したものがですね。その評価もなかなかできないのではないかと。ましてや、前任の団体がですね、いわば撤収をしている中で、応募した1社の言いなりという言葉は妥当でないかもしれませんが、公正な判断に欠けるのではないかと。そういう気がするんですが、そのこととですね、先ほど言った、漁協が引き継がなかったというのは、漁協の見込み違いということなのか、行政としての判断ミスということなのか、どちらか伺います。

産業振興部長（吉井敏和） このことについては、漁協さんの方も一生懸命3年間取り組んでいただいたということは議員もご承知のことと思います。ただ、そういう努力をする中で、いかんせん、そういう不慣れな部分があって、なかなか改善できなかったという部分。それ

から、漁協本体の従業員の方、職員の方ですね、等のそういういろんな土・日のイベント等に対する勤務状況、そういったものを踏まえて、最終的な判断を下したものだろうというふうに認識をしております、これが当初、市の方と漁協の方と、そういう話し合いをする中で、結果として、こういうことにはなりましたけれども、行政の判断ミスとか、漁協さんのそういう見込み違いとか、そういうふうには考えてないところでございます。

それともう1点、1社だけの応募ということで、公平性とか、そういった点ではちょっと矛盾があるんじゃないかという質疑でしたけれども、担当課としましても、やはり、応募をする事業者の中身については吟味をしております。そして、募集要項に従った計画書になっているか。様々な観点から検討を加えて最終的に選定をしたということでございまして、最終的に、この決定をした事業者が、南大隅町のネッピー館、それから、この10月から、道の駅たるみず等の指定管理者としても指定をしている。そういった点では、例え1社であっても、指定管理者としてのそういう維持管理部門の実績がある。今後そういう施設を任せるときに、今後、地域の活性化とか、この施設がまだ伸びるであろうとか、そういった部分の総合的な判断から選定をしたわけでございまして、我々としては、今回、選定をした事業者については、妥当であろうというふうに考えているところでございます。

議長（松下喜久雄） 次は、下柳田賢次議員。

19番議員（下柳田賢次） 議案第91号中、陸上競技場の4種公認取得のための備品購入費ということでございますが、工事請負費を減額して、その分で備品購入費に充てるというふうな説明でございました。まず、そもそも、その陸上競技場、日本陸上競技連盟の4種公認という、この4種公認という意味そのものがですね、どういったものなのか、お伺いしたいと思います。

それと、この陸上競技場、当初よりそういう目的は、これまでのいろいろな中で説明されているわけでございますが、当初より公認取得というものは考えがあったのではないかとと思うんですけど、当初よりあるのであれば、この補正ではなく、当初予算で当然組み込まれる予算であるというふうに理解するわけでございますが、そこらはどういうことだったのかお伺いいたします。

市民スポーツ課長（下敷領達郎） お答えいたします。日本陸連の各種があるわけなんです、1種から2種、3種、4種あります。その種の内容につきましては、1種の場合には、例えば、陸上の日本選手権、国民体育大会、レベルの、例えば、結果として日本記録が出るような大会につきましては第1種競技場、それから第2種につきましては、県の大会、県記録が記録される、そういう大会の場合には2種の競技場となっております。それから、3種と4種につきましては、例えば、市の大会、南薩地区とか、地方の大会で使用する場合、記録としては、例えば、南薩であったり、市の記録であったりとか、そういう内容に利用できるようになっております。もちろんその記録を、例えば、日本記録、県記録、それぞれ審判の記録が出る

場合の、審判の方々についても、その級を持った審判の方々が行った場合に、そういう日本記録、県記録、そういうものになるようです。それから、今回の場合には、指宿で今工事をやっている分につきましては、第4種を公認として取りたいということでやっておりますが、例えば、3種と4種の違いと言いますが、3種の場合には、例えば、棒高跳びとか、ハンマー投げとか、そういうのが入った場合には3種競技場となります。指宿の場合には、今回、4種を取りたいということでしてあるんですが、4種の場合には、砲丸投げのサークル、それから、走り高跳びのサークルというのを設置する予定でいるところです。

それから、次の公認の取得については、当初予算の時点では考えておりませんでした。品質的には3種レベルの品質で競技場を造りたいということで計画しておりましたけれども、設計委託の協議の中で、建設にあたって、業者に、その品質を保証させる意味から、年度内に公認を受けたいということで、公認を受けることによって、その品質を保証させるという意味から、公認を取らせたいという意味で、そういう公認を申請してやっていくと。それにつきましては、業者の方に公認申請をしていただいて、県の陸連の方に、役員の方をお願いして取っていきたいということで、それに併せて、備品を、その公認を得るために揃えたいということです。その公認を受けるための備品というのが、これまでのクレイのコートからウレタン舗装のコースになりますので、それに併せた、例えば、短距離のスターティングブロックとか、そういうのが変わってきますので、そこら辺をお願いしたいということで計上させていただきました。

19番議員（下柳田賢次） 今、1種、2種、3種、4種まであって、3種、4種は市の大会、地方大会、南薩大会等の地方大会ということでございますが、当初で4億2,000万円程度の改修工事費を計上してですね、今、大々的にやり替えているわけでございますが、その4種を目的というのは初めて今日聞いたわけでございますし、当初はその目的もなかったという、今、説明でございました。これまで、陸上競技場を改修する最大の目的は、いろんな記録会とか、大会等に対応するということは、当初の説明ではなされているわけございまして、それが当初でなかったというのは、今聞いてびっくりしたんですけど。それとですね、棒高跳び、ハンマー等があれば3種ということは、以前の競技場自体は3種だったんじゃないですか、そうしますとね。それを今回、それを外して、幅跳び、砲丸投げのある、これも以前もあったと思いますが、それで4種の公認を取ろうとしていると、ここらの関係はどうなんですか。以前が3種でなかったのかどうかと、あえて一番低い4種に標準をあわせて4億数千万円もかけての工事を、今やっているのかどうかですね。

それと、備品の種類、備品自体がウレタンになるので、そのスターティングブロックということでございますが、これもですね、当初でウレタンになるというのは分かっているわけでございますから、当初予算の範囲の予算ではないかなと思うわけでございますが、ここらもう一回どうなのかですね。

それと、工事請負費でこれを賄うということになっておりますが、工事請負費の影響はどう考えるのか。もともとその辺も含んでですね、多めに予算を組んでいたなんてことは、まさかないと思いますが、この工事請負費でこれを賄うというこの考え方について、工事請負予算に対する工事請負費の額に影響はないのか。そこらをお伺いいたします。

市民スポーツ課長（下敷領達郎） ただいまご質問のありました以前の競技場については、3種ではなかったのかということで、以前は、棒高跳びのサークルと言いますか、それもありまして、それから、ハンマー投げの投てきの場所、それから、それに関する大きな支柱とか、そういうのが以前はありましたが、実際、競技場が、以前の競技場ができた中で、その利用というのがほとんどなくて、その備品自体が、結果的に眠ってしまうというような、利活用が結果的に少なかったというもありまして、4種でということで検討させていただいたところ です。

それから、当初で備品等については、もっと分かっていたのではないかとということでしたが、昨年の12月、通知が、日本陸連のですね、ルール改正というのが行われまして、確か12月にあって1月ぐらいに通知が来ていたと思うんですが、その中で、例えば、4種とか、3種、それぞれ揃える備品等がいろいろ変更、それから、行われた部分もありまして、年度当初で、なかなか備品を細かく予測を立てるとというのが、なかなか難しかったもんですから、その点については、当初は考えていなかったところ です。

それから、予算の執行内ということなんですが、金額的には、入札によりまして、工事請負費の残が出る予定というか、そういう中で、今回、公認を受けさせていただくということで、その公認の申請をできるだけ年度内に完成と同時に行われれば、一番いいのかなということで、その中で補正をさせていただいたところ です。

それから、あと、3種と4種の備品等につきましても、かなり3種になってきますと、揃えないといけない備品が、先ほどの、例えば、棒高跳びか、ハンマー投げか、そのほかの備品等も揃えなければならなくなってきてまして、何千万という予算をつけなければいけないという、そういうのがありまして、その利活用の状況と、その備品等の費用と対比して、4種レベルと何とかやっていけるのではないかとということで判断させていただきました。

議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時29分

再開 午後 2時30分

議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市民スポーツ課長（下敷領達郎） 失礼しました。以前は3種だったということなんですが、私の記憶では、以前調べたのでは、4種の競技場だったと記憶しております。しかし、棒高跳びとハンマー投げのサークルがありまして、棒高跳びの備品というのが、確かにありました。棒高跳びの棒もあったんですが、使われなくて棒がビニールに入ったままだったと。そ

れから、ハンマー投げの投てきの支柱につきましては、使われなくて、結局、錆びてしまった経緯がありましたので、そこら辺については4種競技場だったと記憶しております。これにつきましては、また、今はっきりはしませんが、そういう形でありました。

議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時31分

再開 午後 2時32分

議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き開議を開きます。

市民スポーツ課長（下敷領達郎） 失礼いたしました。さっきの3種と4種の件ですが、当初は先ほど言いました棒高跳び、ハンマー投げなどを含めまして、3種の公認を受けておりました。それ以降、4種の公認になりまして、そして現在に至っていたということです。

議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時33分

再開 午後 2時38分

議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市民スポーツ課長（下敷領達郎） 陸上競技場の公認につきましては、当初、3種公認を受けておりましたが、その後、4種公認になりまして、それ以降、現時点では公認申請を行わずに、公認は受けておりませんでした。

今回、陸上競技場が新しく改修されるということに併せまして、地方の大会ができますよというということで、4種公認を取りたいというものです。

19番議員（下柳田賢次） 3種を当初取っていて、4種に落とすと。先ほど棒高跳び等を含めて、その備品を全然使わなかった。倉庫の中で錆びてあったという、それはそれでですね、非常にこれまでのそういう市民スポーツに関する施策を全く否定するような答弁であったので、以外に思っているところなんですけど、その4種になって、現在なかったということは、これは毎年申請をして取るものなのか。あるいは陸連の方からですね、日本陸連の方から調査が入って、4種に値する競技場なのかどうかを判断して、それに見合わなければそれが取り外されるものなのかですね。そこら、ちょっと今の答弁だと、最初3種でしたが4種に変えましたと。その後、申請うんぬんがあって、今ないので、新たにまたその4種を取りたいという答弁だったんですが、そこらがどうだったのかですね。今までのね、市民スポーツに対する競技用としての施策として、非常にまずかったというような判断のように聞こえるんですけど、それでいいのかどうか。

それと、先ほど2回目でもちょっとお聞きしましたが、工事請負費でこの予算を賄うという今回の補正予算案なんですけど、工事費に影響はないのかということでお伺いしましたら、執行残を見込んでいるのでということですが、そうであれば、この工事だけじゃなくてですね、すべての工事に関して、執行残目当てで予算をいじれるというふうな考えでやられてい

るのか、ここは総務部長ですか、そこらのところの確認をさせていただきたいというふうに思います。

3回目ですので、ちょっと答弁漏れのないように、そこらをお願いいたします。

市民スポーツ課長（下敷領達郎） 日本陸連の公認申請につきましては、5年に1回の申請というところで行なわれております。前回の公認申請につきましては、申請を行わなかったということで、備品等の整備等も含めまして、財政的な面もありまして、公認申請を行わなかったということであります。

市民スポーツ、スポーツの振興という点では、陸上競技場の利活用という面で、ある設備を最大限に活用されることが望ましいところなんですけど、競技の専門性という点から、使われなかった備品もあつたりしたということで、それ以外に、陸上競技場の活用につきましては、ジョギングとウォーキング、そういうので、現在は大いに活用されているところなんですけど、今後につきましても、そういう競技場の整備をした今後につきましては、各種競技に最大限利活用ができるように努力してまいりたいと思っております。

総務部長（渡瀬貴久） 今回の補正予算の案件についてでございますけれども、工事請負費について入札執行残というのが見込まれて、はっきりといたしましたので、その分を減額補正するということも考えられるわけですけれども、今回、陸上競技場の競技連盟4種公認を取得することが何よりも必要だろうということで、備品購入の予算を組み替えて、今回の補正予算として、予算として計上をし、ご審議を賜るものでございます。

それから、工事請負費に執行残が出たときに、このように何でも減額補正をするのかというようなご懸念がありましたけれども、工事請負費につきましては、時には予期しない工事の変更等もございまして、契約変更というようなことを取ることもございまして、執行額がはっきりした場合は、減額補正ということで、3月にそのまま整理予算、あるいは決算で残されるものでもございます。そういう手続きを今回は得ずにして、予算の組替えというような一つの方法になりますけれども、減額をして、その部分を備品購入費で増額をするというような手続き上の予算の編成上の手法を取っておりますので、その辺はご理解いただきたいと思っております。

議長（松下喜久雄） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 中村洋幸議員。

10番議員（中村洋幸） 1件だけちょっとお伺いしたいんですが、議案第83号の指宿市天然砂むし温泉施設の指定管理についてでございますが、指定管理者をですね、財団法人指宿温泉まちづくり公社の理事長豊留悦男ということで、市長とですね、市長であるまちづくり公社の理事長が当然契約をするということになるんですが、この行為自体が利益相反行為には

ならないのか。というのがですね、指宿市には砂むし温泉が2か所あるわけですよ。指宿の砂楽と山川の砂湯里と、2件あって、2件とも指定管理制度でやっているということで、こちらの砂楽についてですね、指宿市の施策であると思うんですが、長寿介護課がやっている健康増進事業の砂むし利用の助成事業が、結局、砂楽しか受けられないと。片方の砂湯里には受けられないわけですよ。ということは、砂楽だけが利益供与というか、恩恵を受けているという形で、私は、利益相反行為に当たるのではないのかなと思っているんですが、どうなんでしょうか。

総務部長（渡瀬貴久） 民法の規定するところの双方代理禁止、確か、民法の108条ですけども、その関係で今回、指宿温泉まちづくり公社の理事長が指宿市長であるから、この双方代理禁止に該当するんじゃないかというようなご質疑であったらうかと思えます。

指定管理者制度における指定は、契約ではなくて行政処分という取扱いになります。したがって、指定申請書や指定の議案における団体の代表者名は市長名でも契約等で禁止されている、民法で禁止されているところの双方代理の規定には抵触いたしません。なお、協定書を取り交わす際におきましては、大きな意味で契約に含まれるというようなことで取り扱われておりますので、双方代理禁止規定に反しないように、副理事長名で協定を結ぶというような取扱いになろうかとも思えます。

なお、今回、議員が質疑がある内容のところの趣旨でありますところの、山川砂むしについての、砂むし温泉入浴事業が取り扱われていないんじゃないかというようなご指摘からのご質疑かとも思いますが、この分については、今後、財政上の課題等もあり、予算編成の中において検討をすべき課題であろうというふうに理解しております。

10番議員（中村洋幸） 確かにですね、利益相反行為にならんように、副理事長で契約という手もあると思うんですけども、やはりですね、市民から見たら誤解を与えると思うんですよ。だから、公益法人である財産を活用して運営をするという法人の理事長だということは、私は理解しますが、理事長の職はですね、私はどうなのかなと思いますが、市長はそこら辺については、お考えはないんでしょうか。

総務部長（渡瀬貴久） これまで、市長が財団法人等の理事長・会長等になっていた事例は、過去数件、社会協議会等も含めてあったかと思えます。理事長に就任する、あるいは会長に就任するということにつきましては、その団体の理事・役員等で十分に検討されていくべきものだろうと思っております。今後の取扱いについては、また改めてまちづくり公社の理事会等でも協議がなされていくとは思いますが、今回のこの理事長が指宿市長になっていることについては、双方代理禁止の規定にも抵触しておりませんし、また、これまでまちづくり公社を設立した目的・趣旨等からいっても、過去の経緯等からいっても、指宿市長が温泉まちづくり公社の理事長になっていたという経緯もございますので、そういう過去の経緯等を踏まえて現在に至っているところであります。

議長（松下喜久雄） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第91号を除く15議案については、お手元に配布いたしております議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託し、議案第91号については、各常任委員会の所管に従い分割付託といたします。

いずれも、休会中審査を終了されますようお願いいたします。

新たに受理した陳情5件一括上程（委員会付託）

議長（松下喜久雄） 次は、日程第35、新たに受理した陳情5件を議題といたします。

陳情5件については、お手元に配布の陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

休会中審査を終了されますようお願いいたします。

散 会

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 2時51分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 松 下 喜久雄

議 員 井 元 伸 明

議 員 西 森 三 義

第4回指宿市市議会定例会会議録

平成23年12月14日午前10時 開議

~~~~~

### 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 一般質問
- 

### 1. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

### 1. 出席議員

|       |       |       |      |
|-------|-------|-------|------|
| 1番議員  | 井元伸明  | 2番議員  | 西森三義 |
| 3番議員  | 浜田藤幸  | 4番議員  | 高橋三樹 |
| 5番議員  | 田中健一  | 6番議員  | 木原繁昭 |
| 7番議員  | 高田チヨ子 | 8番議員  | 新宮領進 |
| 9番議員  | 下川床泉  | 10番議員 | 中村洋幸 |
| 11番議員 | 前之園正和 | 12番議員 | 物袋昭弘 |
| 13番議員 | 前原六則  | 14番議員 | 福永徳郎 |
| 15番議員 | 新川床金春 | 16番議員 | 六反園弘 |
| 17番議員 | 前田猛   | 18番議員 | 大保三郎 |
| 19番議員 | 下柳田賢次 | 21番議員 | 森時徳  |
| 22番議員 | 松下喜久雄 |       |      |

---

### 1. 欠席議員

なし

---

### 1. 地方自治法第121条の規定による出席者

|        |      |        |      |
|--------|------|--------|------|
| 市長     | 豊留悦男 | 副市長    | 富永信一 |
| 教育長    | 池田昭夫 | 総務部長   | 渡瀬貴久 |
| 市民生活部長 | 中間竜郎 | 健康福祉部長 | 迫田福幸 |
| 産業振興部長 | 吉井敏和 | 建設部長   | 三窪義孝 |
| 教育部長   | 吹留賢良 | 山川支所長  | 森健一  |

|         |         |         |        |
|---------|---------|---------|--------|
| 開聞支所長   | 井上 修一   | 総務部参与   | 久保 憲一郎 |
| 産業振興部参与 | 浜田 淳    | 総務課長    | 邊見 重英  |
| 市長公室長   | 下吉 龍一   | 財政課長    | 中村 孝   |
| 危機管理室長  | 大浦 誠    | 環境政策課長  | 廣森 敏幸  |
| 長寿介護課長  | 野口 義幸   | 地域福祉課長  | 上村 公德  |
| 健康増進課長  | 上川路 正和  | 商工水産課長  | 高野 重夫  |
| 建設監理課長  | 澤山 重蔵   | 土木課長    | 池増 広行  |
| 都市整備課長  | 小牟禮 信一郎 | 教育総務課長  | 濱田 悟   |
| 水道課長    | 松元 修    | 耕地林務課主幹 | 大久保 成人 |

---

1. 職務のため出席した事務局職員

|        |       |         |       |
|--------|-------|---------|-------|
| 事務局長   | 新村 光司 | 次長兼議事係長 | 福山 一幸 |
| 調査管理係長 | 鮎川 富男 | 議事係主査   | 濱上 和也 |

開 議

午前10時00分 開議

議長（松下喜久雄） ただいまご出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

#### 会議録署名議員の指名

議長（松下喜久雄） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、浜田藤幸議員及び高橋三樹議員を指名いたします。

#### 一般質問

議長（松下喜久雄） 次は、日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、福永徳郎議員。

14番議員（福永徳郎） 皆さん、おはようございます。福永徳郎でございます。

本日は、社会科学習ということで、将来の指宿を担う開闢小、川尻小、池田小学校の児童の方々が勉強に見えておられます。また、メディポリス指宿の工事で不安を持っている住民の皆さんも多く傍聴席に見られます。緊張感を持って一生懸命質問をしていきますので、よろしくお願いをいたします。

さて、先の大阪市長選挙では、橋下市長が誕生しました。大阪知事を途中で辞め、新たな大阪の都市づくりに多くの市民から共感が示された結果であろうと思います。豊留市長にも橋下市長に負けずに、指宿維新を目指して頑張ってくださいたいことを希望いたします。

それでは、メディポリス指宿と弥次ヶ湯の雨水対策の問題について、通告に従って私の質問に入りたいと思います。

初めに、メディポリス指宿についてであります。四つほどございます。

まず1番目の、開発の現状と市民の不安ということであります。ここでお断りしておきますが、伐採や道路などの現場作業は、実際にはメディポリス指宿から委託を受けた業者が行っているわけではありますが、市民的にはメディポリス指宿がやっている開発ということから、質問の中ではメディポリス指宿と表現をさせていただきます。

今年の3月ごろから、市民より、山の上を見上げたら、相当広い範囲で開発が進んでおり、市民から不安の声が出始めました。8月19日の豪雨のときには、メディポリス指宿の開発で土砂崩壊が起きないだろうかという心配の声が、私たち市議会議員にも多く寄せられました。そのようなことから、議長を通じて議会への説明会と玉利・柳田・南迫田地区への説明会を開くように要望したところであります。

しかし、3地区の説明会は開かれましたが、9月12日に予定されておりました議会への説明



は、突然、理由もなく中止となりました。なぜなのか、説明もありませんでした。理由の説明もしない、このような議会への対応について、市長はどう思っているか、お答えをいただきたいと思います。

市長（豊留悦男） 本年9月12日に予定されておりました、議会に対する、メディポリス指宿の開発についての説明会が、突然中止されたことを知っているのかとのご質問でございます。議会からの要請による説明会が中止されたことについては伺っておりましたが、中止となった事由等、その詳細については把握しておりません。

14番議員（福永徳郎） 把握しているけれども、理由については分からないという答弁であったわけですが、私は非常に残念に思います。その後、市長は別件でメディポリスの方へも出向いているようであります。そういった中で、なぜこの件について聞いてもらえなかったのか、残念に思うところでございます。私ども議員は、民間の調査権はないわけでありまして。行政は分かりやすく言えば、許可の権限があります。責任もあります。申しあげまして、次の質問をさせていただきたいと思います。

去る11月22日に、市議会議員に対する現地説明会がありました。私には到底納得できなかったわけですが、時間が限られており、質問もあまりできませんでした。その一方で、メディポリス指宿から柳田校区12地区への公民館長さんに対しても、現地説明会を開きたいという案内があったと聞いております。しかし、館長さんたちは、説明会に出席して説明を聞けば、それで理解、納得してもらったと受け取られることになるかもしれない。そうなれば責任も重いということから、現地説明会を断ったと私は理解します。市長は、この公民館長さん方の判断をどのように認識しているのでしょうか。明確にお答えをいただきたいと思います。

総務部参与（久保憲一郎） 本年11月7日に、柳田校区を代表して、複数の公民館長さんが市役所に来庁され、県、市、開発業者及び新日本科学で、住民説明会を再度開催してほしいとの要望があったところでございます。そのような中、11月22日に市議会及び柳田校区12地区の公民館長さんに、現地説明会を開催するというものであります。議会の方は、説明会を受けたようでございますけれども、公民館長さんにおかれましては、住民の現状を察し、公民館長だけで現地説明会を受けることはできないと判断されたものと認識しております。

14番議員（福永徳郎） できれば、市長から答弁をいただきたかったところですが、市長にぜひ知ってもらいたい点がありますので、ここで話をさせていただきたいと思います。

指宿神社の隣を流れている川、あの上流は宮地区と玉利地区の中間ラインをちょうど上がっている川です。正しく、今のメディポリスの工事の真下になるところです。ここは数十年前ですね、まあ言えば、土砂崩壊があった場所です。それと、南迫田、高野原、昔、楽山荘というホテルを建設するというので造成をしております。ここは40年前土砂崩壊が起きた場所です。そういうこともひとつ、認識をしていただきたいと思います。

次に入ります。森林伐採の許可と地域の合意に入っていきます。経過については、事務的

に箇条書きふうにお聞きしてまいりたいと思います。

まず、昨年7月から10月にかけて、森林伐採と樹木変更が3回に分けて出されておりますが、その期日と面積、また、届け出後、1年以上経つわけですが、その進捗状況をお答えください。

産業振興部参与（浜田淳） 新日本科学からの第1回目の伐採及び伐採後の造林届出書は、昨年7月1日で、面積は1万5,110㎡でございました。第2回目は12月1日で、面積は1万5,829㎡、第3回目は12月28日で、面積は2万9,753㎡の届出となっております。なお、第1回目の分につきましては、プールの南側になりますが、届出書どおり、伐採後、桜、モミジ等の植栽がなされております。第2回目の温泉管敷設のための管理道路、第3回目は尾根部分の雑木を伐採し、モミジ、広葉樹への樹種転換の申請内容でしたが、道路を拡幅し、延長するというところで林地開発になり、県に申請書が提出されている状況であります。現在、この部分につきましては、モミジとクヌギが約370本程度植えられているということでございます。

14番議員（福永徳郎） 次は、この森林伐採の中には、丈六温湯線から下の南迫田の市道取付け部分までが含まれていたのかどうか、お答えをください。

産業振興部参与（浜田淳） 市に提出されました伐採及び伐採後の造林届出書の中で、道路の部分に該当するのが、主に12月1日出された分ですが、メディポリスの北側を起点に約2kmの長さで、丈六温湯線から300mから400m上上がったところの泉源までで、幅員3m程度の温泉管敷設のための管理道路の計画になっており、丈六温湯線から下の南迫田の市道取付けのところまでは入っておりませんでした。

14番議員（福永徳郎） 次は、森林伐採の届出が3回に分けて出されましたが、樹木変更ということだったようであります。しかし、広大な森林伐採になりますが、1回目の届出の時点で、全体的な樹木変更の説明はなかったのか。また、1回目に全体的な伐採届出が出されたとしても、市の対応は今のような状況で進んでいたと思うかどうか、お尋ねをいたします。

産業振興部参与（浜田淳） 第1回目の届出書は、昨年7月1日に提出されたところですが、その内容は、雑木や杉を伐採した後に、桜・モミジを植栽する計画になっており、その届出時点で、2回目・3回目の届出が今後出されるという話もなく、全体的な樹種変更の話はありませんでした。

また、最初に、全体的な伐採届出が出されていても、市の取組は同じような進め方だったのか、とのことですが。伐採及び伐採後の造林届書に伐採後の樹種・造林方法などの届出の内容であり、伐採箇所の分散、森林とのふれあい、健康づくりの場、森林景観の創設など、指宿市森林整備計画に適合しておれば、同様に適合通知書を交付することになると思います。

14番議員（福永徳郎） 下から見ても広大な伐採を、昨年12月までに適正として認めているわけですが、早い時期であれば道路の様子も分かったと思います。適正通知後に現地への工事状況調査へは、いつ、誰が行ったのかお答えをいただきたいと思います。

産業振興部参与（浜田淳） 届出書は延べ3回にわたって提出されておりますが、申請後におけます現地調査につきましては、今年5月10日に市の林務担当者と県南薩地域振興局職員が行っております。

14番議員（福永徳郎） 森林伐採作業に伴って、重機の搬入、伐採した樹木の持出し道路が必要だったと思われませんが、幅は何mぐらいの道路だったのかお答えをください。

産業振興部参与（浜田淳） 当初の道路の幅は3mでしたが、計画変更で6mになり、県の南薩振興局が現地調査を行い、林地開発のため、工事中止の指導がされたところでございます。

14番議員（福永徳郎） 先ほども若干申し上げましたが、最初の時点で全体的な伐採届が出され、また、メディポリス道路が計画されていたとすれば、当然、指宿市の関係課の協議をはじめ、庁議等で慎重な取組となっていたと思いますが、今回と比べてどのようなふうに判断をしたと思われるのかお伺いをいたします。

産業振興部参与（浜田淳） 新日本科学から伐採及び伐採後の造林届出書が市に提出される際に、道路を含めた全体的な計画内容が説明されておれば、林地開発となり、県へ申請し、許可が必要であると指導することができ、県が許可を出す前に、市に対して意見を求められますので、その中で関係課がそれぞれの意見を附すことができると思います。

14番議員（福永徳郎） このような大がかりな伐採というより開発では、事前に地域住民へ事業内容を説明して、理解と合意をもらうのが適切な開発の進め方だと私は思いますが、どのように思われるかお答えをいただきたいと思います。

産業振興部参与（浜田淳） 市といたしましては、今回の林地開発において、防災面に十分配慮した工事が行われ、地域住民の不安が解消されることが最優先であると考えますので、今後も引き続き、開発業者等に対し、住民への理解を得る努力を続けるよう要請してまいりたいと思います。

14番議員（福永徳郎） 次は(3)の開発行為に対する市の対応であります。所管課が変わってきますので、若干ダブルところはお許しをいただきたいと思います。

今年の3月23日、市民より、道路工事が始まっているが、何の工事が教えてほしいと聞かれました。土木課へ問い合わせたところ、メディポリスへの温泉送水管の工事ではないかという回答でした。森林伐採と温泉送水管に伴う工事は、相当な広さになりますが、これほどの大規模な開発なら、当然、関係課職員で慎重に協議されたと思いますが、どのような話し合いが、いつ、何回ぐらい、課として、部として、開かれたか、お尋ねを申し上げます。

産業振興部参与（浜田淳） 伐採届出につきましては、先ほども申し上げましたように、3回に分かれて新日本科学から耕地林務課へ出されたものでありますが、1回目につきましては、ホテルのプール横の樹種転換であり、完了後の確認をいたしております。また、3回目につきましては、頂上部の伐採であり、ここもモミジ、桜等への樹種転換となっております。道路に係るのは2回目の伐採届出になりますが、ここにつきましても、温泉管管理道路のため

の伐採であり、市森林整備計画に適合していたため、他課との協議は行っていないところ  
あります。

14番議員（福永徳郎） 森林伐採と道路工事は一体となって進められたように思うわけ  
ですが、いつの時点から開発と見なしたのか。それはどのような理由によって、また、県が係  
つたのはいつからで、それはどういう理由であったのか、分かりやすく回答を求めます。

産業振興部参与（浜田淳） 6月9日に県南薩地域振興局林務水産課が現地調査を行いまして、  
現場で土や石を掘り出したり、林地以外に転用するなど、土地の形質を変える行為が1haを  
超えると判断され、この工事が林地開発行為に該当することが判明したものであります。

14番議員（福永徳郎） 市道丈六温湯線から南迫田までの道路には、遺跡推定地とされてい  
るところがあります。道路工事中に遺跡らしいものが見つかった場合は、土木課ではどのよ  
うな指導をしたのか、お答えをいただきたいと思います。

建設部長（三窪義孝） 柳田迫田線の終点付近に迫田遺跡があることから、市の社会教育課へ  
協議が必要であることを施工者の方に対し指導しております。

14番議員（福永徳郎） メディポリス指宿天珠の館では、年間50万人の誘客に向けて、いろ  
いろな手段でPRをしているようであります。パンフレットには、指宿駅から柳田公民館を  
通って、メディポリス道路に至る案内が掲載されております。3地区公民館の説明の中で、  
保育園や青果業の大型トラックも出入りしているし、今の柳田迫田線では危ない、とても無  
理だと心配する意見も出されました。道路管理者として、どう考えているのかお伺いをいた  
します。

建設部長（三窪義孝） メディポリス指宿が作成したパンフレットについては、9月議会の議  
員懇談会以降、入手しております。市道柳田迫田線については、これまでも地元から拡幅改  
良の要望があることから、市の整備計画に沿って実施していくことにしております。

14番議員（福永徳郎） 今、質問しました柳田迫田線の件であります。10月26日ごろ、株  
式会社畝地測量設計が戸別に住民を訪問し、国道へのアクセスは南中側からの取付けになり  
ますので、心配しないでくださいと説明に回ったようであります。この件について、市土木  
課として、協議があったのかどうか、お伺いをいたします。

建設部長（三窪義孝） ふるさと農道については、県で整備したのですが、一部用地取得が  
できなかったため、未開通のまま事業完了となっております。畝地不動産が、9月の地区説  
明会以降、戸別に訪問し、柳田迫田線を通行することで迷惑を掛けないように、ふるさと農  
道を通るようにするので安心してくださいというような説明をしているとの情報があつたた  
め、聞き取りを行ったところ、用地について交渉を進めているということでありました。しか  
し、このことについての具体的な道路の計画は示されておられません。

14番議員（福永徳郎） この現在のふるさと農道を直進し、今の幅7mというふうに後から  
聞いたわけですけれども、延長70mの南中線までの取付道路を造るとした場合、遺跡費用は

別として、調査費用は別として、用地取得及び工事費は幾らぐらい掛かるのか、また、何年ぐらい掛かるのか、お尋ねをします。

建設部長（三窪義孝） ふるさと農道の未整備部分につきましては、用地取得費等を含めまして、概算で1,000万円ぐらいになると思います。なお、整備期間につきましては、用地取得及び遺跡調査が完了すれば、1年で終わる見込みです。

14番議員（福永徳郎） 次に、文化財保護と国道へのアクセスについて伺います。

今回、メディポリス道路が造られた周辺には、市の文化財に指定されている方柱板碑が見つかった場所があります。その近くあたりは、今でも遺跡推定地に指定されているわけです。委託業者の（株）畝地測量設計は、3回ほど教育委員会へ相談に行ったということですが、その月日と、また、教育委員会として現地へ行ったと聞いておりますが、いつ行ったのか、そこでどのような指導をしたのか、お答えをいただきたいと思います。

教育長（池田昭夫） 業者が教育委員会へ来ました月日と、教育委員会が現地へ行った月日、また、指導と協力を依頼した内容についてお答えします。

平成23年4月上旬に、業者が時遊館C O C C Oはしむれへ来館して、工事計画の予定地が遺跡の範囲に入っているかどうかの問合せがありました。県文化財課が作成した遺跡分布図で確認をし、工事計画の予定地が遺跡の範囲外であると回答いたしております。しかしながら、迫田遺跡の隣接地であったので、県文化財課の指導に基づき、計画されている工事の内容と工法を把握するために、業者に文化財保護法による届出を提出するように協力を依頼したところでございます。

次に、5月26日に、社会教育課職員が現地を確認いたしました。新しくできました道路の法面から、5cmほどの大きさの弥生時代の土器片2点を採集いたしております。また、地表面からは、近世から現代にかけての皿や茶わん、すり鉢、カメなどの陶磁器のかけら約30点を採集いたしました。しかしながら、これらの陶磁器のかけらは、お寺で使われます仏具ではありませんので、光明時と直接に関係するものなのかどうかは判断ができなかったところであります。このことを踏まえて、その日のうちに、業者に現地の状況を電話で連絡をしたところでございます。併せて、業者に現地で社会教育課職員と一緒に確認するように依頼したところであります。

6月6日に、現地で業者に確認してもらうとともに、今後の工事計画の聞き取りを行い、これからの工事の着手前に教育委員会と事前協議を行うように協力を依頼しております。

次は、玉利公民館であった住民説明会の翌日の9月25日に、時遊館C O C C Oはしむれへ来館しての問合せがありました。その時の主な内容は、南指宿中学校の山手側にあるふるさと農道の一部未完成部分が、遺跡の範囲に入っているかどうかの問合せ照会でありました。業者には、南迫田遺跡の範囲内に入っていることから、工事の計画段階で事前協議を行い、文化財保護法による届出を提出するよう指導したところでございます。

14番議員（福永徳郎） 今の答弁であったとおり、法面では弥生式土器の破片が見つかったということです。その後の対応はどうされたのか、伺いをいたします。

教育部長（吹留賢良） 6月6日に、現地で業者に聞取り調査を行ったところ、法面から出土している弥生土器の大きさが5cm程度と小さかったため、法面から出土していることに気が付かなかったとのことでした。また、その法面の工事は終了し、今後の工事計画もないとのことでした。今回の場合は、道路工事の途中で、業者が土器などを発見したのではなく、工事終了以降に、教育委員会職員によって土器が発見されましたので、文化財保護法により、教育委員会が県文化財課に報告をしたところでございます。

なお、採集された土器や陶磁器などについては、時遊館C O C C Oはしむれで保管をしているところでございます。

14番議員（福永徳郎） 今回のメディポリス道路を直進すれば、先ほども出ましたがふるさと農道につながっているわけであります。現在の国道から南中線へふるさと農道の出入口は18年くらい前、道路建設が中断になっております。周辺には県指定遺跡の埋蔵地があると聞いていますが、幅と距離と面積をお答えをいただきたいと思えます。

また、仮に、6m幅の50m道路を造るとした場合、遺跡調査をすると、どういう手順で、何年くらい掛かるのか。また、経費の総額は幾ら掛かるのか。また、市の負担金があるのかどうか、お尋ねを申し上げます。

教育部長（吹留賢良） 完成予定での農道幅が7m、距離が約70mで、法面を含めましての面積が約650㎡くらいになるようでございます。ふるさと農道の一部未完成部分は、南迫田遺跡の範囲に含まれております。発掘調査の手順ですが、工事計画段階で教育委員会と事前協議を行うこととなります。工事主体者が文化財保護法による届出を提出し、県文化財課による指導を受けることとなります。県文化財課からの指導内容で、工事着手前に発掘調査を実施することになった場合は、教育委員会が行うこととなります。しかしながら、用地購入がされないことには発掘調査はできません。発掘調査の期間と費用ですが、仮に、ふるさと農道の一部未完成部分を発掘調査した場合でお答えしますと、一部未完成部分の南側隣接地は、平成7年度と9年度に、ふるさと農道緊急整備事業に伴い発掘調査を行いました。その際の期間や費用を参考にいたしますと、あくまでも概算でございますが、発掘調査期間は約5か月間で、発掘調査費は約870万円となります。また、発掘調査が終わりましたら、その成果を発掘調査報告書にまとめて刊行する必要があります。その出土遺物整理作業と報告書作成の費用が約300万円で、合わせて1,170万円となります。この費用は、原因者負担となります。

14番議員（福永徳郎） 教育委員会の答弁を今まで幾つかいただいたわけですが、今の答弁の中で、文化財保護法に係る提出、また、事前協議をするという説明がありましたが、今回のメディポリス指宿の工事で、それが十分に満たされているのかどうか、今現在、お尋ねをいたします。

教育長（池田昭夫） 今まで協力や指導をお願いしてきたところですが、それについてはすべて届出の提出はございません。

14番議員（福永徳郎） すべてなかったということで、受け止めてよろしいわけですか。もう一回お尋ねいたします。

教育長（池田昭夫） 依頼したことについては、すべて届出は今のところございません。

14番議員（福永徳郎） これまで幾つかそれぞれ担当部ごとに答弁をもらいました。そこで、今度は市長に答弁を求めますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

9月の同僚議員の質問の中で、森林伐採届出を3回とも当日決済したとの答弁がありました。これに対して、市長は、事前に何回も協議して、内容を十分把握していれば、当日決済もあり得るとの答弁でありました。全体的な説明がない中での3回の無届と当日決済、丈六温湯線から南迫田線までの無許可による伐採、道路築造、南中線へのアクセス道路の変更、これも1回も相談もない状態であります。このようなことを市長はどのように受け止めましたか。お尋ねをいたします。

市長（豊留悦男） ただいま議員の方から、幾つかの観点でご質問をいただきました。いずれも開発区域周辺の住民の皆様にご不安を抱かせたことにつきましては、開発行為者と十分な意思疎通が図れなかった結果であると認識をしております。何よりも住民の方々の不安を取り除くことが大切だろうと思っております。いろいろな担当部署がお答えしましたように、今後必要な届出があるとすれば、それは速やかに開発業者との協議を重ねながら手続きを取らせていただきたいと思います。今後、施工業者並びに県と密接に連携をし、林地開発許可に適合するような施設になるよう、適切な指導、要請を行ってまいりたいと考えております。また、引き続き開発業者に対し、住民の理解等を得る努力をしてもらうように働きかけてまいりたい、そのように考えております。

14番議員（福永徳郎） ここで私の所感を申し述べます。

今回のメディポリス指宿の工事を振り返りますと、四つの問題があると思います。一つ目は、開発行為にあたるメディポリス道路建設、森林伐採届出が出されていない場所での伐採、いずれも無届です。あまりにもいいかげんで、市や議会に、それに、住民を無視した行為であります。二つ目は、最初から全体像が協議されていれば、県の林地開発許可の指導の中で、安全対策を考慮した工事になっていたわけではありますが、現在、中止命令が出され、安全対策上の指摘を受けております。全体計画を最初になぜ申請しなかったのか、疑問が多いに残ります。三つ目は、あまりにも無責任な委託業者の行動であります。3地区の説明会后に、これからの説明は戸別にしていくとして、10月26日にある住民のところへ出向き、柳田迫田線は利用しない、南中線に道路を造るので安心してくださいと説明をしています。この道路にも、市・県が管理しているにも関わらず、1回も相談すらなく、無責任も甚だしいものであります。四つ目は、企業と地域の関わり方についてであります。先ほども申し上げました

が、最初から今回の全体像が分かっていたとすれば、指宿市との協議も重ね、県から開発許可が出された時点で、一番大事な地域住民への説明会が開かれたものと思います。全体像が分からないため、市、県、メディポリス指宿、株式会社畝地測量会社を含めた説明会がないままに進められてまいりました。そのために、市としても市民へ広報を通じて周知しなかった、できなかったということでもあります。くどいようですが、今の私のこの所感に対して、市長はどのように思うか、お尋ねを申し上げたいと思います。

市長（豊留悦男） 先般の9月議会でも同じような議員の皆さんからのご質問をいただきました。メディポリス指宿と本市との関係というものについては、いろいろ申し上げるべきでもなく、この、いわゆる、メディポリス指宿と指宿市の発展、観光の振興という点からも、大切にしなければならない、そう思っております。ただ、今回の開発におきましては、メディポリス指宿の私有地の開発ではあったとしても、市民の安全という点から、いろいろと市とメディポリス側との協議が十分でなかったのかという反省も抱いております。いろいろと市民の皆様方の不安を解消する努力をしたいというのは、先ほど私が答弁したとおりでございます。今後、具体的に私自ら、その実情等を把握し、特に、豪雨等、雨がたくさん降ったときの状況等も自ら判断をし、現地へ赴き、市民の不安を取り除く、そのための努力をしなければならないと思っております。

14番議員（福永徳郎） 去る11月29日、小田急電鉄が昭和48年に取得した旧山川町の辻ヶ岳の売買契約をする予定があるとのことで、私ども議会へ説明に来られました。これは、山川町役場と平成13年に覚書があり、売買する時点においては市や議会へも説明するという記載があり、そのために来られたわけであります。今回のメディポリス指宿の開発に対して、住民は不安と恐怖を感じております。今後の補償に関する問題とか、開発に関する件について、指宿市とメディポリスとの覚書を交わす必要があると思うが、市長、これについてはどうお考えになりますか、答弁をいただきたいと思っております。

また、メディポリス指宿に関する最後の質問になりますが、今からでも遅くはない。これまでの経緯を踏まえて、市が主体性を発揮して、メディポリス指宿、株式会社畝地測量設計、県関係者同席の下に、指宿市民への説明会を開催する考えはないか、この2点をメディポリスの最後として質問をさせていただきます。

総務部参与（久保憲一郎） 今、周辺地域の住民の皆さんが一番不安としていることは、開発を起因とする災害等が発生しないよう、万全な防災対策をしていただきたいということだろうと認識しております。先日、市長に対して、柳田校区の公民館長さん連名の住民説明会に対する要望書もいただきました。このことを真摯に受け止め、すぐ施行者、工事関係者等にこのことを伝えたところであります。そして、今後、防災対策を万全にさせていただくことと、さらには、今、県に対して、提出されている林地開発申請が、県の審査を終えて、一日も早く許可が出るように努力されたいとお願いしたところであります。今回の林地開発において、



防災面に十分配慮した工事が行われ、地域住民の不安が解消されることが最優先であると考えますので、議員ご質問の趣旨を踏まえ、今後も引き続き開発業者等に対し、住民への理解を得る努力を続けるよう要請してまいりたいと考えているところでございます。

14番議員（福永徳郎） 最後という表現を使ったわけですが、ちょっと答弁の方が大分、私自身満足出来ませんでしたので、もうちょっとさせていただきたいと思います。覚書つきましては、明確な答えはなかったのかなというふうに思っております。今後、安全面を十分にメディアポリスの方に指導しながらやっていきたいということであったわけですが、実はですね、これも玉利の説明会に出席した方は聞いているはずですが、今、事故があったときに、誰が責任を持ってくれますか。将来的に事故が出たときに、誰が責任を取るんですかと質問がありました。それに手を上げて答えたのが株式会社畝地測量設計でありました。私が責任を取りますというお答えだったんですよ。これで本当に災害を受けた方々、じゃおかしいですね、今、本当にその下で暮らしている住民の方々、畝地さんの責任ということで納得するはずはないんですよ。だから、私は覚書を交わして、その辺を明確にしておくべきだという意味で、今、質問をさせてもらったわけですが、もう一回、この件についてご答弁をお願いいたします。

総務部参与（久保憲一郎） 覚書の点について質問をいただきました。当然、先般の説明会において、責任の所在というものに対して、非常に住民としては納得をしていただけなかったというふうに聞いているところであります。それらの問題も含めまして、あれ以来、施工業者、あるいは施工主とも含めて、関係者も含めて協議をしているところでございますけれども、当然、我々の考え方といたしましては、何かそういう問題点が起きたときには、やっぱり、法に則って責任の所在が明確にされるであろうというふうに思っているところであります。

14番議員（福永徳郎） 私の残り時間はあと10分です。残りの質問については、当初から7・8分の予定でありましたので、もう一点、総務部長の方にお尋ねをします。新しく危機管理室が創設されているわけでありまして、今後、今、このような状況でことが進んでおります。将来的にもいろんな安全対策は打ったとしても、想定外という言葉は使いたくないというのか、聞きたくないというのが住民でありますので、いかなることが起こるかは分かりません。その危機管理室としての、要するに、統括をしている渡瀬部長にこの件についてお尋ねをいたしたいと思っております。

総務部長（渡瀬貴久） 危機管理室を所管している総務部といたしましては、関係する部署、すなわち、建設部並びに産業振興部とも連携を図りながら、住民の危機意識、あるいは危機を回避する手段としてどのような方法があるのかということについては、調整を図ってまいらないといけないというふうに考えているところでございます。先ほどの覚書の件に関しましても、先ほど総務参与が回答いたしましたとおり、関係業者に対しまして、住民が不安を抱いている。これに対して、先般の玉利の説明会を踏まえながら、どのように対処したらいい

いのか、あるいは対応すべきかということについて、要請をしているところでございます。想定外ということの災害が今回の東北大地震による大津波の中において言われておりますけれども、いわば指宿市が今後、備えるべき災害というものにつきましても、想定外ではなくて、指宿市の過去の歴史、また、現在の気象状況等を踏まえて起こり得るといような災害がどのようなものであるのか、それに対してどのように対応すべきかということ判断しながら、災害に備えていかなければならないのではないかとこのように理解しているところでございます。

14番議員（福永徳郎） 先ほど市長の答弁の中で、今後、市民に、本当に、全面的に、先頭に立って、今回のこの安全対策について取り組んでいきたいという前向きな答弁をいただきました。是非、市長、その辺についてはよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、2番目の弥次ヶ湯地区の雨水対策についてであります。新潟口ポンプ場の完成は、弥次ヶ湯地区の排水を左右することになりますので、質問いたすわけです。そこで、新潟口ポンプ場の進捗状況について聞きます。ポンプ場建設の工事計画は、現在どうなっているのか。地区住民からすれば、一日も早い供用開始を待っているところであります。進捗状況と供用開始予定をお答えをいただきたいと思っております。

市長（豊留悦男） 新潟口雨水ポンプ場建設の現在の進捗と今後の計画についてのご質問でございますけれども、今までに、ポンプ場建設に係る関係権利者4名への事業概要の説明と事業への協力をお願いし、一定の理解をいただいているところでございます。現在、ポンプ施設本体の用地となる1名の権利者とは、建物補償や用地買収のための具体的な交渉を進めております。今後の計画といたしまして、平成24年度は、実施詳細設計と残り3名の用地買収等を行い、平成25年度から土木工事に着手し、平成26年度建築工事、平成27年度から28年度まで機械・電気設備工事を行い、平成29年度に供用開始を予定しているところでございます。

14番議員（福永徳郎） 年間を通して弥次ヶ湯地区の場合、道路や床下浸水は当たり前という有様であります。梅雨ともなれば、周辺流水域から溢れた雨水が道路一面に広がり、まさしく道路が川となり、濁流は弥次ヶ湯地区はもちろん、南十町・田良地区でも床下浸水になってしまいます。弥次ヶ湯地区の雨水対策は、同時にこれらの広い地区の雨水対策になるわけですが、どのような計画になっているのか伺います。

建設部長（三窪義孝） 弥次ヶ湯排水区につきましては、第2期工事として雨水調整地とポンプ場を組み合わせた総合的な浸水対策事業を実施していく計画であります。この浸水対策事業により、新潟口雨水ポンプ場の排水能力が毎秒7.2tから毎秒10tに、弥次ヶ湯雨水ポンプの排水能力については、毎秒1.2tから毎秒6tになり、更に水路の改修及び調整地の新設を行うことで、計画雨量の時間雨量68.7mmが降った場合でも、一時的には道路冠水するかもしれませんが、床下浸水は防除できるものと考えております。

14番議員（福永徳郎） 時間がもうありませんので、ここを1回飛ばして、もしあったら、

もう一回、このポンプ場の件についてはお尋ねをさせていただきたいと思います。

次に、秋元川と二反田川の合流地問題であります。国道から二反田川までの河川改修は近年改善され、一定の修復がなされております。国道から上流の秋元川にかけては、住宅が密集し、それぞれ河川にコンクリートの橋が架けられているのが実情であります。しかも道幅が狭く、車の離合もできない現状もあります。メディポリス指宿の濁流もこの川へ流れてきたわけでありまして。早めの改善が求められると思います。この上流の河川対策と併せて大事なのが、JR指宿線の踏切と二反田川との合流地点改修が必要になると考えます。また、秋元川と市道秋元玉利線は、一体として考えなければならぬと思いますが、今後の計画をお伺いいたします。

建設部長（三窪義孝） 秋元川の河川改修の計画についてですが、秋元川の河川整備につきましては、現在、年次的に整備を進めており、国道からJR横断までの下流域については整備が終了しているところであります。国道から上流域については、今年度、玉利鉄工所前の天然護岸の改修工事を実施することとなっており、市道宮上玉利線からグループホームほほえみまでの約200m区間については、一部雑石積護岸の老朽化が見られることから、平成24年度に調査測量を行い、平成25年度から、年次的に改修工事を実施する計画であります。なお、国道から市道宮上玉利線までは、秋元川と並行している市道前玉利線の道路改良整備と併せて、一部ボックス化を図りながら河川の整備を計画しております。また、JR横断下流から二反田川合流地点までは、十町土地区画整理事業により改修する計画であります。

議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時11分

議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、物袋昭弘議員。

12番議員（物袋昭弘） 皆さん、おはようございます。1年ぶりでございます。我が愛する指宿がですね、友好姉妹という言葉があります。そういう意味から、福永徳郎議員、浜田藤幸、この団長を先頭に6名の議員で中国胶南市へ行ってきました。政務調査に行ってきたりまして、まず、非常にびっくりしました。何がびっくりしたかと言ったら、青島という空港に降りましたら、大変なビルが建っておりまして、工事ラッシュということでした。そしてまた、マイクロバスに乗って胶南市まで行く間に、何と海の上を橋が、ものすごい大きな広い橋が架かっている。その橋の長さもですね、恐らく指宿から鹿児島じゅの海の上を橋が架かっているような、30何キロという橋でした。これはもう日本な負けたぞと、本当にびっくりしました。そして、胶南市につきまして、胶南市の、またびっくりしたんです。80万です、人口が。そしてですね、我々も勉強に行っているわけですから、市役所に行きました。それは市役所のばかでないことですね。それはきれいなもんです。またびっくりしまし

て、次の日は農業視察ということで行ってまいりまして、そして、ハウス、露地栽培、いろいろ勉強させてもらいました。ハウスに入りましたらトマトが完熟しておりましたもんですから、そしたらその場長というのか、経営者というのか、食べていいですよということだったもんだから、それならもらって食べてみようかと思って食べてみたらですね、ここだから言えますけれども、あまりおいしくなかったですね。味があまり良くなかったです。そういう意味から、農業はもうひとつかなと、まだ日本の方がちょっと上かなというふうに感じました。しかしながら、いろんなところの市内をちょこっと外れてみればですね、非常にこれは大変な国だなと感じました。なぜかと言ったらですね、非常にその畑の真ん中にこうしてトウモロコシを取った後の殻を、こうしてこづんでいるんですよ、立てて。何に使うんだろうなと思っておったんですよ。これは牛の飼料なのか、豚に食わせるのか、敷わらなのかと思って聞いてみたらですね、焚物にするやと、焚物、そう言ってました。それから、いろんな勉強をさせてもらって帰って来ました。途中でいろんなトラブルもありました。切符を忘れた人とかですね、あるいは携帯を忘れた人とかいろいろありましたけれども、無事我が愛する指宿に帰って来て、その後、市長と会う機会がありまして、市長って、胶南市となぜああいうところと友好姉妹都市を結ぶのかと尋ねてみました私は。そしたらですね、市長は良か考えを持っとっです。はい。まず、教育の問題、そして、観光、次は農業なんだという考えを持っております。市長に、是非、一日も早く友好を結んでほしいなと思っているところでございます。

通告をしておりましたので、一般質問に入りたいと思っております。

第1番目の岩崎産業との土地交換について、お伺いをいたします。

この土地交換をしてもらってですね、非常に開聞中学校の歩道ができたということは、ありがたいなと思っておるところでございますが、ほかにこの土地の交換をして、後の残った土地の有効利用はどうするのかということ、まずはお尋ねしたいと思います。

それと、2番目の市の道路の作業についてお尋ねいたします。指宿・山川・開聞、作業員の人件費、1日の日当ですね、これはどのようになっているのか、お尋ねいたします。

3番目のメディポリスについてお伺いします。市長は理事になって約2年になります。この約2年間の間に、指宿市民に対して何かメリットがあったのか。あるいは理事としてメディポリスが計画しているものに対して、やはりこれは市民に良くないよということもあったのか。そういう意味からいって、お尋ねをいたします。1回目の質問を終わりたいと思います。

市長（豊留悦男） まず、メディポリス指宿の理事としての市民へのメリットがあったのかというようなご質問をいただきました。メディポリス医学研究財団は、もうご案内のように、がんを中心とした疾患の診断及び治療に関する基礎的研究並びに予防医学や心のケア等に関する研究事業等を行い、広く鹿児島県民の医療向上や安心して生活できる環境構築に寄与し、もって県民の健康増進に貢献することを目的として設立された財団法人でございます。同財

団の事業といたしましては、がん等の診断・治療に関する基礎的研究、がんに関する臨床研究、予防医学に関する研究、がんを含む生活習慣病などに対する予防医学に関する県民への啓発、医療機関の経営等となっております。同財団の理事の職務は、理事会における業務執行の決定に参画するとともに、理事として同財団の業務に対する理解を深め、本市の活性化につなげていただけるよう理事会の場において意見を述べることであり、市民の代表として、その職務を果たしていると考えているところでございます。

なお、いただきましたほかの質問につきましては、担当部長等に答弁をいたさせます。

総務部長（渡瀬貴久） 岩崎産業との土地の交換について、土地の交換は8対2ではないのかというご質問ですが、7月臨時議会でも答弁いたしましたように、旧開聞町時代からの土地交換の内容を基本とし、本市の長年の懸案となっております花瀬望比公園の駐車場を含めた周辺一帯の公園用地及び市道松ヶ窪線道路用地の取得も一緒に一括して交渉を行ったものであります。土地の交換につきましては、それぞれの所有する土地の評価方法及び評価額の相違により、双方の合意が得られず物別れになっていたという過去の経緯を踏まえまして、今回行った土地交換については、市が依頼した不動産鑑定士による鑑定評価に基づき、岩崎産業と交渉を続けた結果、双方において等価であるとの合意に至ったものでございます。現在、交換により取得した土地につきましては、開聞中学校前の歩道の整備に利用し、また、残地につきましては、駐車場用地として整備をしたところでございます。さらに、開聞中学校の開聞山麓寄りの土地につきましても、かいもん山麓ふれあい公園の近隣地でもあることから、将来的には広く活用されていくものというふうに考えております。

建設部長（三窪義孝） 指宿地域、山川地域、開聞地域の道路作業員の人件費についてのご質問ですが、指宿地域については、財団法人指宿温泉まちづくり公社へ委託しており、道路管理作業員の賃金は、日額7,690円であると確認しております。山川地域の道路管理作業は、職員1名と月額職員2名で対応しております。開聞地域は、職員1名と日額臨時職員3名で対応しており、賃金は、平成23年度各種作業賃金表により、日額6,140円となっております。

12番議員（物袋昭弘） 順番にお聞きしたいと思いますが、まず、この岩崎産業との土地交換、旧開聞町時代はですね、非常に大事な土地だったわけですよね。借地料も20万超えた時期もありました。我々にとってはですね、岩崎産業との最終的な貴重な切符であったと、私はそう思っております。しかしながら、私もこの件については反対したんだけど、中学校の歩道も大事であろうと、これは私もよく分かっております。しかしながら、花瀬の望比公園のあそこの駐車場、これも入ってもらえばですね、非常に交換に入ってもらえばありがたいと思ったんだけど、この交渉もやったと思うんだけど、あそこは買収と、買ったわけですけども、岩崎産業との交渉のこれはやってもらったのかどうか、その辺をお尋ねします。

総務部長（渡瀬貴久） 土地の交換につきましては、当初、3対3というような形から始めさせ

ていただきました。その理由につきましては、花瀬望比公園を含めた従来の旧開聞町時代の交渉によりますと、その金額の差というものが非常に大きくて、なかなか交渉の舞台には、テーブルに乗せることも難しかったわけございまして、そこで、3対3で適切な交換になるのかどうかということを不動産鑑定により評価をしたものでございました。

1 2 番議員（物袋昭弘） 部長が言うように、不動産鑑定という言葉が出ただけで、我々から見たときに、旧ゴルフ場の土地と交換した3筆ですか、あれと比較したときに、広さが違う。そしてまた我々から見たときには、やはり価値観も全然違うんじゃないかなと、私はそう思うんですよ。しかしながら、今後のためにもですね、また申し上げたいんだけど、中学校のすぐ下の、今、説明が部長からありました、あの交換をしたところなんですけれども、歩道ができた後の、あそこ上の雑木とか、いろんなのをきれいにしてもらって、それでまた、運動会の駐車場とか、そういうのにしてくれているんだけど、この土地については、どの課が、今、管理しているんですか。

総務部長（渡瀬貴久） 失礼いたしました。歩道の中学校の残地につきましては、開聞中学校の用地として教育委員会の方で所管しております。歩道の部分につきましては、土木課で、また、残地の駐車場の部分につきましては教育委員会の所管となっております。

1 2 番議員（物袋昭弘） そこで教育長にお尋ねしたいと思います。残地については教育委員会ということですので、この跡地については、今、部長は駐車場という話も出ておっただけで、何とかですね、我々のこの指宿市も非常に農業地帯、いろいろな農業・観光両輪なんだけども、この中で、子供たちにですね、作る喜び、自分たちが作って、食べる喜び、そういう、何と言うのか、季節の野菜とか、いろんなのを植えさせて、そういう場の残地にしてほしいなど、私はこう思うんだけど、教育長、どう思いますか。

教育長（池田昭夫） 今回、岩崎産業との土地交換によって、開聞中学校の北隣が市有地となったわけですが、学校及びPTAから、駐車場として整備してほしいという要望があったものですから、教育委員会としましても、その要望を受けまして、今年度の体育祭に間に合うように、駐車場を整備したということでございます。今回、駐車場として利用した土地については、入学式とか、卒業式・体育祭・文化祭等の学校行事やPTA総会、バザー等のPTA行事、あるいは県、地区及び市の様々なイベント等に今後も活用できるものと考えておりますが、農園として有効活用することはできないかというお尋ねですが、農園として有効活用するためには、土を作り、野菜等を栽培し、収穫の喜びを味わうという食育を充実させることにつながっていきます。学校によっては、そのような活動を総合的な学習の時間の教育課程に取り入れて実施しているところもあります。しかしながら、学校の教育課程は、その学校の実態を考慮して、学校教育目標の具現化のため、学校長が作成することになっております。開聞中学校においては、現在、学校の実態にあった教育課程が作成されており、充実した活動が行われております。また、学校教育法施行規則において、学校で行う事業時

数が決まっております、新たに食育のカリキュラムに加えるのは非常に難しいんじゃないかなと考えております。農業クラブ等の部活動というようなこともありますが、開聞中学校の部活動加入率は9割程度の非常に高い状況であります。バレー等の運動部や吹奏楽部の文化系の部もありますが、各部活動等も県大会、地区大会で優秀な成績を修めて非常に充実しております。そのような農業クラブがもし開設されて、農園として有効利用活用も考えられますが、非常にそれは厳しい状況にあるんじゃないかなと思っております。このようなことから、学校の実態から考えまして、教育委員会としても、現在のところ、今の状態で今後の行事等の際の駐車場として、やはり活用していこうというふうに考えているところでございます。

12番議員（物袋昭弘） 教育長、無理なことはないんですよ。駐車場はですね、あそこの整備をしないうち、足りとったんですよ。十分にあったんですよ。ですから、あそこに岩崎との土地交換をして、歩道ができた土地を、やはり子供たちにも、一次産業は農業ですよ。やはり、子供たちにも教える場がほしいなと聞いているわけです。我々が中学校に行くころはですね、あそこの開聞中のあそこは、サツマイモ畑でした。我々が植えて、掘って、煮て、焼いて、食べた場所です。今それを子供たちにやりなさいというんじゃなくて、せっかくあれだけ整備されて、いい土地になっておりますので、できれば今後、検討をしてほしいなと聞いているところです。そこで市長にお尋ねしますが、子供たちにこういう作る喜び、自分たちが作ったおいしい喜びを、それも教育の一環じゃないかと私は思うんだけど、市長はどう思いますか。

市長（豊留悦男） 大変ありがたいご提言もいただきました。食育とともに、食の教育の大切さというのも教育委員会を含め、私も深く認識はしております。そういう意味で、開聞地区の特性を踏まえた、そういう農業体験を含めて、子供たちが生きる力を育むためのそういう活動は大切にしなければならないと思っております。議員より、そのような提案をいただきましたので、あの駐車場をという前提ではなくて、今後、そういう食育を含めた食の教育についても、その大切さ、意義を理解させたいうで進める必要があるのかなと。そのやり方については、教育長が答弁いたしましたように、教育課程の問題、それから、いろいろ中学校においてはカリキュラムの組み方も非常に難しいとお聞きしておりますので、そこらとの調整をしながら、議会でのこの提言、意見については、今後、教育委員会を中心に、学校とも話し合う、そういう大切な機会をいただいたと、私は認識はしております。

12番議員（物袋昭弘） また、教育長にお尋ねしますけれども、開聞中学校の歩道整備ですね、これはもうこれで全部終わったと思われるかどうかをお尋ねします。

教育部長（吹留賢良） 歩道整備につきましては、開聞中から川尻の方向に抜けるあそこの歩道が一部整備されておられません。それについては、開聞町時代に用地交渉なんかをしたんですが、地権者の協力が得られなかったという、それを聞いております。

12番議員（物袋昭弘） 部長，教育長，そこなんですよ。やはり，川尻からも向こうの方からこう上がってきます。あそこの通学路というのが，松原田，下仙田，上野の一部が川尻からの通学道路を利用します。今，部長がおっしゃったとおり，こっちは非常に良くなりました。川尻へ帰ったり，学校に来たりする歩道がまだ整備されていないんですよ。やはり，ここもですね，整備してほしいなと，私は思うんですよ。事故がないからいいようなものの，ほぼ同じような生徒の通学路です。若干，一般市民は，こっちの十町からのあれで上がってきますけれども，そういう意味で，川尻へ下るところの歩道も，今後，早めに整備をしてほしいなと思っているところです。その辺は部長，どうなんですか。

教育部長（吹留賢良） 通学路ですので，危険性がありますので，また関係課と協議しながら進めていきたいと思っております。

12番議員（物袋昭弘） 安心して子供たちが通学できるように，ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に入ります。山川の作業員の人件費，1日当たりの出されなかったけれども，指宿が7,690円，開聞が6,140円と出されて，山川は幾らなんですかね。

建設部長（三窪義孝） 山川の作業員は月額職員2名なんですけれども，その中の一人の方は月額で28万8,700円，もう一人の方が28万4,900円となっております。月額であります。

12番議員（物袋昭弘） びっくりしているんですよ。なぜこのこれだけ賃金が違うのか。仕事の内容が違うのか，その辺のご説明をお願いします。

建設部長（三窪義孝） 作業内容につきましては，各地域とも同様な作業を行っている状況であります。指宿・山川地域におきましては，作業機械等の免許を取得しており，機械等の作業も行っております。開聞地域におきましては，免許を必要とする機械等の作業は行っていないところであります。

12番議員（物袋昭弘） 部長，どうも分かりにくい答えだけど，機械等がどうのこうのというけれども，作業内容は一緒なんですよ。もちろん重機は使うだろうけれども，開聞も使っています。今，ですから，作業内容，例えば，8時から5時までなのか。あるいはこの賃金の高いところは8時から7時までなのか，その辺もお答えください。

建設部長（三窪義孝） その時間は同じであります。

12番議員（物袋昭弘） それであれば，なぜこんな人件費が違うんですか。どういう理由でこの人件費が違うんですか。市民はですね，大変喜んでいらっしゃるんですよ。市道をきれいにしてもらって，ありがたいなと。特に正月前はきれいにしてくれます。みんなが喜んでるのに，なぜこの指宿・山川・開聞で人件費が違うの。

総務部長（渡瀬貴久） 道路の管理の在り方についてですけれども，合併前からの経緯を踏まえ，市の直接管理方式，またはまちづくり公社への委託方式となっております。雇用形態によりまして，勤務労働条件，採用条件など異なることから，作業員の賃金等に違いがみられ



るところです。なお、平成19年度に賃金の見直しをもらっております。その内容について少し申し上げますと、合併前の旧1市2町での同種の時給、日額臨時職員につきましては、不均衡を解消するために一定の見直しを行っているわけでございます。山川地域においては、月額臨時職員ということで、これまで勤務をしてきておりますけれども、この月額の臨時職員については、重機を主に利用しているというような実態でございました。そういったところが開聞地域の道路作業員とは少し異なっておりました。しかしながら、旧指宿市と旧開聞町の道路作業の部分については、直接管理方式か、または委託方式かという違いによって、そこによって勤務労働条件や採用状況など、幾分異なることから、作業員の賃金等に違いが見られておりましたけれども、しかしながら、この金額の差というものについて、一定程度の見直しを19年度に行っているわけでございます。開聞の道路維持補修作業員の賃金について、具体的に申し上げますと、当時は日額6千円でございます。その単価を6,140円に見直しまして、また、特別賃金、割増賃金ですけれども、これにつきましても、以前は年間20日分の支給だったんですけれども、年間50日分の支給に見直しをしているというような状況でございます。その後、平成19年度の見直しを行っていたわけですけれども、既に数年経っておりますので、賃金全般について見直しの時期にきているとは認識をしているところでございます。

12番議員（物袋昭弘） 市長、部長、対等合併なんです。重機を、そしたら総務部長、開聞の作業員が重機の免許を持っているというたら、この指宿の職員やら、山川のその作業員と同じ金額にするんですか。

総務部長（渡瀬貴久） 現在、指宿市で雇用している方々には、道路の作業員のほかに、いわば清掃センターの作業員、あるいは災害復旧の作業員、あるいは埋蔵文化財の発掘作業員等、多種多様になっているところでございまして、その中には、特殊な資格を引っさげている方々、保健師の資格であったり、あるいは介護認定関係の資格であったりとか、いろんな資格を持っている方々がいらっしゃいます。一般作業員についても同じであって、大型の免許を持っている方もおれば、そうでない方々もおります。部署によっては、大型の免許が必要な部署等もあるわけでございます。クレーンの取扱いが必要な方とか、そういうところによって、若干、これまで指宿市における雇用している各種の作業賃金の中には、金額の差というものが設けられております。しかしながら、先ほども申しましたように、平成19年度に見直しを行って、それからもう数年経っておりますので、改めて全般的な見直しの時期になっているとは理解しているところでございます。

12番議員（物袋昭弘） 部長、質問に答えてほしいんですけども、19年度に見直しをしたと。また、見直しをやるというんですけども、やはり人間というのは、二人前はできないわけですね。やはり一人は一人です。そしてまた、特殊な免許を持った人も開聞にもおるわけですね。指宿もおるでしょう、山川もおるでしょう。なぜ平等にできないのかと、それを聞いて

いるんですがね。だから、今度見直しをするときには、一緒にしてほしいなと思っているところ。高い安いは別です。その辺の考えはどのように思っていますか。

総務部長（渡瀬貴久） 賃金を見直すにあたって、この一般作業員の中に重機の取扱いができるような免許を持っている方々とそうでない方々ということによって、日額の中における差異というものをどうするのか。設けるべきなのか等も踏まえて、改めて検討をさせていただきたいと思います。

12番議員（物袋昭弘） 市長にお尋ねしますが、この人件費については、早急に見直しをしてほしいと思うんですけれども、その点はどうかお考えですか。

市長（豊留悦男） 今、総務部長、それから建設部長の方からもお答えがあったとおりでございますが、基本的には、答弁の内容は同じようなものでございます。ただ、議員がご指摘いたしましたように、賃金というものについては、根本的に見直しをする時期ではあるというのは、総務部長の答弁のとおりであります。ただ、雇用形態、最初の雇用のスタートというところで、いろいろと、先ほど言いましたように、市の直接管理方式、またはまちづくり公社への移行方式、これまでの経緯があるようでございますので、その辺のところを十分検討させていただき、この作業員の賃金等の違いについては、検討を加える必要があるのかなと思っております。先ほど部長が答弁いたしましたけれども、19年度に見直しをしたと、今後、議員のご指摘のようなその件を頭に入れながら、考慮しながら、この作業員の賃金については、あらゆる観点から検討を加える必要があると考えております。あらゆる観点と申しましたのは、雇用形態を含めて多様な見方をする必要があるという意味で申し上げたまででございます。以上でございます。

12番議員（物袋昭弘） 早めの見直しをしてくれるようお願いしておきます。

次に入ります。メディポリスについて、まず、市長にお伺いします。理事会は年に何回ほど、そして、昼あるのか、夜あるのか、お尋ねします。

総務部参与（久保憲一郎） 理事会の回数についての質問でございました。22年度は8回開催されております。それから、23年度はこれまで4回開催されております。なお、理事会の開催につきまして、特に規定等で定められた時間というのはございませんけれども、昼間に会議が開催されることが通例となっております。理事会においては、メディポリス医学研究財団における重要事項の議決、または事業報告等を行いますので、地元の代表として参画しているという状況でございます。

12番議員（物袋昭弘） 理事会は昼間という話がありましたけれども、昼間の時間に市長が理事会に出ると。市に対してのこの不都合というのか、いろんな懸案事項あたりに影響はないものか、その辺もお尋ねします。

総務部参与（久保憲一郎） 23年度はこれまで4回開催されておりますけれども、出席は1回となっているところでございます。業務の都合上、当然、欠席するということになりますけれ

ども、その都度、財団から資料等をいただいて、議事の内容等について説明を受け、確認をして、欠席の部分については書面による表決等を行っているところでございます。

12番議員（物袋昭弘）　そこでお伺いします。理事会に出席したときに、今日、初め、一般質問している同僚議員から質問されたけれども、この理事会で新しくこの道路を造る計画の話というのは、理事会ではもまれなかったのか。話は出なかったものか、その辺をお伺いします。

総務部参与（久保憲一郎）　理事会では、メディポリス指宿において行われておりますがん等の診断・治療に関する基礎的研究、がんに関する臨床研究、予防医学に関する研究、がんを含む生活習慣病などに対する予防医学に関する県民への啓発、医療機関の経営等、同財団の事業に関する議決、報告が行われており、道路建設等の話はなかったところであります。しかしながら、新日本科学の永田社長とは、市長就任以来、様々な場所で、がん粒子線治療研究センターを核とするヘルスツーリズム構想やスポーツ振興策などについて会談をさせていただいているところであり、その中で、広大な敷地の活用策についても、意見交換をさせていただいているところでございます。

12番議員（物袋昭弘）　理事会の中で、道路問題は出なかったと。我々がメディポリスに視察に行ったときですね、我々も質問をしました。これはうまく逃げられたなと思っているところです。一緒なんですよ、我々に言わせたら。メディポリスも新日本科学も。だから聞いているわけです。そこで言うたらお尋ねしますけれども、何回か、理事会に出ていますよね。職員もついて行っているか、行っていないか知らんけれども、あそこの木を切るときに、伐採しているいろんなときに、ここは木を切っているが、何ができるんですかと、伺ったことがありますか。

市長（豊留悦男）　ただいま総務部の参与が答えましたように、理事会の内容につきましては、今回も近々ございますけれども、議決事項と報告事項という、そういう中での、この具体的に道路をこう造って、こうしたいというのは、理事会の協議報告の内容には盛り込まれてはおりません。ただ、メディポリス指宿を今後どのように市民に開放し、そして、市民と一緒に作ったこのメディポリスの活用方法というのについての情報交換は事あるごとにやってまいりました。ただ、その中で、具体的に、じゃ、いつごろ、このような道路、または整備し、植栽をしというのは、正式の場で話し合うような、そういう機会はありませんでした。理想と言いますか、経営の方向制というものについては、いろいろと話をし、市といろいろと協議をしながら、有効活用を図りたいという、そういう意図の話は、機会あるごとにやってまいりました。私、市長就任以来というよりも、このメディポリス指宿、いわゆるグリーンピア跡地に開設するその段階においても、今後、あの跡地をどうするかということについては、いろいろと話し合いがなされていたのではないかと、推測で、私が答弁をすべきではありませんけれども、そのように、あそこを開設する段階では、今後このような構想を持っていると

いう、そういう全体構想については、いろんな場で非公式であれ、話があったのではないかと、そのように認識はしております。

- 12番議員（物袋昭弘） よく分かりましたけれども、普通ですね、市長、理事会とかね、いろんなこの団体が、理事会を開くとき、いろんな道路じゃなくても、いろんな問題を、事業をやる場合には理事会でもむんですよね。それはメディポリスが会社事態の規約で、そういうのまで理事会に提出せんでもいいという話かもしれんけども、どうもその辺がおかしいなと思っているところです。何のための、これは市長、わざわざ理事になっておるのかなというような気でならんのですけれども。先の議員の福永議員の質問の中で、市民が被害を受けたときのそれはどうするのかと、明確な答えがなかった。あるいは答えについてはですね、法に基づいてうんぬんという話があったけれども、これは私はきっちりやっておくべきだと、私は思うんだけど、もう一回お願いします。

総務部参与（久保憲一郎） 先ほどの答弁にもいたしましたけれども、確かに、今、住民が一番不安と思っているところは、そういう災害に対する不安と、あとのその保障の問題ということであったと思います。その責任の所在について、結果として、明確に指摘された部分があれば、当然、その部分の指摘されたところが、責任としては果たすべきであろうと認識をしております。

- 12番議員（物袋昭弘） 今ですね、認識で済まされないんですよ、世の中というのは。法があるけれども、法で裁かれんこともあるから言うてるんです。やはり、市民のですね、安心・安全、あるいは枕を高くして寝れるためにも、新日本科学なのか、メディポリスなのか、きっちりした、こうなった場合はこうして補償するんだよという、文書化して残すべきだと私は思うんだけど、もう一回お願いします。

総務部参与（久保憲一郎） メディポリス指宿というのは、あそこの施設全体を総称する名称になっていて、我々も一般的に、議員ご指摘のとおり、メディポリス指宿と言っているわけですけれども、今回の施工主は新日本科学ということになって、それを委託された業者がやっているというふうに、私たちも認識をしているところであります。責任の所在についての認識という部分では甘いんじゃないかということがありますけれども、当然、その認識という表現をした部分については、その責任の所在が明確にされた場合は、そこがとるべきものだと思っております。

- 12番議員（物袋昭弘） なぜこういうことを言うかと言いましたら、我々が説明しに行ったときですね、あの工事関係者が言いましたよ。雨が降って崩れて、この道路については責任を持ちますと。車同士があそこを走ってあって事故をした場合は、責任は持ちませんというような答弁があったんですよ。だから言うんですよ。自然なんですよ、自然、自然が一番怖いですよ。なぜそこまで下におる集落の市民がですね、不安がっているのに、はっきり言って、ちゃんとしたものを書類で残すべきだと思うんですよ。残すのも、過ぎたことは言いた

くないけれども、例えば、山川・根占フェリーの岩崎との交渉の契約書の問題、こういう問題も、契約書というのはこういうもんだというのをするためにも、このメディポリスのこの問題についても、きっちり私は、新日本科学なのか、メディポリスなのか、分からんけども、やはり市がそれは先頭になって残すべきだと、私は思うんですよ。何か言ったら、法に基づいてとかね、しもたでは済まんのですよ、これは。それをもう一回お願いします。

総務部参与（久保憲一郎） 今、道路築造に関しての災害というのは、本当にあってはならないとは思いますが、あった場合には責任を持つと。その道路上の車の交通事故についてはということもありましたけれども、我々の認識としては、私有地の道路ということで、その部分については、個人の責任というか、そういうことになっていくんだろうというふうに思っているところでございます。

あと、その書面によるうんぬんについては、今後またいろいろな形で議論していかなくやならないというふうに思っているところでございます。

12番議員（物袋昭弘） ちょうど12時になりましたので、最後に市長にお尋ねします。

市長、変える勇氣、変わる勇氣ということで、市長は私もいい言葉だなと思っておったところなんですけれども、このメディポリスの理事を辞める気はないか。その辺をお尋ねします。

総務部参与（久保憲一郎） メディポリス医学研究財団の理事に就任することでのメリットは、産学官連携によるメディポリス指宿構想に基づいて行われている同財団の事業に参画していることであり、理事に就任していなければ、同財団の事業に対する意見を申し述べることもできないわけであります。理事会は、理事の運営の重要な事項を議決する機関でもあります。理事として市長が参画することによって、公共の医療、福祉向上のための方向性など、チェック機能を果たすことができますし、指宿市の考え方を反映させることができると考えているところです。理事として会議に参加をし、会議の内容、その他資料等を拝見する中で、財団は、透明性のある、そして、市民に活用される施設として努力し、また、そのような運営をしていると認識しております。今後につきましても、これまで同様、理事としてその責務を果たしていく所存であろうかと思えます。

12番議員（物袋昭弘） 私は市長に聞いたんですよ、あろうかじゃないんですよ。市長に変わる勇氣という、非常にいい言葉を言う人だから、当初からですね、あそこは10年間で3億6,000万円だったかな、補助金なんですよ、これは、補助金、市からの。だから、その理事として、我々も議員として、がんの先端医療研究施設だと思ってたから賛成したんですよ。がんを抱える家族の気持ちを思えばですね、早くがんを治してほしいと。みんな一緒だと思うんですよ。だから、指宿市も10年間で3億6,000万と、我々も賛成しました。今、観光化しているじゃないですか。職員がですね、今、忘年会もきもいって回っていますよ。もちろん医療の研究もしているだろうけれども、何を考えているのかなと思うくらいです。だから、市

長、理事を辞める気はないかと聞いているんですがね。

市長（豊留悦男） 理事会の内容、趣旨については、先ほどお答えをさせていただきました。

市長として、この理事会に出ることのメリットというのを、私は考えて答弁をさせていただいたつもりであります。やはり、財団法人メディポリス医学研究財団の理事として、ここの経営を含め、その現状を把握し、そして、私は先ほど申しましたように、市民の代表としての理事であるという話をいただきましたけれども、この医学研究財団の経営、そして、その内容については、十分把握をしていなければならないという思いから、理事の就任と言うのは、極めて大切であろうかと思っております。ほかに出された意見につきましても、先ほど申しましたのは天珠の館のことだろうと思います。この天珠の館、メディポリス医学研究財団、そして、新日本科学という、そういうそれぞれの立場において、経営という観点からもいろいろその努力をしているものだと思っているところでございます。

12番議員（物袋昭弘） 最後にもう一点お伺いします。新日本科学、メディポリス、国・県からの、あるいは指宿市からの天下り先になっているんじゃないかと私は思うんですけど、その辺はどうなんですか。

総務部長（渡瀬貴久） 国・県からの天下り先になっているのではないかというご質問ですが、そのような認識を持っては、全くありません。

12番議員（物袋昭弘） 元大蔵省、県、また指宿市、我々第三者から見たら、天下り先かなと思うところでございます。それはさておいて、今後ですね、大変危険な道路、これは十二分にですね、行政としても、また我々1議員として、よく監視をし、また、大雨が降ったりしたら、職員もやはり見て回るということが、今後、大事なことだろうと私は思います。みんなで協力してですね、市民の安心・安全を守りたいと思います。これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時08分

再開 午後 0時58分

議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、高橋三樹議員。

4番議員（高橋三樹） 皆さん、こんにちは。今年は大雪に始まり、東日本大震災、新幹線鹿児島ルート全線開業、集中豪雨、台風、そして、女子サッカーなでしこジャパンの金メダルなど、語り尽くせません。日本漢字能力検定協会は、今月12日、2011年、平成23年を表す漢字は絆と発表しました。家族や地域の大切さを感じさせられました。10月26日、総務省は、2010年、平成22年10月1日現在の国勢調査確定値を発表しております。それによりますと、日本の総人口は1億2,805万7,352人、外国人を除くと37万1,000人、0.3%減少し、1億2,535万8,854人、日本人人口初の減少です。鹿児島県は人口170万6,242人で、5年前からすると4万6,9

37人、2.7%の減少となっています。我が指宿市はと申し上げますと、人口4万4,396人で、5年前からすると2,426人、5.2%の減少となっています。65歳以上の高齢者人口が全体に占める割合は、県平均で26.5%、4人に1人強が高齢者、一方、当市は32.1%で、約3人に1人が高齢者人口となります。19市中、上から7番目、郡部平均で33.4%、郡部は更に高齢者率が高くなっております。少子高齢化社会を迎え、地方が活気を取戻し、生き伸びていくためには、何とか人口減少を少しでも食い止めなければなりません。

そこで、1.国勢調査確定値の結果について、定住促進対策はどうなっているのか。人口減少に少しでも歯止めをかけるための施策である定住促進対策の内容は、具体的にどのようなになっているか、まず伺います。

次は、防災無線についてです。基本調査の結果は出ていますかということです。同僚議員が何人も質問し、自分も以前防災無線について一般質問をしたことがありました。行政防災無線システムの構築に必要な各種のシステムの比較検討を行い、最適なシステム構築のための基本構想を作成することとしているということでした。そして、平成23年度は、行政無線の調査を11月末までには基本調査を終える予定であるとありましたが、どこまで進んでいるのか、結果は出ているのか、まず伺いまして1回目といたします。

市長（豊留悦男） 定住促進対策についてのご質問でございますが、本市における定住促進制度につきましては、本市以外に居住していたイターン者が、旧山川町、旧開闢町、池田校区、今和泉校区に転入し、床面積50㎡以上の住宅を新築または購入することに対し、助成金を交付することにより、本市における定住を促進し、もって人口の増加を図るとともに、豊かで活力あるふるさとづくりに寄与することを目的としているところでございます。なお、助成地域を前述のように指定している理由といたしましては、人口減少率の高い地域を助成対象地域として指定し、その地域に人を呼び込むことで、本市全域の均衡ある発展を図っていくとするものでございます。

制度の詳細についてでございますが、対象となるのは、世帯全員が本市の住民基本台帳に一度も記録されたことがない者であること。いわゆるイターン者であります。そして、当該世帯の生計を維持している世帯責任者が、平成21年4月1日から平成24年3月31日までに転入し、転入後1年以内に申請した場合に助成金を交付することとしております。世帯責任者とは、配偶者または義務教育終了前の子供を有する、転入日において60歳以下の者であります。

助成金の金額についてであります。住宅を新築した場合には、世帯責任者が50歳以下であれば100万円、50歳を超え60歳以下であれば50万円となっております。また、住宅を購入した場合には、購入価格の2分の1で、世帯責任者が50歳以下で建築年数10年以内の住宅購入については、80万円を限度とし、建築年数10年を超える住宅購入については50万円を限度としております。なお、世帯責任者が50歳を超え60歳以下であれば、住宅購入の限度額は、それぞれ50歳以下の場合の半額となっております。

以下、いただきました質問につきましては、関係部長等に答弁いたさせます。

総務部長（渡瀬貴久） 防災行政無線についてのご質問ですけれども、指宿市の同報系防災行政無線は、合併に伴いまして、山川・開聞地域の設備を統合いたしましたアナログ方式の屋外放送設備、屋外拡声子局ですが、これと屋内受信機、戸別受信機のことですけれども、で構成をされています。そのうち、屋外放送設備については、指宿地域には設置されていませんけれども、設置済みの山川地域の27局、開聞地域の21局も、機器の経年劣化が進んでおり、今後、施設の更新が必要となっているところであります。このような状況の下、既設の防災行政無線システム、同報系及び移動系、並びに地域コミュニティ無線システムの現状調査を行うとともに、指宿市の情報手段の一元化及び災害情報等を速やかにかつ確実に伝達するため各種のシステムの比較・検討を行いまして、本市にとってふさわしいシステム構築のための基本構想の策定を進めているところであります。基本構想案では、一つに、地域情報格差の是正を行う。次に、災害に強く、速やかに広範囲の情報伝達を行う。それから、ほかのシステムとのデータ連携も比較的容易に行える。そういった防災行政無線を構築することといたしております。

その内容は、防災行政無線と、現在、各自治公民館で利用されているエリアトークとの接続や、指宿駅前が開局しているコミュニティFMへの緊急時の割り込み放送、携帯電話を利用した緊急メール配信サービスや、防災行政情報システムなどであります。今後、パブリックコメントを行い、広く市民の意見を聴取することになります。

4番議員（高橋三樹） それでは、先に定住促進対策について入りますけれども、内容を詳しく説明してもらいましたが、今年度の実績はどうなっているのか。この点はどうか、伺います。

総務部参与（久保憲一郎） 今年度の実績について説明いたしたいと思えます。今年度においては、これまで2件ありまして、1件は4月に県外から転入された50歳代の方より、新築による申請があったことから、助成金を50万円交付をしております。またもう1件は、10月に県内から転入された50歳代の方から中古住宅購入による申請があったため、本議会において、補正予算25万円を計上しているところでございます。いずれの方も本市の豊かな自然や開聞岳が大変気に入りまして、山川地域へ住宅を新築または購入されたとのことであります。今後とも本制度が定住を検討している方々の一助となるよう努めてまいりたいと考えているところであります。

4番議員（高橋三樹） 分かりました。では、本市への定住を促進するために、どういうPR活動をしているのか。この点はどうか、伺います。

総務部参与（久保憲一郎） 本市の定住促進制度のPRにつきましては、まず、広報紙により、市民の方々へ広く周知を行っております。また、市・県のホームページにおいても、全国の方々へ広く制度のPRを行っており、今年度は、市内の宅地建物取引業協会、建設業組合



員、県建築士会指宿支部員の方々へ、制度の概要を郵送し、制度の周知を図ったところであり、さらに、県外で開催された、鹿児島県主催のかごしま暮らし交流セミナー会場においては、本市の定住促進制度に関する資料を設置していただいております。このように、市内、県内、県外の方々へ広くPRを行っているところであります。

4番議員（高橋三樹） 先ほどの制度の説明の中で、世帯全員がIターン者、初めてということですが、であることとなっていました、なぜUターン者は該当しないのかどうか、この点はのでしょうか。

総務部参与（久保憲一郎） Uターン者が該当しない理由ということでございますけれども、本市の定住促進制度は、旧山川町が行っていた定住促進制度を基本に、合併後引き継いだものであります。旧山川町においては、当初、Iターン者世帯だけでなく、Uターン者世帯も助成対象にしておりました。町外へ転出後、3年以上経過した者をUターン者としておりましたが、平成9年度の制度開始以来、助成実績の約9割がUターン者世帯であったため、地元で頑張っている町内居住者が住宅を新築または購入した場合には助成金は交付されず、Uターン者が住宅を新築または購入した場合には助成金が交付されるというのは、条例の本来の目的に合致していないのではないかと意見が各方面から寄せられたこともあり、平成14年度から助成対象をIターン者のみの世帯にしたところであります。合併後も、このような経緯を踏まえ、Iターン者のみの世帯を、現在、助成対象としているところでございます。

4番議員（高橋三樹） さっきも一部制度の説明の中で入ってきましたけれども、この制度は、平成24年の3月31日までに転入した者が対象になっているようですけれども、来年度はどうか、続けないのかどうか。今、随分観光客が増えまして、来た方が暖かくて温泉もあるし、住んでみたいという方がいるかもしれませんけれども、来年度に続けないのかどうか、この点はのでしょうか。

総務部参与（久保憲一郎） この制度の来年度以降のことについてでございますけれども、現在の定住促進制度は、現在、先ほど議員ご指摘のとおり、平成24年3月31日までに転入し、助成対象要件に該当している方が対象となっているところであります。少子高齢化社会が進行し、全国的に人口減少が叫ばれる中において、どのようにして人口を維持していくかは、すべての自治体においての共通の課題でありますので、本市としましては、今後も市外からの定住を促進するため、条例の延長について検討してまいりたいと思います。

4番議員（高橋三樹） 今後、先も申しました観光客が増えておりますので、是非ともこういった、一人でも市の人口を増やすために、是非、延長してほしいなと思っております。

次は、出生率はどうなっているかということですが、その前に、指宿市全体で、年間何人生まれて、何人亡くなっているのかを、まず伺います。

総務部参与（久保憲一郎） 指宿市の出生数と死亡者数、すなわち自然増についてのご質問であったらと思います。この自然増を合併後の年度ごとに見てみますと、平成18年度が出

生数327人、死亡者数560人で、自然増はマイナス233人。平成19年度が出生数358人、死亡者数は663人で、自然増はマイナス305人。平成20年度が出生数353人、死亡者数646人で、自然増はマイナス293人。平成21年度が出生数332人、死亡者数665人で、自然増はマイナス333人。平成22年度が出生数347人、死亡者数675人で、自然増はマイナス328人となっております。5年間では、自然増はマイナス1,492人、年平均でマイナス300人となっております。また、転入、転出の社会増につきましても、平成22年度においては、転出の方が年間で40人ほど上回っており、このことから指宿市の人口につきましては、減少傾向にあることが伺えると考えております。

4番議員（高橋三樹） この出生数と死亡者数から人口減だけでなく、指宿市の出生率の低下も人口減少につながっているのではと、予想しています。指宿の各年の出生率はどうなっているのか、この点はどうでしょうか。

総務部参与（久保憲一郎） 出生率についてでございますけれども、1年間の出生数を母親の年齢別に分類し、年齢別女性人口1,000人に対する出生数の比率を計算したものが年齢別出生率です。この年齢別出生率を合計したものが合計特殊出生率となります。合計特殊出生率は、1人の女性が一生の間に何人の子供を生むかの指数であり、少子化問題に関連しましては、ほとんどこの合計特殊出生率が引用されているところでございます。指宿市の合計特殊出生率の推移を見ますと、平成18年が1.4人、平成19年が1.6人、平成20年が1.54人、平成21年が1.57人、平成22年が1.49人となっており、極端ではありませんけれども、幾らかの減少傾向が現れているのではないかと思います。なお、平成21年度における合計特殊出生率を国、鹿児島県と比較してみますと、国が1.37人、県が1.56人、市が1.57人となっているところでございます。

4番議員（高橋三樹） 分かりました。次は、愛のキューピット活動状況はどうなっていますかということですが、本当は世話やきキューピッドでした。この世話やきキューピッド事業は、少子化対策の一環として、県が行っている事業で、市でも指宿、山川、開聞、それぞれの地域で独身男女の出会いや縁結びをサポートする活動を行っているようです。この世話やきキューピッド事業、前からあるのは知っていました。奥様方が仕事をしながら、家事をしながら、男女の世話やきをしている。本当、頭の下がる思いでございます。本当、ありがとうございます。昔は世話好きなおじさん、おばさんがいまして、ふところに男女の写真を忍ばせて、お前も、あんたも、いつまでもこのままじゃいかんが。いい人がおっでおうてみらんかと進められたようです。運命の赤い糸で結ばれている人はどこにいるか分かりません。すてきな出会いのお手伝い、世話やきキューピッド活動状況を伺います。

健康福祉部長（迫田福幸） 愛のキューピット活動についてのご質問でございますが、現在、鹿児島県が実施しております世話やきキューピッド事業の活動についてのご質問として答弁をいたしますので、ご理解を賜りたいと思います。この世話やきキューピッド事業は、鹿児

鳥島の少子化対策事業の一つで、県がNPO法人鹿児島県地域女性団体連絡協議会、地域女性連と連携して、同協議会に所属する世話やきの女性を世話やきキューピッドとして委嘱し、独身男女の結婚相談や出会いイベントなどを実施する事業であります。

本市におきましても、県、指宿市女性連、世話やきキューピッドの3者が連携・協力し、年2回、独身男女の出会いをサポートする結いのつどいを展開しております。25歳から50歳ぐらいまでを対象に40名前後の方が参加している状況でございます。なお、世話やきキューピッドとして、市の女性連の会員の中から、指宿地区に8名、山川地区に6名、開聞地区に6名、計20名が県から委嘱されております。

4番議員（高橋三樹） この世話やきキューピッド事業、活動をして、今までの成約はどうなっていますかと、聞きたいところです。これは結ばれたら教えてということだと思うので、確認は難しいと思いますけれども、今までの成約、分かる範囲内でどうでしょうか、伺います。

健康福祉部長（迫田福幸） この世話やきキューピッド事業でどれぐらいの方が成約し、結婚されたかとのご質問でございますが、地域女性連に確認したところ、基本的には、追跡調査を行っていないとのことでもございました。結いのつどいには、県内から参加しており、カップルができたとしても、結婚まで至ったかというところまでの把握は、完全にできていないのが実情であるとのことでもございました。なお、確実な情報では、これまで1組のカップルが結婚しているとのことでもございます。

4番議員（高橋三樹） 新聞に愛知県東海市は、今年の4月、結婚応援センターを開設したとありました。独身男性が多く住み、そもそも女性と出会えないという悩みが多いので、イベントを開いて改善したいというような話で、当市でも、このような結婚応援センターなりのものを開設して、応援するような考えはないのかどうか、この点はどうでしょうか、伺います。

健康福祉部長（迫田福幸） 結婚応援センターを設置しているところがあるが、指宿市は設置についてどう考えるかというお尋ねでございますが、少子化の最大の要因とされる未婚・晩婚の理由として、出会いの場の欠如があることから、地域女性連等が実施しております世話やきキューピッド事業が活動しやすいように、今後も引き続き、広報啓発等の支援を行っていきたいと考えております。したがって、結婚応援センター等の設置につきましては、現時点において考えていないところでございます。

4番議員（高橋三樹） その点、分かりました。

それでは、次は、防災無線ですけれども、先ほどの答弁で基本構想の結果は出ていますかと伺いましたけれども、その点は出ているのか出ていないのか、まだ検討中なのか、この点をもう一回伺います。

総務部長（渡瀬貴久） 調査結果に基づいて基本構想案はできあがっております。今後、パブリックコメント等を行い、広く市民の意見を聴取した後に、基本構想ということで策定を終えることとなります。

4番議員（高橋三樹） 今、案は出ているということでしたけれども、それでは、来年度の予算計上はできていますかということで、準備が大変だと思います。採用して良かったなということのあるように、是非、比較・検討していると思うんですが、来年度の予算計上についてはどうでしょうか、伺います。

総務部長（渡瀬貴久） 基本構想案では、防災行政無線整備の概算費用を全体事業費で約7億5,000万円となっております。今後、パブリックコメントなどを経た上で、平成24年度から、まずは指宿地域を、その後、開聞地域、山川地域と、年次的に整備していく計画で作業を進めているところであります。

4番議員（高橋三樹） 是非、よく、じっくりと検討してほしいと思います。この行政防災無線に併せて、ちょっと岩本の現状を話をしてみますと、まず、サイレン、現在、校区公民館に1か所しかなく、麓上地区のため、8地区全部は聞こえにくい状態です。ずっと前は、JAいぶすき岩本支所にありまして、よく聞こえておりましたが、今、岩本支所はありません。今回の防災無線の整備に併せて設置をしてもらいたいところです。これと、放送施設の件ですけれども、今、麓上地区の校区公民館と麓下地区の公民館からと2か所しかありません。前は、指宿漁協岩本支所とJAいぶすき岩本支所がありましたけれども、現在、故障をして使えなくなったり、岩本支所はもうありませんので、このサイレンと併せて放送施設、場所、高さ、方向を検討していただいて、早い段階で設置できますように、行政防災無線の設置に併せて設置してほしいところですが、この点はどうでしょうか、伺います。

総務部長（渡瀬貴久） 岩本地区につきましては、現在、火災等のサイレンにつきまして、今和泉校区公民館に1か所しかないことから、風向きによって、または場所によっては聞こえづらい。また、放送設備についても、一部の自治公民館しかないので、対処してほしいとの要望も聞いております。今回の基本調査におきまして、いろいろと調査・検討いたしましたところ、指宿地域においては、73か所ほどの屋外拡声子局が必要ではないかとの結果が出ており、岩本地区については、4か所ほど必要ではないかということで計画していますが、今後、実施設計を行い、設置箇所を決めていくこととなります。また、今回設置予定の屋外拡声子局は、現在、山川地域、開聞地域に設置してあるものと同様に、屋外拡声子局の下にある放送設備で、簡易な放送はできるものであります。なお、今後、屋外拡声子局の設置場所につきまして、ご理解、ご協力をいただけるよう、住民説明会等も開催していくことしております。

4番議員（高橋三樹） 是非、サイレンとか、放送施設についても、場所、高さ、方向を検討していただいて、早い段階で設置していただきたいと存じます。以上で終わります。どうもありがとうございました。

議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時30分

再開 午後 1時40分

議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、前原六則議員。

13番議員（前原六則） 前原六則です。例年の寒さがやってきました、キャベツ農家にとっては病害予防の低減と出荷価格の上向きと、いい自然環境が整ってまいりました。先月は認定農家の1泊2日の視察研修に参加いたしまして、先輩の方々や若い方々と研修先を回りながら、多くの質問をする農業経営者に接し、それぞれの営農作物で改善点が多くあるものだなと思うものでした。また、このような現在の足腰の弱い農家経営者の多い指宿地区においても、政府が進めているTPP、環太平洋経済連携協定に参加することは、絶対に反対運動としての積極的運動として、積極的にする機会ではないだろうかと思うところございました。

では、質問に入ります。最初に、ごみの減量とリサイクル施策についてお尋ねいたしますが、現在、ごみ減量化、資源化説明会を環境政策課の職員で、3班に分けて、11月16日より12月19日まで、39地区に分けて回っているようですが、その開催目的は何なのか。また、説明会場で出席者から質問があったのであれば、どのような内容だったのか。さらに、出席者数は説明会場対象世帯で、多いところの会場は何%で、少ないところは何%、平均何%であったか、お聞かせいただきたい。

次に、2番目の街路緑樹帯の景観保全についての考え方をお聞きいたしたいと思います。通称なのはな通りなど、指宿市の都市計画化道路の多くの道路には、ツツジを始め、ハイビスカスなど、ヤシを中心とした緑樹帯で、市民と市外からの人々に道路景観を演出して、観光都市指宿の心の安らぎを与えたいと思いますが、しかし、道路街路緑樹帯や歩道に市内の各事業所の商業事業行事等の屋外広告物が設置されているが、この現状をどのように捉えているかお聞きします。

都合によりまして、順番を少し変えていきたいと思います。答弁で申されましたように、いたるところに。ごめんなさい。これもちまして1回目の質問といたします。

市長（豊留悦男） ごみ出しルールとマナーの徹底を図るために、平成21年度まではごみ出し監視員1名を雇用し、指宿地域のごみステーションを巡回指導していましたが、平成22年4月からは緊急雇用対策事業を活用し2名、10月からは更に6名を増員し、合計9名体制で直接市民に対してごみの減量・分別指導を行いました。現在は合計5名体制で、市内全域のごみステーションを対象に巡回指導を行っております。また、アパートやマンション等の集合住宅を中心に、戸別にごみ減量・分別のチラシを配布したほか、家庭、事業所向けにごみ減量・分別のチラシを作成し配布しております。さらに、ごみ減量・分別の出前講座や、生ごみ処理機器購入、生ごみを処理するための機械の購入の際の補助事業の周知を行って来ていますが、指定ごみ袋の氏名記入率は向上しているものの、燃えるごみや燃えないごみの中には、多くの資源ごみが混入している状態が続いています。このようなことから、出されているご

みの実態を訴え、ごみ減量・資源化に協力していただくために、指宿ごみ減量通信第1号を、両面カラー刷りで作成し、市内全世帯に配布し、その内容を住民にご理解していただくため、住民説明会を開催しているところであります。

以下、出された質問につきましては、担当部長等に答弁をさせます。

市民生活部長（中間竜郎） 11月16日から開催しております住民説明会ではありますが、各地区とも、お集まりいただいた方々のごみに対する意識が高く、大変ありがたく思っているところでございます。説明会で出されました質問の内容についてですが、資源ごみの分別に係るご質問が最も多かったようでございます。また、地区未加入者のごみ出しマナーが悪いということで、その対策についてのご質問や、事業所に対する指導についてのご質問が多いようでした。さらに、資源ごみとして出されましたものの行き先を周知すべきという意見や、今後もこのような説明会を実施してほしいなどの要望等も出されているところでございます。

次に、出席者数の多いところ、少ないところはどの程度だったかというご質問でございますけれども、12月12日現在、37会場に1,157世帯の住民に参加をいただき住民説明会を開催しております。対象地区の全世帯数は1万7,592世帯ですので、6.6%の参加率となっております。参加率が最も高かったのは、38世帯中29世帯が参加した会場、これは山川の尾下区でございますけれども、76%であります。参加率が最も低かったのは、597世帯中4世帯が参加した会場、中央公民館の1%となっているところでございます。

建設部長（三窪義孝） 街の中や、幹線道路の沿線、観光スポットなど、私たちの周りには必ずと言っていいほど多くの屋外広告物が設置されております。広告物は、様々な情報を提供し、街の賑わいや活気を演出するなど、経済活動や市民生活に欠かすことのできないものがありますが、これら広告物が無秩序に設置されると、かえって情報が分かりづらくなり、景観や自然の美しさを阻害する要因となってしまいます。市内の幹線道路沿線の屋外広告物の多くは、許可を得て設置されておりますが、特に歩道や植樹帯等には、無許可で設置された、いわゆる捨て看と称される広告物が存在し、これらは、歩行者等の通行の妨げとなる危険なものや、電柱や街路樹に直接巻きつけられ、景観を損ねているものもあると認識しております。なお、これら違法な広告物につきましては、これまでも広告物設置者へ是正指導を行っているところではありますが、設置者すべての方に理解していただけていないのが実情であります。

13番議員（前原六則） 生徒さんが見えられておまして、先ほどはすごく、非常に緊張しておまして、申しわけございませんでした。都合によりまして、質問の順番を変えていきたいと思っております。答弁で申されたように、いたるところに違法な建築物が散見されております。今、県内は九州新幹線の全線開通に伴い、鹿児島県内の観光客は急増し、その争奪戦に霧島地区を始め、各地区が新たな資源発掘に一生懸命であります。指宿地区の観光資源の一つである、心を豊かにする緑の景観を継続的に保つために、今後、どのように取り組むつもりか

お聞きいたします。

建設部長（三窪義孝） 本市は、開聞岳や池田湖・長崎鼻などの美しい自然景観に恵まれ、これらの自然景観が観光地指宿の財産となっております。これら景勝地へ赴く主要観光ルートにおいて、無秩序に設置された、はり紙、貼り札、立看板等により、せっかくの景観が阻害されているのも事実であります。このような状況を改善し、良好な景観を保全するため、指宿市屋外広告条例による適切な規制や指導を、広告物設置者へ行うとともに、道路管理者であります国及び県の各関係機関とも連携を図りながら、道路景観確保に努めてまいりたいと考えております。

13番議員（前原六則） 特に私はいつも思うんですが、市民や市外からの多くの人々が行き交う田口田交差点から市営グラウンド横までの、通称、なのはな通り、このですね、ツツジの植栽とヤシの街路樹は、指宿市の景観を最も印象付けるところであると思うわけでございます。これは私だけでしょうか。よりによって、この路線には、ホテル関係の看板が多く立ててあります。特に、夏はビアガーデンを広告する捨て看ですね、これが幾つもの観光業者による捨て看が立てられて放置されている状況でございます。これも一昨日、撮った写真でございます。このように通告をしてあっても、改善がなされないというような観光業者にあってはですね、注意をしっかりと喚起していただき、また、答弁にもありました、平成19年10月1日に施行されました指宿市屋外広告物条例施行規則の運用による道路景観の確保に、しっかりと担当課は努めていただきたいというふうに思うところでございます。

では、ごみの減量、リサイクル施策についてお聞きしていきます。今回のごみ減量説明会開催に向けて、内部においてはどのような打合せの過程を実施されてきたかお伺いいたします。

市民生活部長（中間竜郎） この度の住民説明会に臨むにあたりまして、なぜ、ごみ袋を指定するのか。なぜ、ごみ袋に名前を書かなければならないのか。なぜ、ごみの分別をするのかなど、あらかじめ予想される質問等について想定問答集も作成しております。また、住民の皆様からのご質問等があった場合は、3班とも常に同じ職員が答えるなどして、極力3班とも同様の回答になるようにして臨んでいるところでございます。

13番議員（前原六則） 私の質問の趣旨といたしましては、この説明会をですね、開催にあたって、例えば、庁内で全課といいますか、トップも交えた中で、ごみ減量のこういう説明会を開こうとか、そういう打合せですね、これは環境政策課だけでやったのかどうか、そのあたりの説明会に至るまでの打合せの過程をお聞き、しっかりといたしたいと思っております。

環境政策課長（廣森敏幸） この度の住民説明会につきましては、環境政策課内で協議しております。前回、9月議会で可決していただきました印刷製本費でどういう資料を作ったらいいかということで検討をし、その素案ができた段階で、環境衛生協力会理事会に提案をしまして、その内容並びに住民説明会の日程や地区の規模、会場等につきまして、指宿地域は

環境衛生協力会の理事に、山川地域と開聞地域につきましては、それぞれ区長会で検討をいただき決定をしたところでございます。以上です。

13番議員（前原六則） 多くの時間と、それから、パンフレットも作って、経費も掛けて、焼却炉に対しての負荷を少しでも軽減しようかという、大きな課題を抱えている問題をですね、全庁的に取り組もうという機運は起こらなかったものかどうかをお伺いいたします。

市民生活部長（中間竜郎） 全庁的に取り組む考えはなかったかということでございますけれども、ごみの減量化につきましては、当然、環境衛生協力会等も一緒になって取り組んでいくものというふうに認識している中で、先ほど課長からも説明がございましたとおり、その中で、これから説明会に臨む会場等についても協議しながら進めていったというふうに理解しております。

13番議員（前原六則） なぜ今、このような質問をしたかというのはですね、先ほど出席率を聞きました。多いところで77%、尾下地区、これは地域がまとまっております。そういうあたりかな。また、後半に入っていますので、そのあたりのPRの方法が効果を上げたのかなというようなことも推測されますが、この低いところ、何%とは言いませんけれども、低いところ、やはり、そういう環衛協とかですね、いろいろ協力しながらやったにも関わらず、そういう状況が出てきたのか。それは市役所の職員であれば、当然、どういう手を打つべきかというのをじっくりできなかつたことじゃないんでしょうか、お伺いします。

市民生活部長（中間竜郎） これにつきましては、当然、職員にもメールを配信しまして、今回、このような説明会がございますので、職員の方々の出席もお願いしたいというようなメール等は、当日、職員にも流しているというような状況でもございます。出席につきまして、ご指摘がございますけれども、過去に行った合併協議会の説明会とか、今年行いました交通安全教室等の出席状況等を比較してみましても、今回の昨日までのごみに関する説明会の出前講座等では、説明会、そしてまた出前講座等を比較しますと、43会場の中で1,884名ということで、合併当時の人数等、そしてまた、交通安全等の講習会等を比較しましても、そんなに全体的に見ますと低い数字ではないのかなというふうに感じているところでございまして、ごみの減量、資源化については、市民一人一人の理解が、協力がなければ実施できない問題でもありますので、今後はまた、4号まで発行いたしますごみの減量通信においても、本市のごみの現状や、ごみの減量化に向けた取組などを紹介するなどして、市民に対して理解と協力を求められるようお願いしたいというふうに思っております。また、住民説明会の際にもお話ししておりますけれども、地域住民が集まる行事や会合の際に、出前講座を実施するなど、機会を捉えて市民に周知してまいりたいというふうに考えてもおります。先日、片野田地区の老人会からも出前講座の要請・要望等がございまして、定例会の席でごみの減量、資源化についてご説明し、協力もお願いしたところでもございます。

13番議員（前原六則） ほかの説明会なり、集会との比較を出されて、いい方だ、もしくは



こうなんだということで、当初からそういうのを想定、参加人員のですね、低さを想定したような答えではないかと思うんですが、そのところはどういうふうに考えての今の答弁なのか、お伺いいたします。

市民生活部長（中間竜郎） 先ほども答弁いたしましたけれども、開催会場等を環衛協の方々、区長さんの方々をお願いをいたしまして、できるだけ多くの方々に参加していただけるように会場設定もしたところでございますけれども、それにもかかわらず現在のところ約6.6%ということについては、もう少し広報が足りなかったのかなという気はいたしてはおります。

13番議員（前原六則） やはりですね。ごみの減量というのは、これはもう以前から出されている問題であります。多く質問の出る問題であります。しかしながら、その問題が今回、こういう形の説明会を行った背景というのは、目的は減量じゃなかったのじゃないかというふうに察するようなことが考えられます。9月での議会において、ごみ袋の値上げの否決がございました。その中で、修正案を出した議員に対する質問にですね、値上げを将来するのかというような内容の趣旨だったかと思うんですが、その質問に対して、提案議員の答弁の中に、住民がその思いを、その思いというのは、上げる、値上げですね、執行部の値上げに対する思いを十分に理解して行動していただきたいということを確認取ることが必要だと思いますと。指定ごみの値上げについては、市民が十分理解していただけるかどうか、いろいろと調査しながら、執行部として総合的に判断することであってということで、執行部にげたを預けたような形の、これしか言えないわけですので、提案者としては。あとはこれを受けて、恐らく執行部はこのような開催をしたんじゃないかと私は考えるわけでございます。こんな参加者が少ないことを想定しながら説明会をするのであればですね、このごみの減量に対して、パンフレットだけでよかったんじゃないかとも思うような、先ほどの答弁があります。志布志市とか、それから南九州市とか、いろいろ環境が違うと思います。南九州市は、この説明会においての執行部の回答といたしましては、広い敷地を持っているところで、自分のところで処理しているであろうという答えが出されたりですね、それから、志布志市、向こうの方のことはよく分からないような説明もしております。志布志、向こうの方はリサイクルセンターを持ってですね、委託をしながら地元でやっているという環境の中でですね、やはり分別がかなり進んでいるから、そういうごみの資源化が進んでいるんじゃないだろうかと思っているところですが、それすらよく把握していないような状況の答弁がなされている場面に私は立ち会いました。総務課長にお伺いいたしますが、環境政策課の職員、環境政策課での在職中の長い方というのは何年ぐらいなんですか。

総務部長（渡瀬貴久） 一般的に職員の配置につきましては、それぞれの職員の持つ資質や能力、それから意欲を最大限に引き出し活用することで、組織全体の活力を高め、活性化をさせていかなければならないと考えております。特に、職員数が限られた中において、中央分権時代と社会状況の複雑化、多様化に対応するための能力を有する職員の育成が課題となっ

ております。そのような観点から、職員の配置は行っているところでございますが、環境行政につきましても、同様な視点で配置をしておりますけれども、長いものでは10年近い、8年、9年、10年近い者がおり、勤務年数のこれまでの入庁以来勤務年数の約3分の1を環境行政に努めている職員という者もいるところでございます。

環境政策課長（廣森敏幸） 先ほどの周知が足りない、少ないというご指摘があったわけですが、開催につきましても、市の市送便で各世帯に1枚ずつ開催会場のチラシを発送しております。そしてまた、今回の場合には、地区未加入者の世帯にも、公民館長さんをお願いをして配布をしていただきたいと思います。さらには、地区放送で呼びかけをして、なるべくたくさんの方が集まるように、放送文例等もつけて館長さん方をお願いをしているところです。このごみ減量通信につきましても、9月の議会の修正議案の中で、ごみ関係の議案はすべて修正されたわけですが、その中で一部、この住民説明用の印刷製本費を残していただきまして可決していただいたために、私どもとしては、その予算を有効的に活用するというところで、さっそく10月からごみ減量通信についての素案を練り、なるべく市民の分かりやすい形で、そしてなお、興味を持っていただきたいということで作成してまいりました。結果としては、確かに6%から7%ぐらいの参加者でございますけれども、先ほども部長が答弁いたしましたけれども、地域住民に最も影響のある、かついろんな問題である合併協議会の説明についても、その当時、旧指宿市で22会場で実施して約1,000名程度の参加者でありました。当然、私どもとしても全員参加していただければありがたいんですけども、なかなかそうはいかないだろうなということは想定しておりましたので、その説明会場の中でも、地域の方々がたくさん集まる行事がありましたら、いつでも私どもとしては参加しますので、是非、声を掛けてくださいということも行っております。そういうことで、最初から少ない人数を想定したということではないということをご理解いただきたいと思います。

13番議員（前原六則） ちょっとほっとしたというのか、今回の説明会は12月19日で終わるわけでございます。今後のですね、ごみの減量に向けた地域への啓発の取組み、一生懸命取り組んでいただきたいと思います。また、これはあくまでも環境政策課だけの仕事としてとらえず、全庁的なですね、この出席者が少ない、このような状況も協力度というんですか、あるわけですので、これは本当にしっかりとふんどしをしめて取り組んでいかないと、なかなか思うような目標には届かないと思ったりもします。

そしてですね、このパンフレットの数字は事業系のごみ搬入量もカウントしたところで1,000gを上回った形になっているかと思うんですが、市民1人当たりの現在の排出量と事業系のごみの搬入量ですね、平成16年3月から23年3月までの推移は、数字は最初と最後でよろしいです。減っているのか、波打っているのか、そのあたりをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

環境政策課長（廣森敏幸） 合併前の山川・開聞のごみ処理というものが、広域の方で統計を

しておりましたので、手元にはございませんけれども、合併後、平成18年からこれまでのごみの推移を見てみますと、18年から19年にかけてはごみは減っております。しかしながら、平成20年度からはほぼ頭打ち状態で推移をしている状況でございます。

13番議員（前原六則） ごみのね、排出量も他市と比べたグラフなんかがございますが、これには事業系、それから災害とか、そういうのなんかも含まれているんじゃないかというようなふうな理解をするわけでございます。住民説明会には、住民の方々の分をよく示しながらいかないと、先ほどの南九州市の比較、これは事業系は入ってないと思います。他市との比較ですね、と私は理解しているんですけども、そうした場合、ただ単なる土地が広いとか、狭いとか、自分の家でやるとか、そういう、というのはいかがなもんかと思ったりもしているんです。こんなごみ通信も出すときも、そのあたりをしっかりと精査しながら出していただきたいということを願うわけでございます。事業系への説明会はどのように今後やっていくのか、考えていらっしゃるのかお聞きします。

市民生活部長（中間竜郎） 事業所等への減量対策はどのようにということでございますけれども、事業所から出されるごみにつきましては、市内にあるすべての事業所に対し、一つ目として、指定ごみ袋を使用し、事業所名を記入すること、二つ目として、資源ごみの分別、三つ目として、食品残渣等の十分な水切り、四つ目として、地区内に設置してあるごみステーションは利用できないことなど、搬出遵守事項を記載した、ごみ減量・分別の徹底を図るための通知文書を、平成22年12月に指宿地域に、平成23年1月に山川・開聞地域に、更に本年8月に市内全域に配布をしているところでございます。また、収集運搬許可業者に対しましても、市の清掃センター及び瀬戸ごみ処理施設に搬入するごみについて、抜き打ち的に検査を実施し、指定ごみ袋の入っていないものや、水切り不足のごみ、分別されていないものについて指導するとともに、搬出事業者に対し分別の徹底を図るようお願いしているところでございます。

13番議員（前原六則） 部長、今、パンフレットを配布してありますが、今回もパンフレット作成を補正予算で組んでくれたとか、パンフレットとか文書とかというのはですね、命令文書でないと、あまり見たり、それから感じるインパクトというのが小さいと思うんですよ。私が質問しているのは、事業系への説明会ですね、これは組んでいるのかどうか、ちょっとお伺いいたします。

市民生活部長（中間竜郎） 事業者への説明会ということですけども、これまでも開催はやっております。先般も旅館業組合等の役員会等がございまして、その席にも私と課長の方で出向いて、その中でも、今回のごみ袋の料金改定についての説明等はいたしてはいるところでございます。今後とも要望等がございましたら、我々の方はいつでも出向きたいという考えではございます。

13番議員（前原六則） 部長の答弁で、ごみ袋値上げと言いましたですね。今、住民への説

明会というのは、11月から始まっているわけですよ。それはいつのときにそう説明をなされたのか。具体的な日にちが分かったら教えていただきたい。

市民生活部長（中間竜郎） ただいまの発言の中で、ごみ袋の値上げということで答弁いたしましたけれども、これについては訂正させていただきます。ごみ袋の減量化の説明会については、修正案が出されたあとにつきましては、まだ開催はされていないところでございます。

13番議員（前原六則） 今後、このことについては、開催の計画はあるのか、ないのか。

市民生活部長（中間竜郎） これにつきましては、先ほども答弁いたしましたとおり、要請並びにこちらの方から計画的に担当課の者と話し合いを持ちながら、開催の方向で進めてまいりたいというふうに思っております。

13番議員（前原六則） 今後です、新幹線開業の効果によりまして、観光客が引き続き多くなることが予想されます。事業所の関係者の説明会は是非とも計画していただきたい。パンフレットもあるように、水切りを説明会でも強調されます。生ごみのウエイトというのは、全体の重さの20%とパンフレットには載っております。事業系は確かにこれも多いでしょう。しかし、紙、布類50%です。私もびっくりいたしました。事業系においては、このあたりがですね、非常に雑じゃないかというのも考えられます。是非、この事業系についての説明会、そしてまた搬入場、焼却場でのですね、チェック、これを怠らないようにしていただきたいと思います。

平成15年におきましては、焼却炉が故障し、ダウンして、15年の10月から11月の間ですね、ごみの減量化に向けて、各地区のごみステーションに職員がボランティアで立ち会い、ごみの出し方の指導をしたわけでございます。その結果、当時、各家庭からの1日排出量が1,600gであったものが、16年5月には1,000gを切った実績はですね、職員が心から、ボランティアという心でですね、現場で確実に市民が理解できた結果ではないかと思えます。市民の協力を得る行動につながるものは、やはり、汗を流すことだと思えます。一生懸命なればできると思えます。今回の説明会を行っているわけなんです、減量化の目標数値をどのように設定しているのか。市民1人当たりの排出量と事業系のごみの搬入量をどのくらい見積もっていらっしゃるのか、お伺いいたします。

市民生活部長（中間竜郎） ごみの減量化につきましても、当然、我々としても想定問答等も作っておりまして、なぜ20%か、必要なのかということにつきましては、当然、今度のパンフレットの中にも掲載してあるところでございます。この20%というのは、当然、潁娃のごみ処理の状況と指宿市のごみ出し状況を見ましたときに、約20%ほど指宿市の方が搬出量が多いということもございまして、20%というような数値を提案させていただいたということもございまして。

13番議員（前原六則） 私はですね、パンフレットに書いてあるごみ減量20%、目標20%、これちゃんと目の前に置いてありますので分かっております。ただ、どういう説明の仕方を

するかなと思ひましてお聞きしたところでは、これぞ全庁的に取り組んでいかないと、非常にこのごみ減量化の現地説明会、地域説明会、これが何だったのかということが垣間見ることができるよう気がいたすところでございます。もうこれ以上は、この問題につきましてはお聞きませんが、お伺いいたしませんけれども、次に、行政としてのリサイクルへの取組についてお聞きいたしたいと思ひます。

樹木粉碎機を導入して剪定した木片チップ。これはある指宿市内の産業リサイクル工場からいただてきたチップですけれども、このような木の枝とか、木の根とかですね、板木、古い家屋の材料が、こんな形のすばらしい、柔らかいのにチップすることで作られていくわけなんですけれども、こういった木片チップを道路の街路樹に敷きつめることで、除草マルチとして、また、土の水蒸気蒸発を防ぎ、健全な樹木を育てたり、畜産関係の敷料に使ったりして、循環リサイクルの活用を行われるわけなんですけれども、これについて指宿市として取り組む、また、研究する気はないか、お伺いいたします。

市民生活部長（中間竜郎） 剪定木などをリサイクルするための木片チップ機の導入についてのご質問でございますけれども、剪定木などを燃やさずにチップ化して、道路の街路帯に敷き詰めたりすることも、ごみの減量化の一つの方法だろうというふうには思っております。本市においても過去に除草作業で発生した草を樹木の根元に敷いていた時期もございましたけれども、すぐには腐らないため風で飛び散ったり、衛生害虫が発生するなど、環境美化の観点からの問題などもありまして、現在は行っていないところでございます。木片チップを街路帯に敷き詰めた場合は、衛生害虫の生息しやすい環境を作り出すことにもなります。指宿清掃センターには粗大ゴミを粉碎する目的で、平成17年に導入した二軸破碎機がありますが、持ち込まれる量も処理能力以内であるということから、新たに木片チップ機を導入することについては、難しいのではないかなというふうには考えているところでございます。

13番議員（前原六則） 今、部長の方で害虫の巣床になるというような趣旨の答弁だったかと思うんですが、実際にこのように敷き詰めて、きれいでございます。これはですね、リユースの発生、ごみの抑制、図ることがまず第一であると。先ほど、私は除草マルチと言ひましたけれども、これは全く除草マルチになるわけですね。このチップも加減によって大きなチップになって飛び散らないようにとかいうこともできます。また、害虫という言葉がちょっと出ましたけれども、こういう死んだと言ひますかね、木がもう植物でなくなった状態、乾燥と言ひますか、枯れた状態ではですね、農作物とかヤシにつくいろんな虫とかというのは、巣はなかなか作らないということをお聞きしております。是非ですね、こういう敷き詰めることで土は柔らかくなるし、そしてミミズとか、そういう逆に有効性の虫が宿るといふことで、非常にいいということをお聞き、お聞きと言ひますか、自分でも経験しております。

今のところはそういう考えがあつて、なかなか前に進まないような、導入については前に進まないような状況ではありますけれども、今後、このあたりを實際、指宿でも一部試験的にやっ

ているところがありますので、そのあたりもまた見に行ったり、研究してやっていただきたいと思います。

指宿市では、先ほども言いましたように、観光業のウエイトが高いわけですが、今後増えるであろう事業所系のごみ減量対策として、事業所のごみ処理機器の購入に関しての補助金交付金制度の復活は考えられないのかどうかお伺いいたします。

市民生活部長（中間竜郎） 現在の生ごみ処理機器の購入に対する補助金につきましては、家庭用を対象にしたものでありまして、処理能力が1日10kg未満の処理機器1基につき購入価格の3分の1以内で上限3万円を補助する制度になっているようでございます。21年度は電気式13件、コンポスト18件の計31件に対しまして26万2,300円の補助金を、そしてまた、22年度には電気式で12件、コンポスト11件の計23件に対しまして30万400円の補助金を交付しております。事業所を対象といたしました生ごみ処理機器に対する補助金については、平成14年度から19年度まで実施しておりまして、6年間で5件の補助金を交付しております。17年度以降は申請もなかったことから、事業を19年度までとし、平成20年度に廃止されたということになっております。しかしながら、生ごみの量が多い事業所もあり、ごみ施設への負荷も大きいことから、事業所に対してこれからアンケートなどを取って、そのニーズを調査をしてみたいというふうに思っております。

13番議員（前原六則） 事業系のものは事業者が経済活動をしてですね、その結果として一部出たものがあるわけですので、そのあたりは事業者は事業者としての、やはり自己負担分も勘案して、それがまた導入促進が図れるように、道筋をつけるためにもですね、そういう補助制度というのは、今後検討していただきたいというふうに考えます。

また、職員の、先ほど職員の経験とか、お聞き、環境政策に関してのいろいろ経験とか聞きましたけれども、指宿市では以前、環境省の方に出向してですね、環境衛生の部署にいた方がいらっしゃいます。そういう、何のために中央の方に出向させたか、そのあたりとかですね、人事というのは非常に大事な、この指宿市を引っ張っていく上ではですね、肝心なときは一番必要だと思います。また、こういうごみ行政については、全庁的な職員の意識を高めて、みんなの協力をもらってですね、知恵をもらって、改善していくことが肝要じゃないかと考えているところでございます。

以上をもちまして私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時32分

再開 午後 2時44分

議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、高田チヨ子議員。

7番議員（高田チヨ子） 皆様、こんにちは。公明党の高田チヨ子でございます。今日は昼食

時間に市民歌が流れていました。毎日流しているとのこと聞き、とてもうれしかったです。今年はいろんなことがあった年でした。何と云っても3月11日の東日本大震災では、自然災害の怖さ、また、福島原発事故による放射能の脅威を思い知らされました。その中で、日本中の方々が一日も早く元気になってほしいと応援をする姿、また、ボランティア活動を進んで行う人々、地元の方々が負けてたまるかと一生懸命取り組む姿を見るにつけ、一日も早い復興を願わずにはおれません。また、指宿では、新幹線開業に伴い、いぶたま号が走ったことにより観光客が増え、賑わいを呈しています。この状況を一過性のものにしないようにすることが大切なのではないのでしょうか。

それでは、通告にしたがって一般質問を行います。

まず初めに、安心・安全な生活のために。一つ、市民の健康増進について伺います。今年度から始まった小児用肺炎球菌ワクチン並びにヒブワクチン、そして子宮頸がんワクチン接種費用の公費助成は、子供たちの健やかな成長と安心して子育てができる環境の充実にしても喜ばれています。そこで、本市の接種状況についてお伺いいたします。

次に、障害者が暮らしやすい環境づくりについてお伺いいたします。日本眼科医会の推計によれば、全国の視覚障害者の人数は2007年時点で164万人とされ、2050年には200万人に達すると見込まれています。高齢化を迎え、文字が読みづらいという人が増えることは間違いないだけに、音声コードの一段の普及が急がれています。そこで視覚に障害を持つ方への行政情報等の提供する手段として、音声コードや活字文書読み上げ装置を本市でも普及するお考えはないか、お伺いいたします。

3番目に、東日本大震災を教訓として、災害に対応する体制の整備についてお伺いいたします。避難所（HUG）、H避難所、U運営、Gゲームです。これは避難所運営を考えるための一つのアプローチとして、静岡県が開発したもので、HUGとは、英語で抱きしめるという意味を掛け合わせています。避難所の年齢や性別、国籍やそれぞれが抱える事情が書かれたカードを、避難所の体育館や教室に見立てた平面図に、どれだけ適切に配置できるか。また、避難所で起こる様々な出来事に、どう対応していくかを模擬体験するゲームです。先の東日本大震災後、開発した静岡県には全国からの視察が急増しているそうです。いつ、どこで発生するか分からない災害により、被災者が避難所での生活を強いられることも想定した準備を進めると同時に、住民意識の啓発も必要だと考えます。HUGを研究し、指宿市でも取り組んでいくお考えはないか、お伺いいたします。

4番目に、成年後見人制度についてお伺いいたします。成年後見人制度とは、高齢化社会が進み、高齢で認知症になったり、知的障害や精神障害などにより、自分自身で十分な判断をすることができない方々があります。このような方々は、不動産売買や財産の取引等の契約、また、預貯金の解約や払い戻し、介護サービスなどの利用、入院等の各種手続きなどを自分一人で行うことが難しい場合があります。このような契約や手続きなどを行うときに、本人

にとって不利益が生じないよう、法律的なことや生活面に配慮しながら支援してくれる人を定め、これらのことをお願いする制度のことです。鹿児島市では、平成22年度の相談件数が216件あったそうですが、指宿市には相談件数はなかったとのことでした。しかし、これから先、どんどん増えてくるのではないかと思いますので、この成年後見人制度のことをお伺いいたします。この成年後見人には、どのような方がなれるのでしょうか、お伺いいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

市長（豊留悦男） 3種類のワクチンに対する効果につきましては、小児用肺炎球菌の肺炎球菌とヒブのインフルエンザ菌b型、ヒブが引き起こす病気に細菌性髄膜炎があります。この細菌性髄膜炎は、脳や脊髄を包む髄膜の奥まで入り込んで起こる病気で、命にかかわったり、重い後遺症が残ったりすることもございます。そのため、どちらの菌でも対応できるように、幼少時期に両方のワクチン接種を実施しているところであります。

次に、子宮頸がん予防ワクチンでございますが、子宮頸がんの原因となるHPVが主に性交渉で感染することから、13歳相当から16歳相当の女子に対し、3回の接種を実施しております。このワクチン接種により、HPVの感染を防ぐものであります。本市においての3ワクチンの接種状況についてお尋ねでしたが、10月末現在で小児用肺炎球菌ワクチンは45.6%、ヒブワクチンは40.1%、子宮頸がん予防ワクチンは61.5%となっているところでございます。

以下、いただきました質問については、担当部長等に答弁をいたさせます。

健康福祉部長（迫田福幸） 音声コードや活字文書読み上げ装置の普及についてのご質問でございますが、まず、音声コードと活字文書読み上げ装置についてご説明を申し上げたいと思います。音声コードとは、漢字を含めた活字文書約800字の格納が可能で、デジタル化された文字情報を音声で出力できる記号であります。音声コードの作成につきましては、個人用であれば簡易版のソフトがインターネットから無償でダウンロードできるようになっておりますが、作成した音声コードの音声確認をするためには、有償版のソフトを購入する必要があります。また、活字文書読み上げ装置につきましては、音声コード内の情報を音声として読み上げることができるコミュニケーションツールがございます。本市におきましては、現在のところ音声コードの添付された情報、資料等の普及が進んでいないため、視覚障害者用活字文書読み上げ装置につきましても未給付の状況であります。

次に、成年後見制度についてでございますが、成年後見制度は、平成11年の民法の改正に伴い、旧来の禁治産・準禁治産制度に代わって設けられた制度で、認知症の理由により、判断能力の不十分な方が、日常生活の中で不利益を被らないよう保護・支援する制度で、法定後見制度と任意後見制度の2種類がございます。法定後見制度は、現在既に意思判断力が不十分で、支援が必要な状態にある方々のために、本人所在地の家庭裁判所へ申し立てて、法



定後見人を選任してもらおう制度でございます。一方、任意後見制度は、現時点において、意思判断能力は十分にあるが、将来に備えて、支援してもらいたい内容や任意後見人をあらかじめ決めておき、意思判断力が低下した時点で支援活動を開始してもらおう制度で、鹿児島県の公証人役場に出かけて任意後見契約を結ぶ必要がございます。いずれにしても、成年後見制度の必要性は、認知症高齢者の増加や一人暮らし高齢者の増加に伴い、その需要は増大することが見込まれているところでございます。特に、必要があると認められるときは、市町村長が家庭裁判所に対し、後見開始の審判を請求することができるようになったところがあります。これを踏まえ、本市においても、市長が家庭裁判所に対して行う、後見開始等の申し立ての利用を支援する事業として、指宿市成年後見制度利用支援事業実施要項を策定し、申し立てに必要な手数料、登記印紙及び鑑定料の負担及び成年後見等に係る報酬の全部または一部を支援することとしているところであります。

次に、どのような人が後見人になれるのかというお尋ねでございますが、成年後見人には、本人の親族のほか、弁護士、司法書士、社会福祉などの専門家や市民後見人、そして福祉関係の公益法人等が選ばれ、本人のためにどのような保護・支援が必要かなどの事情に応じて、家庭裁判所が選任することになります。本市では、公益法人成年後見センター・リーガルサポート鹿児島支部が、成年後見人として活躍されているところでございます。8月に中央公民館において、成年後見制度について出張説明をしていただいたところでございます。

総務部長（渡瀬貴久） 災害に対応する体制の整備について、避難所運営訓練、HUG等を取り入れることについてのご質問でございます。指宿市地域防災計画では、避難所開設については指宿市が行いますが、自主避難の際の避難所運営については、避難者自らが行う自主運営を基本としています。避難所を開設した場合には、市の職員は常駐して避難所運営の一員として携わることになるわけでございます。避難所運営ゲーム、HUGを使用した訓練は、机上訓練の一つとして、その有効性が確認されているようでございます。今後、自主防災組織を中心に、各地域の防災訓練で実施されております避難訓練、消火訓練等に、この避難所運営訓練も訓練の一つとして加えることができないものか、調査研究してみたいと考えております。

7番議員（高田チヨ子） それでは、最初の市民の健康増進についての部分からお伺いいたします。

指宿市における接種率は県内の状況と比べてどうだったのでしょうか。お伺いいたします。  
健康福祉部長（迫田福幸） ワクチンの接種率についてのお尋ねでございますが、本市におきましては、本年度から3ワクチン接種の全額を公費助成で行っているところでございます。しかしながら、3ワクチンにつきましては、定期予防接種ではなく、あくまでも任意予防接種であることから、当初、接種率を50%と予定しておりましたが、子宮頸がん予防ワクチン接種は、これを上回る接種率となっております。子宮頸がん予防ワクチンを含む3ワクチン

の接種率につきましては、指宿医師会のご協力や市内中学校の協力によるチラシ配布及び広報紙への掲載、該当者への予診票直接送付など、あらゆる手段を用いて周知を図った結果ではないかと思っていますところでございます。また、9月末の県平均値と比較いたしますと、子宮頸がん予防ワクチンの接種率は、県平均値とほぼ同率ではございますが、小児用肺炎球菌ワクチンとヒブワクチンの接種率につきましては、県平均値よりも非常に高く、県内43市町村中、第2位という状況になっているところでございます。

7番議員（高田チヨ子） この指宿市では、接種率が県内比べて非常に高いという、今、答弁をいただきました。本当に素晴らしいことだなと思います。でも、このワクチンは高額のため、実費で接種できないの方がこれから出てくると思います。そういう方々のために、来年度のワクチン助成については、どのようにお考えになっているのかお伺いいたします。

健康福祉部長（迫田福幸） 子宮頸がん予防ワクチン等の公費助成につきましては、平成23年度、国の子宮頸がん等ワクチン接種緊急臨時特例交付金を活用いたしまして、全額公費負担で実施しているところでございます。平成24年度以降につきましては、現在、国において、事業等が円滑に実施されるよう、予防接種部会において議論が進められているところでございますが、現段階においては、方向性が定められていない状況でございます。もし、補助事業が廃止された場合、国の動向を見ながら、接種費用の一部自己負担などを検討してまいりたいと考えております。

7番議員（高田チヨ子） 一部自己負担などを考えていくということなんですけれども、一つ一つのこの予防ワクチン、非常に金額が高くなっております。国の方もまだまだ今からいろいろ検討をしていくところなんですけれども、何とか、この指宿市でも皆さんが接種できるように、せっかく県内でもいいところで予防接種をしているわけですので、これからもそれが続けていけるように、補助をしていっていただきたいなと思います。よろしく願いいたします。

それと、妊婦健診のことなんですけれども、この妊婦健診14回無料クーポン事業については、これも23年度で国の助成事業が廃止される。そうした場合に、24年度以降の健診へ助成をするということについては、どのようにお考えになっているのかお伺いいたします。

健康福祉部長（迫田福幸） 妊婦健康診査は、妊娠中にお腹の赤ちゃんが順調に成長しているか、母親の体調など問題はないかなどを診察をいたします。健診回数につきましては、平成21年4月より5回から14回に拡充され、拡充された6回目から14回目までの健診費用につきましては、2分の1を国からの補助金及び交付税により事業を実施しているところでございます。現段階において、平成24年度以降につきましては、国の方向性が定められていない状況下ではございますが、妊婦にとって、大事な時期での健康診査の重要性や従来までの健康事業による世代間の公平等も考慮いたしますと、公費助成の継続で検討していきたいと考えているところでございます。

7番議員（高田チヨ子） ありがとうございます。妊婦さんは、本当にまだ若い方たちです。その方たちが安心して出産ができるように、また、健診ができるように、そういう思いで公費助成を指宿市ではこれからも継続で検討をしていくとの答弁でした。本当にありがたいと思います。これでこれからも安心して大切なお母さん、また、赤ちゃんの命が守られていくんじゃないかな、そういうふうに思います。よろしく願いいたします。

それでは、2番目の障害者が暮らしやすい環境づくりについて。情報格差の解消を図るために各種印刷物への音声コードを添付すること、また、市役所の窓口で活字文書読み上げ装置を設置するというお考えはないか、お伺いいたします。

健康福祉部長（迫田福幸） 各種印刷物への音声コードの添付や、市役所の窓口で活字文書読み上げ装置の設置についてのご質問でございますが、音声コードの添付につきましては、市の広報紙及び税金関係通知書等への添付が考えられますが、広報紙の場合、毎月発行される通常版とお知らせ版の原稿の締切が、発行される1か月前となっており、校正、印刷までの期間を考えると、音声コードの作成と音声内容の確認をする時間的な余裕がない状況でございます。また、税金関係通知書等の場合、通知書の内容が個々に異なることや、電算での自動入力のため、音声コードの添付は難しい状況下でございます。以上のことから、音声コードの添付や、それと関連する活字文書読み上げ装置の窓口への設置につきましては、現状においては、いずれも厳しい状況であると考えております。現在、本市では、障害福祉サービスの中に、点字・声の広報等発行事業を取入れ、広報紙や県政かわら版、選挙公報、議会だよりなどを点字、音訳するサービスを行っております。なお、このサービスは、税金関係通知書等につきましても対応が可能でありますので、音声コードの普及が進むまでの間は、この事業を利用していただきたいと考えております。

7番議員（高田チヨ子） 現状では厳しいという答弁ですけれども、何とか考えてほしいなと思います。実はここに鹿児島県の広報紙ありばというのがあるんですけれども、このありばには音声コードをちゃんと入力してあります。これをアダプターに差し込むことによって、この広報紙が全部視覚障害の方も読むことができる。そういう仕組みになっております。ですので、本当に、何とか市の方でも考えてもらいたい。そして今、携帯電話でもすごくいいのができていて、ここにあるんですけれども、らくらくホンというので、これをアダプターに差し込めば、全部この広報紙を、差し込むことによって読み取ることができる。そうすることによって、視覚障害の方たちも、問題なく、全部市の広報並びにいろんな通信物が皆さんと一緒に読むことができる。そういうふうになるということなんです。ですので、何とか厳しい現状はよく分かりますけれども、何とか、この指宿でも視覚障害の方たちが私たち健常者と同じように、何でも見ることができ、広報にどんなことが書いてあるのかというのが分かってもらえるような、そういうふうになれたらいいなと、そういうふうに思いますので、もう一回、何とか、早くこの音声コードを取り込む、せめて広報紙だけでも添付するように

していただけないものか、ご答弁をお願いいたします。

健康福祉部長（迫田福幸） 先進地の取組状況等を今後調査をし、研究、検討してまいりたいと思っております。

7 番議員（高田チヨ子） 災害に対する体制の整備についてということで、今後、各地域での訓練の中に、このHUG等も、どんどんどんどん取り入れていっていただきたい。そして、何かあったときに、災害があったときに役立てていっていただきたい。そういう思いであります。このHUGの講習にこの前ちょっとだけ参加させてもらいました。その日にHUGの練習をするよと言われたんですけれども、時間がなくてなかなかできなかったんですけれども、一応、こういうものだけということだけ教えていただきました。机上で練習をするということだったんですけれども、これは、もしこれから災害が起きたときに、大事なことになるのではないかと。避難訓練、災害訓練、もう何が起きるか分からない時代であればあるほど、このHUGというのは大事なことになるのではないかと思いますので、先ほどいろいろ取り入れていきたいという答弁をいただきましたけれども、積極的にやっていただきたいと、そういうふうに思いますので、もう一回お願いいたします。

総務部長（渡瀬貴久） 防災訓練について、ここ数年のどのような訓練をしたのかということもあわせて答弁させていただきますけれども、平成20年度は、指宿市民会館一帯において、救急防災総合訓練を、それから、平成21年度は、開聞の運動場において、土砂崩れを想定いたしました救急救出訓練を、そして、22年度は、山川漁港水揚げ場一帯において、トッピー事故を想定した集団災害事故救急訓練を実施いたしました。本年度におきましては、サンシティホール一帯で、地震と津波を想定をいたしました大規模な訓練を、多数の防災関係者並びに自主防災組織の皆さん方の参加の下に実施したところでございます。これまでの訓練は、災害対策本部の立ち上げからスタートいたしまして、住民の避難誘導、それから被害状況の収集伝達、それから道路の復旧、そして救出訓練というような訓練を行ってきたわけでございます。今後、市ではどのようなことに取り組んでいくのかということをお示しすると、大規模自然災害等に対処するために、避難の勧告から避難の指示、そして、地域防災計画で定めております各対策部の対策班がありますけれども、この対策班がスムーズに機能できるように机上訓練を行ってまいりたいと、まずは思っております。そのようなことを行いながら、今度は、避難所の運営というものにももう一步踏み込んでいかなければいけないのかなと思っておりますので、そのような流れの中で、今後の訓練というものを考えていきたいと考えております。

7 番議員（高田チヨ子） よろしくをお願いいたします。指宿市の皆様が安心して生活できるように、やっぱり普段から心がけていくことが大事なのではないかと思いますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、成年後見人制度についてお伺いいたします。これはついこの前、私の知人なん

ですけれども、80何歳のおばあちゃんなんです、身寄りもないし、自分一人だって、天涯孤独なんだということで、これから先のことが心配というか、そういう方がいらっしゃいました。もし、このまま何か自分に万が一のことがあったときに、どうすればいいんだろう。もう毎日そのことで頭を悩ませていて、そのことを考えているだけで病気になって、浩然会病院にしょっちゅう行くと、そういう繰り返しをしているって、そういうおばあちゃんがいらっしゃいました。そういう方たちがほかにもたくさんいらっしゃるのではないかなって、指宿市の方には、この成年後見人制度を利用する方というのは、まだ市に申し込んでくる人はいないよということをお聞きしたんですけれども、実際には、本当は頼みたいけれども、頼めない、そういうところにどういうふうにして持って行っていいのかわからない。そういう人が現状にはたくさんいらっしゃるのではないかなって、そういうふうに思います。弁護士さんのところに行ったりとか、公証人役場に行って、公証人の人をお願いしたりとか、そういうことをすることはできないって、だから、できれば何とか簡単にできる方法はないのかなというご相談だったんですけれども、その方にいろいろお話をしたときに、成年後見人制度って、そんな専門の人でなくてもいいんだよって、誰か代わりに、私の代わりに何かしてくれる人がおればいいんだって、そういうことを言ってました。それをずっと話をしている中で、つい最近になって市民後見人というお話をお聞きしました。成年後見人のように専門職ではないけれども、市民後見人としてその方のことを面倒を見てあげられる。そういう方が指宿にもいたらいいのではないかなって、そういうふうに思ったのですけれども、このことについてはどうお考えでしょうか。

健康福祉部長（迫田福幸） 市民後見人につきましては、平成23年6月、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律が可決され、認知症対策の一環として、市民後見人の育成並びに活用などによる、市町村における高齢者の権利擁護の推進が定められたことに伴い、市民後見人の育成を目的とした、市民後見推進事業が厚生労働省のモデル事業として、全国37都市で取り組まれ、鹿児島県では薩摩川内市が取り組んでいるところでございます。モデル事業の内容は、大きく三つの事業で構成されており、まず一つ目としましては、市民後見人養成のための研修、二つ目としましては、市民後見人の活動を安定的に実施するための組織体制の構築、三つ目としまして、市民後見人の適正な活動のための支援等で、市民後見人を養成する講座の開催による、制度の普及と人材の育成、市・社会福祉協議会・司法書士等で組織する市民後見制度推進委員会の設置による組織体制の構築、そしてポスター・チラシの作成やシンポジウムの開催等でございます。市民後見人は、利用者個人の財産管理や権利擁護等を支援する方とありますので、個人情報等の管理、モラルのある方を人選及び育成する必要があるところでございます。したがって、市民後見人制度の導入につきましては、モデル事業の問題点や実施結果等、今後の動向等を注視しながら調査研究してまいりたいと考えております。

7番議員（高田チヨ子） この市民後見人のこともこれから検討をしていくということですが、  
れども、どんどんどんどん高齢化が進むと、必要とされる方がどんどん増えてくると思うん  
です。ですので、この市民後見人の養成、これはもう本当に大事なことでないかなって、  
そういうふうに思いますので、何とかこれも急いで検討をしていただきたい、そういうふう  
に思いますので、よろしく願いいたします。

生涯青春の心、皆さん、青春の心を持っていますでしょうか。持っています。ありがとう  
ございます。この生涯青春の心をみなぎらせて、これからも頑張っていけないといけないな  
と思います。サムエル・ウルマンという方が、有名な詩の一節に、歳を重ねただけで人は老  
いない。理想を失うとき、初めて老いるとありました。老いも若きも青年の心を燃やしてい  
けるように、私たちこの指宿市が希望の持てる指宿市になるように、これからも頑張ってい  
きたいと思います。

以上で、一般質問を終わります。

#### 延 会

議長（松下喜久雄） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、残余の質問は明日に行いたいと思います。

本日は、これにて延会いたします。

延会 午後 3時19分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 松 下 喜久雄

議 員 浜 田 藤 幸

議 員 高 橋 三 樹

## 第4回指宿市市議会定例会会議録

平成23年12月15日午前10時 開議

~~~~~

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 一般質問
-

1. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

1. 出席議員

1番議員	井元伸明	2番議員	西森三義
3番議員	浜田藤幸	4番議員	高橋三樹
5番議員	田中健一	6番議員	木原繁昭
7番議員	高田チヨ子	8番議員	新宮領進
9番議員	下川床泉	10番議員	中村洋幸
11番議員	前之園正和	12番議員	物袋昭弘
13番議員	前原六則	14番議員	福永徳郎
15番議員	新川床金春	16番議員	六反園弘
17番議員	前田猛	18番議員	大保三郎
19番議員	下柳田賢次	21番議員	森時徳
22番議員	松下喜久雄		

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市長	豊留悦男	副市長	富永信一
教育長	池田昭夫	総務部長	渡瀬貴久
市民生活部長	中間竜郎	健康福祉部長	迫田福幸
産業振興部長	吉井敏和	建設部長	三窪義孝
教育部長	吹留賢良	山川支所長	森健一

開聞支所長	井上修一	総務部参与	久保憲一郎
産業振興部参与	浜田淳	総務課長	遠見重英
市長公室長	下吉龍一	財政課長	中村孝
市民協働課長	長山君代	税務課長	大久保正一
環境政策課長	廣森敏幸	長寿介護課長	野口義幸
農政課長	宮崎英世	建設監理課長	澤山重蔵
土木課長	池増広行	都市整備課長	小牟禮信一郎
市民スポーツ課長	下敷領達郎	水道課長	松元修
耕地林務課主幹	大久保成人		

1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長	新村光司	次長兼議事係長	福山一幸
調査管理係長	鮎川富男	議事係主査	濱上和也

開 議

午前10時00分 開議

議長（松下喜久雄） ただいまご出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（松下喜久雄） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、田中健一議員及び木原繁昭議員を指名いたします。

一般質問

議長（松下喜久雄） 次は、日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き一般質問を続行いたします。

まず、新川床金春議員。

15番議員（新川床金春） おはようございます。15番、新川床金春。通告にしがいまして、一般質問をさせていただきます。

スポーツ振興策について。指宿市市営陸上競技場の建設の目的についてお伺いしますが、市民の健康づくり、競技力向上の施設であったが、トラックを全天候型にし、フィールドの芝生を張り替えるなどの大規模改修をし、スポーツ合宿を誘致するというのが目的だったと思いますが、市民はこれまでと変わらず、いつでも気軽にジョギングや芝生広場を利用できるのかお伺いします。

スポーツ合宿の誘致ということで、23年度当初予算の中です。担当課長は、市長のマニフェストの中に総合的なスポーツ施設の整備計画があり、市長自ら担当課長と計画を練り、市営陸上競技場に4億円掛けて大規模工事を行うということでした。その時の課長答弁です。スポーツ合宿を誘致するために、宿泊関係者、行政などで合宿誘致推進協議会を立ち上げる計画があるということでしたけれども、3月には完成するんですけど、設立されたのかどうかをお伺いいたします。

2番目のヤンバルトサカヤスデについてお伺いします。ヤンバルトサカヤスデの発生はですね、平成3年徳之島町に異常発生しているのが鹿児島に入った最初であります。それから既に21年経過しています。その間、平成11年度に穎娃町、知覧町で異常発生し、平成14年度には旧山川町でも発生したと、県の書類に載っておりました。平成15年度は鹿児島市で異常発生しています。平成17年、指宿市池田のスカイライン穎娃インターのところですね、ヤンバルトサカが発生したということを知り、穎娃町民から報告受けましたので、現地へ行ってみました。穎娃町民もですけど、行政の方が一生懸命、そして地域の方、その茶業界の人たちもですね、一生懸命その場所に来て対策をしていったのが現状であります。その状況を見た

私は、平成17年の第4回定例会で、指宿市に入って来ているんだから、早期に対応することが必要だと。その穎娃町と指宿の境にいるんだったらそこで止めましょうよということで、予算を付けてくださいと、これまで何回も言ってきましたけど、近隣の市町のまん延状況とか、担当課に行っていてですね、聞いたことがあるのかどうか。平成22年度までの6年間で、ヤスデのまん延地区は市内16か所でした。今年、今日現在でもう30か所になっております。これは人的被害なのか、行政が薬をただ市民に3kgやるだけの、それでいいのか。行政の考えをちょっと伺いたいと思いますけれども、今年、ヤンバルトサカヤスデが異常発生した場所が何箇所あるのかをお伺いします。

ヤンバルトサカヤスデのまん延防止策について、今年の第4回定例会で私が薬剤予算を上げてくださいということをお願いしましたら、6年間で55万だったのを、今年は25倍の257万7千円計上していただき、薬剤を買ったということは本当にありがたく思っております。ただ、この薬剤を買って市民にやるだけじゃなくて、建設業や造園業などの説明を徹底しないと、土の移動でこの虫はどこでも飛び火します。丸1年経ちましたけれども、ヤンバルトサカヤスデのまん延対策として、業者への説明会を何回ほどしたのかお伺いします。

次に、ヤンバルトサカヤスデ生息地ですね、住民もです。隣の地区の方にも説明をするように、昨年お願いしてありました。実際、ヤスデのまん延防止策を周知しないと、ある家では、うちげえが発生源じゃなかかなと、私が悪いんじゃないかということで、黙っていたのが原因で、穎娃町、知覧町はまん延したと聞いております。これはもう入って来たのは仕方ないということで、すべての市民に説明するべきだと思いますけど、身近ではその周辺の方々に説明をしないと、私はいけないと、何回もお願いしてきましたけど、1年間で何箇所やったのか。私が一般質問の通告をする前に、ごみの減量化の説明会があるので、その時にやってくださいということで、10月の末ぐらいから何件かはやったと思いますけれども、その以前にやった回数がありましたら、教えてください。よろしくお伺いします。

これで1回目を終わります。

市長（豊留悦男） 市営陸上競技場の建設目的について申し上げます。当該陸上競技場は、主に市民の健康づくりのためのジョギング等の場として、毎日のように多くの方に利用されております。また、県中学校駅伝、県高校駅伝や県長距離走大会の発着場や、いぶすき菜の花マラソンのゴールとしても利用されているところであります。そのほか、県下一周駅伝・県地区対抗女子駅伝、地域スポーツクラブの練習、サッカーの試合など、年間5万人を超える市内外の多くの方に利用されております。しかしながら、課題といたしまして、走路が土であることから、雨天時や雨天後のジョギング、ウォーキング利用、各種大会の運営に支障をきたすこと。また、陸上競技における各種大会が、雨天時にも利用できる全天候型陸上競技場で行われるようになったことから、競技力の向上の面からもそぐわないこと。雨天時には、土のトラックでは練習に支障をきたすことから、計画的な合宿が組めないこと。また、フィー

ルド内の芝生や砂場周りの芝生がトラック面より隆起し、全体的に凹凸が見受けられること。これらの理由から、競技の実施や市民のジョギング利用での安全面等で支障をきたしていたところがございます。加えて、走ることは各種スポーツの基礎の一つでもございます。これらのことを踏まえ、まず、市民が安心して利用しやすい生涯スポーツの場の提供を行うことを主にして、既存の各種大会の安定かつ継続的な開催誘致や、スポーツ競技力の向上を目的とするとともに、スポーツ施設の利活用によって地域振興を図るための、総合的なスポーツ施設の整備の第一歩として、この整備は行っているところであります。完成後の陸上競技場は、市民の生涯スポーツの推進が大きな目的でありますので、500mのジョギングコースも整備し、これまで同様、オープン型の競技場として多くの市民に大いに活用していただきたいと思っております。

以下、いただきました質問については、関係部長等に答弁をいたさせます。

教育長（池田昭夫） スポーツ合宿の誘致についてお尋ねでしたが、施設の利活用には、地域振興の面から、大会やスポーツ合宿の誘致が必要であり、施設を提供する側と宿泊を提供する側の相互連携が必要であります。このようなことから、関係課が日ごろから連携を取って、合宿等の受入れ誘致に努めているところであります。合宿誘致推進協議会的なものは立ち上げておりませんが、合宿等の誘致は、施設担当課のみでは難しいので、今後も関係課、宿泊関係団体が一体となって取り組んでまいりたいと考えております。

市民生活部長（中間竜郎） ヤンバルトサカヤスデの発生状況ということでございますが、平成17年度に指宿スカイライン頼娃近くの資材置き場で確認され、以降、平成19年度に指宿地域の中小路地区で確認され、平成20年度に山川地域の中野地区、平成21年度に山川地域の大石地区、平成22年度からは発生区域が拡大し、指宿地域で4地区、山川地域で8地区、平成23年度は指宿地域で4地区、山川地域で8地区、開聞地域で2地区に発生が確認され、計30地区となっているところでございます。このうち、平成23年度は指宿地域の五郎ヶ岡地区、山川地域の大石地区と中野地区の合計3地区で大量発生を確認しているところでございます。その他の地域は、確認はするものの、大量の発生には至っておりません。地域住民の方々がまん延防止のために共同作業で草刈り作業や落ち葉除去などの環境美化に努めていただいた成果だと思っているところでございます。

次に、行政としての予算、それと対応などはということでございますが、平成23年度県内では、生息地域が20市町村になり、拡大の傾向にあります。ヤスデの撲滅は困難な状況ですので、まん延防止対策が重要だと考えております。市では、今年度から発生地域の住民に対しまして、薬剤を初回に限り1世帯1袋を上限に、公民館長等を通じ配布するとともに、ヤスデの特徴や発生しにくい環境整備、薬剤の散布の方法をお知らせしております。薬剤は、今年11月までに20地区に対しまして、931袋を配布しているところでございます。また、ヤンバルトサカヤスデの生態や駆除方法・発生地域を、広報いぶすきやお知らせ版及び公式ホー

ムページを活用し、市内全域に情報としてお知らせしております。さらに、事業所である J A いぶすき・山川町漁業協同組合・観光協会・建設業組合・管工事組合等に、発生地域やヤスデの駆除・処理方法等を周知するため、文書・パンフレット等も配布しているところがございます。

昨年から発生地区への住民説明会は行ったかということでございますけれども、これまで、発生地域及び周辺地区の自治会役員等に対しまして、ヤンバルトサカヤスデの駆除等の説明を行い、さらに、発生地域のすべての住民に、ヤンバルトサカヤスデの発生確認とまん延防止の協力についての文書とパンフレットを配布しております。内容といたしましては、ヤスデの生態やヤスデの発生しにくい環境整備の推進、発生時の対処方法、発見時の通報等となっております。また、先月からごみの減量化・資源化の住民説明会を行っておりますが、その説明会の中でヤンバルトサカヤスデ発生地域・隣接地区に対しましての説明を行っているところがございます。

説明会以前にも実施していたかということでございますけれども、説明会以前には行っておりませんが、先ほども述べましたように、広報紙並びに公式市のホームページ等にも掲載し周知を図っているところございまして、発生地域及び周辺地域に対しまして、今後まん延防止のご協力をお願いをしていきたいというふうに考えているところでございます。

15番議員（新川床金春） 陸上競技場についてお伺いしますが、昭和57年に3種の公認を取得していたということですが、設備や備品の関係でですね、第4種にレベルダウンし、平成21年度には公認申請さえしなかったということを委員会で聞いてびっくりしました。県の陸上連盟からですね、公認コースの申請をなさないとか、今後どうするんですかということの指導があったのか。いろいろな大会をしているのに不備はなかったのかをお伺いします。

教育部長（吹留賢良） 改修前の市営陸上競技場につきましては、財団法人日本陸上競技連盟から平成20年7月23日付の文書で、公認期間が満了する旨の通知と公認の継続をお願いする文書が送付されておりますが、平成21年5月31日をもって、第4種公認が終了しております。公認継続の申請につきましては、芝生の段差の改修や陸上競技用備品の購入など、公認を受けのための施設や備品の整備に係る財政的な理由から行っておりません。

15番議員（新川床金春） 今回、陸上競技場に4億円掛けてですね、改修工事をしますが、私が聞いていたのは走路を全天候のウレタン舗装に改修する。フィールド内の芝生を全面張り替えし、給排水の設備を整備する。外周部にウレタン舗装によるジョギング走路を設置するなどですね、委員会での説明でしたが、この内容に間違いはないのかお伺いします。

教育部長（吹留賢良） 市営陸上競技場の大規模改修の内容につきましては、本年第1回定例会と8月30日の議員懇談会で図面を用いて説明をさせていただいたところでございます。主な工事内容として、インフィールドの芝の張替え、トラックのウレタン舗装、ジョギングコー

スの設置等を説明させていただいております。クラブハウス・トイレ・倉庫等の塗装につきましては、具体的な説明はいたしませんでしたが、陸上競技場大規模改修の一環として実施設計の段階で検討したところでございます。当初予算の段階では、クラブハウスの建替えは後年度して、塗装も予定していませんでした。8月30日の議員懇談会では、改修工事が地元業者からの要望もあり、4工区に分割発注となることから、議決事項でなくなったため、工事の主な内容について説明したもので、クラブハウス等の塗装など、細部については説明をしておりませんでした。また、工事を実施する中では、設計の変更をしなければならない事項も発生しております。陸上競技場の排水ポンプにつきましては、改修工事の途中、不具合を生じて、陸上競技場の排水に支障をきたしたことや、当該ポンプが昭和58年11月に設置されたものであり、30年近く経過し老朽化していたことなどから、改修工事の一環として実施しております。

15番議員（新川床金春） 今定例会にですね、文教厚生委員会が開催されたとき、工事の入札残があったので備品を買いたいので予算の組替えをさせてくださいということがありました。実際、3月の定例会ではなかったものが工事されています。委員会の中で委員が、クラブハウスやいろんなことをする必要はないのかと、ないということでした。そういうものが、基礎設計のときに変わったんだったらですね、今回の定例会で予算の組替えをしたんだったら、それをすまして、今回やってですね、工事するべきじゃなかったのかなと思うんですけど、先ほど部長答弁では、しなくてもいいということですけど、私たちが知らないことがどんどんされていく、流用じゃないのかなと思うんですけど、どうなんでしょうかお伺いします。

教育部長（吹留賢良） 先ほども言いましたように、当初は、クラブハウス等の塗装は考えておりませんでした。先ほども言いましたように、実施設計の段階で、グラウンド整備をするとなると、トイレなんかにしてもちょっとみすばらしいというのもありまして、それで実施設計の段階で組み込みをしたところでございます。

15番議員（新川床金春） すばらしい陸上競技場が出来ますので、いいことだなと、しないのかなと思った議員がいっぱいいると思います。それがきれいになるのでいいことだと思っていますので、この問題はこれで終わります。

あと、フィールドの芝生を張り替える理由として、サッカーの合宿を誘致すると。いわさきホテル、新日本科学、指宿市営陸上競技場のグラウンドを使ってするということでしたけど、市長、新日本科学のグラウンドは、もう完成しているのか、いつ完成するのか、お伺いします。

市長（豊留悦男） 合宿の誘致のためだけの陸上競技場の整備ではないというのは、先ほど私が第1回目の答弁で話したとおりでございます。もちろん、現在、プロを含めてサッカーの合宿が指宿には何チームも来ております。高校、大学、そしてプロ、その合宿の様子、また

は監督等のお話をお伺いしますと、指宿という自然に恵まれた、天候に恵まれた、そして温泉もあるというこういう地の利を生かした合宿というものは、サッカー競技関係者にはとても恵まれた地域であるという話もお聞きしました。そういう意味で、この陸上競技場が完成、いわゆる改修工事が完成した後には、サッカーの合宿も誘致できるものだと思います、私は、関係者にはそのようなお願いをした経緯はあります。しかし、メディポリス指宿のサッカー場等については、あくまでもメディポリス指宿の整備状況でございますので、私は、そのことについては把握はしておりません。ただ、今後、複数サッカーチームが指宿で合宿すると、いろいろな方々にお願いをして、合宿の受入体制というのは構築しなければならないと思っております。その理由といたしまして、特に、プロの球団は、複数チームが近隣の合宿場と言いますか、そういう場でしますと、練習試合その他、いろいろなスポーツ交流と言いますか、それが図れるのでありがたいというような意見はお伺いしたところでございます。そういう意味で、この陸上競技場が完成した、芝生が張替えられ、リニューアルした陸上競技場では、サッカーを含めて様々なスポーツ合宿の誘致ができる環境が整うという、そういう判断を私はしております。

15番議員（新川床金春） このフォールドの芝生は手入れが難しいということですね、委員会の中でも議論されました。管理する人を雇うのか、どうなのか、指宿の財政は厳しい中に、多額の芝生代を計上してあるんですよ。委員会の中では、それでなくてもいいんじゃないかという言葉が出たときに、三つの施設ができたらすね、今、市長が言うようなことが出来るということでしたので、財政は厳しいけれども、そういう方向性があるんだったら賛成しないといけないなということで、私は賛成したんですけど、3月の定例会の時に、そういういわさきがあり、メディポリス指宿の方にも出来るというような話があったんだけど、それは企業のことだと。そこが出来るから、指宿もするんだと私は聞いたつもりなんですけど、どうなんでしょうか。

市長（豊留悦男） 企業がそういう競技場を造るので、本市も陸上競技場を改修し、合宿を誘致するという考え方ではございません。本市が陸上競技場の芝生を改修し、合宿を希望する、そういう球団、またはチームが来たときに、陸上競技場だけでは効果的な合宿の誘致が図られないだろうと。そうなったときには、やはり企業と連携し、ただいま議員がおっしゃいましたように、メディポリス指宿等を含めて、指宿と一緒にした合宿の誘致が図れないかというような考え方で話はいたしました。しかし、その競技場を整備するとかしないとかいう結論はいただいております。私の気持ちをお伝えしただけで、じゃ、それだったらやりましょうとか、こうしましょうとかいう、そういう具体的な話はしておりません。ただ私としましては、合宿誘致というのは、指宿の特性を生かした地域振興の一番大切なことだろうと。そういう考え方でいろんな方面には働きかけていきたいと、今後もそういう取組をしてまいりたいと思っております。

15番議員（新川床金春） 実際、すばらしいグラウンドが出来、サッカー施設としてもすばらしい芝生広場になります。誘致の方はよろしくをお願いします。

次に、スポーツ合宿の誘致についてですが、今まで指宿市に合宿に来ていた企業や学校などの誘致を行う計画があると伺っていました。どのような会社、学校に誘致活動をしたのか、実績を伺います。

教育長（池田昭夫） 改修後の陸上競技場の利活用を図るためには、各種大会や合宿の誘致を推進することも非常に大切であり、そのためには学校関係者等へのPRは必要なことでございます。このことから、県の中学校体育連盟や県の高校体育連盟の陸上関係者へは、日ごろから本市の陸上競技場を活用いただくようお願いしてきたところでございます。その結果、現在、他地区で開催している陸上競技の県中学校総合体育大会出場に向けた南薩地区大会の指宿開催の固定化や、都道府県対抗男子駅伝鹿児島県チームについても、改修後の陸上競技場を中心に合宿を計画したいとの話を伺っています。また、県の観光課が発行しています、かごしまスポーツ合宿ガイドの修正版が今年度中に発行されますが、改修後のイメージ図を活用し、掲載していただくようお願いをしたところであります。このガイドは、県外のスポーツ合宿を扱う旅行エージェント、県外の大学をはじめとする団体、県内の市町村、スポーツ施設、宿泊施設、地域振興局などに配布されるものであります。

15番議員（新川床金春） 指宿市にはですね、10年以上前は、陸上競技でオリンピックや世界大会に出るような選手が練習に来ているのを、私は魚見岳の麓ですのでよく見ていました。なぜ、この人たちが来なくなったのかという原因があると思うんですよ。なぜ、来なくなったのかということのですね、そういう一流選手にアンケートを取ったり、アドバイスを受けたことがるのかどうか、お伺いします。

教育長（池田昭夫） 議員がおっしゃられますように、以前は一流の長距離走選手などが、本市で合宿を行っていた時代があったことは承知しておりますが、なぜ、これらの選手が来なくなったのかということについては、一つは景気低迷による企業運動部の経費縮減や廃部等があったのではないかと思います。また、県内外でも全天候型陸上競技場と併せた複合施設を備えた自治体も増えてきたこと等も要因としてあるのではないかと考えております。どのような条件を整えば合宿の誘致ができるのか、情報収集は必要であると考えております。県内の陸上関係者からは、指宿には温泉や宿泊施設もあることから、陸上競技場の全天候型化と、選手が走りたいと思えるクロスカントリーコースや手ごろな料金で宿泊できる宿泊施設があれば、合宿には最適であるということをお伺いしております。今後もアンケートを含め、情報収集の手法等も検討しながら、関係課・機関とも連携し、合宿の誘致等にも努めてまいりたいと考えておるところでございます。

15番議員（新川床金春） 全天候のコースが出来ますので、いっぱい来ると思います。長距離選手はですね、平坦なロードよりもアップダウンの厳しい環境の練習が必要だと聞いたこ

とがあります。以前は、谷口選手が魚見岳を駆け上っている姿を何回も見たことがありますけれども、今の魚見岳の登山道はですね、アスファルトが禿げて凹凸が厳しくて、選手の足首を痛めるんじゃないかというような状況にあります。この4億円掛けた施設がですね、十分に活用されるためにも、この魚見岳の登山道のアスファルトの上の部分だけでも改修して、選手が走りやすいコースにしたらいんじゃないかなと私は思うんですけど、魚見校区の市長と語る会の中でもそういう話が出たんです。市長、あの時はそうですねということでしたけど、その後、周りでどういう協議をされたのかお伺いします。

市長（豊留悦男） 大変貴重なお話をお伺いいたしました。有名な谷口選手とか、いろいろな一流の企業の長距離のトップランナーがおいでくださっていたことは、本当にありがたかったと思っております。そういう方々が進んで、そして本当に競技力の向上が図れるような環境整備は、市としても務めていかななくてはなりません。魚見岳の利用について、活用については、今、議員がご指摘のとおり大切なことだろうと思います。具体的に、魚見校区の方々と話す会でもその話があったことは事実であります。そういうこと等を勘案しながら、今後、一流選手を含め、長距離ランナー、そして競技力を目指すいろいろな競技団体の合宿が、どのような形であったら本市においでいただくのか、そういうところを含めて、私どもも検討していかななくてはならないと考えているところであります。

15番議員（新川床金春） よろしくお伺いします。

次に、ヤンバルトサカヤスデについてお伺いします。先ほど答弁をもらったんですけども、市民への説明はですね、このチラシ1枚を渡して説明していましたが、建設業の会議があるので、説明したらどうですかというときにはですね、発生地区の図面まで渡して、こういうところにあります、発生していますということでしたけど、実際、見にくいんですね。ですから、市内のまん延状況を私が持って来ましたが、30か所、もらったのは28か所ですけど、開聞のゴルフ場もいますし、川尻のゴルフ場の下の所にもいるような話ですので、大体30か所ぐらいまん延していると思います。皆さん、もうこんなにまん延しているんですよ。これが市内全域にまん延したら大変なことになるんです。南九州市が発生してから6億円ぐらい薬剤を買って散布していると。指宿は、今年予算を入れて300万円です。今年度増えたのが14・5か所なんですよ。これでまん延が防止できるのかなと。もう本当、私はこの問題を8年間追いかけてきていますけど、やっと今年予算で255万7千円付けて、本当にありがたかったんですけど、それでは足りないんです。もう財政が厳しいからという前にですね、市民に1袋しかやりません。このまん延を防止するために、市民が4月、5月、6月の発生と、10・11・12月の発生時期にですね、2週間に1回薬をまいたとして、1戸数で1万から1万5千円ぐらい負担するんです。こういう状況を考えたときに、市長はどう思うのかな。今、まん延している地区の地区数は聞きましたけど、住宅戸数は何戸あるのか、お伺いします。

市民生活部長（中間竜郎） 発生地域の面積等については調査したことがありますけれども、

その地域の戸数については、調査したことはないということでございます。

15番議員（新川床金春） 255万7千円で2,000袋買ったと思います。もう既に2,000戸数はまん延しているんですよ。今年発生したところが、五郎ヶ岡とか、大きなところがありますので、1,000戸数はもういっているんじゃないかなと思います。そしたら、3,000万円を市民が負担するんです。毎年市民に3,000万円の負担をさせて、行政はこの金額の255万7千円の予算でいいと思っているのかどうか、市長、お伺いします。

市民生活部長（中間竜郎） 市といたしましては、平成23年度に、先ほどから数字が出ますけれども250万円程度を予算として計上させていただきました。今、我々としても1世帯1袋の配布を基本としております。今、始まったばかりということもでございます。これにつきまして、更に増額しなければならない状況になったという場合については、また財政課とも相談をしていくことになるかと思えます。今の状況等を見ますと、あと830袋ぐらい、まだ残として在庫として残っているところがございますけれども、その在庫等との絡みもございまして、そこ等の勘案をしながら、今後は財政課との方とも相談していくというふうな方向になっていくと思っております。

15番議員（新川床金春） 在庫があるということですけど、実際、まん延している地区と周辺の地区の館長さんにですよ、もう入ってくる恐れがあるから、対応してくれんかということをお願いしないと、地域の方も見つけたら自分の責任だと思って言えない人もいると思うんですよ。やっぱり積極的に地域の責任者にですね、こういうのが出ているから、お互いに助け合っていきたいと思えますからということですよ、こちらから配布するのが当たり前じゃないかなと思うんです。取りに来ないとやらないと、それではまん延は防止できないと思います。南九州市は、個人が薬剤をもらいに来れば3割負担、館長を通してすれば無料と、私が新しい書類を見たらなっていました。23年度から市民には3割負担、だけども校区公民館なり、各地区の責任者が取りに来れば無料でやりますよと、それは共同で作業をするからということになっていました。実際、800袋残っていること自体が私は残念なことだと思います。800袋お願いしますという声がないと、まん延は止まらないと思いますが、そういうことを各地区の公民館長に声をかけたんですか。30か所の方に声をかけたんですか、どうか、答弁してください。

市民生活部長（中間竜郎） 先ほど旧穎娃町のこと話もございましたけれども、穎娃町におかれましては、平成23年度からは家屋侵入の防止薬剤については、使用者に3割負担というような状況もあるようでございます。そしてまた、今後の問題です、発生地域のところですけども、区長さん方に話をしたことがあるのかということもございますが、そういう事例、そういうことはやっているということもございます。今後も我々としまして、できるだけ、その発生ということにつきましては、当然、環境整備も、環境美化も必要でございますので、もしそういう要請等があれば、事前に我々の方にも一報いただければ準備等もございませぬ

で、前もって言うていただければ、我々もできるだけ協力はしていきたいというふうな考えではいるところでございます。

15番議員（新川床金春） 市民にはですね、このチラシ1枚と広報紙でいろいろ文書を出したということですけど、鹿児島市はまん延防止をするために、住民説明会をするのに10ページある書類を提示して説明しているんですよ。この書類は、県が作ったものを県からもらってやってるだけなんです。担当課がこれは危機的状況だという意識がないからじゃないかなと私は思います。さっき部長がですよ、要請があればと、要請じゃなく、こちらからお願いするというスタンスがないと、この問題はどうにもできないと思いますけど、こちらから説明会をし、実際ですね、私が今日の答弁が終わった後に、魚見校区で、私は魚見校区出身ですので、そこでしょうと思って、もうペーパーは作っています。20何ページの。魚見小学校に出ましたよと、県内の発生状況はどうですよということを説明しながらですね、市内の状況、駆除の仕方とか、いろいろあり、市内の発生状況の写真を添えてですね、すべての地区民に来てもらいたいなと私は思ってやるんだけど、行政は県からのペーパー1枚で説明した。口で言っても分からないんですよ。だから画像を見せたり、いろんなことをしてですね、周知するのが必要だと私は思いますけど、どうでしょうか。私が作ったのは20何ページですけど、本当にすべての市民にですね、これはもう説明するべきだと思います。鹿児島市の方では、住民説明会をしながら、ヤンバルトサカが出たところにはですね、注意、ヤンバルトサカ発生ですよという、こういう看板もいろんなところに立てています。この地区にはいるんだと。だから皆さん、気をつけてくださいと。ここまで感知している近隣の市町があるのに、うちは今からですよ。今からじゃ遅いんですよ。今しないと、来年は、まだ生きているものが350個の卵を産みます。300から400という説もありますので、その中間の350と読みます。350倍になるんですよ。手をつけられなくなるんですよ。そういう状況を知っていながら、800袋残っている現状をですよ、市長、せっかく255万7千円付けたのに、800袋残っているということは、どういうことなのか説明してください。市長にお願いします。

市長（豊留悦男） 新川床議員自ら、自らの地区の方々に、自ら資料を作成し、いろいろと説明会をし、このヤンバルトサカヤスデの撲滅に向けて努力をしていただくことに、まずもって経緯を表したいと思います。いろいろな思いもありましょう。鹿児島、穎娃、その他、南九州、特に穎娃の取組も議員から前々回のこの一般質問においてもいただきました。指宿として具体的にやるかというのについては、庁議を含め、担当課と話し合ってはおります。今、その薬が残っているとしたら、それをまん延防止のために活用すべきじゃないかという、その意見は謙虚に承ります。そういう意味で、今後、議員のお持ちの資料等を是非いただき、私どもの今後の取組の参考にさせていただきたいと。そして、残っているその薬剤等についても、今後、検討を加え、そして、なるべく早く発生地域に配布し、撲滅のための取組を徹底してまいりたいと考えます。

15番議員（新川床金春） もうヤスデはですね、もう地中にもぐってですね、今、卵を産んでいる状況だと思います。これは2週間でふ化して幼虫になるんですよ。年が明けると、もう350倍がこの指宿市内にいるということなんです。800袋が残ったということを知って、私は残念でしたけど、本当に350倍という数がどれだけか、もう考えたら大変なことだなと思います。私が魚見校区のある畑にいるということで確認に行きました。マルチを開けたらですね、2mの区間に100匹以上いました。びっくりして農政課長に報告し、現地を見てもらいましたけれども、5反歩の畑に何千匹おったろかいというくらいでした。ただ、残留農薬の関係がありますので、私が持っていたコイレットとかふってもだめだということだったので、地主さんに駆除をせっくいやいなと、残留農薬のことも考えてやってくださいということと言ったんですけど、どの薬がよかとかと言われたので、私はよく分かりませんので、農政課の方が報告に来ると思いますということでもっていただきました。もう、住宅だけじゃなくて、畑、市の施設の小学校、山川の児ヶ水のB & Gの艇庫、いろんなところにもう発生しているんですよ。山川の児ヶ水港をこの前見に行ったら驚きました。漁業組合の事務所の周りにですね、もうスコップですくうくらいいました。小川の農協に行って薬を二つ、6kg買ったんですけど、そのときの所長の話では、今年よりも去年がすごかったと。児ヶ水港はスコップでどんどんすくって除去したんですよ。指宿はないをせっおっとなと言われましたけれども、本当にあの虫が自分の家に来たとき、どう思うかということなんです、市長。自分の立場に置きかえていかないと、夜寝ていたら天井から落ちてきて、口に入ったらですね、知らずに噛み砕いて、亜硫酸ガスを出すと、おう吐すると。そういうことが市民にも発生したときに、これを周知しないといけないと思うんですけど、市長は、何回、去年、私が質問したときには、現地を見たと言いましたけど、今年は見に行ったことがあるのかどうか。特に魚見小学校が異常発生したということで、教育委員会は現地を見ています。市長は、自分が管理する小学校に発生したんですけど、行っているのかどうか。行くぐらいの認識がないと、この問題は前に進まないと思いますけど、行ったか、行かないだけでいいです。よろしくをお願いします。

市長（豊留悦男） 発生の事実は把握しておりましたので、魚見小学校については教育委員会に指示をし、見に行くようにしたところであります。私はまだ行っておりませんが、今、指摘がありましたので、この議会が終わったらすぐに行って実情を把握したいと思っております。

15番議員（新川床金春） よろしくをお願いします。今月の新聞ですね、出水市に大量発生したと、新聞、テレビで報道されました。出水市は昨年から発生した。だけど市民にですね、3か月分の薬剤を配布しているのです。そこから出さないためにやったということです。あのテレビ、新聞報道を市長は見たと思いますけど、指宿の取組をどう思いますか。

市民生活部長（中間竜郎） 私も今ここに、その当時の南日本新聞を持っております。これに

つきまして、出水市もそれぞれ対応をしているということは理解をしているところですが、一方で、県の方も、これにつきまして、衛生害虫駆除は市町村が担当というような紙面もございまして、財政面からも非常に厳しいというような内容も伺っているところがございます。我々としては、出水市の取組み、こういうことにも少しでも近づければよろしいかというふうには思いますけれども、これも毎年発生地区等が今増えている状況の中で、今後、我々としてもどのように対策を講じていけばよいのかということは、先ほど議員からもご指摘がございました、ご提案もございました。また、そういうことを参考にしていきながら、我々としても今後は取り組んでいきたいというふう考えております。

15番議員（新川床金春） よろしく申し上げます。今回の私の一般質問の聞き取りの中でですね、市民対応は環境政策課、市道関係は建設部、農政は、畑のことは農政、学校のことは教育委員会ということでした。私は、すべての課長・部関係にいろいろ聞いたんですけど、この問題は、先ほどのフリップでありますように、どこに発生したかというのは環境政策課しか知らないんですよ。建設部長は知らないし、建設部長が知らないということは、建設業者に説明はできないんですよ。だから、その取りまとめる課が環境政策課なのか、どうなのか。窓口を一つにしないとですね、今回、私が農政課長にお願いして行ってもらったけど、五郎ヶ岡のごみの説明会の時に、畑にもおったつと云ったらですね、私が1週間前に教えた尾掛の山の畑のことを言っていました。オクラの後を片付けたらそこにおったという話をしましたんで、遅いんですよ。2日前の話が環境政策課に行っていないんですよ。縦割り行政の悪いところではないかなと思います。この問題は窓口を一つにしてやらないといけないと思いますが、市長、どう思いますか。

市民生活部長（中間竜郎） 公共施設を管理する課が、それぞれ例えば、市道の維持管理、これとか、農業用の施設の維持管理につきましては、それぞれの取組の中で、環境保全に努めていくべきものだというふうには思っておりますが、そういう作業をしていく中で、できれば我々の環境政策課の方にも、その連絡をですね、できるだけ言っていただければ、こちらの方で、例えば、予算、コイレットとかそういう薬剤の予算等が、もしないのであれば、またそれについては、我々の方でもまた対応できるものもあるんじゃないかなというふうに思いますので、その環境整備も含めて、我々のところ、もし発生したという場合につきましてはですね、環境政策課の方にでも連絡を言っていただければなというふうに思っております、今後とも関係課とそこところは連携を密にしまして、まん延防止に努めてまいりたいというふうに思っております。

15番議員（新川床金春） 部長、違うんですよ。担当課に行ったらですよ、出ているか、発生しているか分からんわけですよ。実際、もうこの地区にいるので、この地区全体を一くりにしてですよ、市道から里道に薬を撒く、行政が。そして市民には自宅を見てくださいというやり方をしていけないと、どうもできないと思います。建設部は、おいどんにせえちゅ

あよって、予算がなかると、どひこ薬を買うかなと思うんですよ。この問題は環境政策課がリーダーシップを取ってやらないと、ほかの部・課はですね、人間が足りないのに、仕事をする人間が足りません。その状況の中で、ヤスデの問題まではいけないんですよ。教育委員会が子供たちに教育を一生懸命しながらですよ、ヤスデの問題を草払いをすとか、そういうことはできないですよ。環境政策課が窓口になり、地域住民とも協働してですね、ここにいるから、市民の力も貸してください。根絶のために、まん延防止のためにお願いしますというようなですね、下からお願いする活動をしないと、上から薬を取りけこんかと、各家庭に3kgやっどと、そういうやり方ではこの問題は絶対に解決しないと思います。これまでいっばい予算を組んだ南九州市でもまん延しているんですよ。指宿のまん延はほかの市町村と比べて早いです。何もしなかったから、350倍ゲームで広がっているんです。もう行政が市民に頭を下げて、協働で頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いしますと、そのぐらいの思いがないと、この問題はできないと思うけど、この答弁は、責任者である市長にお願いします。

市長（豊留悦男） 議員の願いも、行政、私の願いも、このヤンバルトサカヤスデの撲滅というのは、共通のものであります。そのやり方について、行政として、縦割り行政の弊害とともに担当課だけが知っているのではないかなというようなことですが、決してそういうことはありません。今回、この一般質問の通告をいただいたときでも、庁議の中で、この撲滅についてはどうしていくのか、全庁的に話し合った経緯もあります。そういう意味で、いろいろと議員の望むような対応はできなかったかもしれませんが、今後、いろいろと微に入り細に入り、指摘をいただきましたので、今後、このヤンバルトサカヤスデの撲滅に向けては努力をしていきたいと思います。議員の言葉にもありました。市民協働という、行政だけではできない、また、市民だけではできない。そういう場合にどういう協働の体制をつくり、この撲滅を図るか、そのことについても十分協議をしまいたいと思っております。

15番議員（新川床金春） 最後をお願いになるんですけど、鹿児島県議会もですね、このヤンバルトサカヤスデを取り上げています。国に要望するということでしたけど、市長、県内の市町村会の会合ですよ、この問題を県内に、もう20市町村まん延しているんですよ。そのメンバーで県庁に訴えるためにですね、市長自らしましょうかということはないのか、やる気はないか、変える、変わる勇気が必要だったらやるべきだと思います。お願いします。

議長（松下喜久雄） 時間も超過していますので、簡潔にお願いします。

市民生活部長（中間竜郎） 県への要望等につきましては、平成22年度も、県の市長会の定例会において、県知事・市長と意見交換会等もございまして、その中で、県にも特別交付税の要求、また、補助金化もお願いしたいというふうなことについては、市長会を通じて国にお願いをしているというような状況でございますので、今後とも我々も引き続き要望には努め

てまいりたいというふうに考えております。

議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時00分

再開 午前 11時09分

議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、大保三郎議員。

18番議員（大保三郎） 18番、大保三郎です。通告に基づき順次質問をいたします。

まず、なのはな館について伺います。平成22年4月15日、県の担当者が来市し、なのはな館の譲渡先がない場合は一時休止するとの説明があったとのことでした。本年4月から建物部分は閉館しましたが、芝生部分は市民に開放されております。現在も県費による管理ということですが、管理費はどの程度になっているのか。

また、平成24年4月からの芝生部分の利用はどうなるのでしょうか。運営事業者の二次募集による公募もなかったところですが、6月議会で市長は、解体、休館も含め、いろいろな場面を想像しながら、その準備をしていかなければならないと答弁されております。市として、どのような対応をしたのか。その後、県とどのような協議がなされたのか、伺います。

次に、中国胶南市との友好都市盟約について伺います。まず、正式友好都市盟約の締結はいつ頃になるのか。正式締結後、どのような人的・物的交流を想定しているのか伺います。

園芸施設の償却資産税について伺います。平成20年12月議会において、厳しい経営環境に置かれている農業者への支援に関する陳情が、産業経済委員会で全員一致をもって採択され、本会議でもいろいろ議論はありましたが起立多数で採択されております。この陳情採択に対して、市はどのような支援を行ったのか。また、現在の償却資産税の納入状況と未収に対する対応はどうしているのかを伺い、1回目の質問といたします。

市長（豊留悦男） 胶南市との正式な友好都市盟約の締結はいつ頃かとお尋ねでございます。

胶南市の代表団が指宿市を来訪した際に行きたいと考えているところでございますが、胶南市当局と事務的協議が必要であると考えております。胶南市では10月に指宿市を視察したいという計画を持っていたところですが、日程が合わず見送られた経緯がございます。現在、胶南市の訪日日程については、事務レベルで調整をしているところでございます。なお、11月に市議会議員の方々や、指宿市認定農業者会開聞支部の方々胶南市を訪問され、胶南市から熱烈な歓迎を受けたと聞いておりますので、胶南市からの本市への訪問に向け、大きな弾みになったものと感謝しているところであります。今後とも胶南市と連絡を取り合い、胶南市からの訪問日程が決まり次第、議会の議決を経た上で、友好都市盟約の締結をしたいと考えております。

次に、園芸施設の償却資産税についてのお尋ねでございます。平成20年12月議会において、厳しい経営環境に置かれている農業者への支援に関する陳情書が出され、一つとして、肥料

価格高騰に伴う経営支援，二つ目が，施設園芸に伴う償却資産税に対する支援，三つ目に，ビニールハウスの被覆資材の多層化や電気を動力源とするヒートポンプの購入など，暖房用重油の使用量を減らす対策，四つ目として，後継者や新規就農者が安心して農業ができる環境整備の以上，4項目に対する支援の陳情が採択されているところであります。これを受け，市では平成21年度以降，従来の支援策に加え，既存事業の拡充や新たな事業の導入等により，更なる農業者支援に取り組んでいるところでございます。

経営に対する支援といたしましては，無利子貸付の農業振興促進基金の拡充，冷害等の被害による資金借入に係る利子の助成，雪害，雪の害でございますが，雪害復旧緊急事業等を行っております。後継者や新規就業者への支援といたしましては，いぶすき農業支援センターの設置により，一元的な営農支援体制を整備し，農業経営指導等を行っております。生産安定に対する支援といたしましては，土壌診断実施体制整備事業による土壌分析の無料実施，LOVEいぶすきの活用促進，提案公募型補助事業によるコンテナ輸送実験事業等，口蹄疫や鳥インフルエンザなどの防疫のための支援，子牛育成のための支援，熱帯果樹の指宿駅での販売の支援等を行っているところであります。今後も農家の希望に少しでもこたえられるよう，きめ細かな農業支援をしてみたいと思っているところでございます。

なお，なのはな館の問題につきましては担当部長等に答弁をいたさせます。

総務部参与（久保憲一郎） なのはな館についてのご質問でございますが，なのはな館は，平成10年に69億円かけて建設されました。高齢者対象の各種講座や，健康講座，体験施設，宿泊などにより，延べ340万4,000人が集い，ここで学んだ人たちが地域のリーダーとして活躍しており，それなりの成果があったと認識しているところでございます。しかし，13年目の本年3月末に同館は休館となりました。その後，体育館と芝生広場については開放をしているところでございます。当初，開放は9月末までの予定でございましたが，本市からの要望を踏まえ，来年3月末までに延長をされているところでございます。その管理費についてのお尋ねですが，県に確認しましたところ，暫定利用に係る経費として，利用者からの申込受付・案内，トイレ等清掃，電気・水道等の経費が年間1,476万円，通常の維持管理費として，警備，芝生や植栽等管理，施設・設備保守点検，電気・水道等の経費が年間2,865万円と予算計上しているようであります。

次に，平成24年4月以降の利用についてのご質問でございますけれども，市では，なのはな館の敷地が市有地であり，周辺地域が市勢発展にとって重要な場所にありますので，何とか有効活用したいと考え，県に対して2回目の公募を実施したいと申し入れをしているところであります。現在，2回目の公募を行う方向で，県と協議を行っているところでありますが，県は，2回目の公募に際しては，応募をいただける事業者がいるかどうかを見極める必要があると考えておりますので，市と県では，1回目の応募登録事業者，現地説明会に参加をいただいた事業者のほか，県内の企業等にもご意見を伺っているところでございます。この

ような状況でございますので、平成24年4月以降につきましては、現段階では確定していないところではございますが、2回目の公募が実施できない場合や、公募を実施したものの事業者が決定できなかった場合などには、引き続き、現在のような形で開放していただけるよう、県と協議を続けているところでございます。

平成23年4月以降に、どのような対応をしてきたのかというご質問でございました。市では、2回目の公募を行う方向で、県と協議を行っているところですが、県は、2回目の公募に際しては、応募いただける事業者がいるかどうかを見極める必要があると考えておりますので、市と県では、1回目の応募登録事業者、あるいは現地説明会参加事業者のほか、県内外の企業等にご意見を伺っているところであります。そこで市は、1回目の公募の折に現地説明会に参加した事業者7社と、応募登録した事業者5社を7月に直接訪問し、改めて意向を確認したところであります。またこのほか、企業数社に対しても意向を確認しておりまして、併せて、なのはな館に対して関心を寄せている企業がある場合は、随時、現地を案内しているところでもございます。市では、これらの結果やその後の状況をもとに、県と協議を続けているところでございまして、先月も2回目の公募などについて県と協議を行ったところであります。

それから、友好都市盟約について、人的、物的、どのような交流を想定しているのかということでごございました。市議会議員の方々が胶南市を訪問された際、胶南市副市長から指宿市長へのメッセージを託されております。それには、文化、貿易、旅行及び人材交流の面で、もっと広い発展があることを心から願っておりますとございました。市としても、同様に、様々な分野の人々が相互に行き来できればと考えております。例えば、青少年であればロックハンプトン市と行っている青少年の交流事業等のような人的交流が想定できると思われれます。また、物的交流については、将来的に両市の特産品、両国の物品などを、指宿市だから購入できる、あるいは胶南市だから購入できるというような関係を築いていければと考えております。中国は成長著しい巨大な市場でございますので、このような交流が進めば、南薩の安心・安全な食の供給基地である指宿市の発展や、中国を中心とした東アジアからの観光客の誘致に大きく寄与するものと考えているところであります。

市民生活部長（中間竜郎） 償却資産税の未納状況等についてのご質問にお答えいたします。

陳情書が採択された当時の平成20年12月末現在の状況につきましては、山川地域・開聞地域において8生産組合の23名の方々に未納があり、平成18年度課税分から20年度分までの3年間で約2,450万円が未納となっておりますが、それぞれに納税交渉を重ねてきた結果、現在では20名の方々が納税に理解を示していただき、全額納付や一部納付、または納税誓約書が提出されるなど、納付の意向を示しております。しかし、1生産組合、3名の方につきましては、督促、文書催告及び臨戸訪問等による納税懇諭を再三にわたって行ってまいりましたが、納税に応じてもらえず、納付する意向はないと判断しましたので、他の納税者との税負担の

公平性を保つためにも、また、時効を迎えることから、今回やむを得ず法的に滞納処分の執行をいたしました。

18番議員（大保三郎） まず、なのはな館について伺いますが、やはり基本的なことは、24年4月からの土地貸借契約は自動更新するのかどうかということになるかと思いますが、その辺はどうするのでしょうか。

総務部参与（久保憲一郎） 本市が県と締結しております土地使用貸借契約では、各年3月31日を貸借期間の満了日とし、貸借期間が満了する1か月前までに、市と県のいずれからの特別の意思表示がない場合は、1年間継続すると定めているところでございます。そのことを踏まえ、検討する必要があるものと考えているところでございます。

18番議員（大保三郎） 私はちょっと勘違いしております、二次募集はあったという表現をしましたが、これからという答弁でございしますが、ということは、6月からですね、このなのはな館については募集はしていないし、市としても何ら手は打っていないと、こういうことですか。

総務部参与（久保憲一郎） 先ほど申し上げたとおり、1回目の公募が不調に終わりましたので、2回目の公募に際し、1回目の公募で応募なり、現地説明会に参加された業者において、市としては、7月中に全社を回り、その後の意向を確認し、お願いをしたところでございます。

18番議員（大保三郎） その1回目に応募した業者を訪問して、その意向を確認した。その手ごたえというか、可能性のある業者はあったのでしょうか。

総務部参与（久保憲一郎） 県とその後の協議をする中で、二次募集になかなか踏み切れない現状があるわけですが、私たちが回りました業者等についても、やはり維持管理費、あるいは広大は施設等を踏まえて、非常に苦慮しているというような感じを受けたところでございます。

18番議員（大保三郎） あまり二次募集に対しても期待は持てない。断言はできませんけれども、ある程度の希望を持って対応はするけれども、持てないというのが現状じゃないでしょうか。それと今、県費による管理が合計で4,340万円程度ということでしたけれども、この芝生を利用する市民、あるいは駐車場を利用する市民からですね、ある程度使用料を取って、指宿市でこの芝生部分を管理するということは考えておられないでしょうか。

総務部参与（久保憲一郎） なのはな館につきましては、底地の分につきましては、市の所有となっております。建物などにつきましては県の所有となっております。なのはな館の利用については、土地使用貸借契約に基づき、土地を県に無償でお貸ししているところでございます。現在の貸借契約はまだ有効でございますし、また、なのはな館の休館につきましては、県の判断でございますので、建物の所有者である県が管理すべきであると判断をしているところであります。また、市で管理できないかということでございますけれども、管理費も先ほど述べましたとおり、年間4,340万円と高額になりますので、利用者から

の利用料を取ったとしても、市の財政状況から見ても、市が独自で管理することは、非常に厳しいのかなと考えているところでございます。

18番議員（大保三郎） あと24年度新規更新まで4か月もないわけですが、この時期に至ってですね、まだ市としては具体的な策はない。県に任せているのが実態だと思いますが、まだ今、土地使用は県が有効だという表現でありましたけれども、その契約、契約権は市が持っているんですよ。自力で解決する意思があるのかどうか、伺います。

総務部参与（久保憲一郎） 自力で解決する意思があるかどうかということですが、我々も最初、県の方から相談のあったことを受けまして、指宿市に負担のない状況でなのはな館を引き受ける事業者があれば引き受けたいということでもございましたので、今後も、その方向で今やっている状況でございますので、もう少し二次募集に向けての取組を、県と協議をしていきたいと考えているところでございます。

18番議員（大保三郎） それではちょっと角度を変えてみます。なのはな館の利用が指宿市民が一番多いということですね、いろいろ理由をつけているわけですが、建物部分が閉館して久しくなるわけですが、市民にどのような影響があったのか。また、市長は6月議会で、市民目線で、この施設の活用の在り方というものを、今後、聞いてみたいということも述べられておりますが、閉館されて市民にどのような影響があったのか、市民の声を聞いて、どのような声があったのかをお尋ねいたします。

総務部参与（久保憲一郎） 建物が閉館されたけれども、市民にどのような影響があったのかということでもございました。なのはな館は閉館した当時、現在も開放している体育館と芝生広場のほかに、浴室や温泉プールなど、健康増進施設や、工芸室、陶芸室、絵画、視聴覚室、調理実習室などの研修施設を備えておりましたので、これらを開放するほか、様々な教室などを開催し、多くの方々に利用されてきたところでございます。プールなどの健康増進施設の利用者は年間6万人程度ありまして、研修施設の利用者は14万人程度となっていたようでもございます。研修施設の利用者の中には、体育館、芝生広場の利用者も含まれておりますので、すべてということではございませんが、多くの方がなのはな館の休館に伴い、同施設を利用できない状況になっていることは認識しているところでございます。

それから、市民の声を聞いてみたいということがあったが、それを聞いたのかということでもございますけれども、9月の13日には、市長との昼どきランチで語ろう会というものもございまして、その中で、車いすレクダンス普及協会指宿支部の方々とランチの語ろう会を実施したところであります。なのはな館が閉館されて、練習場所が中央公民館の2階になると、車いすレクダンスで使用する車いす4台を、平均70歳の私たちが2階まで運ばないといけない。車イスのレクダンスの分について、なのはな館でなんとかできないか。9月で体育館も閉まるということであったがということでもございましたけれども、それを踏まえて私たちも県に要望し、今年の3月まで利用が延長されたということもあります。そういう状況であります。

18番議員（大保三郎） まあ、いいでしょう。なのはな館についてはですね、このあと3名の議員が質問しておりますので、時間もあります、次に行きますが、中国胶南市との姉妹盟約について、昨日も同僚議員の方から報告がありました。私も先月14日から16日の間、中国胶南市を表敬訪問してまいりました。同僚議員6人と青島空港から胶南市に渡る、昨日もありましたけれども、世界一の30km以上ある大橋を、大海峡ですね、これを横断しながら中国の経済成長というのものを目の当たりにしたところでございます。15日、胶南市役所を表敬訪問いたしました。大変立派な市役所でございます、胶南市人大常委会の理事、そしてまた、副市長のお出迎えを受け、市役所で交流をいたし、その後、市の農業施設を視察いたしました。中国全土で言えることですが、格差があるということは、マスコミ等で知っていましたが、確かに、都市部と農村部の格差は大きなものがあるなと感じるところでございました。しかし、道路網の整備は急ピッチで進められております。近いうちにこの格差は解消されるであろう、そう思うところでございました。片道3車線から4車線の幹線道路が都市部から農村部まで完全に延長されております。将来の開発、また、物流に十分期待のできるものでありました。指宿では見られなくなりましたが、潮干狩りをしておりまして、振り返ればですね、その後ろには高層ビルが立ち並んでいるという、都市部と自然が共生しているすばらしい街だなと思うところでありました。友好都市盟約をいつ頃するかということでしたけれども、10月に来市する予定がちょっと延期になっているようでございますけれども、胶南市で仮調印されたところでございます。あいさつした程度かなと、こう理解するとですね、どんな交流をするのか、どうするのかという、これはあまり問い詰めるのはどうかと、こう思っております。せめて、指宿市と胶南市、双方の市民にメリットのある交流をしてほしいなと、こう思っているところでございます、市長、見解をお願いいたします。

総務部参与（久保憲一郎） 先ほども申し上げましたように、メリットと思われる分でございますけれども、将来的に、市内の青少年による交流も行いたいと望んでいるところでございます。つきましては、農業を担う山川高校や中国語を今後取り入れたいとする指宿商業高校の生徒たちも含めて、今後、胶南市との友好都市盟約ができたときには、どのような交流ができるか、その内容について協議を始めたいと考えているところでございます。併せて、国等の交流事業で行えるものがないかについても、今後、調査・研究をしてまいりたいと考えているところでございます。

18番議員（大保三郎） それでは、園芸施設の償却資産税について伺います。1回目の答弁でですね、平成20年の11月21日でしたか、陳情に対しての全体的答弁がありましたけれども、まず、1項目ずつ確実に伺いたいと思っておりますが、肥料価格高騰に伴う経営支援について、具体的に述べていただきたいと思っております。この陳情においては、指宿市独自の経営安定策を講じるように要請しております。いろんな事業を活用したとか、そういうのではなく、指宿市としてはどういう支援をしたということをお答えいただきたい。

産業振興部参与（浜田淳） 4項目ある中の、それぞれの中の、まず始めの肥料高騰価格に対する経営支援ということで、市独自ということですが、予算を伴わなくて事業に農家が希望するのに取り組むということもありますので、予算を伴いませんけど、その内容についてご説明させていただきたいと思います。まず、肥料高騰に対する経営支援につきましては、20年度に国の肥料燃油高騰対策緊急対策事業として、9グループ253名に助成金を交付したところでございます。また、認定農家の経営の安定と改善の目的に農業振興促進基金がございまして、これの増額や限度額の引き上げ、さらには、対象施設の拡大等を行って支援を行ったところでございます。

18番議員（大保三郎） それでは、償却資産税に対する支援、納入した方々に対する支援、あるいは未納に対する処置、これを伺います。

産業振興部参与（浜田淳） 先ほどの支援に取り組む体制と同じような考え方で答弁させていただきたいと思いますが、園芸施設に対します償却資産税に対する支援につきましては、市内には約2,200戸の農家、うち認定農家も400戸を超える経営体が、露地野菜や畜産・花き・果樹等の農業を営んでおられます。市といたしましては、その方々にできる限り公平に市・県・国の施策を周知しながら活用していただくことが最も重要であると考えております。その上で、施設園芸農家の方が、事業や施策を自らの経営の中で、利用可能な事業や施策を判断していただきたいと考えております。今年の降灰対策事業におけるハウス補強型の認定や雪害、雪の害ですが、復旧対策事業など申し出がありました要望等につきましては、できる限り農家の希望が叶えられるよう検討や要請をしてきたところでございます。

18番議員（大保三郎） 今、今年の雪害とかありました、この要望は20年11月ですから、21年、22年でですね、どのような対応をしたかをお伺いします。

産業振興部参与（浜田淳） 雪害につきましては、昨年暮れから今年の正月にかけてのですね、大雪に対しまして、県の方が補助事業を立ち上げていただきましたので、農家の方々の希望を募り、そして38戸、事業費ベースで1億3,000万、補助額にして4,600万程度ですね、補助を指宿も導入したという実績でございます。

18番議員（大保三郎） 倒壊ハウスとか、そういうのが主だと思んですけども、この私が聞いた償却資産税の納入された方々には、どのような支援をされたかという答弁はなかったと思います。

産業振興部参与（浜田淳） これまでハウス等の補助事業に取り組んできた方に対しての支援ということであろうかと思いますが、我々の考えとしましては、農業全般に対する支援というような考え方の中で、これまで取り組んできたところでございます。

18番議員（大保三郎） 陳情は、2項目めで償却資産税に対する支援を要望しています。私はそれを聞いているんですが、していなかったらしていなかったでいいです。しっかり答弁してください。

産業振興部参与（浜田淳） ただいま質問のありました，4項目のうちの2項目の中では，そういう対象者を特定しての支援は入っていないところでございます。

18番議員（大保三郎） 市長，いいですか。陳情が出て，議会が採択したんですよね。これ，項目ごと，いろいろ議論はありました。項目ごとに採決すべきじゃないかとかありましたけれども，4項目すべてを採択しているんですよ，議会では。陳情を採択した。あ，そう，それで済まされた格好なんですよ，これは，今，この2項目めは。この償却資産税に対する支援というのは行われていない。今の答弁ではこういうことだと思いますが，こういう置き去りにしている，陳情をですね，採択された陳情を置き去りにしている，このことについて市長はどのような見解をお持ちでしょうか。

産業振興部参与（浜田淳） 若干，私の説明が足りなかった部分はあると思いますが，先ほど申しあげましたように，農業振興促進基金がありますが，これをですね，増額3,400万ほど増額しておりますし，また，その前にも2,000万ほど増額しまして，これまで100万円の貸付限度額であったんですが，それを200万円に増額し，そしてまた，償還期間も5年を8年ということですね，門戸は広げたということでありまして。そしてまた，なおかつ，これまで対象者を税が完納といった形であったわけですが，完納が見込まれるものということで，経営の苦しい方についても門戸を広げたという取組はいたしております。

18番議員（大保三郎） 今の話を聞きますとですね，完納が条件だった，完納でない方々にもお金を貸しますから，償却資産税を払ってくださいというようなふうに取り扱もするんですよ。ちょっと私が曲がっているのかしらんけれども。もう少し，この償却資産税に対し，この陳情そのものは償却資産税に対する陳情が主だったんです。償却資産税はまた後でいきます。

それでは，3項目めのヒートポンプ，この件についてどのような支援をしたか，伺います。

産業振興部参与（浜田淳） ヒートポンプ等のメニュー関係でございますが，暖房用重油を減らす取組としましては，施設園芸原油価格高騰緊急対策事業や降灰対策事業での施設導入時に循環扇の設置を入れていただくなど，温度むらの解消や熱効率の向上により，暖房経費の削減に努める一方で，省エネ対策事業で暖房機に多段サーモを設置し，作物に合った効果的な温度設定を行えるようにいたしましたところでもございます。また，ヒートポンプにつきましても，農業総合開発センターの花き部において，導入に向けた試験や現地説明会などを，県園芸振興協議会等とも連携して行っているところもございます。また，花き類の電照による電気代の削減のため，野菜花き産地高度化緊急対策事業を導入しまして，白熱球から蛍光灯やLED電球を導入し，省エネ対策についての花き農家の取組も一緒になって務めたところもございます。

18番議員（大保三郎） ヒートポンプ導入に向けての教室とか，いろんな農家に対する指導はしたけれども，ヒートポンプを導入した農家からですね，市から具体的な支援，いろいろ

教えたのが支援だと言えば、すべてが支援になります。ヒートポンプを導入した農家が何ら支援というのはなかったと言い切るところですが、この辺はどうでしょうか。

産業振興部参与（浜田淳） 確かに、おっしゃるとおりの事業を導入された方はですね、私どもの方でこういう国からの事業がありますよという説明をし、取り組んでいただいたわけですが、取り組まなかった農家の方からは、確かに、そういうことはあるかと思いますが、この省エネランプ、現在、電照菊の関係を見ていただければ分かると思いますが、夕方赤い色が点いているわけですが、そういうことで、6組合25戸がこの事業に取組まして、事業費としては1,153万円ですが、補助額として1,069万円、これは92.7%という非常に高い補助率でございますので、我々もいい事業ということで取り組む農家にはそういう説明をし、取り組んでいただいたところでございます。

18番議員（大保三郎） ヒートポンプについて二つほど、ヒートポンプを導入した農家をすべて把握しているかどうか。それと、今、1069万円の補助ということでしたけれども、この陳情にあるそれが市独自の補助なのかどうか伺います。

産業振興部参与（浜田淳） 導入した農家の方につきましては、先ほど言いましたように、6組合25戸ということ把握をしております。ただ、この事業につきましては、国の補助でありますので、市の上乗せ補助は行っていないところでございます。

18番議員（大保三郎） 個人でヒートポンプを導入した、その農家というのは把握してありますか。

産業振興部参与（浜田淳） ただいまの質問は、私が今説明しました、国からの補助以外で、個人でという意味合いだと思いますが、特にそこは把握していないところでございます。

18番議員（大保三郎） ヒートポンプを個人で導入したところには、補助はっていないわけです。そしてまた、いろんな組合とか、そういう国の事業、県の事業、それに沿ってしか支援はなされていない、そういうことでよろしいでしょうか。

産業振興部参与（浜田淳） 先ほど言いましたように、先ほどの農業振興促進基金がありますが、個人である場合に、自己資金で、これは無利子ですので、活用できますし、また、近代化資金等がありますが、近代化資金等を利用した場合には、市としての利子補助もありますので、それを活用した方については、それなりの補助はある程度恩恵を受けたんじゃないかというふうに認識しております。

18番議員（大保三郎） 時間がありません。市長にお尋ねしますが、時々、ここは市長が3人いたり4人いたりするんですが、昼からですね、市長、真剣な話、小学生が昨日も来ておりました。市長が指名されて立ち上がらないんですね。小学生はどう思ったんでしょうかね。やはり、小学生の前では、私が市長だということですね、指名されたら立ち上がってほしいなと、昨日も感じるころでしたが、市長は一人ですよ。今、るる陳情についてどのような支援をしたかということをお伺いしましたが、市長は、この市独自の支援に対する要請

に対して、どう、十分じゃないか、これだけすればと、そう思っているんじゃないですか。

市長（豊留悦男） 償却資産、この問題については、ここ数年来、議会でもいろいろと質問いただき、そして、担当部署等が誠意を持って答えつつもっております。具体的な数値、事業内容等について、私に質問があった場合には、担当課長、または部長に答えていただくようにしております。部長その他担当部署で答えることについては、すべて私の答えを代弁しておりますので、市長じゃなくて担当部長、そういう形じゃなくて、答弁はすべて市長としての立場での答弁をさせているところであります。今、償却資産税のこれまでの取組について十分なのか、市として独自の取組はどうか。実は、この償却資産税というものについてこれまでの話し合い、議会でのいろいろな対応について、私も勉強させていただきました。そういう意味で、先日、特にマンゴー農家の研修会がある場に、私も直接出向いて、この償却資産税のことについては、私の思いを伝えました。その中で、私が申し上げたのは、確かに、こういう経済状況であり、経営も苦しいことは十分理解をしている。そのために、市として支援ができることというものは何なのかということについて、農政部に検討させました。それが先ほど参与の方で答弁いたしましたように、財政的な支援という、そういうものについて拡充を図るというのを、私、就任以来、この償却資産税に係る市の独自の支援策として取り入れたところでございます。その他、この陳情が出されている各項目ごとに、どういう支援をしてきたかというものについては、今、議員が1項目ごとに、いろいろと質問をされましたけれども、それが果たして市独自のものといえるのかどうかということについては、十分検討を加える必要がありますけれども、やはり市は、国や県の補助事業を有効に生かして、そして、それを農家の方々に利用していただくような手立てを取るといって、一つの支援もありましょう。一般会計からの痛みを伴わないような支援と言われることもありましょうけれども、十分に、いわゆる一般会計からの支援、補助なしのという意味でございます。そういうものについては、こういう財政事情を鑑みたときに、すべて要望を満たすような対応策というのは構築できないというのが現状でもございます。しかし、いろいろな思いがありましょうから、今後、またこの償却資産税を含めた農業支援については、新たな施策について検討をしなければならないのかなという私の思いを今持っているところでございます。

18番議員（大保三郎） 未納農家は1組合ということだったですけれども、まだたくさん、未納農家はあるんじゃないですか。ですけれども、この納入の意思表示をしている、払うという意思表示をしているからということと、意思表示をしていない、意思表示をしていないのは1組合だけで3人ということですか。

市民生活部長（中間竜郎） まだ、議員おっしゃるとおり、納税を全部済まされていない、まだ未納されている方はいらっしゃいます。ただし、先ほど答弁にもありましたとおり、納税相談に応じていただけないと、理解を示していただけないという3名というのは、そういう意味での3名でございます。

18番議員（大保三郎） 今、部長の、全部納めていただけていないという表現があったですけども、全然納めていない農家は、この3名以外にもあるんじゃないですかということです。

市民生活部長（中間竜郎） その方々はいらっしゃいますが、その方には、当然、納税相談にも応じていただいております、納税に関しては理解を示しております、今はちょっと事業の不況と言いますか、不調ということで、しばらくは待っていただけないかなというような、今はちょっと払えないというような内容でございますので、その人については、現在のところは、まだ滞納処分というような手続きは取っていないというところでございます。

18番議員（大保三郎） 今、滞納処分という言葉が出てきました。いわゆる未農家に対してですね、いわゆる差押えと、こういうことじゃないかと思いますが、どのようなものを差押えているのか、お教え願います。

市民生活部長（中間竜郎） 現在、3名の1組合の方々の差押えをやっているわけですけども、それにつきましては、生活に直接影響のない範囲内で差押えをしているところでございまして、それにつきましては預貯金等もございまして。また、ある組合におきましては学資保険、生命保険等が入っているところでございます。

18番議員（大保三郎） 今、生活に差支えないと言いながらですね、学資保険、生命保険を差押えているということですが、まず、この学資保険からいきますが、子供が生まれますと、親はやっぱり健やかな健康を願い、そしてまた、将来の進学のために、生活費の中からこつこつと長年積み立てるのがこれ、学資保険でございます。今回、差押えている学資保険はですね、その対象の子は17歳、来年18歳で満期なんです。そうすると、満期ということは高校3年ですから、次は大学受験、そして、大学に受かったら下宿をするかもしれない。そしてまた、親の負担も増えるでありますし、10何年こつこつ積み立てた学資保険を、親の滞納で差押えていいもんかどうか。教育者として、市長、学資保険を差押えたことに対する市長の見解を伺います。市長です。一人しかいません。

市長（豊留悦男） 私も教育現場におりましたので、今、議員のご指摘のことは、本当に心が痛いところであります。できうるならば、そういう法的な差押えという措置は、行政としても取りたくないというのが本位でございます。納税ということに対して、それに理解を示し、協議の場に出ていただいて、事情を分かった上で、私どもも生活に困窮する、そういうところまで追いやって差押えをするという気持ちは毛頭ありません。その前提としては、納税ということに理解を示していただく。そして、この償却資産に対しても、理解をしていただく。始めからこの問題に対し、背を向け、全く協議の応じない、そういうことでしたので、やむなくこういう対応をいたしました。おっしゃるように学資保険うんぬんというものについても今後協議に出ていただき、経営の状況を一緒に話し合い、今後どうしていくのかという、そういうことの意味が得られれば、それをそのまま差押えをしてうんぬんということにはら

ないであろうと思います。そういう意味で、是非、その3人のと言いますか、その組合の方々にも私ども思いを理解していただきたいと思うのが私の気持ちでございます。

18番議員（大保三郎） 最初からその話し合いにならなかったというわけですが、この農家自体にも言い分はあるわけですね。その農家の言い分というのは、承知していると思うんですが、農家の言い分に市も少しは歩み寄る姿勢を示すべきじゃなかったのか。あるいは、払いますよ、払いますよと言って、全然入れていない農家もあるわけですよ。この3人は、本当に正直な対応をしたんじゃないかと。これからはずっと払いますよ、払いますよと言ってですね、10年、20年、置いておけば差押えはないんでしょうか。

市民生活部長（中間竜郎） 担当課といたしましても、当然、納税相談等に応じていただければ、税務課としては柔軟な対応したいというふうには常々考えているところでございますけれども、今回のこの差押えの件につきましても、我々も資産調査をいたしました。いたしました結果、その部分については、まだほかにも預貯金等もございまして、その一部ということでご理解をいただければなというふうには思っているところでございます。

市民生活部長（中間竜郎） 延長ということにつきましては、十分我々も、それにつきましては考えているところでございまして、あくまでも5年後、時効が迎えますので、5年ということを目処に我々としては、その時期が来たら滞納処分をすると、また、差押えをするというような気持ちはございませんので、あくまでも我々としては納税ということに、納税相談にですね、応じていただくと、そのことが我々にとっては一番進めていることではあります。

18番議員（大保三郎） なかなか言いにくいでしょうけれども、納税の態度を示してほしいと、こういうことでいかないと時間もないです。

それではですね、市条例の、いわゆるこの差押えにいくまでのプロセスと申しますか、市条例では、2節、固定資産税、第75条によって、固定資産税の所有者が市条例第74条または自治法383条の規定により、申告すべき事項について、正当な理由がなくして申告しなかった場合においては、その者に対して3万円以下の過料を課す。まず、ここからですね、手始めに行くべきだと思うんですが、いきなり差押え、いきなりじゃないでしょうけれども、催促したりしているんでしょうけれども、こういう手続きは取られたんでしょうか。

市民生活部長（中間竜郎） 第75条の件でございますけれども、償却資産の所有者は、地方税法383条に毎年1月1日現在の償却資産状況を1月31日までに、市に申告されなければならないというふうに規定されているところでございます。未申告者に対しましても、指宿市税条例の第75条、固定資産税に関する不申告に関する過料の規程により過料を科することができますが、できるだけ我々としては申告指導、督促に努め、所有者に申告していただくよう対応はしているところでございます。しかしながら、申告していただけない所有者がいる場合、課税の公平性という点から、その課税客体の所在、種類、取得時期、取得価額、耐用年数を正確に把握することができれば、それを基にして課税しても差し支えないというような固定資

産税の実務提要等にも示されておりますので、資料と調査による課税客体の確認を行ない、賦課決定をし、課税しているのが現状であります。

18番議員（大保三郎） 今、正確にですね、取得価額、取得時期、そういうものを調査できればと言いましたけれども、その取得価額、取得時期の調査というのは、どの資料をもって行なわれたんでしょうか。

市民生活部長（中間竜郎） 固定資産税の償却資産税については、土地や家屋のような法務局に登記する制度がありません。課税対象となる資産を把握するために、地方税法の383条に申告義務があることを規定しています。償却資産の課税については、農業に限らず、すべての産業において、事業用として取得した償却資産につきましては、地方税法の第354条の2に基づく国税資料の閲覧や地方税法第20条の11に基づいて、官公署または政府関係機関の資料の閲覧または提供を求めることができるとされていることから、農政部門から提出された資料を基に償却資産の適正な課税に取り組んでおります。固定資産税実務提要等によれば、償却資産台帳の登録及び償却資産の価格に必要な事項について、正確に把握できれば、それを基に課税しても差し支えないと示されておりますので、それらの資料や課税客体の確認を行い賦課決定をし、課税をしているところでございます。

18番議員（大保三郎） その資料は、旧開聞町時代の資料を閲覧したということでしょうけれども、この農家がですね、この組合が補助事業を導入する際、いわゆる租税公課ということで、償却資産税に何も触れていない計画書をですね、事業計画書を県に提出しているんですね。そして、鹿児島県活動火山周辺地域営農防災対策事業の実施要綱、4の4の規定により、鹿児島県はこの事業計画を認めて、補助金を出しましょうということで、開聞町を通して、開聞町が補助金の申請をしてくださいということで、2億円近くの補助金を申請して補助が出ているわけです。ということは、鹿児島県と開聞町は、この償却資産税については自主申告ということですね、事業計画を見なくても、暗黙の了解で補助金を出したということですから、このことは恐らく了解していた。償却資産税に対することは申告制ですよということは了解していたんだと思います。

それともう一つ言っておきますが、時間がありません。このことには答弁いただきたいと思いますが、活動火山周辺地域、私が言った先の4の4、この要綱に十分目を通していただくようお願いいたします。それでは、この開聞町と鹿児島県の対応、償却資産税について全く触れないものに、補助金を出した、このことについてどう思うか、お願いします。

産業振興部参与（浜田淳） ご指摘のとおりですね、合併前の旧山川町、旧開聞町につきましては、このハウスについての税は掛かっていなかったわけですが、その内容で、当然、事業申告をし、県としても認めたわけでございますが、今回、こういう問題が出た後に県の方に我々も聞いたんですが、やはり、その税の関係と、これまで我々が取り組んできた補助事業の基準ですかね、それ等については、それぞれ別な見解であるということでありました。

議長（松下喜久雄） 暫時休憩します。

休憩 午後 0時11分

再開 午後 1時07分

議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、六反園弘議員。

16番議員（六反園弘） こんにちは。16番、六反園です。いろんなことがあったこの1年でした。年明けの元旦、これまで指宿では経験したこともない積雪が20cmから50cm、冬休みで泊まりがけで来ていた孫たちが、雪だるまだけでは物足りずに、かまくらまで作って遊んでいたことでした。元旦からこれでは、今年は何かあるなと思っていたら、案の定、あの3月11日には東日本の大震災、地震に加えて津波が、そして多くの死傷者を、そして多くの財産をなくしてしまいました。そればかりではなく、その上、福島第一原発の事故まで加わって、9か月を経過した今日、まだ終息の見通しも立っておりません。しかしながら、東日本大震災の翌日、3月12日の九州新幹線全線開業は、当初はそれほどでもありませんでしたが、4月、5月、6月と日を追うごとに、たまたま箱号の人気とも重なって、指宿への観光客が大きく増加をしてみいました。

このような中で、指宿市は中国から観光客を呼び込もうということで、市長はじめ、中国胶南市との友好都市盟約を締結しようと走り、そして、新日本科学は、大型の林地開発によって観光名所を作り、多くの観光客を呼び寄せようと計画をしております。私は、世界の平和と市民の暮らしを守る社会民主党の立場から、中国胶南市との交流についてと、新日本科学の森林開発についての2項目について質問をしてみたいです。

初めに、中国胶南市との交流についてですが、私は、3年前の平成20年9月議会において、中国の連雲港市との姉妹盟約を提案いたしました。このことは、田原迫前市長から豊留市長へ引き継ぎがなされたのか、なされなかったのか、お伺いいたします。

また、豊留市長が初めて訪れたという中国胶南市で、友好都市盟約の仮調印までしております。初めて訪れたところでこの仮調印ということは、拙速過ぎたとの認識を持たなかったのかどうか伺います。

次に、新日本科学の森林開発についてですが、開発の在り方について、指宿市として、初めて話を聞いたのはいつだったのか。その内容はどのような内容だったのか伺います。

また、今日も傍聴席の方においでの方の柳田校区の南迫田、柳田、玉利、そのほかにも校区の皆さんが傍聴に来られておりますが、この柳田校区の住民は、土砂災害が起こるのではないかと。最近、東日本の大震災を思い起こすまでもなく、予想外といわれる自然災害もあちこちで起こっているわけですので、この土砂災害への不安、これに戦々恐々としております。この住民不安に市や県はどうこたえるのか伺います。

これで第1回目の質問といたします。

市長（豊留悦男） 平成20年9月議会で中国連雲港市との姉妹盟約について提案をいただいたことについてお尋ねでございます。議員が提案されました発展著しい中国の都市との友好都市盟約の締結につきましては、私も今後の指宿市の発展にとって大変重要であると認識はしております。この提案について、前市長からの受け継ぎ等はなかったのかというような質問だろうかと思いますけれども、受け継ぎというよりも、これまでの議会の会議録を見させていただきまして、議員が提案された中国連雲港市との姉妹盟約についての文言は十分理解をしているつもりであります。中国の都市と交流を進めるためには、まず事前のきっかけが必要でございます。しかしながら、指宿市と関係があったり、深かったりする中国の都市がこれまでなかったところがございます。そこで、外務省や中国大使館関係者等に相談をいたしたところがございます。私どもが想定していたのは、連雲港市のように、中国の沿岸部に位置し、日本からのアクセスが良く、対外開放政策により外国に対して開かれた都市でございました。結果として推薦していただいたのは、日本の都市と友好都市盟約をまだ締結していない胶南市でございました。関係者の方から胶南市側に指宿市のことを話していただきましたところ、胶南市側からは歓迎の意を表明されたところがございます。

次に、胶南市との友好都市仮調印、これは拙速過ぎたのではないかとご質問でございます。中国では友好都市盟約を結んで、関係を構築してからの方が、民間をはじめいろいろな交流がスムーズに進むという、そういう国柄でもございます。このため、盟約を先に結んでから行政や民間による様々な交流を進めていきたいと考えたところでもあります。2月に胶南市を訪問した際には、胶南市による仮調印の準備がされておりましたので、署名をしてきたところがございますが、中国の国柄、そして今後の交流の在り方を考えてのことで調印をしてきたところでもあります。指宿市認定農業者会開闢支部の方々が、11月14日から3日間、胶南市を訪問されました。話を伺うところでは、認定農業者会開闢支部の方々は、これまで研修のために上海等を訪問してきた経緯はあるけれども、今回の訪問では、指宿市からの訪問ということで、胶南市人民政府が研修内容のすべてを手配してくださるなど、様々なご尽力をいただき、これまでの中国研修と比べて待遇が全く違っていると伺っております。指宿市は、胶南市と友好都市盟約を進めていくことが、今回のこのような充実した研修を実現できたものと考えております。中国との交流というものを考えたときに、効果的な交流を進めるためにはどうした方がいいのかということについて熟慮いたしました。行ったこともない胶南市との友好都市盟約が拙速過ぎたという、そういう思いを持たれている議員ではございますけれども、私も過去、中国で3年ほど生活をしておりました。青島その他、この胶南市界隈につきましては、何回か訪問させていただきました。指宿市と産業、それから、いろいろな景観を含め、いろいろなものが似通ったところもあるし、そして、指宿市が中国と友好都市盟約を結ぶとしたら、この胶南市というのは理想的なところではないかと、そういうふうに私としては判断したところがございます。今後、各方面の交流を行う場合、今回の仮調印が有

効に働き、これまで以上の幅広い交流ができるものと思っております。

次に、新日本科学の森林開発等についてのお尋ねをいただきました。開発の在り方について、話をいつごろ聞いたのか、どんな内容だったものかということ等についてのご質問であろうと思っております。新日本科学の社長さんとは、市長就任以来、様々な場所でがん粒子線センターを核とするヘルスツーリズム構想やスポーツ振興策、そして指宿市にある施設として、地域に親しまれる施設としての在り方等について、会談、話し合いをさせていただいたところであります。その中で、広大な敷地の活用策やメディポリス指宿への交通の利便性の向上も計らなければならないというような趣旨の意見交換等もさせていただいたところであります。

以下、いただきました質問等については、担当部長等に答弁をいたさせます。

産業振興部参与（浜田淳） 今回の林地開発につきましての市民への不安に対してどう答えるかという質問ですが、住民説明会につきましては、今月9月24日に南迫田・玉利・柳田地区の住民を対象に、玉利公民館で開催されたところでございます。業者側から新日本科学、畝地不動産、市からは建設部・産業振興部が出席いたしております。この住民説明会での質問には、実際に工事を施工した畝地不動産が中心になって説明をいたしたわけですが、その中で、住民から災害が起きた場合の責任の所在と補償等について、住民の理解が得られなかったところがございます。これらを受けまして、地域住民の不安が解消されることが最優先であると考えますので、住民への理解を得る努力を続けるよう要請してまいりたいと思っております。

16番議員（六反園弘） 2回目の質問に入っていきますが、まず、一つ答弁漏れじゃないかと思うんですが、いつ市長が話を聞いたかということで、今、永田社長とは話はいろいろな様々なところで聞いたということがありましたが、それがいつだったのかお聞かせください。

市長（豊留悦男） 私は、市長就任以来という言葉でその部分は答えさせていただきました。ここにいつどこで、どのような内容をという、そういう記録は持ち合わせておりませんけれども、事あるごとに、メディポリスの市民に親しまれる施設としての活用方法、そして、今後のヘルスツーリズムを含め、指宿市勢発展のために、メディポリス指宿が果たす役割等について協議をしてまいりました。ですから、いつ、どこで、どういう内容をというのは、先ほど言いましたように、全体的な、これからのメディポリス指宿の在り方等についての総体的な協議、話し合いをしてきた。そういう捉え方をさせていただければありがたいと思っております。

16番議員（六反園弘） それでは、新日本科学の件については、また後ほど詳しく訪ねていきたいと思っております。

まず、私が3年前にこの9月議会で、平成20年9月議会ですが、連雲港との姉妹盟約について提案を田原迫前市長にやりましたが、今回、股南市は81万人という、指宿と比べたら20倍ほどの人口を持つところですが、私が紹介した連雲港というのは、650万人という人口です。ここから1%来ても6万5千人という、そういった市です。そして、股南市も非常に

指宿市と似たところだという市長の話でしたけれども、ここにですね、中国に私の友だちが8年ほど、特にこの連雲港には長くおったということで、彼のそういった紹介もあって推薦をしたんですが、港あり、温泉あり、そういったところで、非常に指宿に似ている。そして温泉も日本ふうな温泉を幾つも構えているという、どんどん発達している。最近、胶南市の方には同僚議員も何人か行かれたようですが、その感想も聞いております。どんどん発達している様子も分かったということですが、もう既にですね、連雲港の方は非常に胶南市と比べると開発が進んでいるということで、そういう点からいっても、既に大阪の堺市とか、九州の佐賀市あたりが、既にこの連雲港とは友好都市の盟約を結んでいるようですが、そこに入れないことはないわけですね。そして、胶南市と比べると非常に人口も桁が違うわけです。そっちの方が私はいいんじゃないかという、今でもそういうふうに思っているわけですが、この私の提案に対して、田原迫市長はですね、指宿は国際観光都市として中国や韓国など、アジア近隣諸国との交流は大事なことだと認識はしている。しかし、盟約に至るまでには、経済的交流、人的交流、観光キャンペーンや企業同士の交流等を積み重ねていく必要があります。人吉や千歳、そしてロックハンプトン市との姉妹盟約等には、それぞれ交流の前段があって、盟約締結に至っております。友好都市盟約までには助走期間があることが望ましい、このように答弁をしております。市長は、この田原迫前市長のこのような姉妹盟約に至るまでのこの考え方をどう思われますか。

総務部参与（久保憲一郎） 姉妹友好盟約について、もう少し時間をかけてやった方がいいのではないかと。もう少しそういう産業交流等を通じて重ねていった方がいいのではないかと。というご質問であったような気がいたしますけれども、連雲港市とは直接交渉はしていないところでございますけれども、市としては、交流相手として中国沿岸部に位置し、日本からアクセスが良い都市を希望しておりました。そのことを外務省・元中国大使、あるいは中国大使館などの関係者に相談いたしましたところでございます。その中で、市長も中国の日本人学校におった関係もございまして、そういう経験等も踏まえまして、先ほど申しましたように、そういう友好の仮契約と言いますか、そういう盟約を結んだ方が、今後のために友好関係がスムーズにいくという判断をされたものと思います。

16番議員（六反園弘） 午前中、同僚議員が市長は何人もいないよということを言われたんですが、今、また新たな市長が答弁をされましたけれども、是非、市長にお答えいただきたいと思っております。

姉妹都市なり、友好都市なりの盟約を結ぶと、そこからは一生の付き合いが始まるわけです。千歳にしる、人吉にしる、ロックハンプトン市にしる、そういう形で今、交流が続いているわけですが、そのような意味から、両方の都市との盟約締結というのは、一つ結婚にも例えられることがあります。田原迫前市長の考え方は、相手をよく知ってからという、正に恋愛結婚方式なんです。豊留市長の場合は、外務省や中国大使館の推薦があったという、

昔、見合いで親が認めた相手だから、お前はあの男と結婚しろという、あの昔流の親が決めた相手との結婚をさせるという、この方式が豊留市長の方式かなと。その方が本人の幸せになるんだという考えのようですが、そのように捉えてよろしいでしょうか、市長。

市長（豊留悦男） 議員の推薦される連雲港市、もちろん議員もよくご存じだろうと思います。議員も行かれてどういうところで、どういうメリットがあり、今後、交流をした方が指宿市にとってプラスになる、または相手にとってもプラスになるという、そういう確証を得た上での推薦だろうと思います。私も中国胶南市を、なぜ、友好都市の相手として考えたかと、見合い結婚に例えられたことは非常に心外ではありますが、それに至るまではあらゆる手を尽くして、この中国胶南市の実情について、そして、いろいろな産業、農業を始め、自然についても勉強をいたしました。中国胶南市は青島の中にある市でございます。私は、青島には数回出かけております。その度に、解放区としての青島の環境の良さ、そして、今後、交流を進める上での指宿市との関係の構築には最適であろうと考えております。もちろん、在日中国大使館にも伺いを立て、そこの方々との話しをいたしました。人口の規模、大きさ、いろいろな問題がありまして、幾つか推薦はされたわけでありまして。何箇所かの都市を紹介されたわけでありまして。その中から、指宿市にとっては胶南市がベストであろうと、一番いいであろうという判断の下に盟約を結ぶという前提ではなくして、友好訪問という形で2月に訪問をいたしました。やはり、私の希望したとおり、想像したとおり、指宿市と友好都市盟約を結ぶ都市としては、胶南市がいいであろうと、そういう判断をしたところであります。友好都市盟約を結ばない前で、経済的な、または人的な交流というのは、中国とはとても難しゅうございます。それはもう議員もご案内のとおりであります。いわゆるロックハンプトン、千歳、そして人吉という、そういうところとの交流都市、姉妹都市盟約とは違うわけでありまして。姉妹都市盟約ではなくして、友好都市盟約という形でいたしました。そういう意味で、この胶南市を選んだ課程、そして、仮調印をするまでに至った経緯については、是非、ご理解をいただきたいと思っております。

16番議員（六反園弘） 非常にさっきから時間を気にしているんですが、もう一つ大きな項目がありますので、答弁は簡潔にお願いします。

もう一度確認だけしますが、仮調印なんて予想だにせず、初めてのあいさつとして顔を出したと思うんですが、どんな相手かちょっと見てみようというところで行かれたと思うんですけども、今度の議員の有志のときもそうだったそうですけれども、予想外の大歓迎で準備が整っていたということで、正にアップercutを食らった状態で、ついに仮調印までしてしまったんじゃないかという気がしてならないわけですが、そういうことはありませんか。

市長（豊留悦男） 言葉として、その言葉は私にとっては適切なものではないと認識しております。友好都市盟約を結ぶための事前の訪問として相手市、つまり胶南市の様子を理解をしたいと。そしてお互いの思いを確かめたいと、そういう思いで行ったわけでありまして。突

然行って、そういう状態になったから、仮調印をしたのではないかという、それは全くの誤解だということをご理解いただきたいと思います。

16番議員（六反園弘） 仮調印といえどもですね、国と国との間の条約を結ぶようなものと、私は理解するので、今のような質問もしましたが、仮と言っても実質は本調印と同じように、考えられるんじゃないかと。そこに今後の行動が束縛されてくると、私はそういうふうに見るわけです。私は、何が何でも、私が3年前に田原迫前市長に推薦をした連雲港にこだわるつもりはありません。本当に行かれた議員が胶南市を見て、まだまだ日本の20年前の様子が農村当たりでは見られるなという感想も持ったというふうにも聞いております。ただ、私も何回か中国に行って感じているんですが、あのすばらしいスピードでの改革発展を見ると、どんどんどんどん胶南市も変わっていくだろうと思います。市長が、あの仮調印が間違いなかったと言われるような形で、この胶南市との交流が進んでいけばよろしいかなと思っております。そこで、市長は、胶南市との今後の交流をどのように見ているか、伺います。

総務部参与（久保憲一郎） 今後の胶南市との進め方でございますけれども、中国の経済成長は海外旅行の需要を拡大させており、2010年における中国から海外への旅行者は4,500万人と、日本の3倍の水準であると報告されています。また、九州新幹線鹿児島ルート全線開業によって、福岡からの観光ルートが確立し、鹿児島や指宿を訪れる中国人観光客を大きく拡大できる契機であります。胶南市と友好都市盟約を締結することによって、指宿市のセールスポイントである温泉や先進医療を活用したヘルスツーリズムや、豊富で安心・安全な指宿の食などをより効果的にPRできるものと考えております。胶南市は青島市に属しておりますけれども、青島市は山東省の最大の都市であるとともに、産業経済の中心となっております。したがって、胶南市との盟約は、指宿市のPRを青島市でも効果的に行えることにつながりますし、胶南市が所在する人口9,500万人の山東省でのPRにもつながると期待できるところです。さらに、青島市の旅行関係者の話では、例えば、修学旅行で日本を訪問する場合は、費用が余計にかかったとしても、友好都市の指宿市へは訪問するし、富裕層も指宿市へ旅行する可能性が高くなるということです。このため、胶南市と正式な盟約を結ぶことがとても重要であると考えております。今後とも胶南市との友好都市盟約締結に向けて協議を行ってまいりたいと考えているところです。

16番議員（六反園弘） 胶南市との交流がよりよい方向に行くことを願っております。

次に、新日本科学の森林開発について質問をしてみたいです。先ほどの、いつこの話を聞いたのかという、初めて話を聞いたのはいつなのかということで質問をしましたが、ちょっとはっきりしなかったようです。というのはですね、9月議会の前原議員の質問の答弁の中で、会議録の44ページ、45ページなんですけど、市長はですね、こう答えているんです。あと一つ、ご指摘のメディポリス指宿、その周辺の開発についての質問でございます。このことについては、以前より市ともこの開発の在り方、いろいろなことについては相談があり、協

議をいたしました。ここまで具体的に答えているんです。だからこれはいつなのか。そしてその内容はということで、私はお聞きしたわけです。お答えください。

市長（豊留悦男） 以前より市とも、つまり私とという意味であります。この開発の在り方というのは、議会でも何回か答弁をさせていただいておりますけれども、クロスカントリーコース、そして市民の皆さんがグラウンドゴルフができるような芝生の手入れとか、それから、今までは入口に監視するところがありましたけれども、その取り扱いとか、今後のメディポリス指宿を市の方々が気軽に利用できるような、そういう開発の在り方について、いろいろ話をいたしました。もちろん、この中では、新幹線が開業し、指宿にたくさん客も来られる。そして、メディポリス指宿が本格稼働して患者が来るようになりますと、交通の利便性というのも当然考えなければならない。それは経営者として当然でございます。私もそう考えます。しかし、具体的にいつごろこれをこうして、こんなふうという、そういう具体的な話ではありませんでした。ですから、いろいろなという、言葉としては非常にあいまいな言葉でありましたけれども、そのときには相談し、協議をしたという答弁をしております。

16番議員（六反園弘） 私はこの答弁を聞いて、かなりな相談、例えば、今、柳田公民館の上で止まっているわけですが、まだ当初、あそこから柳田公民館の方に下って来るような方向で考えていたんじゃないかと思いますが、実際見てみると、あの川に蓋をしなくてはいけないし、それだけで済むかという、そうにはならない。両方の建物が迫っていますから、あれ以上広げられないという。そこで諦めたのか、今度は南中の上の方に道路をつなげていきたいというような、そういった畝地設計事務所の考えが湯通堂青果とか、そういったところにもう既に流れているというようなことですが、市の方にこの道路について、どういう方向に持って行きたいという、そういった話もあったのかなというふうに私は見たんですけども、その辺はどうなんですか。

建設部長（三窪義孝） 今、畝地不動産の方が、泉源用管理道を造っているんですけども、建設部といたしましては、3月に住民の方から通報がありまして、今、造っている道路を確認をしております。

16番議員（六反園弘） 市長がメディポリスの周辺が開発されていけば、非常に市民にとってもいいんじゃないかというようなことをとうとうと述べられたんですが、そこからすると、市の方にも国道へ出てくるまでの道路についての、そういった相談があったのかなと思っておりますが、それが具体的にはまだ出てきていないと。市長の意気込みからすると、この辺も理事長と理事ということからして、当然あってもよかったのかなという気がするんですが、そのくらい一緒になって考えていく。それが永田社長の考えじゃなかったかと思うんですけども、そこには至っていない。ただ、畝地事業所の方が、・・・・・・に許可もなく突っ走ってきているというのが、この林地開発じゃないかと思えます。昨年7月1日に市の方に

伐採や伐採後の造林届が出されて、そして、12月になってからあの温泉の送水管の設置ということで、資材運搬用の道路ということで、これがまた届けられている。実際はこれはそうじゃなかったんですが。そして、12月23日に伐採とその後の植栽の届出がされて、これが市の方で出している。ところが市民からのいろんな情報が出て、県の方で調べたところが、林地開発許可を得ずに道路工事に着手しているということで、県の方で指導をして防災措置を取れということで、今、中断をしているということですが、こういうめちゃくちゃな開発をしているわけですね。やはり、このことについては、市の責任、県の責任があるんじゃないかと思いますが、まず、市の責任についてお答えください。

産業振興部参与（浜田淳） ただいま議員からありましたように、これまで3回届出がなされたわけですが、まず1回目のところは、ちょうど向こうの、建物ですね、プールの南側になるわけですが、ここにつきましては、市に出されました届出のとおりですね、伐採後、桜・紅葉・梅等が植栽されているわけですが、今、問題になっておりますのが、2回目と3回目に出されました届出書になりますが、2回目がその道路部分、3回目が尾根の部分になりますが、届出どおりされておけば、今回みたいなこのような開発はされていないというようなことで、途中で計画変更というようなことがあったわけですが、やはり、計画変更であったのであれば、市に出した届出内容と違ってくるということになりますので、その時点で市にもそういう連絡なりがほしかったというふうに現在思っているところでございます。

16番議員（六反園弘） この柳田校区の住民の方々は、あれだけいっぺんに森林を伐採し、そして、これは今、植樹をしても簡単に何か月で林ができるわけでもないわけですから、その辺で非常に今の自然災害というのは予想外が多いわけですので、その辺でどうしても心配だという、そこで玉利地区で1回、あのよう説明会をしてもらったわけですが、肝心のメディアポリスと言いますか、新日本科学が表に立って、その説明をしていないですね。事業者の畝地さんの方で一手引き受けみたい、正に説明会を新日本科学がやるんじゃないかと、一事業者に新日本科学がやるべきところまで丸投げをしまっている。それに住民の方々は、これで将来、もし何かがあったときに、責任を持ってもらえるのかと。今の開発が、心配なく進んでいくのか、そういう不安にかられているわけです。そういう点で、市の対応、そして県がこれから林地開発の許可申請書が県の方に出されているわけですが、これが市の方に帰って来て意見書を付けるという、そのことについて住民としては、はっきり言って、メディアポリスの理事長である、そして新日本科学の社長であるこの永田良一さんに出てきて、住民の説明、不安に対して説明をしてもらいたい。これが正に住民の願いだろうと。そして、指宿市としても、この校区の住民の不安にきちんと答えていく責務があると思うんですが、その辺は市長、どうお考えになりますか。

総務部参与（久保憲一郎） 去る、9月24日に南迫田、玉利、柳田の近隣住民への住民説明会が玉利公民館で行われており、住民説明会では、市民からの苦情や不安の声が出されている

ところであります。その後、11月7日には、柳田校区を代表して複数の公民館長さんが市役所に来庁され、県、市、開発業者及び新日本科学で、住民説明会を再度開催してほしいとの要望があったところでございます。そして、12月9日には柳田校区公民館長さんの連名で、市長に対して、住民説明会開催についての要望書が出されております。今、周辺地域の住民の皆さんが一番不安としていることは、林地開発に伴う防災上の問題であると思います。開発を起因とする災害等が発生しないよう、万全な防災対策をしていただきたいということだろうと認識しているところでございます。柳田校区の公民館長さんの連名の要望書もいただきましたので、このことを真摯に受け止めて、すぐ施工主・施行者・工事関係者等にこのことを伝えたところでございます。議員が先ほど申し上げましたとおり、今後、防災対策を万全にさせていただくこと。そしてさらには、今、県に提出し受理されている林地開発申請が、県の審査を終えて一日も早く林地開発に係る許可が出るように努力されたいとお願いしたところであります。市としても、林地開発許可ができるだけ早い時期に出るよう、関係機関からの協力要請があれば、協力していきたいと考えているところであります。今回の林地開発において、防災面に十分配慮した工事が行われ、地域住民の不安が解消されることが最優先であると考えますので、今後も開発業者等に対し、住民への理解を得る努力を続けるよう要請をしまいたいと考えているところであります。

- 16番議員（六反園弘） 市として一生懸命住民不安にこたえようという、前段はよかったけど最後のところで、結局、事業者にとということで、ところが事業者から説明を受けた玉利公民館での住民たちは、それじゃおかしいと、やはり新日本科学からきちっと出てきて説明をしろと、そういう声が強かったわけです。私も議員への現地説明会というので、11月22日に3時から向こうに行ったんですが、あの新しくできた道路を上り下りしながら、これで大丈夫なのかなと。この急坂を、もし雨でも降ったらという、その質問もしましたが、畝地さんの方からは、舗装の段階では、もっと滑りが止められるような工夫ができるんだというようなことも言われましたけれども、そういう中で、新日本科学でのあの場での説明は99%畝地さんがやられていたわけですね。私はもう結論から言います、時間がありませんから。校区の住民が望んでいる柳田、例えば、柳田小学校あたりで、この新日本科学の開発に疑問を持ち、心配をされている住民が集まったところで、畝地さんの事業所はもちろんですが、永田社長がやっぱり出てこんと、住民の不安は消えない。そこに市も入り、県も入って、きちんと住民に答えていく、不安解消につなげていく。これが大事だろうと思います。永田社長、忙しい人です。世界を飛び回っております。しかし、市長が理事として心を持って語ってあげれば、社長は来てくれると、私は信じています。というのは、永田社長が書いた11月に発行した本を、私は隅から隅まで何度も見ましたが、この中に、これはですね、先ほど日本にさわやかな風を振りまいて、そして帰られたあのブータンの王国の話なんです。そこから永田社長は自分もこういう生き方をしたいということで書いておるんです。あそこの国民総幸福

量という考え方ですね。今、物質文化のそれに対して、もっと心を大事にせんといかんということで、その中で、いろいろ言いたいんですが、時間がありませんので、一つ二つ紹介をしますと、開発についてですね、このように述べております。人間は心と体の両方に対して、同じように大切に考えることが必要です。従来の経済成長を軸とした開発モデルには、この原則が取り入れられておりません。人間の幸福の原点である精神的、心理的な配慮が不足しているのです。そして、開発する場合、地域に伝わる伝統や文化を尊重し、それらに配慮することが最も重要であり、社会的な国民の結束を強めることとなります。真の幸福をもたらすために、バランスの取れた継続性のある開発を行うことが大事であると考えております。これが開発に対する、このブータンの王国から学んだ、前国王から学んだ永田社長の考えなんです。忙しいから来れないという、それが出るかと思うと、そんな人じゃないんですね。30ページの中で、無責任、不道德、危険な開発は避けるべき、こうも申しております。そして、前向きな心は周囲に光を灯すんだと。本物のプラス思考の持ち主は、失敗の原因を自分の中にしっかりと追及して、次に生かすんだと。このように言っております。最後にですね、永田社長を引っ張り出すための手がここに、自ら書かれたのが、ここに書いてあります。時間がないは、できない理由にはならない。忙しい、時間がないとこぼしている人には、頼みごとをしたくなくなります。忙しいと言っている人の多くは、実際には、時間はあるものの、心の余裕がないだけのケースがほとんどです。要するに、心にゆとりを持てばよいだけのことでしょう。少なくとも忙しいと口に出すことだけは、避けるような習慣をつけて身につけたいものです。どんなに仕事が立て込んでいようとも、泰然自若としていたいものです。これが永田社長の考えなんです。だから、市長が誠心誠意頼めば、これは住民説明会のところに社長が乗り込んで来られると思います。あとは市長の行動一つなんです。最後にそのところを市長の決意のほどをご答弁ください。市長が3人いますね。市長、市長です。

市長（豊留悦男） 午前中も申し上げましたけれども、各部長の答弁は私の答弁と同じであるという前提でお聞きいただきたいと思えます。新日本科学のこの道路の問題、開発の問題については、議員の皆さん、そして、市民の皆さんに大変不安を与えているということは認識をしております。いわゆる新日本科学メディポリス指宿の私有地開発については、それなりの夢があり、希望があって、先ほど申し上げましたように、桜を植え、紅葉を植え、ホテルの池を造り、そして、市民がそこで親しんでいただけるような、そういう施設を造りたいという、そういう夢もあるのは事実であります。バランスのある、継続性のある開発をしているのかということもございましたけれども、それは先ほどの本に書いてあるとおりの開発に努めているものだと思います。ただ、道路を造ることに対する市民、住民の不安というものについては、納得のいく説明の下で、道路というものについて開発、それをしてもらわなければならないと思います。そういう意味で、先日の説明会には、道路の施工業者であります畝地不動産に事故のないような、安心・安全な道路を造っていただきたいという、そういう

説明の場でもあったらと思います。今いただいたこと、今回もこの議会で何名かの議員の先生方に質問をいただきますけれども、このことは私も重く受け止め、次の話し合いの場では意向を伝えていきたいと思っております。

議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時07分

再開 午後 2時19分

議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、井元伸明議員。

1番議員（井元伸明） こんにちは。1番、井元でございます。それでは通告してあります4点について、順次質問をさせていただきます。

まず第1点目は、午前中もございましたけれども、償却資産税についてであります。この問題は、1市2町が合併した当時の懸案事項にもなっている問題でもございます。この問題は、降灰対策事業で導入をしたハウスに対しましての償却資産税の課税の仕方に、各市町において認識の違いがあり、旧指宿市におきましては課税をされておりました。また、旧山川町と旧開聞町においては、課税がされていない状況でありました。これを受けまして、合併協議会の調整においては、ハウス等の償却資産税については、平成18年1月1日建築分から課税をすることになっておりました。現在、このことの認識の違いからか、平成16年に導入をされたハウス農家の方々が、償却資産税は課税の対象にはなっていないとの認識から納税をされていない状況が発生して、現在まで続いております。この最大の理由の一つには、旧開聞町においては、償却資産税の認識は、降灰対策事業の導入は、国・県からの補助金の関係から、ハウスを個人名義に登記できないものについては課税をするべきではないとの判断がなされ、課税をされておられませんでした。過去に徴収された時期がありまして、償却資産税が返納された時期があるようでございます。この返納された事実があるのか。また、返納された最大の理由は何の基準を判断でされたのか、お尋ねをいたします。

次に、第2番目の生ごみについてお尋ねをいたします。現在の指宿市の焼却場の状況は、1炉体制のために処理能力の限界を超えて処理しているために、毎年相当の修理費が発生しております。これもいつまでもつのか、心配をされております。担当課によりますと、早急な建て替えを希望している状況でもございます。そういう状況の中、現在、指宿市の各地区におきまして、ごみの減量化の説明をお願いをされておりますが、市民のごみへの理解をいただきながら、生ごみの処理の在り方についてお尋ねをいたします。これは一般家庭ごみについては、コンポストの補助事業をある程度導入をし、ある程度のご協力はいただいている状況であると思っておりますが、事業系の生ごみの処理についてであります。事業者の責任において処理するのは当たり前でございます。しかし、最終的には指宿市の処理業者を経まして、指宿の処理場に搬入をされている状況でございます。そこでお尋ねをいたしますが、生ごみ

も資源として捉え、資源循環型農業の中で、堆肥化して利用するために、市内の畜産農家にご協力等をお願いすることによって、焼却炉の負担軽減にもつながると思いますが、現状認識と、この堆肥化についての可能性についてお尋ねをいたします。

次に、第3点目の松毛虫の防除についてお尋ねをいたします。近年、地球温暖化の影響を受けて、様々な異常現象が起きております。そのような中で、市内のいたるところで松毛虫による針葉を食害し、既に相当の松が枯れかかっております。長崎鼻とふれあい公園では、既に防除作業が行われております。ところで、池田湖湖畔の松も既に10本程度が松の枝が枯れ始めているようですが、何か防除対策を考えておられるのかどうか、お尋ねをいたします。

次、第4点目でございますが、これは農業振興対策の強化策についてであります。近年、農業を取り巻く環境は、ますます厳しさを増してきております。昨年度は口蹄疫発生から鳥インフルエンザ発生があり、最近では指宿特産品でもありますソラマメにハモグリバエが異常発生をしている状況でございます。このハモグリバエは、外国から入ってきた害虫であるようでございます。今までにはトマト・カボチャ・ナス・スナップエンドウ等に葉っぱに卵を産みつけて、葉っぱにもぐったままトンネル状に組織を食害しているものですが、困ったことに、このハモグリバエに効く農薬がソラマメには認定をされていないことから、農薬の使用ができない状況で、農家の方々は大変なご苦労を強いられて、ほとんど収穫できない状況にあるほ場が増えつつある状況でございます。このような農業環境の中で、現在の農政部の中にも何名かの専門知識を持たれた職員の方がおられるようでございますが、これからの指宿の農業を考えるとときには、定期的な人事異動で異動するようなことのないように、常駐できる専門職であらゆる農業問題を卓越した知識で順応に対応できるような人を育成し、配置すべきだと思いますが、ご見解をお伺いをいたします。

以上で、1回目の質問といたします。

市長（豊留悦男） 固定資産税における償却資産とは、土地及び家屋以外の事業用資産で、その事業のために用いる構築物・機械・装置・工具・器具・備品等をいい、営利または収益そのものを得ることを必ずしも目的とすることは必要とされていないため、農業もこの事業に含まれることになり、ビニールフィルムや硬質フィルム等を利用したハウス等園芸施設の償却資産については、事業用であれば償却資産に該当することになり、固定資産税が課税されます。固定資産税の償却資産については、土地や家屋のように法務局に登録する制度がなく、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在における資産状況を市町村長に申告することを義務付けられております。しかし、旧開聞町においては、1生産組合が償却資産税を申告納付していたことから、申告納付していない他の組合との足並みを揃えるために、平成17年12月に過誤還付金として返納された経緯がございます。

次に、事業所から出される生ごみ等についてのご質問でございます。ホテル等の事業所系から排出される生ごみを畜産農家等が所有する堆肥センターで処理等はできないかのご質

問をいただきました。平成22年度指宿市清掃センターでの可燃ごみ、燃えるごみの処理量は、1日当たり36.6 tで、生ごみは全体の20.2%を占めております。そのうち、燃えるごみの家庭系、家庭から出されるごみの割合は63.2%、事業系ごみは36.8%となっていますので、単純にこの比率で排出量を推計しますと、事業所系から排出される生ごみは、1日当たり2.7 t程度と考えられます。また、生ごみの80%が水分だと言われておりますので、これを焼却処理ではなく、堆肥化という別ルートで処理できれば、焼却施設への負担もかなり軽減されると考えられます。一方、堆肥化を推進するためには、幾つかの課題もございます。一つ目には、生ごみの中にプラスチック類や割りばし等が混入していないかという品質の問題。二つ目には、堆肥センターの規模に応じた生ごみ量の問題。三つ目には、処理費用の問題等が考えられますので、今後、農政課と連携して堆肥センターを所有する事業者と生ごみの量が多い事業者のニーズを調査・研究してまいりたいと思います。

以下、いただきました松毛虫、農業振興対策等については、関係部長に、参与に答弁をいたさせます。

産業振興部参与（浜田淳） 松毛虫の防除についてのご質問ですが、松毛虫はマツカレハと呼ばれるガの幼虫であり、松の葉を食べる害虫で、毒毛があり、触れるとかぶれたりします。発生時期は5月中・下旬ごろと8月中・下旬の1年に2回発生するのが一般的であります。松毛虫につきましては、松くい虫防除のように、国や県の防除対象になっておらず、イヌマキの害虫である、キオビエダシャクの防除と同じように、松の所有者、あるいは管理者の責任において防除することとしております。なお、松毛虫の被害対策につきましては、今後、広報紙等により市民の皆様には防除についての喚起を促してまいりたいと思います。

総務部長（渡瀬貴久） 農政部内において農業の専門知識を持った方を常駐させるべきだと思いが見解を伺いたい。農政部門への専門職の配置についてのご質問ですけれども、市の基幹産業である農業の生産振興を図るため、昨年度、指宿農業支援センターを開設いたしました。これまでの間、この農業支援センターを拠点に、JAいぶすきとの相互連携はもとより、同じ建物内にあります県南薩地域振興局農政普及課・指宿市十二町駐在との連携強化が可能となり、生産技術の向上、病害虫対策、新規就農支援など、所期の目的であります農業全般にわたる支援体制並びに機能の充実が図られてきたものと認識しております。このような中、農業支援センターの職員配置につきましては、旧山川町や旧開聞町で採用されました農業技師2名、畜産技師1名を配置しているほか、農業系の大学・高校の出身である職員や過去における農業行政の実務経験等を考慮して配置しているところであります。

1 番議員（井元伸明） それじゃ、まず、1点目の償却資産税についてお尋ねをしたいと思います。今お答えいただいたようにですね、償却資産税は午前中も同僚議員の方から説明があって、大方は答弁をいただいているようでありますけど、私は私なりにちょっと確認をさせていただきたいんですが、これは各市町村において申告制という意味からですね、課税をされ

ている市町村と、そうでない地域とあるようでございますけれども、例えば、鹿児島市では70%の補助金をいただいた上に、農業振興という立場から、ほかに市独自で補助金というかを差し上げている市もあるやに聞いております。そういう市を含めて、この償却資産税の取扱いについてですね、鹿児島県内の各市町村の、市の取扱い状況というのをひとつ教えていただければと思います。

市民生活部長（中間竜郎） 県内の申告状況ということで、現状ということでございますけれども、県内の18都市における補助事業に係る償却資産税の課税について、電話照会を実施した結果、課税していると回答があった市は16市で、そのうち、本市と同様に償却資産の申告書の提出がない場合、収集した資料を基に課税していると回答のあった市は1市で、残りの15市は、申告書が提出された分について課税をしており、そのうち4市については、すべての組合が申告書を提出しているとのことでございます。また、課税がない2市につきましては、該当する団体等がないとの回答でございました。徴収状況につきましては、課税をしていると回答のあった16市のうち3市に未納があるとの回答を得ております。また、鹿児島市におきましては、農政部門から提出してもらった資料等に基づき、償却資産の申告がない補助団体に対して、申告書の提出を電話連絡や訪問調査時に催告を行い、償却資産税の課税を検討しているというふうにお聞きしているところでございます。

1 番議員（井元伸明） この償却資産税の認識の違いだろうと思うんですが、現在、未納になっている、昨年20年度から3か年において、8生産組合23名においてですね、未納ということが発生してございましたけれども、その後、いろいろと納税相談をされ、そのうち20名は理解を示されて、残りが1組合の3名ということの答弁であったと思いますが、このような場合ですね、今朝ほどありましたように、この納税をされてない方々に対して、年数も5年という期限もあります関係から、こういう手段を取られたかなと思うんですが、法的手段を用いてですね、現在、1名の方を法的手段で差押えというか、そういう手段でされているということで、答弁があられましたけれども、こういうことをする前に、何か、いろいろな協議事項とかなかったのかなと思うんですが、あらゆる努力はされたような話を説明をお聞きはしたんですけれども、農家においてはですね、必ずしもそういう法廷闘争とか、そういうのを望んでいるわけじゃなくして、やっぱり、農家としても苦しい中でも、いろんな納税の説明がきちんとされておればですね、それなりに理解を示されたんじゃないかなと思うんですよ。というのは、一つの例が、開聞町の方でございますので、以前、開聞町の方で、そういう責任者の判断だろうと思うんですけれども、課税がハウスにできないと。だから償却税はできないから納めなくてもいいですよと。以前、何人が徴収した分については、その分については返納しましょうという形でされた状況を見れば、やっぱり周りの方、そういう状況の方はですね、ああ、そうか、償却資産税というのは、ハウスはいいのかなという判断をされたんじゃないかなと思うんですね。そういう状況の中で今日まできているのは、当局というか、

税務課の方でももう少しそういう説明を十分にされてですね、税務課だけじゃなくして、ハウスを造られるときの、それこそ、今朝ほどありました、県に対する計画書の提出がありましたけれども、その中に一切そういう減価償却、あるいは償却資産税が課かるうんぬんというのは一切入ってないと、そういうのを造って、合併してからあとで、これは課税されますよということを言われると、納得しがたいというのがあったのかなというふうに、私は今、未納者の方から話をお伺いしたときですね、そういう印象も持ちましたけれども、もう少しやっぱし、行政側としては適切な説明が足りなかったのではないかなと思うんですけども、その辺の相談とか、いろいろな徴収するときにおいてですね、あるいは今、最終手段と申しますか、法的な手段に打って出ているようですけども、ここに至るまでの経緯というかですね、どれぐらいの相談をされて、相手方が全然相談に乗ってくれなかったのか、その中でどうしても納得できない理由というのは、何かあったのかですね。その辺のところをひとつお尋ねをしたいと思います。

税務課長（大久保正一） このハウスの課税の問題につきましては、合併前の平成17年5月17日という日にちが残っているのですが、合併協議の中で、現在あるハウスにつきましては、遡及をしての課税は行わないと。新市になって、その残存期間分について課税をするという協議がなされまして、合併協議とされております。そういう中で、同じく17年12月12日から12月24日までにかけて、旧開聞町におきましては、5生産組合、2法人の代表者等に対してそういう説明に伺ったところもあります。

1 番議員（井元伸明） この17年の12月に説明したときには、今現在の1生産組合、3人の方が入っているのか、いないのかお尋ねいたします。

税務課長（大久保正一） 今、旧開聞町の方の5生産組合という中に、今のその組合の方もいらっしゃると思います。

1 番議員（井元伸明） 納めるべき税金はちゃんと納めるのが国民の義務であろうかと思うんですけども、その以前にですね、開聞町でそういうやりとりがあった状況の中では、本人なんかの理解というのが非常に違った方向に理解されていたのかなとは思うんですけども、そこら辺りをですね、担当課の税務課あたりにすれば、いろんな形で理解をしていただくような努力はされたというのがありましたけど、もう少しですね、最終の手段までいくと、後々、いろいろのしこりだけじゃなくして、農業をしていく上にもいろんな支障が出てくるように思われますけれども、その辺のところはひとつ、もうちょっと考えてほしかったのかなと思うんですけど、そこまで一生懸命努力されたという返事だろうと思うんですけど、そこでひとつ、これから、今後についてちょっとお尋ねをしたいんですが、この方々というか、その方がですね、ハウスを平成16年に建築しまして、現在使って一生懸命栽培しておられるわけですけども、そういう方々が、もうこれ以上ハウスは続けられないと、精神的にとか、いろんな問題でですね。このハウスを売買しようとか、あるいは撤去したいというような状況

に、もしなかった場合に、今後のですね、この降灰対策事業等の事業について、国・県の70%という大きな補助も付いておりますが、これなんかについての影響等はどのようなことが、これは仮定の話ですけれども、どのようなことが想定されるのか。これはなきにしもあらずだと思いますけれども、こういう状況を踏まえて考えていかないと、へたにこういうことがあって、補助金返納とか、公に出てきて、あるいは、これが裁判ざたになってですね、いろいろなってきた場合に、どちらが勝つ、負けるにしても、あまりいい話ではないと思われま。そういう状況の中で、今、仮定の話ですけれども、仮に、ハウスを撤去したとか、あるいは売買したとかいう場合の状況は、どういうことが想定されるのか。こうあっては困りますけれども、もしこういう想定の話で大変回答はしにくいとは思いますが、ひとつ回答をできればありがたいと思っておりますが、お願いします。

産業振興部参与（浜田淳） 万が一ハウスを撤去した場合を想定してのご質問でございますが、事業主体において、事業の継続が困難となった場合、法に基づき、生産組合と国・県との協議を経た上で、補助金の返納額を含めた財産処分の承認がされることとなります。あくまでも、組合としての対応となりますので、構成員の一人が勝手に施設の処分を行うことはできないと考えております。また、今後の新規事業への影響についてのご質問がありました。今後、国と県との協議の上で、事業申請を進めていくわけですが、その採択基準の見直しなどが考えられますので、現段階での影響につきましては、想定ができない状況です。

1 番議員（井元伸明） 今、答弁いただいたように、非常に想定はしにくい問題だろうと私も想像しますけれども、こういうことが起きないようにですね、今の3名の方、あるいは20名の中でも、まだ非常に経営的になかなか納税ができないという方もおられるようでございますので、こういう方々に、真摯にやっぱし意見を聞いていただいてですね、納税相談というか、これに乗っていただいて、払いやすくなるような相談に、今後、この3名の方を含めて、このまま突っ走って行かれるのか、今後まだ話し合いの余地はあるよと、もう一回話し合いをするですね、納税相談に乗りますよ、乗ってくださいという、そういう気持ちがあるのか、もうこのまま完全に法的手段で、あとはもう弁護士に任せたと、そういうことでもいいのかどうか、どういう気持ちで今されているのか、今後について、ひとつお尋ねいたします。

市民生活部長（中間竜郎） ただいまのご質問にお答えいたしますが、税務課といたしましては、今回の差押えの件につきましても、こちらの方から納税相談があればいつでも対応しますよという心構えではいたるところです。それにつきましては、ちょっとここでは申し上げられない部分もありますけれども、直接、税務課の方に差押えした件について電話等があったというようなこともございませんし、こちらとしても納税相談に応じる気持ちがないのかなということで、今回こういう措置に至ったところでございます。その他、納税相談と、また、納付誓約書を出していただいている方々につきましてはですね、今後とも引き続き納税相談にはこちらも積極的に応じていただいて、ご理解した上で納付していただくというような方

向で考えているところでございます。

1 番議員（井元伸明） 相手側というか、農家の納税する立場の方が相談に来れば相談に乗りますよというような答弁だろうと思うんですけども、決してそうじゃなくしてですね、やっぱり、農家目線というか、市民の目線に立ってですね、いろんな形で、最後の手段を用いながらも、あらゆる角度からいろんな農家に、悪質であればですね、それはもうやるだけやれということで、我々は1円でも税金を回収してほしいという立場の人間でございますので、税金を納めない方がいいというわけじゃありませんのでですね、そういう方向であれば、説得できる限りはいろんな形で説得していただいて、最後の手段であるにも関わらず、いろんな形でひとつ相談に乗っていただきながらいい解決方法を見つけていただきたいと思いますが、もう一回だけ、最終的なですね、相談に乗っていただけるのかどうか、それだけ確認をさせていただきます。

市民生活部長（中間竜郎） 我々はあくまでも、その滞納処分、差押えをするということが目的ではございませんので、そこらについては、いつでもこちらの方に相談等いただければですね、解除するという方向もあり得るといふふうに我々は考えておりますので、あくまでも差押えということに、できるだけ我々もその点については避けたいというふうな気持ちでありますので、そのようにご理解いただきたいと思っております。

1 番議員（井元伸明） 償却資産税については、過去、先輩議員がいろいろと一般質問等していただいて、その答弁を見ればですね、償却資産税の在り方というのはよく理解できたつもりでは私はおりますけれども、ひとつ相手の方はまだまだ理解まで至っていない点も多かろうと思っておりますけれども、続けて努力をしていただきたいと思っております。

続いて、時間の関係で2番目の生ごみについてお尋ねいたしますが、生ごみ処理については、過去4年ほど、ある農場とある事業者とですね、中に入りましたのが、前の生活環境課長と前の議員さんが中に入りまして、そういう話のもとで4年間ほど試験という形でされた経緯もあるようでございます。こういう経緯があつてですね、4年を過ぎたので、今後どうするのかということで、私にそういう話がちょっと振られまして、現在の課長に話を持って行きましたところ、そういう問題は事業者の部分と、それと農家の部分については、申し送りも一切聞いておりませんので、我々が話をする立場にないということで、断られた経緯もでございます。なぜ断られたのか、私も理解に苦しみましたけれども、それは事業者と農業者の直接のやりとりだけならいいんでしょうけれども、現在、環境政策課では、ごみの分別をやりながらごみの減量化という形で、一生懸命各地区を回って、焼却炉を何とかして延命させようという形で一生懸命努力をされていると思いますが、そういう状況の中で、何でこういうごみを少しでも減らそうと、事業者もでしょうけれども、農家も協力しているのがあるにも関わらず、そういうことは行政は関係ないような話をされたんですが、今後もそういうつもりであられるのか、ひとつ確認だけしておきます。

環境政策課長（廣森敏幸） 確かに、議員がこちらの方にそういう話を持ってきたときに、私どもの方としては、確か、私の4代ぐらい前の課長だと思います。そういう形でしたという事実は、私は把握しておりませんでした。その後、いろいろ聞いてみたところ、事業所が生ごみを受ける代わりに、畜産農家がですね、排出事業者としては機材の提供をします。そして、その機材を使って、生ごみの堆肥化を行うと。それが現在となってみれば、その機材が老朽化してもう使えなくなったから、また新たな機材をいただけないかということの交渉の中で、堆肥農家対排出事業者の話し合いがそこで折り合いがつかずに、清掃センターの方に搬入するようになったというふうな後で聞いたところでございます。したがって、その時にも申し上げましたように、事業活動に伴って排出される廃棄物については、事業主の責任でということで、その当時は、その排出事業者の考えの下で堆肥農家の方とそういう契約を結んだと思いますけれども、先ほども市長の方が答弁いたしましたように、私どもの方としても、大量に排出するホテル等の生ごみが減量化されることは非常に好ましいことですので、そういうホテルと堆肥農家の接着剂的な役割をして、なるべくそういうものが別ルートで処理できないかということは、検討していきたいというふうな考えておりますけれども、やはり一番の問題は、それに係る処理費用をどういうふうにしてお互いが折り合っていくかということなどの問題も、まだたくさんあると思いますので、その辺のところを順次整理しながら、なるべく生ごみの減量に努めてまいりたいと考えております。

1 番議員（井元伸明） 堆肥化ということですね、こうしてちょっと突っ込んで、今、お尋ねをしましたが、昨日でしたかね、生ごみについて、ホテルの役員会が何かに行って、ごみの減量についてちょっと話をしたという話をしましたが、何かそれ以外に、最近、ホテル関係者と生ごみの減量かれこれについて、協議したことがあるかどうか、ひとつお尋ねいたします。あれば、いつ、どのような話をされたのか、お尋ねをいたします。

市民生活部長（中間竜郎） 先日も申し上げましたが、旅館業組合の役員会の席で、現状等を訴えてきたところですよ。役員会の中で、そういう話はいたしましたけれども、その中で、生ごみ処理機、事業用の生ごみ処理機の導入も検討してくれないかと、我々も努力するのでというような話も出たことはございまして、その堆肥化ということにつきましてはですね、旅館業組合の役員の方々からは直接はなかったという以外、我々の方でホテル側とそれ以外で話し合いを持ったかということにつきましては、ないということでございます。

1 番議員（井元伸明） 次に、生ごみの処理については、先ほど畜産農家とホテル事業であったことについて、農政としてはですね、農場とすれば、ただいま防疫上というか、昨年の口蹄疫、鳥インフルを含めて、非常に立ち入りが厳しい状況でもあります。そういう状況の中で、搬入が非常に厳しいので無理ではないかという状況でありましたけれども、そういう既存の考え方じゃなくして、あらゆる角度で農場も大型農場にすればですね、最近、立派な堆肥施設を国・県からの補助金をいただいたりして、立派な堆肥施設も設けております。我々

もいろいろ話す機会があるときに、市の方でこうして今、生ごみ処理にある程度というか、大変苦慮しているが、何か協力をしていただけませんかということ話をすれば、そういう話があれば協力するよという話はちょこちょこお伺いするんですよ。そういう状況の中でですね、例えば、農政は今言う堆肥化すればどうかという話で、先ほどの縦割りの話じゃありませんけれども、横の連携を取りながら、常に、自然循環型の農業を目指す立場から言えば、機械で処理をしてですね、いろんな形で学校給食センターの生ごみをそういう形で処理はしておりますけれども、そういう形でできればいいんでしょうけれども、指宿はご覧のようにたくさんのホテル・旅館もございます。これからますます、またたくさんの観光のお客さんもおいでになろうかと思えます。そういう状況の中では、ひとつ既存の考えを取り払って、交渉的な立場から、違う角度で判断をしていかないでですね、なかなかこれを行政に堆肥場を造ってほしいとか、そういう話じゃなくして、農家がやってもいいよという農家もおられるわけですので、いろんな形でですね、また農政部の方としても相談をしながら、また環境政策にすれば、事業者の方と経費的な問題、このまま焼却場で重油をたいて、燃やして、人件費を使ってですね、燃やして灰にして、また灰も持ち出すのもお金と、そういう状況の中では、また土に戻すような方法があれば、一番賢いやり方じゃないのかなと思うんですよ。だから、そういうところで、一つ、二つ例を作る意味においても、またそれで、その堆肥で作ったトマトとか、オクラとか、ソラマメをですね、これは地元で作った堆肥で有機農法で作ったものですよということで食膳に並べれば、指宿の名前は一段と光って輝いて、世間に打って行けるだろうと思えます。そういう意味からもですね、これは病気の面はひとつ何とかクリアできるような形もあろうかと思えますので、横の連携をうまく取りながら、この堆肥化問題については協議をしていっていただきたいと思うんですが、この点についてはいかがでございましょうか。

農政課長（宮崎英世） 畜産農家の方々に生ごみの堆肥化をお願いすべきではないか、前向きに考えるべきではないかということかと思えますが、現在、市内において産業廃棄物処理業の免許を持っている一部の農場が、自社の収集運搬車で、ホテルから残飯を持ち込み、堆肥化を行っていることを確認をしております。資源循環の観点からすれば、生ごみの堆肥化は必要であるというふうに考えております。しかしながら、これまで取り組んでおられない畜産農家の方々が、生ごみを処理することになりますと、先ほど申しましたとおり、生ごみの正確な分別、それと収集や運搬の際の産業廃棄物処理業の免許取得、堆肥販売に伴う肥料の分析、堆肥舎の新たな増設など、様々な問題が考えられます。既存の堆肥舎に関しましては、いずれも農場の敷地内にあるということでございますので、一般の運搬車両の農場への乗り入れは、口蹄疫等の防疫の観点からすれば、避けなければいけないと考えております。以上のようなことから、現時点では、畜産農家の堆肥舎に生ごみを持ち込んでの堆肥化は、多くの課題がまだありますので、今後、調査・研究を進めてまいりたいと考えております。

1 番議員（井元伸明） 本当にですね、言われれば本当にごもっともな答弁だと思うんですよ。だからそうじゃなくして、もう焼却場の今日、明日か分からないような状況の中で、みんなが英知を出してですね、それこそ、みんなで知恵を出し合ってやるのが今じゃないかなと思うんですよ。今言われるように、やった経験のある農家もあるわけですので、いろんな形で、いや免許がいるとか、うんぬんというのは分かります。それはクリアできるのはすぐだと思います。やろうと思えばですね。やる気があるかないかの判断ですよ、本当ですね。そこは本当にやる気があるかないかは、市長、どう思われますか、今の話を聞かれてですね。本当に、急に振ってすみませんけど。

市長（豊留悦男） 大変ありがたい意見をいただきました。生ごみを堆肥化することによって、焼却炉の負担も少なくなるし、そして何より循環型社会の構築を目指すためには、非常に大切であると思います。今、農政部門の課長からその話がありましたけれども、課題が幾つかある、問題が幾つかあるのは事実であります。その問題を一つずつ解決する方法を、これから考えたいと、そして、ホテル側、出す側のホテル、受け入れる側の畜産農家の意見や思いを聞きながら、その実現へ向けては努力をしてまいりたいと思います。先ほど申し上げましたように、問題があったら問題を問題とせず、解決する努力をしろという、議員の思いは重く受け止めております。以上です。

1 番議員（井元伸明） そういうことで、ひとつ前向きにご検討というか、実行を願いをしたいと思います。

次に、松毛虫についてお尋ねをいたしますが、これは5月と8月に大発生ということで、何か、長崎鼻の松の木に駆除したときは相当な量の毛虫が落ちてきてびっくりしたそうであります。今、池田湖の湖畔にですね、整備されたあの周辺の松が土をかぶしたから、松の木が枯れているよということで、いろいろ苦情をいただきましたけど、いろいろ農政課の方で調べていただきましたら、松毛虫であるということが判明しまして、その駆除は何とかならないかということでお願いをしましたところ、今答弁にあったように、国・県の対象になっていないので、お金がないから駆除はできないというような返答をいただきましたけど、これがまさしく行政の答弁でありまして、ここを何とか、我々池田の住民も池田湖を守ろうということで、ボランティアで草払いをしたり、いろんなことで今事業に、年に何回か出させてもらってやっておりますけれども、そういう中で松の木が枯れている。これをどうにもできないというんじゃないんですね、そこでお尋ねしますが、この松の木ですけれども、生えている土地はどこの土地なんですか、これは大体。市の土地じゃないんですか。所有者が管理云々というような話がありましたけど、これは確かに指宿の土地であろうかと思いますが、市はこの管理責任はないのかどうか、ひとつお答えをいただきたいと思います。

総務部長（渡瀬貴久） イッシー公園から馬頭観音地先までの湖畔のところですけども、市有地になります。議員ご指摘のとおり、馬頭観音入口周辺の松が松毛虫による被害にあって

おります。池田湖湖畔の市有地にある松につきましては、観光道路に面しております、また、景観保護の観点からこれまで景勝松林として、松くい虫の防除に努めているところであります。今回のような松毛虫の被害に対しましても、対策を講じ保護していかなければならないと考えております。そのようなことから、その対策といたしまして、樹木への薬剤散布が必要でありますけれども、農産物や湖水への影響を与えないような方法というものを、森林組合に打診していたところ、優れた安全性と高い殺虫活性のある薬剤があるとのことでございますので、早めに防除していきたいと考えております。

1 番議員（井元伸明） 今、答弁のとおり、ここは直湖面というか、湖がもう目の前でございます。そういうので、非常に薬剤による防除は難しい場所かなと思って、思考されますので、これ、いろいろあちこちでお聞きしましたら、この松毛虫というのは冬場にはですね、越冬をするために、樹幹というか、木と幹の間に入りこんで冬を越す習性があるらしくて、木から降りてですね。そういうときに、普通であればこもをかぶしたりとか、新聞紙を巻いて、その松毛虫自体をその中に閉じ込めて、春先にそのまま取って、それを焼却処分して駆除する方法もあるようでございますので、いろんな方法を講じてですね、できる方法、また地元の方が協力できれば、そういう形でやりながら、もう先ほども言いました開聞岳のふれあい公園なんか、本当にものすごい勢いで枯れてきておりますので、そういうところは防除ができるんでしょうけれども、薬によるですね。池田湖については、そういう防除等もあろうかと思っておりますので、やるやるじゃなくしてですね、とにかくお金の掛からない方法でもいろいろあろうかと思っておりますので、これこそみんなで知恵を出し合いながら、まず池田湖の松は数が知れておりますので、観光に来たとき、あの松が枯れば、まあ、どんな見苦しい状況になるのかなと想像できると思います。これについては、早急な対策をしてほしいと思いますので、その決意だけひとつ、最後にお尋ねをいたします。

総務部長（渡瀬貴久） 私どもも大変心配しておりました。そのようなことから、湖水への影響というものを非常に考えていたところでございます。これにつきまして、森林組合の方からもいい提案をいただいているところでございますので、早めの防除を行っていききたいというふうに考えております。

1 番議員（井元伸明） それじゃ、最後の4番目でございますが、農業振興対策の強化についてですね、専門知識を持った方を育成するのをお願いしたところ、支援センター内には、現在、JA、県の関係者がいらっしゃるので、それと畜産関係とか、何人かは専門職員もいらっしゃるということで、必要ないだろうというような答弁だろうと思うんですけど、これをあわせてですね、先ほどの償却資産税についても、この松毛虫についても、一元して、やっぱり長年、その農業に関するあらゆる部門を、卓越した知識を持ち合わせて、いろんな形で自由に動ける人が、今、市役所の全庁的にどこの部署に行っても、専門知識を持った方も、それぞれやっぱり、決まった仕事を持っておられますので、なかなかあちこち動きにくいだろ

うと思うんですよ。毎年毎年削減人員の中です、非常に人員の配置は難しいかと思うんですが、これからのやっぱし、農業というのは何か専門知識を持った方が常に自由に動けるような方ですよ、そういう方がおれば、畜産のことであっても、税金対策にしても、いろんな形で走って行って説得したりとか、先の縦割り行政じゃありませんけど、横断的にいろんな仕事ができるような方を、今後やっぱし、あちこち見ても、そういう方がちょこちょこ見かけるようでございます、指宿以外でもですね。だから、指宿でもそういう専門的におられる方が望むものであれば、そういう専門の知識を駆使していただいて、横の、例えば環境の問題も一緒に勉強できるような形とかですね、そういう、やっていかないと、行政のサービスというのは、なかなか行き届かないんじゃないかなと思うんですよ。市長もこの前見られたように、何バエでしたかね、これ、葉を食うバエですね、中に入って行く。これなんかも以前あったということでもありますけれども、これにする対策等もどうしたらいいかと、今、あわてるような状況で、やっぱし、専門知識を持った方がおれば、これはこういうふうに昔した経緯がある、こうだよというような形で、即対応できるのではないかなと思うんですよ。だからそういう意味においてもですね、これは早急にできる問題ではありませんので、今後、やっぱり課題としてでもですね、今後、いろんな形でこの専門職員というか、これはもう以前から何回もお願いというか、一般質問でもお願いしておりますけれども、なかなかできにくいのは分かりますけど、今後、本当に取り組む状況ではないのか、あえて最後にお尋ねして終わりたいと思います。

総務部長（渡瀬貴久） 職員の配置につきましては、それぞれの職員の持つ資質、あるいは能力、意欲を最大限に引き出し活用していくことで、指宿市という組織全体の活力を高め、活性化をさせていかなければならないというふうに考えております。今後は、限られた職員数の中で、特に地方分権時代と社会情勢の複雑化に対応するための能力を有する職員の育成が課題となってまいります。農業分野においても、幅広い職務経験や知識、政策形成能力や管理能力を持つ職員、または専門的知識を持つ職員を計画的に養成し、配置していかなければならないと考えております。現在、農業支援センターの中には、入庁以来26年間という畜産関係に専門的な職員も育てておりますし、また、花き園芸の部分にしても、20年というような経験を持つ職員もおります。さらには、農業系の学校を出て以来、農政部門に従事して30数年というぐらい従事している者もおります。今後、本人の異動等に係る自主申告の希望や、また、前段に申し上げました職員の育成という観点からも含めまして、職員の適切な配置に努めてまいりたいというふうに考えます。

議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時12分

再開 午後 3時22分

議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、下柳田賢次議員。

19番議員（下柳田賢次） 議会制民主主義において、住民の最高意思決定機関である議会では、我々議員の発言もそうではありますが、とりわけ執行部の答弁の責任は大変重いものであると思います。それゆえ、緊張する場でもあり、真剣勝負の場であるわけでもあります。このことを踏まえ、通告してある点につき、順次質問してまいります。

市長マニフェストの中間検証についてであります。期限や財源を明示し、具体的な政策を掲げ、選挙を戦うマニフェスト選挙は、国政選挙はもとより、地方選挙におきましても、もはや定着したものであると思います。実際に豊留市長におかれましても、2010年の指宿市長選挙では、変える勇氣、変わる勇氣をスローガンに、基本理念の中で、財政再建の必要性と市民に信頼され期待される市役所を目指した行政改革の必要性を訴えておられます。そして、その具体策として、すぐに行う重要施策を優先順位をつけて3項目11事業、4年間で行う重要施策、同じく3項目10事業、行政改革の具体策、個別テーマとして3項目7事業、そして経済活性化の具体策と個別テーマとして3項目6事業、その他の重要施策として3項目6事業を掲げております。市長マニフェストが公約であり、市民との約束、契約である以上、その実現に向けて、市長はじめ、市執行部としては、全力で取り組まなければならないものであると思います。国会においても、政権公約の達成状況をめぐって、与野党間の議論が絶えないのも、明確化された国民との約束であるからだだと思います。重要なことは、実際の市政運営にマニフェストが生かされているかどうかという視点であります。市民から見て、確かにこういうことをすると言った、そのことを一つ一つ実現していくために、どのような努力がなされているのか、いつまでに実現できるのか、それらを確認する権利があるのだと思います。そして、市長自らが、政策施策に基づく個々の事業の直近までの達成状況や、実現の可能性を整理し検証することは、マニフェストを実現することと同様に、市長執行部の責任であると思います。このような観点から、豊留市政スタートからまもなく2年の中間点を迎えるにあたり、中間検証を踏まえ一定の見解を示していただきたいと思います。

まず初めに、マニフェストの意義について市長はどのように考えておられるのかお伺いいたします。

次に、すぐに行う重要施策の中の職員の地域担当制度の創設についてであります。この件につきましては、これまでも何回か議論してまいりました。これまでの答弁をお伺いする中で、市長マニフェストにおいて、市長が最も重要視している市役所改革、その中でも市長の意欲が最も感じられるのが、この職員の地域担当制度の創設ではないかと思われまます。市長のマニフェストを見るにつけ、市役所職員の地域貢献、市民に信頼される職員としての地域活動参加など、関連する項目の多さからも市長の熱意を感じざるを得ません。この職員の地域担当制度の創設、すぐに行う重要施策の中で示されているわけですが、まもなく2年が経過しようとしています。どのようになっているのか、お伺いいたします。

それから、4年間で行う重要施策の中で、業績や能力などを加味した給与体系について示されており。いわゆる能力給の導入ということだと思いますが、これの内容についてのどのようなものなのか、そして現状、どのようになっているのか、お尋ねいたします。

次に、陸上競技場改修についてであります。現在、来年3月の完成に向けて急ピッチで工事が進められております。本年3月議会において、23年度当初予算として約4億2,000万円の予算が計上されるまで、この陸上競技場の改修については、市民の間でも議会においても、大きな議論があったとは記憶していないのでありまして、そもそもこれまでスポーツ施設への市民要望は、サッカー場を含む多目的運動場、野球場、武道館などであったと思います。このような中、予算が計上され、執行されているわけで、これは正しく行政判断、あるいは市長判断を優先させたものだと思います。市長マニフェストの中でも、お考えはあったのかもしれませんが、スポーツ施設の整備については示されておりません。本年3月議会での委員会答弁では、平成22年4月、つまり市長就任後2か月後には、総合的スポーツ施設の整備ということでWT、ワーキンググループを立ち上げ、陸上競技場・野球場・サッカー場など、一体的整備はできないかを検討した。国の都市公園事業があるが、平成23年に手続きをしても5年間はかかるということで、合宿誘致ができるのは、中学・高校の駅伝大会が行われている陸上競技場が一番いいということで優先させたとの答弁でありました。そもそも陸上競技場は、野球場やその他の体育施設もそうではありますが、市民のスポーツ振興が最大の目的であり、そのための施設であることは条例に示されているものであります。もちろん、大会誘致やキャンプ誘致を否定するものではありませんし、推進しなければならないわけですが、そこらを優先するあまり、市民の利用に制限や支障があってはならないものだと思います。そこでお伺いいたしますが、この整備によってスポーツ合宿や大会誘致など、どの程度を見込んでいるのか、お伺いいたします。

そして走行レーンをタータントラックに、競技場内側の芝をティフトン芝にということで、ウレタン表層に約2億円、芝関係で約6,000万円という多額の改修であります。芝の専門家によりますと、このティフトン芝、大変難しい芝で、維持管理が大変であるとお聞きしているのであります。整備後、市民にもどんどん使ってもらわなければならないですし、大会やキャンプもどんどん誘致していかなければならない。その使用頻度に耐え得る維持管理は大丈夫なのか、懸念されるものであります。維持管理を含めB/C、費用対効果をどのように捉えているのか、お伺いいたします。

次に、なのはな館問題についてであります。この件につきましては、本年第2回定例会におきまして、4月以降閉鎖されている状況を踏まえ、これまで指宿の貢献のあった施設や事業であったとはいえ、このふれあいプラザなのはな館は、県の施設であり、県の事業として行われてきたもので、閉鎖後の今もその責任は変わらないのである。閉鎖発表後、本市への無償譲渡の意向表明以外、県としての動きが見えない。本市が直接受け入れられる状況にな

いなかで、県の責任において公募するなり、再利用の検討をするべきではないか。そして解体も含め、方針を示すべきではないかという旨の質問をいたしました。その答弁としては、なのはな館の敷地が市有地、つまり指宿市の土地であり、周辺地域が市の発展にとって重要な土地であることから、何とか有効に使いたいの、県に対して2回目の公募を行いたいとのことでありました。県の答えとしては、2回目の公募に際しては、応募いただける事業者がいるかどうかを見極める必要があるということから、1回目の応募登録者などに意見を伺いながら、2回目の公募に取り組んでいきたいとの答弁でありました。この答弁以来6か月が経とうとしておりますが、動きが一向に見えません。2次募集についての動きはどのようになっているのか、目処がたっているのか、お伺いいたします。

そして、この問題について、本市の基本的姿勢は、市として直接運営を行わず、公募による事業者が本市の発展に寄与する事業を行っていただける場合に限り、譲渡を受けるということであったと思います。現状において、公募の状況が思わしくない中、県からの譲渡を受けないという判断も必要ではないかとの質問に対しては、万が一、2回目の公募で引き受け手がなかった場合には、なのはな館を有効活用するためのあらゆる可能性について検討していきたいとの答弁でありました。あらゆる可能性というものがどういうものなのか。これまでの市の基本的な考えと食い違ってはいないのか。これらを含めた判断をどうするのか、いつまでに出すのか、お伺いいたします。

次に、瀉口ポンプ場の整備についてであります。計画の進捗状況については、昨日答弁がなされておりますので省きますが、このポンプ場が整備されることによって、どのエリアまでカバーできるのか。弥次ヶ湯ポンプ場との関係もあると思いますが、お示しをしていただきたいと思っております。

そして、整備費として30億円という多額を要するようでございますが、整備後の維持費も含め、財政的な懸念もございまして。国の補助が2分の1、残りを起債でという計画とお聞きしておりますが、30年来のこの地域の方々の安心・安全な地域環境を保証していく上では、一刻も早い整備が必要であると思っております。そのような中、市長と語る会の中で、市長は、大阪の伊丹空港近辺のため池の例を出し、これら雨水対策について話されておられます。この地域の雨水対策について、抜本的にどのように考えているのかお伺いして、1回目の質問いたします。

市長（豊留悦男） マニフェストの意義をどのようにとらえているのかとのお質問をいただきました。マニフェストとは、もうご案内のように、選挙時において政治理念や政治課題について、具体的な目標、政策などを明示したもので、市長に就任した場合に、その政策を実現することを有権者である市民に約束するものであります。従来選挙公約では、支障のないような表現で公約が盛り込まれているものが多い中、マニフェストでは、目標を明示するなど、具体的な政策を掲げ、市民にその進捗状況を知らしめることとされております。また、

自治体財政が悪化する中、事業の優先順などを示す効果があるともいわれております。マニフェストの意義につきましては、やはり、マニフェストを掲げ選挙を戦った者としましては、その実現へ向けて努力していかなければならないと考えております。

次に、職員の地域担当制度についてのご質問をいただきました。市民にとって身近な生活重視の行政を推進していくために必要なことは、地域課題の把握とそれら課題に関する的確な施策反映及び地域を中心とした共生・協働のまちづくりの取組であろうと考えています。これらのことを実践していくためには、職員一人一人が一地域人として自主的・自発的にボランティアとして地域活動に参加または参画していきながら、できるだけ多くの地域住民ニーズや生活課題に柔軟かつ迅速に対応していくことが最も効率的と考えており、この仕組みづくりそのものを地域担当制度としているところであります。そうしたことから、現在、社会貢献活動の3Dチャレンジ制度の取組を通して、それぞれの活動で得た様々な要素を業務に生かす仕組みづくりを行っているところであります。さらに、市民一人一人ができること、地域ができること、また、行政ができることといったような、自助・共助・公助という視点に立った議論をもとに、市民、職員全体による協働のまちづくりを推進していこうとしているところです。これらの取組を進めていくことで、より身近な生活重視の行政施策を展開し、結果として多くの市民から信頼され、真に役立つ市役所へとつなげていこうとしているところでございます。

次に、業績や能力などを加味した給与体系、いわゆる私のマニフェストの中での能力給、そのことについてのご質問をいただきました。国家公務員におきましては、改正国家公務員法に基づき、能力・実績主義の人事管理に関する制度が導入されて、人事評価の基準、方法等に関する政令の施行に伴い、平成21年度から人事評価制度が導入されております。この制度は、任用、給与、分限、その他の人事管理の基礎とするために行われるもので、職員がその職務を遂行するにあたり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価制度となっているところであります。私がマニフェストに掲げました、めりはりのある給与体系の確立、業績や能力等を加味した給与体系とは、この制度の趣旨と同様のことを指しているものでございます。

以下、陸上競技場、なのはな館の問題、潟口ポンプ場の整備については、担当部長等に答弁をいたさせます。

教育長（池田昭夫） スポーツ大会等の誘致見込みであります。県内の中学校、男女、それぞれ37チームが参加します県中学校駅伝大会、同じく男女合わせて、54チームが参加します県高校駅伝大会や県内の中・高校生や社会人が参加する県長距離走大会の継続開催をはじめ、その他、県中学校総合体育大会南薩地区大会の指宿開催の固定化や、都道府県対抗男子駅伝鹿児島県チームの合宿、鹿児島と熊本で相互開催されます九州管内男女各17中学校が参加する九州中学校駅伝大会の鹿児島大会での指宿開催が見込まれております。また、陸上のトッ

ブアスリートの育成を目指して、本年10月に法人設立をしたNPO法人いぶすきスポーツコミュニティが南薩地区小・中学校陸上競技大会等を開催したいと伺っているところでございます。サッカーでの利用につきましては、市内の団体がそれぞれこれまで同様の利活用ができるよう、市サッカー協会とも協議しながら、整備と利用を調整していきたいと考えております。合宿は、冬場の合宿が主であります。冬芝への張り替えは考えておりませんので、この条件で合宿していただける、高校、大学、社会人、Jリーグ関係者を市民の活用に支障をきたさない範囲で誘致したいと考えているところであります。来年度におきましては、全国選抜ゲートボール大会が、本市の野球場と陸上競技場を利用して開催されます。選手、役員、応援者で宿泊延べ人数3,600人ほどの参加が見込まれているところであります。この大会は、全国持ち回りの大会であり、単年度での開催となりますので、継続的な経済効果はありませんが、今後も陸上競技場・野球場・総合体育館等を活用した大会・合宿の誘致に取り組んでまいりたいと考えているところであります。

次に、維持管理を含めた費用対効果はどのように考えているかということにつきまして、市営陸上競技場の改修による効果につきましては、直接的な効果と間接的な効果があると考えております。直接的な効果として、使用料の収入は、社会体育施設の性格からわずかではありますが、間接的な効果は大きいものがあると考えております。通常の400mに加えて、500mのジョギングコースが整備されることによって、市民の健康づくりと生涯スポーツの推進が見込まれること。トラックがウレタン舗装の全天候型化になることから、スポーツ競技力の向上につながること。県中学校駅伝や県高校駅伝については、選手はもちろんのこと、関係者ら多くの宿泊を伴うことから、他地区も大会誘致を希望しているようですが、陸上競技場の全天候型化によって大会が雨天に左右されることなく、安全に運営できることから、今後も継続的に指宿での開催が見込まれることと、その他、陸上競技場の全天候型化によって、陸上競技の南薩地区大会の指宿開催の固定化、九州中学校駅伝の指宿での開催や、都道府県対抗駅伝男子チームの合宿も見込まれていることから、その経済効果は大きく、今後も指宿の名を大いに発信できるものと確信をいたしております。将来を展望した場合、陸上競技場の大規模改修は、地域の振興にもつながる必要な事業であると考えております。

総務部参与（久保憲一郎）　なのはな館についてのご質問ですが、二次募集の目処は立っているのかということだったと思います。現在、2回目の公募を行うことについて、県と協議を行っているところですが、県は2回目の公募に際しては、応募いただける事業者がいるかどうかを見極める必要があると考えておりますので、市と県では、1回目の応募登録事業者、現地説明会参加事業者のほか、県内外の企業等についてご意見を伺ってきているところでございます。そこで市では、1回目の公募の折に現地説明会に参加した事業者7社と、登録した事業者5社を直接訪問し、改めて意向を確認したところでございます。また、このほか、企業数社に対しても意向を確認しております。併せて、なのはな館に対して関心を寄せてい

る企業がある場合は、随時、なのはな館の現地を案内しているところでもございます。市では、これらの結果やその後の状況をもとに、県と協議を続けているところでもございまして、先月も、2回目の公募などについて、県と協議を行っているところであります。

なのはな館に対する判断の時期についてのご質問でした。同館については、現在、2回目の公募を行うことについて、県と協議を行っているところでもございまして、併せて、公募により事業者が決定するまでの間、現在のような形で、県の管理のもと、芝生広場と体育館を開放していただけるよう協議を続けているところでもございます。

なお、なのはな館については、本市は県と土地使用貸借契約を締結しております。その4条では、当該土地について、県はふれあいプラザなのはな館用地に使用するものと定めており、契約期間につきましては、各年3月31日を貸借期間の満了日として、第5条で、貸借期間が満了する1月前までに市と県のいずれからも特別の意思表示がない場合は、1年間継続するものと定めているところでございます。2回目の公募がまだなされていない状況を踏まえて、検討する必要があるものと考えているところであります。

建設部長（三窪義孝） どのエリアまでカバーできるのかというご質問でございますが、大牟礼・弥次ヶ湯排水区域は、南側、渡瀬通り線から北側は、2級河川二反田川及び準用河川秋元川までの大牟礼排水区88ha、弥次ヶ湯排水区132haの合計220haに、山間部41haを含めた261haになります。この排水区域の中で最も浸水被害を受けている地域が潟口地区と弥次ヶ湯地区であります。現在、計画しております浸水対策事業といたしましては、新潟口雨水ポンプ場の排水能力は、毎秒7.2tから毎秒10tに、弥次ヶ湯雨水ポンプ場の排水能力は毎秒1.2tから毎秒6tに能力を向上させるとともに、水路の改修や調整池の新設を行う計画であります。

浸水対策事業における計画雨量につきましては、時間雨量68.7mmを計画しており、一時的に道路冠水はするかもしれませんが、床下浸水は防除できるものと考えております。

続きまして、抜本的にどのように考えているのかというご質問であります。大牟礼・弥次ヶ湯排水区の浸水対策事業につきましては、施政方針でも述べさせていただきましたとおり、市民の安全・安心なまちづくりを念頭に、新潟口雨水ポンプ場の早期完成を目指し、作業を進めているところであります。この流域につきましては、これまでも議員の皆さんや団体、地域住民から長年にわたり浸水解消を強く望む要望等があり、厳しい財政状況ではありますが、市民の生命と財産を守る観点から、今年度、新潟口雨水ポンプ場の建設に着手したところであります。雨水ポンプ場につきましては、数十億円もの多額の建設費が掛かり、維持管理に掛かる費用も継続して必要であります。また、建設後も数十年ごとに、経年劣化により、施設の更新を繰り返し行わなければなりません。このようなことから、調整池を造ることにより、ポンプ施設の規模縮減を図り、将来的には、経費の削減につながるものと考えているところでございます。

19番議員（下柳田賢次） 時間の関係がありますので、潟口ポンプ場の件を先にやりたいと思います。エリアまでは大体今答弁で分かりました。この3番目の抜本的な対策としてどのように考えているかということで、市長が大阪のですね、伊丹空港近辺の例を出しているというのを例に出したんですが、今、調整池という話で、その辺の関連があると思うんですが、通常はですね、調整池ということは、市街地でないところに大体普通造りますよね。そういうことだと思いますが、伊丹空港の周辺というのは正に住宅地、市街地のところでございます。ここらについての市長のその考えというのはどういう考えなんでしょうか。

市長（豊留悦男） この浸水対策につきましては、抜本的なといったところが今議員のご指摘のところでございます。今後とも、この維持管理に係る費用、そして建設後も数十年ごとに経年劣化による多額の費用を要します。これを造ることによって、後年度、いわゆる、これからの世代に、その修理費を含めた多額の負のという、言葉は悪いかもしれませんけれども、そういう財産、負の財産を残すよりも、根本的に調整池等を造った方がいいのではないかと。その例として、いわゆる伊丹空港、伊丹空港に降りるときに左側にたくさん調整池が見られます。その例を出したわけでありまして。あそこは調整池の周りに歩道を造り、桜を植え、その調整池の周りで市民が健康づくりに励んだり、水と共生できる生活空間を作っているという、そういう場でもあるとお聞きしております。幾つかそういう事例を見させて、または紹介させていただきましたので、指宿市においても抜本的な対策として調整池、または水路等を造ることによって、この経費が浮くのであれば、長い目で見た場合にはそちらの方がいいだろうと、私は考えたところであります。

19番議員（下柳田賢次） 長い目で見た場合の調整池、あるいは水路ということでございましたが、これは今、冠水するあたりを想定してのことなんでしょうか。

市長（豊留悦男） 建設部をはじめ、庁議でもその件についてはいろいろと協議をいたしました。今後、浸水対策に対してどの程度の費用が必要になるのかというのを考えたときに、生活空間の場の中で、健康づくりの一環として水と共生し、その周りを健康づくりのためにジョギングをしたり、歩いたり、そして、もし桜の木でも植えてあったら、その桜を愛でながら、水と共生できる生活空間ができたら理想的だと、そういう話をいたしました。そういう意味では、生活と調整池という、この関係というのは大切にしていきたいと。普通、調整池と言いますと、山のところ、いわゆる里山のところとか、そういうところが主でありますけれども、指宿の場合にそうできたら、本当にすばらしい景観になるのではないかと、そういう夢を描いたところであります。

19番議員（下柳田賢次） 分かりました。これについてはこれで終わりたいと思います。

マニフェストの職員の地域担当制度についてでございます。これまで、この変える勇氣、変わる勇氣について、何が変わるのか、何を变えたいのかということで、何回か質問させていただきました。市長当選後の予算編成を見ても、前市長の政策、施策を引き継いだものば

かりであったし、予算の内容も市長ご自身の考えに合致していたとの答弁もあった中で、大変失礼ながら、何も変わっていないんじゃないかという質問もさせていただきました。このように議論させていく中で、市長のマニフェストの中身を検証し、答弁等を精査していく上で、はっきりしたことは、実際の政策、施策的には変わっていない中で、市長が変えたかったのは市役所の在り方、とりわけ職員の在り方を大きく変えたかったのだという結論に至りました。市役所が真の意味から市民に役立つところとなるためにはどうあるべきか。その本丸一丁目一番地が、この職員地域担当制の創出であったのだと確信をしたところでございます。職員の地域貢献、活動参加ということに対する思い、考え方は、地域担当制も3Dも変わらないと思います。考え方は変わらないのですが、その手法が明確に違います。3Dでは、できる人が、できることを、できるときにやるということで、この三つのDを取って3Dと言っているわけですが、この考え方は、当然これまでもあったもので、なかったとするならば、なかったことの方が市民に対しては大きな問題であるわけで、市長マニフェストの本丸とは思えません。3Dは、裏を返せば、やりたいけど、自分に無理だと思えばやらなくていい、できるけど時間がないと思えばやらなくていい、できないと思えばやらなくていいということではありませんか。地域担当制度は、その趣旨、手法においてこれまでの市長答弁で明らかに違うものであります。違うもので今まで議論してきたわけですので、進展がなかったというふうに思います。そういった中で、この地域担当制、一つの例として市長は、ご自身の出身地区の宮地区の例を出して、近所の高齢者が5人いるとする中で、その中で買物できない人が3人いると、そういう方々に2週間に1回は声をかけて、買物ができないなら私が手伝いましょうと、そしてこの2回の声かけを自己申告の一つとして、それを上司に提出するというような例も出しました。職員のいない地域はどうするのかと言ったら、近隣に住む職員が同じようなことをすると。協力しない職員については、市長からあるいは上司から説得をしていくというようなこれまでの答弁でありました。明らかに職員を地域に張り付ける、担当として置くというのが、この地域担当制度の創出ということでございますので、制度の創出でございますので、そこらがこの3Dに地域担当という明確なものがあるのかどうか、ここらについてはいかがでしょうか。

市長（豊留悦男） 3Dという従来の取組もございました。地域貢献という、組織は人であり、人が地域を作るという観点から、市民協働という観点から積極的に市役所の職員が自らの地域で貢献をし、ボランティア活動をしよう、それがスタートでございました。ゆくゆくはその中で、自ら住む地域の生活課題、地域課題を把握し、それが行政施策に生かされるような、そういう市民とともにある市役所職員を目指したいというのがもともとの私の趣旨であります。その中で、3Dチャレンジというこれまで取り組んでいたその制度とは別のものを作るよりも、今まで取り組んでいるこの3Dの趣旨を生かした地域貢献というのに、いわゆるスクラップ・アンド・ビルドという言葉なのかもしれませんが、そういう形で持っ

ていったらどうかということで、過去、これまで取り組んできたところであります。やはり、いないところ、その他、いろいろありましようけれども、最終的な目的は、市役所の職員が地域課題、いわゆる地域の課題を把握するために、地域担当者制度なるものに最終的には制度として移行できたらいいと。この制度はもちろん職員の意欲がなければできませんので、その意味で、段階を踏まえながら今取り組んでいるところでございます。この件については、予算その他はもちろん必要ではありません。そういう意味で、自己申告というものを出して、それを上司が、または私が把握をし、誰がどのような目標を立てて、この地域担当制度に向けた取組み、ボランティア活動をしているかという、そのことについては、私もその実態については把握をしているところでございます。

19番議員（下柳田賢次）　そしてですね、これらの議論をする中で、平成17年度に市長が本市の学校教育課長時代に、自らが取り組んだ教職員の人事評価制度の例を出しまして、地域貢献、教職員の地域貢献ということで、プラス5点からマイナス5点まで、学校での評価とは別に、地域のそういう貢献度を評価するという制度に取り組んだという答弁をなされております。その経験から3Dをゆくゆくは地域担当制度にしていきたいと、今、答弁でおっしゃったその思いだと思うんですが、正にそうだと思うんですね。地域担当制度の創出ですから、3Dのできることをできる、そういう問題とはちょっと違うと思うんですね。地域を、地域にどういう職員がどういう形で張り付いていくかということからすると、明らかにこの3Dの思いに比べると、ものすごく高い次元にあると思うんですね。ところが市長のマニフェストの中でこれをかなり上位なところ、かなり上位と言いますか、もうほとんど一番手に上げているわけございまして、これをすぐやる重要課題の中に掲げているわけでございます。今、2年経とうとしている中で、これの中間的検証としてできているのか、できていないのか。今は、3Dという考えがこれまでであったので、それでやりながら、ゆくゆくはそういう形に移行したいということの答弁で、今ございました。中間検証ですので、すぐやるということについてはまだできていない。取組はしたけどまだできていない。こういう判断でよろしいかと思うんですけど、いつぐらいまでにこの制度を確立して、あるいは創出していくのか、お伺いいたします。

市民生活部長（中間竜郎）　今後どのように見直していくか、取り組んでいくかということでございますけれども、職員の社会貢献活動及び地域担当制度を推進するため、本年4月に今後の取組について検討を行い、二つの取組方針を定めたところでございます。なお、この検討にあたりましては、昨年12月に策定しました指宿市協働のまちづくり指針の市役所内環境整備に関する事項も考慮したところでございます。まず、取組の一つといたしまして、社会貢献活動3Dチャレンジ制度の定着化と取組の積極化であります。今後の取組継続にあたっては、職員各人の自主的、自発的、主体的という意識付けが重要であるという認識から、全員が取組やすい環境づくりを行うというものであります。具体的には、社会貢献活動3Dチャ

レンジ制度における自己申告，取組評価等の内容の見直しを行ったところでございます。二つ目は，職員による地域支援，連携強化を図ることを目的に，役場の職員だからお願いしたいといったような公務員の特性を生かした地域貢献推進のための環境整備であります。これは，地域活性化や地域住民に直結するような市の施策や事業について，必要な事務手続きや知識等に関する職員のスキルアップを図るものでございます。例えば，地縁団体等の法人化に関する事務マニュアルの配布や，提案公募型補助事業の申請事務勉強会，協働のまちづくり指針に関する職員のマニュアルの作成等も行っているところでもございます。

19番議員（下柳田賢次） それは3Dの考え方の答弁だと思うんですが，当初から言っていますように，3Dの考え方そのものは一緒なんですけど，手法が違うということは，最初に申し上げているわけですので，そこらの答弁よろしく願いいたします。そういう中で，地域担当の制度の創出ですから，やはり誰々職員がどこどこ地域ということには，最終的にはなるんだと思うんですね。そういうのをこれからゆくゆくはやっていきたいという中で，昨年6月議会での私のこの関連の質問に対して，総務部長の答弁では，できる人が，要するに3Dの考え方を示した中で，公務としての地域の担当者に張り付けているものではないという答弁がありました。公務としては当然そうだと思うんですね，お金がからまないということですので。ただ，この地域，この答弁の中身とですね，市長の答弁のゆくゆくは地域の担当の制度にしていきたいということ等のこの差異があるような気がするんですね。ここらはどうなんですか。

総務部長（渡瀬貴久） 今年の12月1日現在の職員数のうち，教職員，また市外居住者を除き，指宿市内に居住している職員状況について，少し触れさせていただきますと，市内184集落のうち，45の集落には職員が居住していない状況であります。集落によっては20数世帯というような少ない集落もございますので，そういう集落に住んでいないというような者が結構多いわけでございます。しかしながら私が公務というような表現を申ししたのは，一つの事例で申しますと，災害発生調査，台風襲来後の調査等につきましては，職員をそれぞれの集落に張り付けて，そして，地区の集落長さん方と一緒に被害状況調査を行うわけですけれども，そのようなことの事例を申しまして，事例を想定して公務に張り付けてないというような表現を使わせていただいたものでございます。しかしながら，この地域貢献制度につきましては，やはり近隣の職員，集落に住んでいる近隣の職員が同様に近くの集落にも，いろんな行事等にも参加していただけるようなという思いから公務では張り付けてはいないけれども，地域貢献という意味において，近隣の集落のいろんな諸活動にも参加していただきたいというような思いで申し上げております。

19番議員（下柳田賢次） 分かりました。部長の答弁もゆくゆくはそういうふうな考えであると，市長の答弁と合致したということで了解をいたします。それで，今日，ちょっと調べていただきましたら，職員数が，一般，教育公務員，あるいは技能，月額含めて499名，地

域数が184地区あるということで、単純に割ればですね、1地域平均2.数名になりますかね、1地区2人ぐらいと、もちろん大きい小さいの地域はあるわけですから、ここは調整すればいいし、例えば、20人そこらの集落の場合は、その近所と一緒に合わせた中で調整すればいいというふうに思うわけでございます。そういった中で、そうは言ってもですね、これは公務ではないと言いつつも、職員に対しては非常な、大変なご苦労があるんだろうというふうに思うわけでございます。そこらを懸念しての質問でもあるわけですけど、それでも市長、大丈夫ですか、その制度の創設はということでお聞きしているわけですけど、市長、最後にこの件についてお願いいたします。

市長（豊留悦男） 実際、指宿市だけじゃなくて、過疎化が進んでいるIという市においても、市長のマニフェストじゃなくて、職員の自発的提案で、地域担当制度を自ら、自分たちで作って、高齢社会に起こる悲惨な孤独死とか、独居死とか、そういうのを防いでいこうと、そのために声かけをしていこうと提案をした例が新聞で紹介されておりました。素晴らしいことだなと私は思いました。指宿市もこれからの社会情勢、いわゆる地域の状況を鑑みたときには、やはり、高齢者のいろいろな問題を解決するために、悲惨な事故が起きないようにするために、この制度は形として作り、そして、安心・安全な老後が送れるような、そういう地域になってくれたらありがたいという、そういう希望もあったわけでありまして。いろいろなことで、職員が地域に出て、地域課題を把握をし、施策に生かすというのはそういう意味でありました。是非、議員の方からも地域担当制度をするんだったら、こうした方がいいというような助言や知恵をいただきましたらありがたい、そう思っております。

19番議員（下柳田賢次） はい、分かりました。それではですね、能力給の先ほどの質問でございましたが、市長の考えということで先ほど答弁ありました。関連がありますが、この地域担当の評価、これは先ほど市長の学校教育課長時代の取り組んだ教職員の評価と合致する話になりますが、これが市長のマニフェストで示している4年間でやる能力給の、国家公務員の考え方と非常に近いものという認識ですが、当然、国家公務員にはその地域担当とかいう評価というのはないわけでございますが、この能力給の中に、この地域担当の貢献度評価というのは加わるということによろしいのでしょうか。

総務部長（渡瀬貴久） 現在、制度設計を行っております育成型の人事評価制度につきまして、職員の人材育成を最たる目的に、日常の勤務や実績を通じて、その能力や仕事ぶり、適性等を客観的に評価し、能力開発や適材配置を推進することによりまして、組織の活性化を図ることを基本とした制度設計となっております。この評価制度では、市が取り組む各種の施策について、各職場におけるそれぞれの業務の目標などを踏まえ、職員個々の業務の達成状況を評価する業績評価と、それから、職務に取り組む姿勢や行動を評価する職能評価を柱としております。業績評価と職能評価という2本の柱で制度設計を行っております。この職能評価の中におきまして、民間企業におきましての人事評価は、仕事の範ちゅうにおいて評

価することが大前提となっております、多くの地方公共団体もこれに習う形となっております。しかしながら、地方公共団体の公務員の目的は、利益の追求ではなく、行政サービスの向上であり、市民のため、市民とともにがあるべき姿だろうと思われま。しっかりと地域に根を下ろし、地域の住民と深くかかわっていくことが、指宿市職員のあるべき姿ではないかという考えから、仕事の範ちゅうの評価はもちろんのこと、これらを取組を実践している職員の姿を何らかの形で評価するため、先ほど申しました、業績評価と職能評価のうち、この職能評価の中で、職能外評価という形で加点する、点を加えるという方式を取り入れているところがございます。

19番議員（下柳田賢次） はい、分かりました。これも含まれるという答弁だったと思いません。

次に、陸上競技場改修についてお伺いいたします。先ほどいろいろと答弁がありました。ティフトン芝にする、あるいはタータントラックということですね、使い勝手は非常によくなるということは十分理解しているわけですが、それについての経費的なものですね、ティフトン芝は非常にその整備が難しい、維持費として芝だけでどのくらいを考えておられますか。

市民スポーツ課長（下敷領達郎） 芝管理に必要な経費といたしましては、市の方で行っていくわけですが、芝生刈り込みや芝の片付けに積算しているところが年間延べ100日です。水撒きが年40日程度、ほかに除草剤、肥料、殺虫剤散布やエアレーション、コアリングを合わせた作業が年間110日ぐらいで、年間延べ250日程度と見込んでおります。これにつきましては、共同作業で行なったりする関係もありますので、大体週に2日間ぐらいの作業が入ると考えております。これに掛かわる賃金を270万程度、あと消耗品・燃料代・光熱水費など、合計で450万円程度と、現時点では試算しているところです。これは現在の芝管理費と比較いたしまして150万から200万程度増加するのではないかと考えているところです。

19番議員（下柳田賢次） この数字に間違いはないということで理解してよろしいですね。

市民スポーツ課長（下敷領達郎） 現在のところでは、そういう試算をしているところです。

19番議員（下柳田賢次） それからですね、市長の4月に立ち上げたWTの中で、手始めにこの陸上競技場なんだと、ゆくゆくは野球場、サッカー場という、これは3月の委員会での課長答弁でも出ているわけですが、ゆくゆくは一帯的な、総合的なスポーツ施設ということで、当初はこれをやろうとしても5年間はちょっと手がつけれないので、言葉は悪いですけど、てっとり早い陸上競技場でスタートしたというような答弁だったんですけど、ゆくゆくはそういう考えということでよろしいんでしょうか、市長。

教育長（池田昭夫） 市長マニフェストであります、生涯スポーツ活動を通じた健康づくりを推進するということを主眼に置いて、スポーツ施設の総合整備につきましても、ほか自治体の研修施設やワーキンググループ等の議論を通じてやってきたわけですが、国土交通省所

管の都市公園事業の導入による事業の実施を検討したところではありますが、先ほど議員が言われたように、28年度以降になることから、スポーツ施設の現状、事業費、財源確保の見通し等を踏まえて、早期に取り組む事業として陸上競技場の大規模改修を実施したところであり、陸上競技場の改修につきましては、市長マニフェスト実現に向けて取り組む必要のある事業は何かということで協議した中で、広く市民に大いに利用されている施設で、健康づくりにも、また、あらゆるスポーツ競技の基本にもなる走るスポーツとしての利活用度が高い陸上競技場の改修を行ったらどうかと、加えて、各種大会の継続開催や地域活性化のための合宿誘致にもつながるものであるということで、3月議会にご提案させていただいたという経緯があります。そのほか、長期に取り組む事業として、今後、サッカー場、多目的広場、野球場等の整備についても、その実現に向けて検討を行っていくというところであり、

19番議員（下柳田賢次） 分かりました。それでですね、この改修に関しまして、幾つかの疑義が発生したわけでございます。当初、今議会の議案質疑でも出ささせていただきました。スターティングブロック等備品に関して、3月議会では当面既存の物でやると。ただ説明の中で、4種の公認を取るために新たに必要になったと。これについては、今回のこの補正予算で計上されているわけですね。ところが、予算に計上されていないですね、クラブハウスの改修は行われているわけです。このクラブハウスに関して、3月議会の課長答弁では、クラブハウスはいじらないという答弁でございました。の中に、スターティングブロックも買わない、クラブハウスもいじらない、その中で、今定例会の中で、スターティングブロック等を含む備品に関しては予算を計上している。クラブハウスに関しては、予算なしでもう既に執行されている。こちらについてはどうなんですか。

市民スポーツ課長（下敷領達郎） クラブハウスの件についてですが、当初の計画では入っておりませんでしたけれども、実施設計をやる中で計画したものです。8月30日の議員懇談会時に、契約方法や変更部分について、主な点について説明しましたが、クラブハウス等の塗装につきましては、説明不足であったと思っております。陸上競技場の改修を実施するにあたりまして、クラブハウスや便所等の表面が汚れていたことから、実施設計に入れ込んで、陸上競技場の改修の一環として実施いたしているところでございます。

それと、3月の委員会におきましてですが、公認の関係で、市民スポーツ課といたしましては、現在、陸上競技場は無資格であるということで説明いたしましたけれども、説明が不足していたのではなかったかと思っております。

委員会の答弁の趣旨は、必要な備品につきましては、財政的な面で翌年度で整備したいとこのことで説明させていただきました。今回、日本陸上競技連盟の公認を受けるに当たりまして、すべての備品を確認したところ、補正でお願いした内容になったところであり、

19番議員（下柳田賢次） 3月議会では、その両方の事業については当面やらないという趣

旨の答弁だったと思います。それを片方は予算を組んでやって、片方は予算やってなくて執行しているという、ここのところなんです。なぜ、そのクラブハウスのその改修費が、今回出た補正の250万円と同じような形で計上できないのか。これについてはですね、非常に問題を含んでいると思いますよ。予算の編成、議案質疑の時に総務部長にお答えいただきましたけど、予算編成というものと、その執行の在り方というものが、これは言葉は悪いけどいいかげんじゃないですかと、言いたくなるわけですよ。だからそこらがどうなのかということを知っているわけです。

総務部長（渡瀬貴久） 予算編成ですけれども、予算編成の段階においては、詳細に見積もることが困難であるということもあるわけでございます。そういうことから、当初予算の中では、実施設計と工事請負費というような、設計の委託料も含んで、工事請負費も含むというようなケースがございます。多くの場合においては、基本構想を作り、基本設計を作り、基本設計の段階で概算事業費が生まれるわけですが、基本設計を行えない場合においては、実施設計と工事請負費と一緒に予算で組むと、そういう中において、実施設計の段階において一つの実際工事の進捗状況によって、予期できなかった経費とか、あるいは新たに発生する経費等も生じるというようなこともあるところでございます。このような場合、通常であれば補正予算という形を取ったり、あるいは軽微は変更の場合は、予算の流用というような形で対応しているところではございますが、今回の12月補正予算では入札の執行による執行残や、今後の執行予定の事業費を見込んだ上で、既定予算内で対応が可能な場合とか、あるいは新たに予算の組替えが必要だというふうな認識があった場合において、補正予算という形で、12月議会を出していただいたものでございます。

それから、先ほど市民スポーツ課長の方から年間の維持管理費についての答えがあったわけですが、これは通常維持する場合の賃金関係の部分で、24年度に限ってみますと、芝刈りの機器購入費と備品購入費等多額の費用が出てきますので、その額が恐らくは1,000万近くになるのではないかというふうに見込んでおります。

議長（松下喜久雄） 簡潔にお願いします。

19番議員（下柳田賢次） クラブハウスの予算編成ですが、3月議会では必要ないということで議論の対象になってないんですよ。今回も予算で上がらなくて執行されているわけですよ。そうするとね、クラブハウスをどうするとか、こうするという議論は一切議会を素通りじゃございませんか。そこを聞いているんですよ、総務部長。

総務部長（渡瀬貴久） クラブハウスの建替えとか、大規模改修というような認識があるならば、恐らく説明をいただろうと思っております。しかしながら、クラブハウスの塗装ということで、色を塗り替えておくというような、そういう必要性が陸上競技場の整備の中で一つ生じたということの中において、実施設計の中において入れ込んだものだというふうな認識しております。

延 会

議長（松下喜久雄） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって、本日は、これにて延会することに決定いたしました。

なお、残余の質問は明日に行いたいと思います。

本日は、これにて延会いたします。

延会 午後 4時24分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 松 下 喜久雄

議 員 田 中 健 一

議 員 木 原 繁 昭

第4回指宿市市議会定例会会議録

平成23年12月16日午前10時 開議

~~~~~

### 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 一般質問
- 

### 1. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

### 1. 出席議員

|       |       |       |      |
|-------|-------|-------|------|
| 1番議員  | 井元伸明  | 2番議員  | 西森三義 |
| 3番議員  | 浜田藤幸  | 4番議員  | 高橋三樹 |
| 5番議員  | 田中健一  | 6番議員  | 木原繁昭 |
| 7番議員  | 高田チヨ子 | 8番議員  | 新宮領進 |
| 9番議員  | 下川床泉  | 10番議員 | 中村洋幸 |
| 11番議員 | 前之園正和 | 12番議員 | 物袋昭弘 |
| 13番議員 | 前原六則  | 14番議員 | 福永徳郎 |
| 15番議員 | 新川床金春 | 16番議員 | 六反園弘 |
| 17番議員 | 前田猛   | 18番議員 | 大保三郎 |
| 19番議員 | 下柳田賢次 | 21番議員 | 森時徳  |
| 22番議員 | 松下喜久雄 |       |      |

---

### 1. 欠席議員

なし

---

### 1. 地方自治法第121条の規定による出席者

|        |      |        |      |
|--------|------|--------|------|
| 市長     | 豊留悦男 | 副市長    | 富永信一 |
| 教育長    | 池田昭夫 | 総務部長   | 渡瀬貴久 |
| 市民生活部長 | 中間竜郎 | 健康福祉部長 | 迫田福幸 |
| 産業振興部長 | 吉井敏和 | 建設部長   | 三窪義孝 |
| 教育部長   | 吹留賢良 | 山川支所長  | 森健一  |



|           |       |          |       |
|-----------|-------|----------|-------|
| 開聞支所長     | 井上修一  | 総務部参与    | 久保憲一郎 |
| 産業振興部参与   | 浜田淳   | 総務課長     | 邊見重英  |
| 市長公室長     | 下吉龍一  | 市民協働課長   | 長山君代  |
| 環境政策課長    | 廣森敏幸  | 長寿介護課長   | 野口義幸  |
| 地域福祉課長    | 上村公德  | 農政課長     | 宮崎英世  |
| 観光課長      | 下吉耕一  | 土木課長     | 池増広行  |
| 教育総務課長    | 濱田悟   | 市民スポーツ課長 | 下敷領達郎 |
| 農業委員会事務局長 | 徳留博昭  | 水道課長     | 松元修   |
| 耕地林務課主幹   | 大久保成人 |          |       |

---

1. 職務のため出席した事務局職員

|        |      |         |      |
|--------|------|---------|------|
| 事務局長   | 新村光司 | 次長兼議事係長 | 福山一幸 |
| 調査管理係長 | 鮎川富男 | 議事係主査   | 濱上和也 |

開 議

午前10時00分 開議

議長（松下喜久雄） ただいまご出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

#### 会議録署名議員の指名

議長（松下喜久雄） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条に規定により、議長において、高田チヨ子議員及び新宮領進議員を指名いたします。

#### 一般質問

議長（松下喜久雄） 次は、日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き一般質問を続行いたします。

まず、前之園正和議員。

11番議員（前之園正和） おはようございます。私は日本共産党の議員として、市民の命と暮らしを守り、平和と民主主義を愛する立場から、通告に基づき一般質問を行います。

まず、市長の政治姿勢についてですが、3点伺います。

TPPに対する基本的な考え方についてです。市長自身がTPP反対の立場で臨むということをごこれまでの一般質問の答弁でも答えてきました。その後、野田首相がTPP参加表明を行い、それを批判されると、参加表明ではなく、参加に向けてた協議に入るとのことだと訳の分からぬ言い逃れをしようとしています。改めて述べるまでもなく、TPP参加は例外なく関税ゼロを強要するもので、農林漁業の土台を壊すだけでなく、非関税障壁撤廃の名のもとに、食の安全、医療、雇用などのルールを壊し、暮らしのあらゆる分野に甚大な被害をもたらすものです。TPP反対の声はますます広がり、JAはもちろんのこと、医師会や地方公共団体、議会、そして、ありとあらゆる個人や団体も含めて、反対の声が広がっています。そこで、市長に伺いますが、TPP反対の立場に変わりはないと思いますが、確認をすると同時に、政府に対して参加表明の撤回を求めるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

次に、川内原発に対する基本的な考え方についてです。福島原発の事故から学ぶべきことは、人類は技術的に原発をいまだコントロールできてないということです。事故後の安定化に向けての処理についても、これから技術を開発するというものも幾つかあります。被害は地理的に広がるばかりでなく、時間時空を越えて将来にわたって広がるもので、被害の全体像の把握も想定もできていないといわなければなりません。福島県知事は東京電力福島第一原発の事故はいまだ終息の兆しが見えない、極めて厳しい状況が続き、原発の安全神話は根底から覆されたと述べ、そして、県議会本会議で原子力に依存しない社会を目指すべきとの

思いを強く持つに至ったと述べて、初めて原発ゼロの姿勢を明らかにしました。この福島県知事の思いは、今や日本全土で共有すべき考え方ではないでしょうか。そこで市長に伺います。川内原発を持つ鹿児島県内の1自治体として、原発について基本的にどのように考えるか。3号機の増設について、これをよしとする立場か否か、否定する立場か伺います。

次に、友好都市選定の手順についてです。現在、指宿市は、中国の胶南市との間で友好都市提携に向けて仮調印の段階です。我々が説明を受けていることを要約すれば、行くときは仮調印に至るとは思っていなかったわけですが、帰って来たときには胶南市と仮調印を済ませてきたというものです。胶南市について事前には市民にも議会にも何の話もなく、仮調印を済ませてきた。恐らく、市長自身がそのような結果をもって指宿に帰って来るとは、想像していなかったということではないでしょうか。胶南市がどうであるかを論じる前に、手続きとして、市民不在、議会無視ではないでしょうか。手続きとして問題はないのか、市長に伺います。

次に、メディポリス及び新日本科学との関係についてです。私は9月議会でメディポリス、新日本科学の問題について質問を行いました。その一つは、道路建設や林地開発によって、災害を誘発する可能性はないのかということでした。森林法第10条の8第1項の規定により、出された3回にわたる届出に対して、それぞれ、即日、適合書を出すなど、あまりにも安易で、市として災害誘発の懸念など、最初から全く考えていないとしか思えないと指摘したところであります。改めて伺います。道路建設や林地開発の影響をどのように見ているか。市として、災害誘発の懸念を持っているのかどうか。どのような立場で対処しているのか伺います。

次に、それ以外の環境の影響に関してです。新日本科学の行う事業の中には、実験用動物、疾患モデル動物の飼育や販売、それらの動物を使用しての諸実験研究も含まれています。聞くところによりますと、サルを何千頭単位で飼育しているということであります。実験用動物ということでありますから、他の動物もいると思います。気になるのは、指宿の山にはいないサルなどが逃げ出したり、ましてや、り患させられた動物が逃げ出したりする心配はないのか。また何千頭もいるのであれば、し尿の処理等を含めて、汚水処理や環境対策は大丈夫なのかといったことも心配になります。産廃などは県でやって、市の所管ではないとして、無頓着であってはならないと思います。そこで伺いますが、サルなどの飼育状況の把握をしているかどうか。汚水処理などの現況実態を把握しているかどうか伺います。

次に、新日本科学が観光業にかかわってきていることに関してであります。メディポリス指宿は、医学研究財団ということで、目的は医学、中でもがんを中心としての診察、治療と明確であります。新日本科学については、ありとあらゆる事業展開を目的としています。しかし、総じて言うならば、新日本科学も医学にかかわることが、本来の事業と言えるのではないのでしょうか。ところが天珠の館にしる、今回の道路や景観整備にしても、観光業に力を

入れてきています。農業と観光で立つ指宿の市長として、これら観光業への参加をどのように捉えているのかを伺います。

次に、乳幼児医療費の助成制度の充実についてです。私は合併前から繰り返し一般質問等で要求してきました。以前は6歳の誕生月まででしたが、これが小学校就学前までになり、さらに現在は9歳に達した次の3月31日まで、つまり小学校3年生までになっています。ただし自己負担額が原則3千円あります。指宿市なりに少しは改善されてきていますが、県内他市と比べても、実態としては遅れた自治体の一つであります。他自治体を見ますと、対象としても小学校を卒業するまでとか、中学校を卒業するまでとかあります。自己負担額を見ても、3千円でなく2千円とか、年齢を定めて完全無料の自治体も多くあります。鹿児島県以外の自治体を含めて比べれば、ますます顕著で、中学校卒業まで完全無料とか、入院の際の食事代も無料とか、あるいは高校卒業まで無料とかいう自治体もあります。今、小学校を卒業するまで完全無料にしてほしいというのは、いわば最低の願いであります。そこで伺います。県内、県外を含めて、他自治体における近年の動向をどのように把握しているか。また、せめて小学校を卒業するまでを無料にしてほしいという願いに、答えるべきではないかと思いますが、市長の考えを伺います。

以上、1回目といたします。

市長（豊留悦男） まず、T P P参加に反対する政治姿勢に変わりはないか、とのご質問をいただきました。T P Pに関しましては、農業のみならず、環境、金融、労働、知的財産権など、あらゆる分野がT P P交渉の対象であり、各分野における国内産業、経済への具体的な影響等につきまして、各種団体の代表者や識者による考え方が数多く報道されており、世論を含め賛否が分かれている現状ではございます。現在、国がT P P交渉参加に向けて関係国との協議に入ることを表明したばかりで、協議に入っていないため、各分野に対する幾つかの影響に対し、国がどのような具体的施策をもって地域経済や国民生活を担保していくかや、各分野の中で懸念されている例外品目の取扱いについても、方針を明らかにできる段階となっていないところであります。そのため、実際にどのような影響があるか、どのような対応が取れるかについても、推測の域を出ることはできませんが、指宿市においては、特に農業分野に非常に大きなマイナスの影響を受けるのではないかと危惧しているところであります。このような現状を踏まえ、市といたしましては、基幹産業である農業、関連産業を守っていくことが、市民の安心・安全な食を守り、地域経済の浮揚にもつながると認識しておりますので、T P P参加に対し、反対の立場は変わりはないところでございます。

次に、川内原発に対する基本的考え方について、川内原発3号機増設の質問でございます。このことは、現在、運転停止中の1号機、2号機の再稼働の問題とも併せて考えていく必要があると思っております。福島第一原子力発電所の大きな事故を踏まえ、原発の安全・安心について、いかなる状況にあっても、安全な稼働をどうやって確保するのかという観点で、川

内市民、ひいては県民・国民の最大の関心事であります。したがって、まずはそのことがきちりと住民に理解されないことには、原発の増設はもとより停止中の原発の再稼働についても、それを論議するところまで辿り着かないと考えております。しかし、一方で原子力発電は、我が国の産業構造の中において、比較的安価で、なおかつ安定的に供給できるエネルギーとされており、電力需要の約3割を占めていることから、原子力に代わるほかのエネルギーへすぐに転換できるということは、現在のところ難しい状況にもあると思っております。そのようなことから、この問題は国のエネルギー政策を基本に、その安全対策も含めて、慎重に判断されるものだと考えております。

次に、胶南市の選定手順に問題はないかとのお尋ねでございます。国際観光都市を標榜する指宿市の今後の発展にとって、中国からの観光客誘致が重要となってくると考え、中国の都市との友好都市盟約を目指したところであります。このために、まずは、どの都市が指宿との友好都市を結ぶ対象としていいのか、外務省や関係者へ相談をしたところ、胶南市を推薦していただきました。併せて、胶南市へ打診していただき、平成23年1月に胶南市市長から交流を歓迎するといった内容の文書が届いたところであります。これを受けて、平成23年1月の議員懇談会で、胶南市への訪問について説明申し上げたところでございました。そして、2月に友好都市としての交流について協議する目的で胶南市を訪問したところ、大変喜んでいただき、大歓迎を受けたところであります。胶南市は、すぐにでも仮調印をしたいと準備を整えておられました。中国では、友好都市盟約を結ぶという、そういう形を作ってから、民間の交流に進むという、そういう過去のいろいろな事例がございます。そういうことで、中国のお国柄を考え、仮調印を取り交わしてきたところでございます。この件についても、3月議員懇談会でご報告申し上げたところであり、今後は、胶南市訪問日程が決まり次第、友好都市盟約に係る議案について、議会の議決を得た上で、盟約締結を決めていきたいと考えております。

以下、いただきました質問等につきましては、関係部長等に答弁をいたさせます。

産業振興部参与（浜田淳） メディポリス指宿についての災害の懸念についてのご質問でございますが、現在、県では今年9月14日に受理しました林地開発許可申請書を審査し、災害の懸念されるところにつきましては、県の指導に基づき防止策について十分内容が吟味され、補正、修正指示をしているところであると伺っております。開発の現地調査を行ったところ、中央林道から上部側にあるメディポリス指宿への道路部分には、法面保護のためのモルタル吹き付けや、抑制池にも同様にモルタル吹き付けが施工されている状況であります。市といたしましても、現在の林地開発に対して、周辺住民が災害の懸念についての不安を感じていることは、十分承知いたしておりますので、今後、県の審査の中で、市民に不安を与えないような施設となるよう意見を付し、要請してまいりたいと考えております。

次に、適合通知書の即日発行も含めて、もっと慎重に対応すべきではなかったかのご質

問であります。市へ提出されました伐採及び伐採後の造林届出書につきましては、3回にわたって届出がなされており、その内容には伐採後の樹種・造林方法等の届けでありましたので、伐採箇所の分散、森林とのふれあい、健康づくりの場、森林景観の創設など、指宿市森林整備計画に適合していると判断し、事務決裁規程にしたがい、課長までの決裁後、適合通知書を発行したところであります。申請後における現地調査につきましては、今年5月10日に市の林務担当課と県南薩地域振興局職員が行っております。その後、県の南薩地域振興局が林地開発許可申請が必要ということで、今年6月9日に工事の中止と土砂流出防止対策等の防災工事について指導したと聞いているところでございます。同様に、県の森林整備課も今年8月11日に防災等の指導を行っているようであります。なお、市といたしましては、林地開発の許可基準に整合した施設となるよう、県に意見を付してまいりたいと思います。

総務部参与（久保憲一郎） 環境への影響等について、猿などの飼育状況の把握をしているかということでございました。猿の飼育頭数につきましては、企業機密であり、公開していないとありますが、飼育されている猿は、農林水産省動物検疫所の指導の下に法定検疫を受け、病気を持っていない健康な動物と証明された猿であり、外から病気が持ち込まれることがないよう、厳重な管理体制の下に飼育されております。また、飼育施設においても、環境省及び厚生労働省から霊長類飼育施設として認定された施設であり、こちらについても厳重な管理体制下に置かれているところでございます。なお、猿以外の動物については飼っておりません。

それから、汚水処理などが適正に行われているかを把握しているかということでございました。し尿等の汚水処理についてでございますが、先日も現状の施設を見に行きまいたところでございますが、猿専用のし尿等汚水処理施設が設置されております。この処理施設では、接触バツ気方式により処理を行い、定期的に水質検査を行った上で、敷地内の調整池へ処理水を放流しているようであります。今後、この処理水を飼育施設内の芝散水や施設洗浄用の水として再利用するシステムを構築する計画があるとも聞いているところでございます。

産業振興部長（吉井敏和） メディポリス指宿の観光業への影響はというご質問でございます。近年の観光の形態は、物見遊山的な旅行から、滞在型観光や体験型観光も楽しむ旅行へと変わりつつございます。グリーンツーリズムやブルーツーリズム、エコツーリズム、ヘルスツーリズムなども盛んになってまいっております。本市におきましても、観光客の多種多様な選択肢にこたえることが、魅力ある観光地として必要であると考えていることから、民間の方々のご協力をいただきながら、滞在型観光や体験型観光を積極的に推進しているところでございます。メディポリス指宿天珠の館は、先進医療と一体となった宿泊施設として、また、各種温泉スパ施設や充実した運動施設、森林遊歩道などが整備されていることから、一般の観光客も健康増進を図りながら旅行を楽しむことができる施設だろうというふうにご考えており

ます。また、本市のほとんどのホテル・旅館は海岸付近にございますけれども、天珠の館は指宿では数少ない山間部に位置している宿泊施設であるため、山の温泉を好む観光客の選択肢にもこたえることができる施設だろうと考えております。このようなことから、メディポリス指宿天珠の館は、本市の観光振興に寄与していただけるものと考えているところでございます。

健康福祉部長（迫田福幸） 乳幼児等医療費の助成制度について、他自治体における近年の動向を把握しているかとのご質問でございますが、本市におきましては、子育て家庭における医療費の経済的負担の軽減を図り、乳幼児等に対し、疾病の早期発見、早期治療を促進し、健康の保持を目的に乳幼児等医療費助成事業を実施しているところでございます。これまで、対象者を小学校就学までといたしておりましたが、本年の6月診療分から小学校3年生までに拡充いたしましたところでございます。県内19市の助成対象年齢状況でございますが、中学校3年生までとしているところが、薩摩川内市、南さつま市、出水市、志布志市、垂水市の5市で、小学校6年生までとしているところが始良市の1市、12歳誕生日までとしているところが南九州市の1市、小学校3年生までとしているところが枕崎市と指宿市の2市、就学前までとしているところが鹿屋市や霧島市など10市となっております。また、非課税世帯以外の無料枠につきましては、助成対象年齢すべてを無料にしている市が、薩摩川内市ほか14市で、3歳誕生日までは2市、1歳誕生日までが1市となっております。他自治体においても、子育て支援等のために独自の乳幼児等医療費助成制度の拡充を行っていることは、十分認識しているところでございます。

次に、せめて小学校を卒業するまでを無料にすべきではないかとのご質問でございますが、県内19市における自己負担金の状況につきましては、無料の市があることは十分認識しているところでございます。先ほども申し上げましたが、本年の6月診療分から、助成対象年齢を就学前から、小学校3年生までに拡充したところでございます。助成対象年齢を小学校卒業まで拡充し、自己負担額を無料にいたしますと、現在、子育て支援のために展開している次世代育成支援対策事業に加えまして、更に財源の確保が必要となります。乳幼児等医療費助成制度の拡充につきましては、限られた財源の中で、総合的な子育て支援策を検討し、実施していくべきと考えております。乳幼児等医療費助成制度のような社会保障につきましては、本来国が子育て支援や少子化対策という観点から、制度の充実を図るべきであろうと考えております。今後も引き続き県市長会や九州市長会等を通じまして、国や県に働きかけてまいりたいと考えております。

1 1 番議員（前之園正和） 2回目以降の質問についてですが、限られた時間の中でやるわけです。全体として反論をしたりする部分はたくさんあるわけですが、そういう限られた時間の中ですので、順不同にして、また場合によっては2回目以降の質問を省略をするということもあろうかと思うんですが、そのことをまず申し上げておきたいと思っております。

それでは、まず、友好都市選定の在り方について伺います。市長は中国との間では、交流を深めてから盟約というのではなくて、盟約を結んでから交流が始まると、昨日、今日と、そのように言われました。インターネットで検索をしてみますと、松坂市が2008年の10月に無錫市濱湖区と友好都市の盟約を結んでいることが分かりました。その経過を見ますと、1998年松坂市からの濱湖区への企業進出に始まり、その後、小学校間でインターネットテレビなどを使っての交流、障害者団体の相互訪問や絵画などの作品交換などの交流が積み上げられ、市としても学識経験者や関係団体、市民の代表などで構成する国際交流推進会議を立ち上げて、友好都市の選定や交流の在り方などについて検討しております。最初のきっかけがあってから10年で調印に至っています。これは1例であります。少なくともある日突然市長が行って、仮調印してくるのは大違いです。胶南市そのものをとにかくいうものではありませんし、同義的見地からしても特別な事情がない限り、仮調印をほごにすることはできないと思います。しかしながら、軽薄としかいいようのない手法で仮調印を行った市長の政治的姿勢は、吟味されなければならないと思います。市長はこのことについてどのように考えるか伺います。

市長（豊留悦男） 軽薄と思えるような仮調印、その言葉に対しては私も素直に受け取ることにはできません。中国との交流は、非常に大切にしなければならない。そのために、例えば子供の交流、そしていろいろな産業を通じた交流をしても恐らく10年以上かかるというのは、今議員が指摘があったとおりであります。むしろ契約を結ぶ、友好都市としての盟約を結んでからと、そうしないと、交流ができないという意味ではありません。その方が交流として充実するだろうと、そういう意味で申し上げました。ご案内のように新幹線が開業し、多くの中国からの観光客が訪れております。そういうために、5年10年を要して、中国との交流都市を結ぶとなると、いろいろ遅れが出るだろうと。九州管内のいろいろな状況も、いろいろ勉強させていただきました。長崎は修学旅行が10校以上来るそうであります。そういうときに、やはりタイミングを逸せず、交流都市を結ぶ必要があると考え、しかも指宿には広東省、いわゆる青島、胶南市付近からたくさんの研修交流生も来ております。山川の鯉節工場であり、ウナギ工場であり、としますと、それが一番胶南市という交流都市としては望ましいところではないかと判断をしたところであります。

1 1 番議員（前之園正和） 1回目の答弁の中で、市長自身が協議する目的で訪問したと、ところが準備がされていて、仮調印に至ったというわけですね。今のようなことであるならば、行くときに仮調印になるということは事前に言えたわけです。市長自身が協議の目的で行っているのに仮調印になったと、そこに軽薄さはないかと言っているわけです。私は、松坂市の例を今、引きましたけども、県外を引くまでもなく、県内でも幾つかの市や町が中国の都市と友好都市盟約を締結しております。市長が突然行って、仮調印を済ませたというところは、私には見つけられませんでした。きっかけとなった出来事や、民間レベルの交流などが



ら、実際に盟約を結ぶためには、一定の時間がかかっている。薩摩川内市が旧川内市のときに江蘇省常熟市と約6年、南さつま市が旧加世田市のときに江蘇省宿遷市と約6年、さつま町が旧宮之城町のときに浙江省湖州市安吉県と約4年、南大隅町が上海市奉賢区庄行鎮と約17年、それぞれ年月をかけて交流の実績を重ね、自治体によっては国際交流推進会議等を立ち上げて検討を重ねて、最終的な盟約にいたっています。人間関係にしても、昨日は結婚に例えて話がありましたが、親友になるにしても、その人の人間性を知ることが当然として、一定の付き合いをして、その中から始めて親友へと発展していくものです。街中に行って、だれか親友になりませんかと、募集するものではありません。他の自治体は年月をかけて交流の実績を重ねて盟約にいたっています。このことについて、市長はどのように思われますか。

市長（豊留悦男） この交流都市を結ぶ以前にも、議会でもいろいろと中国との交流都市を結んでどうかという、そういう質問があったという記録がございます。やはり指宿市としても、国際観光都市、それを標榜するならば、一衣帯水の国といわれている中国と、その段階でもいろいろな交流を進め、そして10年なり15年経ったあかつきに友好都市盟約を結ぶ、極めて理想なことだろうと思います。しかし現在、こういう中国とのいわゆる観光を含めた交流が盛んになるにつれ、早く結ばなければならない。そのために訪問し、その意向を確かめたいというような思いで訪問をいたしました。そうしましたら、やはり股南市にとっても指宿というものについて、よく存じ上げており、指宿市との交流都市ということについて前向きに考えていただき、せっかくだからここで仮調印を結んで、今後の本調印へ向けて事務的な手続きを進めていきたいと思います。そういう意味で、議会にも仮調印のことについては、こういうふうになったと、その経過については報告をしたところであります。

1 1 番議員（前之園正和） メディポリスのことにはいきますが、まず、猿以外は飼っていないということでしたが、また、病気の猿はいないということでした。ここに新日本科学の商業登記を取ってあるんですけども、目的のところに実験用動物、疾患モデル動物の飼育、改良及び販売、とかあるんですね。実験動物ということですから、まず猿以外はいないという答弁ですが、それ間違いはないかどうか。簡単をお願いします。

それと、疾患モデル動物の飼育となっているんですけども、ということは、疾患モデル動物の飼育ということは、病気になったんじゃないで、病気にさせた動物がいるのではないかと取れるんですけど、病気の猿はいない、猿以外はいない。その2点だけ確認をして。

総務部参与（久保憲一郎） 猿以外の動物はいないということは、確認しております。それから病気を持った猿が人に影響を与えるんじゃないかということでございますけれども、メディポリス指宿で飼育されている猿は、開発研究されている薬の副作用があるかどうか、その安全性を確認する目的で飼育されているため、基本的に病気を持っていないということが条件であります。また、人から逆に病気がうつることがあってはならないということで、逆に管

理する人間の方がいろいろと検査を受けている状況で、現在は厳重に管理されており、人に影響を及ぼすことはないというふうに考えております。

1 1 番議員（前之園正和） 商業登記の目的に実験用動物、疾患モデル動物の飼育となっているんですね。疾患モデル動物の飼育と書いてあるのは事実です。そのことだけ申し上げておきます。

それから、昨日のやりとりの中でありました、新日本科学社長でメディポリス指宿の理事長である永田氏に直々に参加していただいて、住民への説明会を開催するよう市長から要請すべきではないかということがあったんですが、明確な答弁はなかったと思いますので、私の方からも改めて伺っておきます。永田氏に要請をする考えは、市長として考えはないかどうかです。

市長（豊留悦男） 昨日もその件について質問をいただきました。機会を見つけて永田社長とは話をしたいと。その機会というのは私が考えたのは今日でございました。今日、理事会が開催される予定でございます。ですから私は機会と言ったわけでありまして。そのことについて、非常に私の言葉が足りなかったのかもしれませんが。今日、理事会に出席できる、そういう時間が議会との、本議会との時間の調整もございませうけれども、できましたらこの議会の様子、要望があったことだけは、私の方から直接お伝えしたいと、そのように考えております。

1 1 番議員（前之園正和） 議会との日程で、時間があわなければ改めて連絡をしてもらえばいいわけですし、議会から要望があったのも事実ですけれども、市長自らの言葉としても要請をしていただきたいと思います。

それからですね、これまでの経緯を見るときに、最初は泉源までの管理道路として施設内の閉鎖的の道路であるかのような体裁を取り、そのことによって諸規制を逃れ、実態は公道との接続をして、一般車両も入れる。それは指宿駅からメディポリス指宿までの車道だと明言をし、年間に50万人の方が訪れるだろうと永田理事長が述べるなど、なし崩し的手法を用いて、林地開発の申請もしないうちに工事に取にかかると、やりたい放題と言われても仕方ない状況です。これらのやり方について、市長として問題を感じないのかどうか伺います。市長です。

産業振興部参与（浜田淳） ただいまありましたように、市に対しましては伐採とその後の植栽をするということで、道路につきましても温泉までの3m道路ということで、約2kmほどあるわけですが、6,000ということで1haを超えないという範囲の中で、県の林地開発の許可はその時点ではいらなかったわけですが、その後の変更ということで、やはり県の林地開発許可がいるという方向に変わったということでございませうが、それにつきましてもやはり、変わった時点で市の方には届けが、既に伐採の届けがされておりますので、そういう連絡はやはり市にもしていただきたかったなというふうに考えているところであります。そしてま

た、当初から今のような林地開発の全体像の中で、そういう申請なり、相談があれば、我々としても当初からそれは林地開発に値するので、県の方の許可がいるという、そういう指導もできたのではないかとこのように考えているところでございます。

1 1 番議員（前之園正和） 最初からそういう話であればということでしたが、市長に答弁していただきたいんですが、昨日市長は、公式な場ではないけれども、永田氏とは市長就任以来、いろんなところでいろんな話をしてきたとおっしゃいました。その中で、メディポリス指宿への交通の便を図る必要があるという話もされたということでした。ということは、当初源泉への管理道路だと申請してきた時点で、国道につながる道路になるのではないかと、市長自身が想定できたはずであります。また、年間に50万人も通ろうかという大プロジェクトの構想が、管理道路からの設計変更であるはずがありません。最初からメディポリス指宿への交通の便を図るために、公道と接続する予定だったと見るのが常識的な見方です。市長、どうですか。

市長（豊留悦男） 今、ご指摘のように、メディポリス指宿への道路につきましては、現在の温湯を通ったあのカーブの多い道路では、患者の搬送というものも非常に難しいだろうと。時間的な問題もあり、新幹線が開業し、指宿が大きく変わろうとするときに、指宿駅からメディポリス指宿までのその道路等については、新たなメディポリス指宿への道路というものについて、検討したいというのは、私が市長就任以前からもあったはずであります。それは具体的にどういう方向というのじゃありません。ただ、思いとして、今の道路を拡充できないとしたら、新たなアクセス道路というものについても、考えてもらえないか、一緒になって考えましょうというような流れはあったというような気がいたします。現実として、その文言が残っておれば、私も市長就任以来、その記録を見ながらできたはずでございますけれども、やはり私どもとしまして、メディポリス指宿という、いわゆる指宿にとって貴重な観光資源、医療資源、メディカルツーリズムを含めた、そういう重要な場であると認識しておりますので、やはりその件については、今後、協議をしながらというふうに、話の中では常に言っていました。そして、林地開発といわれている今の樹種変更を含めて、いわゆる今、上を開発しておりますけれども、それについても市民に親しまれるような、そういう施設としていろいろ植栽をし、紅葉やその他いろんな植物を植えたり、それからホテルが飛び交うような池を造ったりするような構想を持っていると、そういう話は社長とのいろいろな話し合いの中でお聞きしておりました。私有地の中での開発でありましたので、具体的にどれぐらいの大きさで、どうしてという、具体的な内容については話し合いはしておりません。ただ思いは私はいろんな会談、話し合いの中で聞いてはありました。

1 1 番議員（前之園正和） 管理道路として手続きがなされたときに、市長自身が公道につながるというふうに認識をしたかどうかについては、それは市長の思うところ、客観的には分かたはらずじゃないかと思うわけですが、それはさて置いたとしても、テレビでガイ

アの夜明けでありましたけれども、永田理事長が50万人の人が通るということで、大プロジェクトだというふうに紹介されました。そういう大プロジェクトの50万人の通ろうかというアクセス道路が、管理道路からの設計変更であろうはずがない。市長も言われたように、市長就任前からそういう思いがあったのではないかと。正にそうだと思うんです。そういうことからすれば、メディポリスの方としては、最初からそういう壮大な計画があったのに、管理道路という入口から入ってきたということは明らかだというふうに思うんです。

さて、昨日、今日と、市長は住民の不安を取り除くために、市としても努力をするというふうに答えております。当然と言えば当然ですが、私はちょっと違うというふうに思うんですね。それはもちろん住民の疑問などに答えなければならないわけですが、しかし、問題は住民の持っている不安、災害誘発の危険等ではありますが、それを市として、あるいは市長として、その災害の懸念、その住民の不安を市長として共有するのかどうか。土砂災害が起きるのではないかと住民の不安を共有するのかもしれないのか。そこがまず大事だと思うんです。どうですか、市長。

市長（豊留悦男） 先日、朝9時前後だったでしょうか、大変な雨が降りました。私も職員に連絡をし、カップを着けてメディポリス指宿、いわゆる今、道路工事をしているその近辺、そして流れ出るであろう川をすべて回りました。それは、とりもなおさず、住民と同じような立場に立って、安全・安心ということを前提にした工事をしていただきたいと。住民に不安を与えないような、そういう工事になってほしいという思いからであります。不安というものを、やはり私、住民から信託を受け、市長をさせていただいておりますので、誰よりもその不安というものについては、安心というものについては、自分なりに考え、そしていろいろお願いをしていきたい、そう思っているところであります。

1 1 番議員（前之園正和） 種子島のFCLP移転反対の問題でもですね、あそこの市長、町長は、住民と一緒にあって反対だという立場を明確にしております。国に対して、住民の不安を取り除けということを要請するという事ではないんです。あれは住民の反対の願いを共有しているんです。そこを私は言っているわけです。ですから今の市長の答弁は、住民の不安を共有すると、表現は違いましたけれども、言い回しは違いましたけど、市長としても住民の持っている不安は災害の心配、懸念を共有するという理解をしたいと思いますが、問題ありませんか。

市長（豊留悦男） 1市民として、市長として当然のことでございます。

1 1 番議員（前之園正和） 住民の不安を共有するという事でございますので、それは止めておきたいと思っております。

それから、林地開発の許可の申請の問題ですけれども、これについてもですね、林地開発に許可が適合するようというふうに言っていますが、これも当たり前と言えば当たり前なんですけれども、問題はですね、県が四つの視点から検討するわけです。そして、そのため

にも関係市町村の意見も聴取することになっています。四つの視点、それは何かということに関係してですが、まず、災害の防止の機能から見て、周辺地域へ土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させる恐れがあるかないか、ということについて検討するわけです。これについては、意見を付すとすれば、どういう意見を付すことになりますか。

産業振興部参与（浜田淳） 今後、県の方から市に対して意見が求められるということになりますが、それに際しましての、まず災害の防ぐべき影響についてでございますが、今、うちが考えているのが、河川への土砂流出等の防止対策を講じたり、また沈砂池等により水害が発生しないような十分な施設となるようにすること。また、そういうこと等を一応考えているところでございます。

1 1 番議員（前之園正和） ですから、法律に則ってちゃんとやってくださいよという要請の仕方では、当たり前と言えれば当たり前なわけですから、市としてその災害の危険性を認識するかだということを私は伺っているんです。災害発生の恐れがあると思うかどうかということ。2番目には水害の発生の恐れがあるかないかということについても調査されるわけです。これについては、水害のないようにしなさいよではなくて、水害の発生があると思うのか、思っていないのかを聞いているんです。どうですか。

産業振興部参与（浜田淳） 先ほども答弁の中で触れましたところですが、今現在、その許可申請書につきまして、県の方で補正、修正がなされております。当然その補正、修正という内容の中で、先ほどありましたが、土手部分のモルタルの吹き付けとか、また抑制池のところのモルタルの吹き付けとかというようなことで、今、されているところでございますので、そういうことが起きないように県の指導、また市からの意見というのも付していくということで、その対策を十分取っていただくということになっていくと認識しております。

1 1 番議員（前之園正和） この問題、進展しませんので、あと四つあると言ったうち、今災害発生の危険性、二つ目に水害発生の危険性、三つ目には水の確保に著しい支障を及ぼすのではないかという視点、四つ目には周辺地域における環境を著しく悪化させるのではないかという視点、それを法律に基づいてちゃんとしなさいよとは、当然は当然なんです、それについて、市としてその危険を認識をするかどうかを聞いたわけですがけれども、明確な答弁がありません。

次にいきます。仮に今言った基本的な問題があるという視点に立たない意見を述べるということになれば、それがまた県の許可につながるとなれば、今後、今回の伐採などが原因で災害や環境の破壊があるとすれば、市の責任も鋭く問われることになるのではないかというふうに思うんです。誰も災害があるつもりでは造らないということかもしれませんけれども、どこだってそうですね、大丈夫なつもりでやったのが土砂が崩れてきた、山肌が崩れてきたというのはたくさんあるわけです。そういう点で、このまま開発をされていけば、災害が起きたということになれば、市の責任も当然含まれてくると思うんですが、その点はどうでしょ

うか。

市長（豊留悦男） 道路の施行に関しての瑕疵とか、その他認可においてのやはりその予見性が察知できなかった、それを基にして許可を出したとか、いろいろ手続き上でそういう問題があれば当然認可した側にもそれなりの責任があるだろうと思います。ですから今は、災害がないように、いろいろなデータ等を取り寄せながら、多方面から多様な観点から検討を加えて、災害が起きないように、今、市としても県にお願いをしたり、施工業者にお願いをしたりしているところであります。先日も、もし災害があったらどうするのかというのがありましたけれども、その中で、最終的には道路をはじめいろいろな施行に対する瑕疵があった場合にはどうなる。認可に関する見通しの甘さによる事故があったらどうなるという、それは最終的には司法の判断に委ねざるを得ないのではないかと、そういう答弁をさせていただきました。そうならないために今努力をし、また議員の方々からいろんな指摘を受けながら、それに真摯に取り組もうという、そういうつもりでいるところであります。

1 1 番議員（前之園正和） メディポリス指宿と新日本科学の両方の商業登記を見てみますと、団体として、財団として、企業としてやる仕事内容、目的が書いてあるわけですが、道路建設等の計画は新日本科学の事業だろうと想定されます。現に、我々議員が畝地測量設計から現地で説明を受けた際に、新日本科学の関係者とみられる人物から、メディポリス指宿ではなく新日本科学の事業だと明言がありました。ところがテレビで放映されたガイアの夜明けでは、道路建設は指宿駅からの車道であると明言をし、メディポリス指宿の壮大なプロジェクトである。メディポリス指宿の壮大なプロジェクトであると紹介されています。完全にメディポリス指宿と新日本科学、使い分けしているとは思えません。新日本科学のための道路というより、メディポリス指宿のための道路といった方が通りがいいと思ったのではないのでしょうか。より根本的なことを言えば、新日本科学では、国・県あるいは市からの補助金や奨励金を受けられないが、メディポリス指宿という財団法人にすることによって、それらの金を受け取る仕組みを作ったと、客観的に見られても仕方がないと思うのですがいかがでしょうか。答えていただきたいと思います。新日本科学への国・県の補助や市からの奨励措置はあり得なかったし、財団法人であるから奨励の対象になったと思うんですが、どうでしょうか。

総務部参与（久保憲一郎） 指宿市メディポリス奨励条例の中でうたっているように、産学官の連携により、このがん粒子線治療研究施設など、高度先端医療及び健康の拠点を目指すメディポリス指宿構想に基づいて事業を行うものに対して奨励措置を行う、そういうふうになっているところでございます。

1 1 番議員（前之園正和） 最初にメディポリス指宿への奨励措置に意向が示されたのは、合併前の全員協議会で話がありました。当時の執行部の説明によれば、新日本科学ではなくてメディポリス指宿としての財団法人の財団設立をさせて、そこに奨励措置の考えだということこ

との説明がありました。つまり、奨励措置をするために財団を作ったと理解しても何の不都合もありません。それから、今の言ったように、入口というか、最初は泉源までの管理道路だったのが、出口というか、目的は指宿駅までのアクセスというやり方、林地開発にかかわる手続きをしないうちに工事着工するなど、信頼を欠くやり方を行っているメディポリス指宿、あるいは新日本科学です。10年間で概略3億6,000万円という市からの奨励措置は、条例をなくし、直ちに廃止すべきではないかと思うんですが、そういう、今言ったですね、信頼を欠くやり方をやっているということを踏まえれば、当然廃止していいのではないかと思うんですが、どうですか。

総務部参与（久保憲一郎）　がん粒子線治療研究センターにおいては、全国でも数箇所程度しか行うことのできない、粒子線によるがん治療を受診することができます。11月末現在で154名の患者さんが治療を行っているようですが、治療時間は1日1回約2、30分であり、入院することなく外来の受診でも可能だと聞いております。こうした状況を利用し、市内、県外から治療に訪れた方々に、治療後、本市の観光を楽しんでいただくことで、医療と観光を融合したヘルスツーリズムを推進していくことができると考えております。本市は観光を基幹産業としており、県外、国外から人を呼び込み、交流人口の増加を図っていくことは、継続して取り組んでいかなければならない大きな課題の一つでありますので、今後とも健康の拠点を目指すメディポリス医学研究財団に対する奨励措置を継続することで、医療と観光の融合という観点から人を呼び込み、市経済の発展や市民福祉の向上に寄与していただきたいと考えているところであります。

1 1 番議員（前之園正和）　医療と観光とのというふうに言いますけれども、メディポリスの方は明らかにがん治療など、目的ははっきりしているわけですね。新日本科学の方は、不動産もできれば観光もできる、保育園もできると、林業、漁業もできる、水産業もできると、何でもできるようになっているんですよ。その中に観光業もある。だから、医学と観光との融合と言いますけれども、そういうことからしても新日本科学とメディポリス、使い分けているというふうに見らざるを得ない。そしてまた、奨励措置も国・県からも補助を、市からの奨励措置を受けるための受け皿として、メディポリス、もちろんそれは、諸手続きにのっかってやるんでしょうけれども、大きなバックボーンとしてはそういうものがあるんじゃないかということを申し上げているわけです。先ほども繰り返しますけれども、入口は泉源までの管理道路ということで入って、設計変更ということで公道につなぐ、50万の人が通るといわけです。これは大プロジェクトであって、泉源道路からの設計変更というものではないだろうというのが当然の見方だと思うんです。そのやり方は問題はないのかということを知りたいんです。市長、どうですか。

市長（豊留悦男）　手法、いわゆる泉源道路として、それが私有地であってもアクセスのための道路としてそれが開発されている。そのやり方についてはどうかということでございます。

私有地であったとしても、やはり私がこの道路を造ることの良い悪いは別にして、市民の生活、安全上不安があるとしたら、市としてもいろいろと申し入れをしたり、お願いをしたりすることになるであろうと。ただ、林地開発の問題、泉源道路が道路になってこうだというような指摘をいただきました。やはり、議員、市民の皆様もそういう意識を持っているとしたら、やはりそのことについては適切ではなかったのではないかとはいえます。ただ、市としては市民の立場に立って、この道路建設等による災害が起こらないようにするために万全を尽くすとしたら、今は言いようがありません。そしてそのために私も万全を尽くし、いろいろと協議をしてまいりたいと思っております。

1 1 番議員（前之園正和） 先ほど住民の持っている不安、災害が発生するのではないかという不安については、市長も共有するということでしたので、そのことは大前提としてですね、ことの対処にあたっていただきたいということを重ねて申し上げておきます。

それから、最後の乳幼児医療費との関係ですが、先ほど県内の状況を示されました。依然として6月から変えたとはいえですね、依然として県内でも遅れた自治体の一つということには変わりありません。中学校卒業までを展望しつつ、せめて小学校を卒業するまでを無料にすべきということについて、財源の問題があるからとか、いろいろ言われましたけれども、角度を変えて伺いますが、小学校卒業まで無料にということについて、否定すべき制度と考えるか、推進すべき制度と考えるか。できるできないではなくて、否定すべき制度と考えるか、推進すべき制度と考えるか。この視点で答弁をお願いいたします。

健康福祉部長（迫田福幸） 否定はしませんが、推進する方向で考えております。

1 1 番議員（前之園正和） 終わります。

議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時09分

議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、浜田藤幸議員。

3 番議員（浜田藤幸） 皆さん、こんにちは。今日は畜産関係の方、農家の方が来られることを期待していたんですけども、来ていらっしやらないみたいですので、今日は川尻区の行政機関の執行部の方も来ていただいております。現状をですね、しっかり把握していただく意味でも、今回の質問を執行したいと思っております。

第4回指宿市議会定例会におきまして、議長の許可を得ましたので通告に基づき、2点の項目につき、順次一般質問をいたします。

まず1項目め、土木行政についてお尋ねをします。

その1、開聞十町交差点の拡幅について、指宿市の方針をお伺いします。平成17年開聞町議会第1回定例会において、この問題を取り上げ、商工業者の経営基盤の安定と活性化を図



るため、観光客を視野に入れた魅力あるまちづくりの観点を基本に、交通安全対策として一般質問をした経緯があります。開聞十町交差点は、早い段階で一時改良がなされた交差点です。それがゆえに昔の基準、これは歩道の幅の問題です、になっており、昨今では交差点が少し屈折をしております。ですから、指宿方面から池田方面に抜ける右折の場合が、最近の車等が大型化しております。特に大型観光バス、曲がりきれずにいったんバックをして、また進んでいるという状態も見受けられます。そこで、安全対策として、又は雨水対策としても拡幅できないか、お尋ねをします。

2項目めは、環境行政についてお伺いをします。本市の畜産業は、重要な基幹産業でございます。畜産が地域と調和し、健全で安定的発展を望むがゆえに、畜産環境、環境問題は解決をしなければなりませんと考えております。そこで、その1、悪臭防止の施策についてお尋ねをします。昨年第3回定例会において質問した内容の継続をしたものになります。今回の一般質問で取材を受けたあとに、懸念する事案が発生をしております。そこで1回目の質問は、12月5日未明に発生した苦情事案はどのようなものであったのかを、1回目の質問とし、再質問は移動して行います。よろしくお願いいたします。

市長（豊留悦男） 土木行政、開聞十町交差点の拡幅についてのご質問をいただきました。当該箇所については、歩道幅員が狭く、段差があるため、通学児童や高齢者等の通行に支障をきたしていることや、豪雨時において車道が冠水し、通行車両の円滑な通行ができない状態があるところでもございます。このことから、これらの対策を図るため、平成21年度に地元からバリアフリー対策や排水対策の要望が出されたことから、現在、これを受け、県に対し、これまで要望を行ってきたところであります。右折車車線の設置を含めた交差点の改良整備につきましても、車両の通行や歩行者の安心・安全な通行を考慮した場合、その必要性は認識はしているところでございます。このことにつきましては、以前にも検討をしたことがありましたが、地権者の同意が整わなかった経緯がありました。拡幅改良となれば、用地取得が必要不可欠となりますので、地元の要望や地権者の同意が得られることになれば、これまでの要望と併せて、県の方へ要望してまいりたいと思っております。

環境行政についての質問をいただきました。部長に答弁をいたさせます。

環境政策課長（廣森敏幸） 本年12月5日の悪臭の苦情についてのご質問ですけれども、12月5日、市役所警備室から夜の8時ぐらいに職員宅に連絡があり、開聞川尻地区での悪臭があるということで連絡を受けて、すぐさま自家用車で現場に赴き、8時45分過ぎだったと思いませんけれども、その段階で畜舎付近を、3畜舎に関して現地調査を行ったわけですけれども、そのうちの1豚舎の方で結構きつい臭いが漂っていたということで、その場は一応、夜の8時、9時過ぎになりましたので、月曜日の日は帰宅しております。そして、明けて6日火曜日なんですけれども、火曜日の日の農政課と環境政策課、職員5名で悪臭が出ていた農場へ出向き、そして、その農場長から作業状況を聞き取っております。その段階でも結構悪臭が感じら

れ、また施設内に雨水が流れ出て、少し衛生的にも問題があったために、農場長に対して、施設の雨水の流出処理を改善するように指導をし、また、悪臭問題といたしましては、LOVEいぶすきの使用回数を増やすこと、もしくは使用方法として、豚の方にLOVEいぶすきを希釈して飲用させれば、悪臭の軽減につながるのではないかとということで検討をしていただきたいということをお願いをしております。そして、その聞き取りの中で、隣接する農地にも豚尿を散布しているということでございましたので、すぐさまその農地の方に出向き、現場を確認したところ、約2,400㎡の農地に対し8㎡の豚尿を散布している途中でございました。ただ、その段階では、豚尿を散布した後に、すぐさま天地返しを行い、適正に豚尿の処理がされていたために、その場はそういうことで、今後もしっかりと施肥をした場合には、このような管理を行ってほしいということをお願いいたしまして帰ってまいりました。以上でございます。

3番議員（浜田藤幸） 開聞十町交差点なんですけれども、本当にですね、交通安全、人の命を守るという観点からですね、拡幅の、切にお願いを申し上げます。同意の方はほぼ得られている状態だと聞いております。十町区長の方からも上がって来ると思いますので、よろしくをお願い申し上げます。

次に、先ほどの再質問を環境行政について行っていきますけれども、その後、苦情はなかったのかお尋ねをします。

産業振興部参与（浜田淳） その後の苦情でございますが、同日の昼ごろでございますが、畑に堆肥をまいているが、臭いがきついという苦情が寄せられまして、現場に行きまして、そこで行ったところ、その時点では、ちょうど堆肥をまだ散布途中であるということで、その後、散布中というのは、堆肥を製造する畜産農家の方が依頼を受けて散布ということでありました。そして、当然耕作している方がいらしたわけですので、耕作者を特定し、その耕作者に電話だったんですが、散布後は、早急に鋤き込んでくれということで、お願いをしたところでございます。以上です。

3番議員（浜田藤幸） その後、苦情はなかったのか、お尋ねをします。

産業振興部参与（浜田淳） ただいま説明いたしました、そのほ場による苦情は聞いてないところでございます。

3番議員（浜田藤幸） ちょっと待ってくださいよ。その後ですね、通報した方から、私の方にまた情報が来ております。10日過ぎ、農政課の方に入っているはずですよ、把握されていませんか。もう一回お尋ねします。

環境政策課長（廣森敏幸） 12月14日水曜日でございますけれども、花と香りの店の北側の畑から、豚のふん尿らしい臭いがしているということで苦情がまいっております。その段階でも、農政課職員と環境政策課職員で現地に赴いたところ、12月6日の同一の畜産農家が、また豚尿をまいておりましたけれども、その段階でも、鋤きを入れ、天地返しをしている状況

でありました。

3番議員（浜田藤幸） あのですね、行政の方に一言申し上げますけれども、本当、状況把握が甘い。この苦情の方の、来たのは私の方にすべて来ているんですよ。私を通して市の方に伝えてあります。まず、12月の5日の未明の件、私の方に3件電話がありました。漁業関係者、あとそこを散歩中の方。適切な施肥量はご存じだと思うんですけども、お示してください。

産業振興部参与（浜田淳） 畜産関係の施肥量となりますと、牛ふん等があつたりするわけですが、通常いわれる堆肥につきましては、各作物ごとに施肥量も当然違ってくるわけですが、1例で申し上げますと、キャベツ等であれば10a当たり2t、ジャガイモであれば1.5から2tというふうに施肥量は決められておりますが、豚尿につきましては、特にそういう基準というのが決められていない状況であります。

3番議員（浜田藤幸） 参与、もうちょっと勉強してください。豚尿はですね、大体10a当たり3tと、これは県も示しているんですよ。よろしいですか。12月5日の時点では、10tトラックプラス6t車、ですから10t以上はその畑に、2,411㎡ですか、そこに入っているわけですよ。その後ですよ、6回は来ているんですよ、10tトラックで。正確には10回程度入っていると思います。それもですね、確実に確認されたのが12月13日に2回、12月12日に4回です。行政の方が指導した後から10回程度10t車で運んで、同じ畑に入れられているわけです。土壌汚染の心配はありませんか。お尋ねをします。把握されているんでしたら把握されている。知らなかったというんでしたら知らなかったと答弁をお願いします。

産業振興部参与（浜田淳） 我々が現地を調査後にまた、そういうことが実際あったということなんですが、その後につきましては、ちょっとこちらでは把握はできていない状況であります。

3番議員（浜田藤幸） そうですか。ご本人は何とおっしゃっていますか。情報は来ていますよ。何らかの理由があつてそこに入れているという情報が来ていますけれども、知らなかったら知らなかったで結構です。

環境政策課長（廣森敏幸） 12月6日に畜産農家にお尋ねしたところ、耕作者の方からそうか病が昨年出たということで、そうか病については豚尿がいいらしいという情報を、その耕作者が入れたために、私の方に依頼があつたということで、畜産農家の方が搬出してあります。そういう状況で、そして、搬入は10t車両で搬入しておりますけれども、10t車両に4㎡のタンクを積み込んで搬入しておりました。

3番議員（浜田藤幸） ですから、適切な量以上のものが、約何倍ですか、計算したら分かるじゃないですか。それほど入れ込まないとそうか病は治らないんですか、お尋ねします。

産業振興部参与（浜田淳） 豚尿とそうか病のこの関係につきましては、ちょっと勉強不足で分からないところでございます。

3番議員（浜田藤幸） はっきり言ってですよ、実態は、し尿処理に困って、そこに入れてい

るだけじゃないですか。ですから一遍にまとめて入れたら、沼地みたいになるわけですよ。1回鋤き込んで、もう1回時間が経って、また定期的に入れていくわけですよ。その実態をご存じないということですか、お尋ねします。

産業振興部参与（浜田淳） ただいまご指摘のところについては、実態は把握されてないところでございます。

3番議員（浜田藤幸） それが実態ですからね。それとえひめA I、これを各畜産農家、その関連、臭いのする事業所等に配っているということです。今年度製造した量、あと金額と、答弁をお願いします。

産業振興部参与（浜田淳） これまでもLOVEいぶすきにつきましては、20年度から製造しておりますが、今年度ということですので、今年は1万8千ℓを製造し販売している状況でございます。

3番議員（浜田藤幸） 私は前回の定例会でもお話したとおり、検知感レベルで5千ppmのアンモニアが、これは2ℓから3ℓのビニール袋だと思えるんですけども、それで消えたという報告を聞いております。ただ、前回も私が質問したように、報道機関から私が出たその量ではですね、相当量まかないと消えないんですよ。実際やっているのは、業務用の噴霧器を使ってちゃんとやっているわけですよ。それでお尋ねをします。運用の状態はどうなっていますか。それを把握されていますか。

産業振興部参与（浜田淳） LOVEいぶすきの使用につきましては、実質的には畜舎内に散布ということで、尿溜め槽の投入とか、堆肥、畜舎への散布など行っており、それぞれの農家の判断によりまして、一番効果的な方法で行われておりますが、これにつきましては当然、農政課で製造し販売しておりますので、実態についても把握しております。

3番議員（浜田藤幸） 参与の答弁を聞いていると、いかにももう皆さんがしっかり使っていて、何もそつのない、完璧な答弁に私には聞こえるんですけども、実態はですよ、運用状況というのは把握されていないんでしょう。ただ渡しているだけじゃないんですか、これを使ってくださいと。アンケートを取っただけでしょう。お尋ねをします。

産業振興部参与（浜田淳） 使われた後のですね、利用者へのアンケートにつきましては、これは100%、使っている方は100%じゃないわけですが、使われた方の利用農家は31戸ありました。そのうち、今問題になっています養豚農家は15戸であります。そのアンケートの結果につきましては、回答としまして、非常に良い効果があったという方が、そのアンケートの全体の中での55%、この中には養豚農家が5戸入っております。また、良い効果があったということが35%、効果があると認められた方が、使った方においては約9割があったということでございますが、その内容はということでもあろうかと思いますが、内容につきましては、悪臭の軽減が15名、これはその割合からいくと75%は悪臭の軽減があったと。そしてまた、堆肥の発酵促進が認められたという方が7名であります。その他、今上げた2項目以外の方が

5名いらっしゃいます。

3番議員（浜田藤幸） 私はですね、それは当然、良心的に善良な方はしっかり使っていたらいているとは思いますが、信じたいです。ただ、連日この悪臭の問題が発生している以上ですよ、運用状況というのは、行政の方は全く把握をされてないじゃないですか。あの量ではですよ、対応できないですよ。私はLOVEいぶすきを否定するわけじゃないんです。いいものだと思っております。ただ、私は民間療法的なレベルのものだと思っております。最近はですね、いいものがありますよ。もうちょっと先進的な情報を入れてください。トヨタ自動車も開発しております、自動車会社が。ですから、対処療法的ないいものもあるんですよ。だから、ただLOVEいぶすきを渡して、あれは水質浄化のために開発したものですからね。私は愛媛県にいたから知っているんですよ。ですから、本格的にこの消臭装置を設置して、本格的に消臭をしなければ、施設の消臭は消えませんよ。

それで、次の質問にいきますけども、今現在、指宿市は規制されておまして、A区域、B区域、一部A区域、開聞、当該川尻はB地域に入っております。これは規制区域です、公害の。そこで、今現在使っているのは物質濃度規制を今使っているわけですね。そこで以前、旧開聞町時代に、この基準を超えたときは1回しかないんですね。その後は全部基準地内におさまっております。当時、保健衛生課長だった中間部長、よく私と協力して、本当に活動していただきました。そこでちょっとお尋ねしますが、本来であれば、居住地の近くの施設の近郊を検査しなければならないと思っているんです。このですね、物質濃度規制でも、敷地境界で測ると法的になっているんです。本当はこれも法改正をしないとイケないところだと思っているんですよ、私。実際の苦情の場所で測るのが一番効果的なんですよ。そこでお尋ねしますが、去年私が指摘してから、何回検査をし、場所はどこでやったのか。名称は省いて結構ですので、よろしくお願ひします。

市民生活部長（中間竜郎） 悪臭防止の施策につきましては、農政課と連携を図り、畜産農家の皆様に施設の清掃とともに、LOVEいぶすきを使った悪臭防止に努めていただいているところでございます。議員ご指摘の質問があつてからあとの検査ということでございますが、平成23年3月に市内4か所で畜産関係の悪臭物質であるアンモニアの濃度測定を行いました。ということは、もうご存じだと思いますが、それもすべて基準値以下であったということでございます。それから、23年度に、3月と同じ畜舎の土地境界線で、調査項目を畜産関係の悪臭物質でありますノルマル酪酸、ノルマル吉草酸、イソ吉草酸に変え物質濃度測定を行っております。これにつきましては、11月15日にその調査を行っているところでございます。それにつきましても、やはり基準値以下であったということを調査結果で分かっているところでございます。

3番議員（浜田藤幸） 本来であれば、居住地の近くの苦情の出ているところで、私は図るべきであつたらうと思っております。それができなかったのは、何か理由があつたんですか。

環境政策課長（廣森敏幸） 畜産苦情については、指宿・山川・開聞地域、それぞれ出ているのが状況でございます。そういう中で、限られた予算の中で執行するには、4か所程度の予算が組まれておりましたので、指宿地域2か所、山川・開聞地域1か所ずつということで行っておりますけれども、先ほど12月6日の苦情があった地域については、本年度の悪臭測定をした執行残、予算の執行残がございましたので、12月6日に現地を確認した後、すぐさま執行残でもう一回測定できないかということを検討しまして、また、測定業者の方にも単価的なものでできないかということ相談した結果、何とか1か所分は測定できるということでありましたので、すぐさま測定をお願いをし、12月12日月曜日の日です、今週の月曜日ですけれども、測定を行っております。ただ、その結果については、今の現在ではまだ分析結果が出されていない状況でございます。

3番議員（浜田藤幸） 本来であればですね、アンモニアだけの検査というのはあまり有効的じゃないんですよね。もうご存じだと思うんですけど。アルデヒド系、あとメチルメルカプタン、こういった低脂肪酸系がですね、遠くに飛散するんです。臭いの本当に原因というのはアンモニアだけじゃないというのも分かっております。ですから、今回、この質問の趣旨にありますけれども、臭気濃度規制、これを導入してほしいと思っているんです。この基準が世界的な流れですよ。国際観光都市を標榜する指宿市がこのように遅れてはですね、本当恥ずかしいです。恥ずかしい話ですよ。この臭気指数規制を導入してほしいと思っているんですが、どうされますか、お尋ねをします。

市民生活部長（中間竜郎） 臭気指数の導入にあたっては、悪臭防止法は他の水質汚濁防止法等と異なり、特定事業所という概念がなく、商店や事務所、農地、畜産事業所、すべての事業所等が対象になることから、様々な事業から発生する臭いに対し、臭気指数による状況把握を行い、各事業主などへの制度導入の説明・理解を得るなど、概ね1年を要するというふうに考えられます。このようなことから、平成25年度中に制度導入をということを目安に、24年度は臭気指数によるサンプリングなどの事前作業に取り組んでまいりたいというふうには思っているところでございます。

3番議員（浜田藤幸） 1年を有するわけです。この規制というのは、人の嗅覚で実際は規制基準に入っている臭いでも、人の嗅覚で臭いとなれば、規制ができるようになってくるわけです。これが本来の姿であるんです。是非ですね、よろしく願いをします。

次の質問に移ります。家畜排せつ物、この管理に関する法律があるんですけれども、当該指宿市も指宿市環境条例を作っております。この中で、私も本当、いろんな法律がこの関連にはかみあっているんですけれども、本当に苦慮しました。そこでですね、10日過ぎ、12日だったと記憶しているんですが、南薩家畜衛生保健所の責任者に来ていただきました。これは理由があります。以前、私が指摘した施設ですね、前回の一般質問のあと、指宿市の職員さん、あと家畜衛生保健所等を含めてですね、車2台で現地を現認していただきました。畜

産課の職員もその側溝を見て、豚尿に間違いはないということで、現認をしていただいております。その後、1年が過ぎております。私もまた行って見ました。そしたらですね、やっぱり色がついているんです、独特ですから。また流しているなど。非常に残念に思いました。私は本人に経営者に会いに行きましたけども、いらっしゃいませんでした。臭いがちょっときつかったもんですから、ちょっと10mぐらい中に入ったんですが、当時、小雨も降っていたもんですから、私の雨靴がなんかはまったんですよ。それはふん尿でした。えっと足元を見たら、側溝の方に流れている状態がありました。これはですね、家畜排せつ物の管理に関する法律の構造基準に違反しているんですよ。そこで、当責任者にお話をしました。どうもですね、やはり畜産振興の観点から、環境関係にはにぶいのか、指導しようとする意欲を感じないような面談でございました。そこで私は県の方に行きまして、県の環境保全課の水質係の担当職員ともお話をしてまいりました。そこで、この件に関して、畜産サイドと環境政策サイドの趣旨・目的等がですね、やはり若干ずれがあるもんですから、すぐ立ち入り検査をしたいということで、もう今月中には立入り検査に入ると思います。それで、市長に一言、今回の現状ですね、本来であれば、前回質問したあと、畜産課の職員も指導したいということで、本人に会いに行かれたそうです。2回行ったそうですが、そのまま帰らされたという現状です。その中で、市長がすべきことというのは、どういうものがあるとお考えですか。

産業振興部参与（浜田淳） ただいまご指摘がありました養豚農家のところに対しましては、私も昨年現地に南薩家畜保健所職員等と一緒に現場に出向いて、施設を見せてくださいということでお願いしました。そしたら、その当時、ちょうど口蹄疫等の病気の関係があったもんですから、やはりその観点上、どうしても場内には入れさせられないということで、それであるならば、県の職員が持っていたカメラをですね、これで写真を撮って来てくれんかということでお願いしたんですが、それも同意が得られないという状況でありました。議員ご指摘のとおりですね、今般、また12月9日ですが、南薩家畜保健所の職員が同農場に出向きまして、前回と同じように立入りをさせてくれと、検査をさせてくれと、施設を見せてくださいというお願いして、現状では今、前向きにですね、するというような、したいと、意向は持っているようですが、ただ、日程については、いつするというのは、まだ明確に決定していない状況であります。

3番議員（浜田藤幸） 南薩家畜衛生保健所の職員さんがしたいということですよ。どうも私はその言葉を聞いて、にぶい、本当、にぶいなど。先ほど副市長と市長の方に写真を数枚渡しております。これはですね、廃掃法違反、直接、水中ポンプ、電動ポンプを利用して、流している写真です。セッティングされている写真でございます。もう一方は、施設の改善箇所を撮っております。それ以上もあると思います。それで今、養豚業者が今、同僚議員もいらっしゃいますけれども、23社あるそうです。実際ですね、立ち入れない、口蹄疫を理由に立ち入れない。これはもう当然、口蹄疫という大きな問題の理由があるから立ち入れない

のも分かります。ただ、そういったおかしいよというところを、立ち入る検査権というのはですね、家畜排泄法の管理の法律で、県知事が持っているんですよ。指宿環境保全条例の公害対策の指導勧告、これは市長が持っている権限なんです。今後は過去を問いませんので、今後は、こういうような権利を行使していただきたい。本当ですね、川尻の住民は今まで何十年と苦しめられているんですよ、この臭いで。本腰を入れてください。過去は問いません。それで県の立入り検査権がちゃんとあるんですよ。場合によっては行政の不作为にあたります。市長は今回のこの件、見解をお願いします。

市長（豊留悦男） 観光保養都市として、本当に恥ずかしいという、そういう言葉をいただきました。私も全く同感であります。私も時々川尻地区を車で走る機会があります。あの臭い何とかできないかなと、いつも考えております。この悪臭に対する問題は、最終的には法的な問題、それから数値等の制限の問題もありますけれども、経営者のモラル、良識を待つことしかないのかなと、そのために市としてどうしたらいいのか。大きな権限が与えられていない以上、どのような形でこの悪臭防止に努めていけばいいのか、今後、関係課と話し合わなければならないと思います。議員が、川尻地区の住民を代表して、この悪臭対策に積極的に取り組んでいただいていることに関しましては、私も本当に敬服をしております。今後とも、この悪臭対策に向けて、どういう方向があるのか。どうしたらこの悪臭に対する取組が充実していくのか、是非、議員からもいろんな知恵をお借りしたいと思っているところでございます。

3番議員（浜田藤幸） ありがとうございます。最後に1点だけ、それに関する質問をします。県がやっている補助事業があります。リース事業ですね。今回、こういったことを起こされている事業者等に対して、これはしっかり説明しているのか。これを使ってくださいよと説得しているのか。した経緯があるのか、その辺、あったらご答弁をお願いします。

産業振興部参与（浜田淳） 補助事業等の説明につきましては、特定というわけじゃなくて、畜産農家の集まる会議とか、そういうのがありますので、その場で、その都度、新しいのができれば説明はいたしているところでございます。

3番議員（浜田藤幸） それ等を使って、高度処理施設、俗にいうプラントですね、これを鹿屋市等は畜産環境センターという形で造っております。お金もかかるでしょう。いろんなこういった業者に対して、何かの事情があって、理由があってそういうこともされているだろうと思うんですね。人間的な欠如なのか、ただ、金銭的に苦しくて、なかなかできないんだと、そういうような事情なのか、何らかの理由、事情というのが本音の部分があると思うんですよ。私から言ったら、うまくこう言って、なんとか、何という虫でしたっけ、忘れましてけど、そういった対策で入れ込んでいるんだと言っていますけど、実態は違うでしょう。尿処理に困って、そういうことをされているんだと思いますよ。だから、リース事業の中では、バキュームカー等も対象になっていますでしょう。貯留槽、これもない施設もあるはず



ですよ。それと、ふん尿施設等は、今は側溝で必ずしなきゃいけないなくなっています。これは、構造基準でちゃんと決まっています、法律で。それ等も実際されていない施設もあるはずですよ、参与。だから、それ等に対しての県の補助事業もあるんですから、そこでです、それで足りなければ、やっぱり、指宿市でもですよ、畜産振興を本気で望むなら、そういった助成も考えていいのではないかと、私は考えておりますけれども、どう思われますか。

産業振興部参与（浜田淳） 先ほど言いましたように、養豚農家が23戸あるという中で、補助事業を導入し、実際やっている方もいらっしゃるんですが、ただいまご指摘のそういう悪臭問題が若干発生するような養豚農家もあるということですが、やはり、個々の農家の経営の中で、そのタイミングですね、施設を整備する、当然、自分の代で終わる、そういう農家もいらっしゃるでしょうし、後継者がいて、今後ずっと継続して、事業を継続するという方もいらっしゃるでしょうから、個々の経営の中で当然そういう施設の整備化、近代化を図りたいという要望があればですね、我々も一緒になってその事業を推進してまいりたいというふうに思っております。

3番議員（浜田藤幸） 次の質問に移りますけれども、この家畜排せつ物の管理ですね、私もこの臭いはどこから来るものなのか、川からなのか、畑からなのか、本当に困っておりました。夜2時・3時ぐらいに現地に行っても、場所が特定できない。なんでこっちの方から臭って来るんだろう。本当ですね、気持ちは24時間体制でいたわけですけども、最近、全様が明らかになってきました。夜中に何トン車が分かりませんが、入れている人がいるんですよ、誰かも私も特定できております。夜中ですよ。寝静まったところですよ、夜中ですよ。畑にいったどんと入れているわけです。その臭いがしているんです。分かりますか。ですから、そういったモラルが欠如される方が一部いらっしゃる。こういった関連系では、やっぱり鹿屋市はさすがですね、先進地です。こういった家畜排せつ物、特に固形の物はあまり臭わないんですけど、液状化のものです。これに関してしっかりシステム管理している。畜産業者に対して、撒くときには液状のものですよ、ちゃんと届出制にしている。そのようにしてですね、今後、監理していかないと、私はいけないだろうと。鹿屋市は観光地でも何でもありませんよ、参与。指宿市は国際観光都市をうたっているじゃないですか。外国人の方がいっぱい来ますよ。私は17歳の時に、初めてシンガポールに行きました。船に乗っておりましたので。その時に、あっちの警察官から止められまして注意されました。当時、シンガポールドルの50ドルの罰金、映画館でタバコを吸うと200ドルの罰金でした。それぐらい観光地というのはですね、本当に、そういった細かいところに目配りをきかせております。ですから、指宿市がですね、畜産業と農業もそうですけれども、両立を図っていくために、やっぱり、最低限のルールはしっかり守っていただいて、それを守ったがゆえに発展していくと、私はこう確信しております。そういう意味でですね、この排せつ物の管理の届出制をしていただきたいと思うんですが、どのようにお考えを持っていますか。

産業振興部参与（浜田淳） 今、先進地である鹿屋市の例が出たところですが、鹿屋市も畜産の市でありまして、鹿屋市では、178戸の養豚農家がいるようでございます。当然、本市よりもそういう尿の出る量というのは、非常に大きいというようなことがありまして、現在、鹿屋市には、この前も新聞報道がされましたが、鹿屋市畜産環境センターということで、その尿の処理をする施設を造って、現在処理をしているところでございますが、このように、県内各市におきましては、悪臭苦情への対策には大変苦慮しているような状況のようでございます。鹿屋市につきましては、先ほど議員ご指摘のとおりですね、鹿屋市家畜排せつ物の有効利用及び住民生活等への被害防止に関する要綱というのが策定され、その中で、家畜排せつ物の有効利用及び畜産生活等の悪臭防止に資するため、この要綱を制定し、家畜ふん尿用農地届出に基づき、管理指導しているという実態のようであります。本市におかれましては、この先進事例を見習いながら、今後、家畜排せつ物の管理に効果的な方法等の要綱等の作成も含めまして、今後、検討してまいりたいと思っております。

3番議員（浜田藤幸） 今、検討という言葉が出ました。どのような検討をしていただけますか。

産業振興部参与（浜田淳） 鹿屋市の要綱等と、その届出等の書式を見ますと、やはりこの中にも農家とか、住所とか、またその中には経営の状況、そして一番問題になる届出利用の農地の中で、散布する延べ面積、施肥量というのが当然書かれるようになっていきますので、あと、届けを出していただくということと、現地においての確認も当然すべきだろうということになるかと思いますが、鹿屋市におかれましては、その現地のですね、対策のために、人を雇って、そういう確認もやっているというようなこともありますので、そこあたりを総合的に判断し、どういう内容の届出書がいいのか、また、実際施肥をしたあとの、そういう現地確認ですね、そこあたりのシステムづくりも当然必要になってくるかと思っておりますので、そこあたりを検討してまいりたいということでございます。

3番議員（浜田藤幸） 今現在、畑から来る臭いの場合、私もこの理由が分かりました。というのは、業者の方、撒く側と、あと、その農地の所有者ですね。まず連携が取れていない。この間も西大山駅、今、西大山駅もですね、JRさんが宣伝してもらって、あそこを通ると客さんが10人ぐらいいつもいる状態です。そういった中で、そこから100mも離れていない畑からの臭いだったわけです。私が行ったら、キンベがたくさんいました。業者の方にお聞きしました。この農地の方はいつ攪拌するんですかと私はお聞きしました。分からないということでした。ということは、連携が全く取れていないですね。私もずっと川尻に住んでいるわけですから、少々の臭いは、難儀をして農業をされていますので、農業でもうかってもらいたいという気持ちもあります。少々の臭いはですね、私なんか我慢するんですよ。ただ、中にはタバコを吸わない方、そういった臭いにすごく、これ、感覚公害といわれていますので、臭いに敏感な方はいらっしゃいます。本当にですね、もうたまらんと、この臭いは

と言う方も実際にいるのも事実なんです。ですから、その業者の方と農地の方の時間差が苦情を生んでいるんですよ。実際の話、3日くらい放置している方もいるんですよ。だから、その辺のやっぱり指導ですね。だから、この鹿屋市ですね、参与も持っていると思うんですけども、施肥条件とか、ちゃんと書かれておりましたね、作物を耕作することとなっているんですよ。ですから、12月の5日の事案はですね、耕作をする畑じゃないんですよ。でしょう。何をやるか聞いていませんでしょう。お尋ねをします。

産業振興部参与（浜田淳） ただいまご指摘がありました畑で、次の作は何をするかというのは確認はいたしていないところでございます。

3番議員（浜田藤幸） ですから、農家の方に、速やかにこういった液状のもの、臭いが特に強烈なものに関しては、速やかに耕運することと、施肥条件でこれ、載っているわけですよ。是非これをですね、これが足かせになってはいけない部分もあると思うんですけども、これは堆肥に関しましては、届出は必要ないと。とにかくその臭いで苦しめられている住民がいることも事実ですからね。よろしくお願いを申し上げます。

次の質問に移ります。指宿環境保全条例の一部改正についてです。前回、一般質問の中で、第23条の2項ですね、この河川等からの200mという基準があります。この200mに対して、根拠が説明できる職員さん、執行部の方はいらっしゃいますか。なかったらないで結構です。

環境政策課長（廣森敏幸） 200m離れた場所の中には、新たな工場等の設置、特にこれは旧開聞町の中で畜舎を想定したものであろうと思います。開聞町の方で条例を制定した段階では、畜産のし尿処理の素掘り等がまだ許されていた時代だったと思います。要するに、200m以内で尿を素掘り処理でしてしまうと、それが地下水となり、河川の汚染につながるというようなことで、200m条項ができたというふうに認識をしております。

3番議員（浜田藤幸） そのとおりでございます。ですから、こういうのをいつまで使っても、指宿市の恥ですよ、はっきり言いまして。すぐ削除していただきたいと思います。

それと、今度ですね、旧山川地区のところに大きな開発が始まろうとするだろうと、推察の段階ですけどももあります。畜産関係だとお聞きしております。臭いは低いところに集まっています。大きな開発、今回も上の件で、今、森林開発の件で、摩擦が起きていますけれども、これもですね、今は大きな開発をするとき等は、地域住民の同意を得なければいけない。これが一番大前提であらうと思うんですよ。だから、大きな企業が入ってきて、その辺のモラルはどうかと。言っていることすばらしい方、やっていることもすばらしい方、でも、地域住民との摩擦、これはどうか。ですから、今度の135万6千㎡ですか、この開発がされた場合に、どのような影響があるのか。その辺を企業の方も地域住民に説明する必要がありますし、あの南側には吉松原という貴重な松林があります。今後、防除の対策等ですね、できるのか。その辺の問題もあります。ですから、私も本当、今の現行法でしっかり法律を守っていただいて、農業振興、畜産振興を図るのは、本当、重要なことから、一生

懸命頑張ってください、もうかってほしい。それで、今後は輸出の方もですね、日本はどんどんそっちの方にしていかなきゃならないと、私は信念を持っております。しかし、地域住民との摩擦が企業が起こればですね、大きな、これは問題じゃなからうかと。だから、どこでもです、ビルの建設、いろんなところで摩擦が起きております。やっぱり地域住民にしっかり説明をする。これがやはり大きな開発をする企業主は必要だろうと、私は判断しております。そこでですね、市長に一言お伺いしたいのは、今度の問題、今後訪れるだろうという開発等のときに、やっぱり市長が音頭を取って、その施工主、事業所等にですね、地域住民に説明の了解を取ってくださいよと、そういった指導力を発揮するべきだろうと、私は思っているんです。市長はその点に対して、どう見解を持っていらっしゃいますか。

市長（豊留悦男） 議員のご指摘のとおりでございます。あの界限は、長崎鼻、フラワーパーク、西大山駅、開聞岳、指宿の誇る観光地でございます。そういうところで、今回のような悪臭によるいろいろな被害があるとすれば、それは決してあってはならないことでございます。畜産農家を保護する、または畜産を盛んにするという、その認識は皆さん同じであろうと思います。それを大切にしながら、地域住民の理解を得ながら、もしそういう計画が具体化するときには、それなりの説明をすべきだろうと、私は思っております。そういう意味で、具体的な計画が持ち上がってきたときには、具体的なと申しますと、その規模、その他いろいろなことでございますけれども、地域住民に十分説明をし、理解を得ていただきたいということは、申し入れたいと思っております。

3番議員（浜田藤幸） ここにですね、行政コミュニケーションガイドライン、これは財団法人の農林水産奨励会というのが出しているものなんです。その中で、アメリカのことを紹介されているんですけども、アメリカ等では距離制限を設けております。計算方法がちゃんと確立されております。規模ですね、特に、雌豚等がいる場合と、そういった臭いが発生するというので、計算方法が確立されているんです。この中でうたわれていることは、畜産関係と我々地域住民の調和ですね。お互いが理解していかないといけない。そういう面からいろんな交流会とか、見学会とか、どういった施設なのか、そういったのもですね、今後、畜産業等に求められるものではなからうかと、私は思っております。ですから、少々の臭いは理解してくれよと、理解しなきゃいけないと、お互いが近くなってですね、そういうのも今後は必要でなからうかと、振興を図る以上ですよ。だから、観光地とそういった発生源の施設との調整ですよ。調整が一番大事なんです。市長、その辺、どう見解を持っていらっしゃいますか。

産業振興部参与（浜田淳） ただいまご指摘のとおり、基幹産業であります農業の中でも、畜産業は大きなウエイトを占めているわけですが、畜産業の振興、そしてまた、それから及ぼす環境への影響という点でいきますと、調和したものでなければいけないというふうに思っていますので、我々も今後、そういう苦情がですね、なくなるような施策の中で取り組んで

まいりたいというふうに思っております。

3番議員（浜田藤幸） 最後の質問にします。農政課、特に今後こういった業者があります。に対してどのような指導を強化していくのか、ご発言をお願いします。

産業振興部参与（浜田淳） 先ほども答弁いたしましたように、先進地である鹿屋市が取り組んでいる要綱等をですね、どういう内容で作った方がいいのか。そのあとの対策についても、どうした方がいいのかというのを踏まえながら、畜産の振興と、さっき出ました農業振興という側面からですね、やはり両面から内容的にも取り組んでまいりたいと思っております。

3番議員（浜田藤幸） 環境政策課の方も一言、今後、どう対応していくのか、お願いします。

市民生活部長（中間竜郎） 環境政策課といたしましても、当然、畜産業の方々と、住まわれている方々の共生ということを考えますと、畜産業は畜産業で、法の基準に定められた基準値以下であっても、それはあくまでも社会的な基準で会って、やっぱりそういうところには配慮していかなければならないのであろうというふうに思っております。今後も、我々としても監視の方にこれからも重要な点ということで、監視は続けますけれども、畜産業の方も、そういうことをやはり地域の一員であると、社会の一員であるということ、十分理解していただいて、今後の畜産運営に努めていただきたいなというふうに思っております。

議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時10分

再開 午後 1時07分

議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、中村洋幸議員。

10番議員（中村洋幸） どうもこんにちは。10番、中村洋幸でございます。

今年も残すところ半月余りとなってまいりました。私ごとではございますが、今年はずいぶんたく還暦を迎えることができました。元気でこの一般質問やっまいりたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。またですね、7月には私、同級生で北海道に還暦旅行の予定があったんですが、これも臨時議会で出席できずに、残念な思いをしているところでございます。この1年、国内外において、自然災害の大い年でもありました。県内においては、52年ぶりに大きな噴火をした新燃岳、そして、桜島でも昭和火口の爆発的噴火が15日現在で921回で、3年連続で過去最多を更新しております。九州新幹線全線開業の前日には、東日本大震災が発生し、大きな大惨事となり、震災から9か月目の12月11日現在で亡くなられた方々が1万5,841人、いまだ行方の分からない方が3,493名おられるようです。九州新幹線全線開業により、観光特急指宿のたまたま箱号の運行、浦島太郎伝説発祥地である長崎鼻に龍宮神社拝殿の落成、山川・根占航路も本格運航、活お海道の道の駅登録など、指宿には明るいニュースが多かった年ではなかったかなと思っているところでございます。

それでは通告にしたがい、質問をいたします。

まず、1問目のなのはな館についてでございますが、同僚議員の質問もあり、重複するところもありますが、私なりに質問をいたします。私は、なのはな館は県の施設であり、市が公募を県に要請すべきでない、あくまでも県の責任において公募を行うべきものであり、応募者がいたら、市が譲渡を受けるといふこと自体もおかしいと思っているんですが、2回目の公募はどうなっているのか、お伺いいたします。

2点目の財政負担の大きい施設であるがということですが、これについてはですね、県議会行政改革特別委員会に県当局が、平成22年3月18日の南日本に報道しておりますように、財政負担が大きい施設であり、施設管理費を削減するために指宿市や民間に譲渡を検討していると。譲渡先が決まらなければ、運営休止も視野に入れる旨の新聞報道があった。県は財政負担削減のために譲渡を検討している施設であるが、市長はどのように考えているのか、お伺いいたします。

3点目、市は土地造成費を含め14億400万円を投じた土地を、県に無償、いわゆる使用貸借で貸付けております。あくまでも契約の目的どおりに使用すべきであり、そうでなければ、いかなる理由があろうとも契約違反にあたると思うが、どう考えているのかお伺いいたします。

4点目、公募条件に沿った使い方では利益を上げられる施設ではないし、私は、応募者は恐らくないのではないかと思います。県が運営休止しようとする場合、対応策を早め取る必要があると思うが、どう考えているのか、お伺いをいたします。

次に、2問目の観光行政についてお伺いいたします。

3月12日の九州新幹線全線開業により、博多まで最速1時間19分、新大阪まで最速3時間45分で行き来できるようになり、観光、そしてビジネスチャンスが大きく開けてまいりました。本市に新幹線効果はどのように表れているかと捉えているか、お伺いいたします。また、経済効果の上がる観光地づくりの対策をどう考えているのか、併せてお伺いをいたします。

3問目、教職員住宅についてお伺いをいたします。

まず1点目、校長・教頭住宅を除く教職員住宅の山川・開聞地域の戸数は何棟あるのか。そして、現在、入居されている戸数はどれくらいあるのか、お伺いをいたします。

2点目、市内全域の教職員住宅の設備の整備状況はどうなっているのか。特に、トイレ・給湯設備についてお伺いをいたします。

3点目、教職員の民間賃貸住宅と教職員住宅の利用割合はどういう状況なのか、お伺いいたします。

4点目、現在、空き家になっている教職員住宅の管理状況はどうなっているのか、お伺いをいたします。現在、空き家になっているのが開聞6棟、山川3棟あると思いますが、これについて答弁をお願いいたします。

5点目、教職員住宅の今後の取扱い、問題点はないのか、お伺いいたします。

4問目、農業委員会の事務事業の権限移譲についてお伺いをいたします。

農業委員会は市の執行機関として、地方自治法の規定により設置が義務付けられている市とは別個の独立した行政機関でありますので、農業委員会会長にお伺いをしたいと思います。

1点目、平成24年度から農地法第4条・第5条許可申請について、権限移譲を受けるとのことであるが、委譲によるメリット、デメリットがあるのか、お伺いをいたします。

2点目、権限移譲を受けた場合、農地法第4条・第5条の申請について、どのような取扱いになるのか、お伺いをいたしまして、1回目の質問を終わります。

市長（豊留悦男） なのはな館についてのご質問をいただきました。現在、2回目の公募について、県と協議を行っているところですが、県は2回目の公募に際しては、応募いただける事業者がいるかどうかを見極める必要があると考えておりますので、市では、1回目の公募の折に現地説明会に参加した事業者7社と、応募登録した事業者5社を直接訪問し、改めて意向を確認したところでございます。また、このほか、企業数社に対しましても、意向を確認しておりまして、併せて、なのはな館に対して関心を寄せている企業がある場合は、随時、現地を案内しているところでもございます。市では、これらの結果やその後の状況をもとに、県と協議を続けているところでございまして、先月も2回目の公募等について、県と協議を行っているところでございます。

財政的な負担についてのご質問でございます。なのはな館について、市が管理するには財政負担が大きいのではないかという質問でございます。なのはな館につきましては、現在、2回目の公募について、県と協議を続けているところでございます。県は、その公募が不調に終わった場合に、本市が譲渡を受けないときには休館し、今後、民間事業者への譲渡等について検討しながら、譲渡できない場合には、閉館、施設廃止することになると考えているようでございます。そのようなことにならないように、施設活用事業者を確保しようとして、市と県で2回目の公募について協議を行っているところでございます。なお、市では昨年、ワーキンググループを設置して、市が直接的に運営した場合を想定した試算をいたしました。約1億1,000万円から7,900万円の赤字が見込まれるという数値が出たところでございます。また、宿泊施設や温泉、プールを廃止した場合でも、年間約6,000万円の赤字が見込まれるというような試算が出ております。これを受けまして、仮に、施設の譲渡を受けたとしても、現状では、市による直接的な運営は難しいというような判断をしているところでございます。市の財政状況には厳しいものがございまして、大きな負担にならない形での有効活用策を検討し、公募による活用という手段を取っているところでございます。

次に、観光行政、本市の新幹線効果等についてのご質問をいただきました。九州新幹線鹿児島ルートの特急列車指宿のたまて箱の運行開始後、特に5月以降は、鹿児島県はもとより、本市もその効果が顕著に表れております。直近の10月のデータによりますと、県が前年同月比23.9%の増、それに対しまして、本市は73.8%増となっており、近年

で最も好調であった、2008年の篤姫ブームの際の宿泊客数を上回っているホテル・旅館もあると聞いているところであります。一方、ホテル・旅館とその導線となるタクシー業界以外の商店街や飲食店には、効果があまり表れていないという声の一部にはあるのも確かでございます。その原因と思われるのは、本市を訪れた観光客を、商店街に誘い出すような雰囲気欠けているということと、商店等の一部には魅力が足りないのではないかと、ということではなからうかと思っております。鹿児島交通ののったりおりたりマイプランや、レンタサイクルなど、市内を周遊できる仕掛けはしており、好評ではあります。まち中を歩いて楽しむような環境が少ないようですので、今後、県や関係機関の支援をいただきながら、歩けるまちづくりにも力を入れていきたいと考えております。また、商店街や通り会の方々にも、観光客が立ち寄りたくなるような雰囲気づくりや植栽の管理、清掃、そして、個性ある店舗づくりなど、それぞれでできることは、積極的に取り組んでいただくよう、商工団体とも連携して啓発しながら、併せて、商店や飲食店等を分かりやすく案内するためのマップなども充実させていこうと思っております。以下、いただきました質問等については、関係部長等に答弁をいたさせます。

教育部長（吹留賢良） 教職員住宅の戸数及び入居戸数はどの程度かということになりますけど、現在、教職員住宅は47戸あり、入居戸数が38戸、未入居戸数が9戸となっております。内訳としましては、小・中・高等学校の校長・教頭住宅35戸については、すべて入居しておりますが、一般の教職員住宅12戸については、ALT入居2戸と教職員入居1戸の計3戸が入居しており、9戸が未入居となっている状況でございます。

それから、トイレ、給湯設備などの住宅設備の状況はどうなっているかのご質問ですが、トイレについては、すべての住宅が水洗化されており、洋式トイレが40戸、和式トイレが7戸となっております。給湯設備については、ガスによる給湯が37戸、灯油が4戸、電気が6戸となっております。給湯の設置箇所は、すべての住宅の浴室に設置されており、台所に設置されている住宅が40戸、洗面所が21戸となっております。

それから、民間住宅との利用割合はどうなっているかのご質問ですが、市内小・中学校の校長・教頭を除く一般教職員は、現在248名でございます。一般教職員の居住の状況については、市内市外別の割合では、市内居住者が156名で62.9%、市外居住者が92名で37.1%となっております。また、公営住宅・民間住宅等の住宅別利用割合では、市の教職員住宅の居住者が1名で0.4%、公営住宅居住者が4名で1.6%、民間の住宅居住者が159名で64.1%、自宅から通勤している教職員が84名で33.9%となっております。民間の住宅に居住している教職員の地域別の割合で見ると、指宿地域が116名で73%、山川地域が5名で3.1%、開聞地域が1名で0.6%、市外が37名で23.3%となっております。

空き家になっている建物の管理はどうなっているかのご質問ですが、現在、空き家となっている9戸の状況は、空き家期間が長いもので7年7か月、短いもので3か月と、住宅によって



異なっております。教職員住宅については、入居者が退去するときに入居者の負担で畳・ふすま・障子については取替えを行っております。退去後に空き家となった住宅については、所管課である教育総務課で管理しており、敷地の草払いや樹木の剪定等については、必要に応じて管理を行っていますが、窓の開閉による換気等については、十分でない状況でございます。

それから、今後の取扱い問題点をどう考えているかとの質問ですが、空き家となっている教職員住宅を貸してほしいとの市民からの要望もあったことから、空き家住宅の今後の取扱いをどうするか検討するため、関係課と共同で建物の調査を実施し、空き家住宅を今後どうするかについての協議を行ったところでございます。教職員住宅については、教職員への入居の案内を行っているものの、入居希望がない状況にあることから、今後、教職員住宅として利用が見込めない住宅については、利活用する部署へ所管替えして、売却も視野に入れながら利活用を行う方針としております。この協議結果に基づき、今後、売却・市営住宅としての利用等、住宅ごとに検討していきたいと思っております。

総務部参与（久保憲一郎）　なのはな館の運営について、県に対して目的どおりの運営を要求すべきであると思うがとの質問でございました。なのはな館については、現在、2回目の公募について、県と協議を行っているところでございまして、併せて、公募により事業者が決定するまでの間、現在のような形で、県の管理のもと、芝生広場と体育館を開放していただけるよう協議を続けているところでございます。同館につきましては、できれば本来の目的に沿った形で県に運営していただきたいという思いもございますが、県によりますと、県民ニーズの変化や、厳しい財政状況等を背景に、公共サービスの在り方についても見直し、なのはな館については、引き続き県で設置する必要性は低いと判断したとのことでございます。したがって、何とかよい事業者や活用策が見つけれないものかと、2回目の公募について協議を続けているところでございます。

運営休止になった場合、県に対してどういう要求をしていく計画なのかというご質問でした。同館については、現在、2回目の公募について県と協議を行っているところです。併せて、公募により事業者が決定するまでの間は、現在のような形で芝生広場と体育館を開放していただけるよう協議を続けているところです。しかしながら、今後、仮に、完全休止となった場合には、市と県との間で、土地使用貸借契約を締結しておりますので、その契約に基づいて判断することになるかと思っております。その4条では、当該土地については、県はふれあいプラザなのはな館用地に使用するものと定めており、契約期間につきましては、各年3月31日を貸借期間の満了日とし、第5条で貸借期間が満了する1月前までに市と県のいずれからも特別の意思表示がない場合は、1年間継続をすると定めているところでございます。そして第10条では、貸借期間が終了したときは、県は市の指定する期日までに、市に返還することと定めているところでございます。同施設が完全に休館になった場合は、当該土地に

については、ふれあいプラザなのはな館としての使用ではないと判断せざるを得ませんので、解体、撤去も視野に入れて協議していくことになるとは想定されますが、そうならないように、なのはな館の有効活用について、2回目の公募に向けて、県と協議をしているところであります。

農業委員会事務局長（徳留博昭） 農業委員会会長から委任を受けましたので、答弁させていただきます。農業委員会の事務事業の権限移譲についてのメリット、デメリットのご質問でございます。現在、平成24年度から権限移譲を受けるために、準備を進めているところでございます。権限移譲を受ける業務の内容ですけれども、農地法第4条及び第5条の2ha以下の農地転用に係る許可など、知事の権限に属する事務の一部になります。これらの権限移譲を受けた場合のメリットとしましては、申請から許可までの期間の短縮でございます。これまでは、許可までの事務処理期間が50日ほど掛かっていましたが、県への進達事務を省くことによって、30日ほどで処理できることとなります。デメリットとしては特段ございませんが、これまで市町村レベルと県レベルで二重の審査を行っていたものが、権限移譲後は市町村の審査のみとなりますことから、十分なチェック機能を確立してまいりたいと思います。

次に2点目でございます。権限移譲を受けた場合の農地法第4条・第5条の申請取扱いについてですが、申請の内容、方法については、これまでと変わりはありません。権限移譲後の許可までの流れは、申請受付後、現地調査等を実施し、農業委員会総会において意見の決定、許可の議決を行った上で、農業委員会が県農業会議に諮問し、答申を受けた後、農業委員会が許可証を交付することになります。

産業振興部長（吉井敏和） 観光行政の今後の対策等についてというご質問をいただきました。県が公表した10月の観光動向調査によりますと、指宿地区の宿泊者数は前年同月と比較し、78.3%の増加となっております。しかしながら、増加をもたらした大きな要因である九州新幹線や指宿のたまたま箱の開業効果がいつまでも続かないものと認識し、今後の観光振興に積極的に取り組んでいるところでございます。現在、市ではおもてなしによるリピーター対策の強化、メールマガジンやツイッターなどによる情報発信の充実、そして、霧島や屋久島など広域観光の推進の三つを観光振興の柱に取り組んでいるところでございます。さらに、この三つに加え、女性の視点を生かした観光地づくりも非常に大切であるというふうに考えております。大手出版社によりますと、旅行の際には男性よりも女性の意見が重要視されるというデータがあるようです。また、旅行会社には宿泊先や料理、美容などにこだわった女性限定の女子旅など、女性をターゲットにした旅行商品が数多く並んでいるようでございます。このような動向を踏まえ、市では女性の視点を今後の誘客及び観光地づくりに生かすため、女性限定のモニターツアーを計画しているところでございます。このツアーは、これまで指宿観光には不足していると思われる女性目線の内容を盛り込んだ旅行内容で、企画段階から当日の案内まで市の女性職員を中心に運営し、参加者の率直な意見を今後の観光施策に生か

そうという取組でございます。市ではこのような様々な取組を積極的に行うことで、今後の誘客にさらにつなげたいというふうに考えているところでございます。

10番議員（中村洋幸） それでは、なのはな館について質問を続けさせていただきます。

まず、公募の件なんですけど、実際ですね、指宿市は土地の所有者なんですよ。施設は県が造った施設なんです。だからこれを財政的に無理があるから県はやめようということを発表しているわけですので、指宿市がですね、県が公募を行ってどこかに貸すと、貸したいということであっても、まずは指宿市に相談をすべきであって、何で一緒になってという話になったのか。また、22年3月18日の南日本新聞にはですね、指宿市が民間への譲渡という言葉まで使われているんですよ。何で市の土地に建っているのを、民間に譲渡できるんですか。ここらについても、市は同意をしたんですか。そこらについてちょっと伺います。

市長公室長（下吉龍一） 県の方の考え方としましては、まず一番先に指宿への譲渡というのがございました。その後、指宿市が譲渡を受けない場合であれば、民間の方へ譲渡という考えでございます。その関係で、指宿としましては、まず最初に、指宿市として活用できないかということで、今進んでいるわけございまして、そのあとに続きます民間への譲渡という部分までは、現状では進んでいないというところでございます。

10番議員（中村洋幸） 市にできたら譲渡をしたいというのが第一だと、民間はその次だということですけども、新聞にはもうちゃんと書いているんですよ、民間への譲渡も含めて検討をしたいと。それで、譲渡先が決まらない場合は、運営休止も視野に入れているということをちゃんと書いているんですよ。だから、何で県がですよ、簡単に人の土地に建っているやつを、民間に譲渡するというような発表ができるのかなと思うんですけども、これについては、市にも私は相談があった上でこういう発表をしたんじゃないかと思うんですけども、そこらについてはなかったんですか。お聞きいたします。

市長公室長（下吉龍一） あくまでもですね、一番最初から市の方でまず引き受けてくれないかという話でございましたので、現状においては、市の方で何とか活用できないかということで、ワーキンググループも設置し、市の方で検討をしたわけでございます。そのため、市の方では直接運営することは難しいということございまして、現状において県の施設であるなのはな館を有効に活用してくださる事業所がいたならば、市の方で譲渡を受けようというふうに進んでいるところでございます。

10番議員（中村洋幸） 私は公募で応募者がおっても、当然これは、建物は県のやつですから、市がもらうべきではないと。もらってしまえばですね、その応募者も契約3年になるのか5年になるのか分かりませんが、その段階で経営が成り立たないとなればやめる。そうなった場合には所有権は市に移るんですよ。市が管理をしなければならなくなるんですよ。財政難のこの時期にですね、市にそれだけの余裕があるんですか、伺います。

総務部参与（久保憲一郎） あくまでも市といたしましては、市民に財政的な負担を後年度残

さないというのが、あくまでも前提でございます。

10番議員（中村洋幸） 鹿児島県のホームページのですね、これ第1回目のときのやつなんですけど、公募の要件として、指宿市等から補助金その他、これらに類する助成を行わない条件の下で行う事業であって、早期に実現可能でかつ貸付期間中継続的に安定した事業運営が行われるもの。それとですね、事業の内容としては、指宿市の人口交流の増加、観光、産業の振興、福祉の増進等に寄与していただける事業ということで募集をやっているんですが、2回目も大体募集する事業内容、要綱についてはこういうことだろうと思うんですけども、こういう事業をやって、結局、県の福祉協議会に指定管理者としてお願いもして、そこでも2億からのお金があったと、収入にすれば2千何百万かしかなかったというような施設をですね、私は民間は無理じゃないのかなと。この事業内容をですよ、事業内をもとに、事業を展開するとすれば、恐らく無理でしょうと思うところなんですけど、一切指宿市も出さないで、公募に応じる方がおられると思うんですか。そこらについてちょっと考えをお伺いいたします。

総務部参与（久保憲一郎） 我々を含めまして、1回目の公募に現地説明会に参加をさせていただいた業者、あるいは応募を登録した業者等を含めまして、私たちも直接お伺いし、意見を聞きましたけれども、なかなか現状としては厳しいというふうな判断をしておりますけれども、県としても、県内企業や経済団体などのほか、県内外の有識者などから幅広く意見を伺っているところであり、これらの意見を踏まえながら、県としても取扱いを決定していきたいと考えているところでございまして、現状では、その努力をしているという状況でございます。

10番議員（中村洋幸） 努力をしている、県もですね、あまりまだ建って13年、14年目ですかね、こういう施設を閉鎖するとなれば、県民からの批判は受けると思うんですよ。そういう中で、指宿市に建っているから指宿市が何とか利活用できるのであればという思いはあるかもしれませんが。ただですね、指宿市には財政的な余裕というのはないと思うんですよ。この合併特例交付金ですか、これについても23年から28年ですかね、13億ぐらい減るんだということで、ごみの減量説明会の際にもそういう資料もつけてですよ、皆さんにご理解をいただきたいということで話があったわけですけども、指宿に建っているから、指宿の市民が現在ところは使われる方が多いのは分かります。ただ、山川・開聞入れたらですね、やはり山川から開聞から、どんどん市民が来て使うという施設じゃないと思うんですよ。ただ、グラウンドの整備もやっていますので、それと並行して利用するとなれば、それなりのお客さんはあるかもしれません。ただ、あの建物自体は私はいらんんじゃないのかなと。敷地をもうちょっと有効活用する方法を考えた方がいいんじゃないかと思うんですけど、そこら辺についてはどう思われているんですか。お伺いいたします。

総務部参与（久保憲一郎） なのはな館については、昨日から申し上げているように、平成10

年に69億円かけて設立をされた。それなりの効果も認識をしているところでございますけれども、県としても13年しか経過していない。さらに、解体するにしても、試算としては8億円程度掛かるというのも出ておりますので、なかなか土地だけの利用という状況には厳しいのじゃないかなと、そういうことも踏まえて、今の段階では、先ほど申し上げますように、市民に負担が掛からない、そしてなおかつ有効活用ができる状況を、今、一生懸命模索をしていると、そういうことでございます。

10番議員（中村洋幸） 確かにですね、市民に負担が掛からずに有効活用ができればそれに越したことはないんですよ。私もどうしても取り壊せと言うんじゃないありません。県がそれだけの費用を出して、あくまでも県の施設として、指宿に有効活用をしてくださいというのであればですね、それはありがたいことだと思います。ただ、建物を市でもらってくれと、県はお金はないんだということでは、指宿もそれ以上の財政難であるんじゃないのかなと思うところでございます。ここの敷地2万8,235坪と、9万3,206㎡という土地なんですけど、今、無償貸し付けですよ。これを県がですよ、仮に休止をしたと、建物についても、当然、指宿市は更地にして返せという請求はできると思うんですけど、何かの形でその契約を先延ばしにした場合ですね、24年の3月31日で契約はいったん切れるわけですよ、更新の時期になるわけですね。だからこれをですよ、仮にしなかった場合に、有償で貸付をしますよと、契約違反だから有償で貸付をするとした場合に、市としての試算額は幾らぐらいになるんですか。

市長公室長（下吉龍一） 貸付料でございますが、本市の公有財産管理規則第42条第1項には、普通財産を貸し付ける場合の貸付料は、当該普通財産の時価評価額に100分の4を乗じて得た額を年額とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるもの、または不動産以外の普通財産の貸付料は、その都度定めるものという規定がございます。この規定に則り、なのはな館の土地について県への貸付料を算出いたしますと、なのはな館の土地につきましては評価を行っておりませんが、近傍地の評価額を参考に算出いたしますと、評価額は平米当たり2万2,200円ですので、時価評価額は約3万1,700円ということになり、なのはな館敷地の実測面積約9万3,200㎡でございますので、これに100分の4を乗じますと、年間の貸付料は約1億2,000万円というふうになるようでございます。

10番議員（中村洋幸） 14億400万円ですか、造成費までかけた土地をですね、今まで無償で貸し付けていたわけです。これを仮に、仮にどこかの民間の事業者が借りた場合は、市の試算では1億2,000万円と、我々不動産の民間の試算ではですね、建物所有をしておりますので月に1,976万円ぐらいと。とういことは2億を超えるわけですよ。それぐらいの財産を無償で貸し付けて、県も13年運営をしてやめるとなれば、何のために指宿市はこういう14億もかけて造成をした土地をですよ、無償で貸し付けたんだろうなということにもなるんですよ。だから、芝生広場も含めて、県が建物まで含めて、やはり最後まで責任を持つということですよ、市の方からも強く言うべきだと思うんですよ。市民は怒りますよ。私はこの当時は

山川町民ですから、だけど今は合併して指宿の市民です。市民の一人として言わせてもらえばですね、やはり、最後まで責任を持ってくれというのが当たり前だと思いますよ。市長、指宿市で単独でこの施設を運営できるということは、まずないですよ。そこら辺についてちょっと確認をしたいんですが、施設運営できるだけの私は力は持ってないんじゃないかなと思うんですけども、市長はどう考えているんですか。市長の考えをお伺いいたします。

市長（豊留悦男） 今までの答弁をいたしましたとおりでございます。これまでの形態での運営は不可能であろうと思っております。ただ、現実を鑑みたときに、県もできない、市もできない、民間もできないとなったときにどうするか。あのまま休止状態であの場所にそのまま残していいのかということもあろう。ただ、公募した場合に、いろいろ手を上げる、または見に来る、希望を示す企業等があります。しかし、その企業があの場で、あの環境の中でどういう営業と申しますか、企業としてなのはな館を活用するかということについても、十分慎重に考えなければならない。そういう意味で、非常に今、このなのはな館をどうするかという問題については、頭を悩ませているところであります。一方、利用者の声というのも、時々お聞きすることがございます。現在、夜、体育館等を開放しております。私、数回その様子を見にまいりました。高校の生徒がバドミントンをしていたり、いろんな方々がしてたり、また昼はグラウンドゴルフをしていたり、その方々が、この芝生は私たちが管理するから、何とか継続して使用させていただけないか、そういう声も聞いているところでございます。議員ご指摘のように、こういう経済状況でもありますし、すぐにこのなのはな館活用について企業等が手を上げ、そして実際運営に携わってくれるという、そういう希望というのも非常に厳しいだろうと、そう思っております。ですから、先ほど担当室長と参与が申し上げていますように、今、どうしたらいいのか、又は、民間に対して働きかけて、有効に活用していただくような手立てを一生懸命取っているところでございます。しかし、極めて現実としては難しいであろう、そういう認識は私は持っております。

10番議員（中村洋幸） 県が運営をやめた場合にですね、あの建物が、私はそこにそのまま残るとことはまずないと。言うなれば、市がそれまでにその契約違反というかですね、目的外に使われる場合には、ちゃんと取り壊して更地にして返せとか、そうじゃなければ敷地料をもらいますよというような、前もってのですね、やはり県に対しての使用外目的になった場合の市の対応策というのを示しておくべきじゃないのかなと。私は、明けて2月の末までには休止も考えられるわけですので、そこら辺について休止になった場合はどうしていただきますよという市の考え方も、当然、県には示しておくべきだと思います。

時間がなくなりましたので、教職員住宅の関係で質問をいたします。全部で47戸ということで、一般の職員用が12棟、校長・教頭住宅が35棟あるわけですが、この中にはですね、教頭・校長住宅の35棟の中には、耐用年数が残っているのは4棟しかないんですよ。面積的にも小さいということもあるんですけども、この教頭・校長はですね、学校の敷地内、学校

の近くから離れて居住するというわけにはいかないんじゃないのかなと。狭くても、古くても、設備が悪くても、校長・教頭は文句を言われてないんじゃないのかなと思うんですけども、ここらについてですね、市と教育委員会としては、改修、改築、また建替え等も含めて、年次的な計画は持っておられるのかどうか、そこら辺についてお伺いいたします。

教育部長（吹留賢良） 教職員住宅については、昭和40年代後半から50年代に建てられた住宅が多く、老朽化が進んでいる住宅も多いことから、増改築を検討する場合は、増築ではなく建替えを行った方がよいと考えております。しかし、建替えを行う場合、膨大な建築費と、その後の維持管理費が必要となり、費用対効果も見込めないことから、今後の教職員住宅の在り方について検討する必要があると考えております。

10番議員（中村洋幸） 校長、教頭についてはですね、やはり学校の近くというのが条件だと思うんですよ。一般の教職員にしても、山川・開聞地区は校区内に住んでいただきたいということで、一般の教職員住宅も建築していたわけでありまして、これをどう処分するか分かりませんが、教育委員会として、校区内の居住というのを、先生方にもお勧めしていただきたいなと思うところなんですけど、そこら辺についてはどう思われますか。

教育長（池田昭夫） 教職員が地域に根ざして、地域と一体になった教育活動に取り組むということは、学校と地域の関係を更に深めることにつながり、児童・生徒の健全育成を図る上でも重要であると考えております。本市におきましても、平成23年2月に策定しました指宿市教育振興基本計画の地域まごとの教育の推進の中で、学校、家庭、地域の連携協力について取上げ、その指導を行っているところでございます。教職員の校区内居住につきましても、転出・転入時に指導しているところでありますが、交通事情の利便性など、諸事情により校区内に居住していない教職員もかなりおります。そこで、学校のPTA活動、又は校区、地域行事等に積極的に参加することについて、校長会等を通じて指導をしているところでございます。また、平成19年度より始めました教職員の人事評価制度においても、地域の活動に積極的に係り、地域に貢献している教員の姿勢や、その努力の様子等について、校長・教頭が直接評価し、適切な指導がなされているところであり、教育委員会としまして、今後も教職員の地域と一体となった教育活動が推進され、保護者や地域の期待にこたえられるように、指導してまいりたいと考えているところでございます。

10番議員（中村洋幸） 地域に住んでもらえばですね、それこそ災害の関係も含めて、有事の交通事故かこれもあると思うんですけど、担任としては、即、かけつけられるようなところに居住をお願いできればと思います。強制は、もう今の時期ですから、強制はできないと思うんですけども、できるだけですね、校長・教頭からもそういう地域居住というのを進めていただければ、子供たちも安心できるんじゃないかと思います。

あと7分ほどありますので、観光の方でちょっとお伺いいたします。一概にですね、観光と言ったら、私は難しいと。まず、地域に幾ら経済効果が、お客さんが来てもらうのもあり

がたいことですが、幾ら経済効果を生み出すかなということだと思っんですよ。新幹線効果で指宿の宿泊客は増えたという答弁をいただきましたけれども、土産物品店とか、飲食店の関係もだと思っんですが、指宿市は宿泊の施設があつて、当然、そこに泊まつて、朝そこを出発していくということで、昼食時間には当たらない時間帯になるわけですよ。だから、できたら夜の関係で夕食をとということもあると思っんですけれども、ほとんどの方はホテルで食べられると。指宿駅前にビジネスホテルでもあれば、その指宿の中心街もちょっと賑やかになるのかなという思いはしているんですが、そこらも含めてですね、合宿についてもそれなりの施設は私は整っていると思ひます。だけど、指宿のホテルで受け入れがですね、予算的な面も含めて、どういふ受入体制を取つてくれているのか、そこらについても検討する時期に来ているのではないのかなと。今後、観光客もですね、また東北の方にもどんどん流れていくんじゃないのかなという懸念もあるわけですよ。だから、そういう中で、今まで温泉があるから温泉街だから、指宿にはお客さんは来るんだと、観光客は来るんだという考え方が前提じゃなくてですね、やはり、担当課を含めて、この関係団体の方々、いろいろ検討すべき時期に来ているんだと思っんですが、部長、そこらについて、全体的な考え方でどう思われているかですね、お聞きいたします。

産業振興部長（吉井敏和） ありがたいご指摘、ありがとうございます。一生懸命観光課の方でも様々な方策を講じて、この宿泊の増が続くように懸命に努力をしているところでございます。新幹線開業等によつて、県外の観光客等を対象とする土産品取扱いのある商店などでは、若干プラスの影響を受けている店舗もござひます。またその一方で、一部の地域に偏つているため、全体的な商店街等への影響は少ないという状況が見られるようです。先ほども触れましたけれども、様々な方策を講じて今後の状況を継続していくということが一番大事だろうと思つております。こういったことから、市の方では、おもてなしによるリピーター対策の強化、メールマガジンやツイッターなどによる情報発信の充実、そして、霧島や屋久島など、他の観光地との連携を含んだ広域観光の推進の三つを観光振興の柱として、現在、取り組んでいるところでござひます。こういったことを取り組む中で、今後も持続して観光客の増を図つていきたいというふう考えているところです。

10番議員（中村洋幸） それともう一つお聞きしたいのが、土産物品店の関係ですね、市内の土産物品店というのは、お客さんが来ても何も買つてもらえないと、売上は伸びてないというのが大多数の店だろうと思ひます。ここについても変わる時期じゃないのかなと。今までの土産物品ではですね、ちょっとお客さんの手が出にくくなつていると。やはり、指宿らしさというか、指宿でしか買えないもの。そういうものを提案していつて、店に並べてもらえればなと思ひますが、今ですね、指宿でこれは売れていますよというようなのがあれば、3品でも5品でも、これは売れているよと、これは自身がありますという土産物品が何かあるんでしょうか。あると思ひますので。



議長（松下喜久雄） 簡潔にお願いします。

産業振興部長（吉井敏和） 指宿ブランド産品協会という組織がございまして、これに特産品とか工芸品とか、そういったお店が加入をしていらっしゃいます。この中に食品関係で43品、工芸品で39品、これはほんの一部だと思っております。こういった中で、昔から土産品として根強い人気を持っておりまして、指宿地域で言えばいぶすき路、開聞地域で言えばかいもん太鼓とか、そういったお菓子等もございまして。オクラ漬け等についてはこれまでもずっと根強い人気で、観光客等には非常に好評だという話をお伺いしているところでございます。

議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時09分

再開 午後 2時19分

議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、西森三義議員。

2番（西森三義） 皆さん、こんにちは。2番、西森三義です。本当にたくさんの方が傍聴に来ていただきまして、ありがとうございます。2011年12月議会のおおとりを務めることになりました。この1年間を振り返りながら、質問をさせていただきたいと思いますが、その前に、今、畑でオクラの処分作業やソラマメの手入れをしていると、桜島がよく噴煙を上げています。12月8日には爆発が年間最多となった旨のテレビ報道がありました。今、世界に目を向けますと、いろいろなところで異常気象により大洪水等が報道されております。また、世界の人口は増加傾向にある中で、政府がTPP参加に向けた交渉に入っていますが、食の安心・安全が脅かされることとなります。例えば、残留農薬基準の緩和とか、食品添加物の緩和とか、懸念される問題が山積みです。まずは国民と十分議論をし、そして、平成32年までに食料自給率50%を達成するとした食料農業農村基本計画を守ることが先決であり、生産条件が全く異なるアメリカやオーストラリアのような農業大国と同じ農業を施行するのは非現実的です。我が国の実態に則した持続可能な農業を目指すべきとの考えから、TPPへの参加には断固として反対していきたいと思っております。前語りが少々長くなりましたが、通告にしたがって順次ご質問いたします。執行部の前向きなご答弁をご期待を申し上げます。

まず初めに、1番目の高齢者対策についてであります。いずれは自分も通る道であり、現在でも片足ぐらいいは入っているかもしれませんが、南日本新聞の老いのかたちを購読しているうちに、指宿市の取組は万全なのかどうか、確認の意味で質問をする次第であります。

そこで、市内に65歳以上の高齢者が何名で、そのうち、一人暮らしは何名いるか。そして、孤独死をなくすため、指宿市の支援策はどのようなになっているか、お伺いをいたします。

それから、全国で高齢者の家族が年金を不当に受給したとの報道も度々あるが、指宿市では、年金受給者の生存調査をどのような方法でされているか、お伺いをいたします。

次に、2番目のなのはな館についてであります。この件については、数名の同僚議員が質

問されておりますが、私は私の目線で質問したいと思います。まず、公募の状況はどうなっているかということについては、同僚議員への答弁で理解しましたので不要です。そこで、以前、議員懇談会での説明で、雨漏りがしているといわれていたが、補修工事について県へ要望しないのか、お伺いをいたします。

また、全国のトップを切って早春の南国路を舞台に、全国の市民ランナー約2万名が参加して開催される菜の花マラソン大会や、菜の花マーチ等、市民全員で盛り上げる一大イベントであります。指宿市の威信をかけての大会であり、何としてでも、参加された方々に来年も参加するという気持ちを抱いてもらうためにも、施設の開放、とりわけ館内のトイレ使用を県へ要望できないか、お伺いをいたします。

次に、3番目は観光客の誘客対策についてであります。今年は九州新幹線全線開業の影響で、宿泊客が6・7か月連続で二桁増であると新聞に掲載されていたが、一過性の増で終わらせないための取組もいろいろ実施していることも聞いています。そこで、菜の花マラソン大会参加者の歓迎も含めて、JR沿線に菜の花を植えることはできないか、お伺いをいたします。

さらに、観光特急いぶたま号で来られるお客様の目の保養も考え、薩摩今和泉駅から指宿駅のホームに四季の花によるプランターの設置はできないか、お伺いをいたします。

次に、4番目の駅伝大会についてであります。3月の議会においても質問させていただきましたが、その時の市長の答弁の中で、駅伝により指宿市民に与える勇気と感動というものは、大切にしなければなりませんとありました。そこで、頑張っている選手に力を与えるため、多くの市民に呼びかけて沿道に出て応援してもらう。その対策として、県下周駅伝大会並びに地区対抗女子駅伝大会に指宿市独自の応援旗は準備できないか。準備ができるとなれば、事前に各地区公民館長さんへ旗を配布し、多くの市民に応援をしてもらうよう要請することはできないか、お伺いをいたします。

最後に、長距離選手の育成、確保という点からも、有望選手を市内の企業等と連携し、採用してもらっているか、お伺いをいたしまして1回目の質問といたします。

市長（豊留悦男）　なのはな館の雨漏りについて質問をいただきました。県は、1回目の公募で事業者が決定した場合に、大規模な改修工事を実施するとの考え方でございましたので、本年度、その費用として1億円程度の予算を計上しているようでございます。しかしながら、公募で事業者を決定することができませんでしたので、執行されていない状況でございます。今後、2回目の公募を実施し、事業者を決定した時点で改修工事が行われるものと考えております。

次に、JR沿線に菜の花を植えることはできないかとのご質問でございます。本年3月に開業した九州新幹線鹿児島ルート及び観光特急指宿のたまて箱の運行開始により、JRを利用する観光客が増加しております。特に、指宿のたまて箱は85%を超える乗車率のため、土曜日、日曜日を中心に満席状態が続いていることから、指宿のたまて箱に乗車できない観光

客は、普通列車を利用し、指宿においていただいております。市では、九州新幹線や指宿のたまたま箱など、JRを利用して指宿においていただく観光客を、菜の花など季節の花で迎えるため、指宿枕崎線沿線うきうき景観形成促進事業に取り組んでいるところでございます。今回、二月田駅前の区画整理地内において、約830㎡の土地に菜の花の植栽を実施したことから、JRを利用する菜の花マラソンの参加者などを、一面の菜の花で歓迎できるのではないかと考えているところであります。そのほか、宮ヶ浜のJR沿線においては、宮ヶ浜公民館を中心に草刈りなどの清掃作業を実施していただいたほか、指宿駅においては、ホテル関係者や駅前通り会、タクシー協会などで構成する指宿駅周辺を明るくきれいにする会が、駅ホーム内で清掃作業を実施するなど、JR沿線を含め、花の植栽や景観整備に努めているところでございます。

次に、県下周駅伝についてでございます。市といたしましては、前回大会から指宿市単独のチーム編成となったことから、昨年5月に市体育協会、市陸上競技協会や中学校・高校関係者等からなる指宿地区駅伝運営委員会を設立し、当運営委員会と連携を図りながら、選手の確保や合同練習会等によって、チームの育成強化を図っているところでございます。昨年の大会については、男女ともにチーム編成が厳しく、特に男子チームについては、一時、大会へのオープン参加も考えられたところでございます。選手確保には選手を地元に残す取組が非常に重要であると認識をいたしております。昨年度に引き続き、本年度におきましても、選手本人の努力はもちろんのことではありますが、関係者のご理解により地元企業に就職された選手もおります。今後におきましても、アマチュアスポーツという制約もあるところですが、指宿地区駅伝運営委員会と連携を図りながら、選手が地元に残っていただくように努めてまいりたいと思います。

以下、いただきました質問等につきましては、関係部課長等に答弁をいたさせます。

教育長（池田昭夫） 県下周駅伝及び地区女子対抗駅伝大会の応援についてでございますが、現在、県下周駅伝大会につきましては、広報紙等で市民に選手の通過時間をお知らせするなど、応援のお願いをいたしております。市独自の応援旗による応援はできないかとのことですが、選手にとりましては、沿道に多くの市民が足を運んでいただくことが何よりも励みになると思います。更に周知の工夫をしてまいりたいと思います。横断幕やのぼり旗も現在ありますが、これをうまく利用して、精一杯選手の皆さんを応援したいと考えておるところでございます。

健康福祉部長（迫田福幸） 高齢者対策について、本市の高齢者の人数と支援策についてのご質問でございます。本市の65歳以上の高齢者数でございますが、本年11月30日現在、市内に1万3,998名おられます。地域別では、指宿地域が8,280名、山川地域が3,471名、開聞地域が2,247名となっております。このうち、在宅の一人暮らしの高齢者数は3,024名となっておりますが、性別の内訳を申し上げますと、男性が668名、女性が2,356名となっております。ま

た、地域別では、指宿地域が1,849名、山川地域が731名、開聞地域が444名となっております。

次に、孤独防止のための支援策といたしましては、急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応が十分取れない方に対して、緊急通報装置を支給する緊急通報等体制整備事業や、訪問給食により食事を提供し、栄養改善を通じた健康の保持と安否確認を行う高齢者訪問給食サービス事業、援護を必要とする方に対し、孤立感の解消のため、地域の方々による声かけや安否確認を行う在宅福祉アドバイザー設置事業等を実施しているところでございます。

市民生活部長（中間竜郎） 年金受給者の生存調査はどのようにされているかとのご質問ですが、以前は、社会保険庁から受給者本人にハガキ形式の現況届が送付され、必要事項を記入し受給者本人が提出しておりましたが、平成18年10月から社会保険庁、平成22年1月からは日本年金機構において、住民基本台帳ネットワークシステムを活用して、年金受給者の生存確認を行うこととなったため、以前のような現況届の提出が原則不要となっております。ただし、所得や障害の程度を確認する必要がある障害年金などや加給年金額等が加算されている場合、また、住民票コードが日本年金機構に収録されていない方などにつきましては、これまでどおり年1回、現況届などの提出が必要となってきているところでございます。

総務部参与（久保憲一郎） なのはな館について、イベント等を開催するときは、建物内のトイレも使用できるのかというご質問でございました。県によりますと、菜の花マーチやマラソンなど、イベント時のトイレの使用につきましては、現在行っている暫定利用の範囲内において、ご利用いただくようお願いしたいとのことでございます。現在、なのはな館につきましては、体育館をはじめ4か所のトイレが午前9時から午後9時まで使用可能となっている状況です。防犯上の問題や、事故が発生したときの責任の所在などの問題もありますので、県としては、現状でご理解をいただきたいとのことでございますが、不便ということでございますので、改めて本館1階トイレの開放について、県に要請をしていきたいと考えているところであります。

産業振興部長（吉井敏和） 駅にプランター等を設置することはできないかというご質問でございました。市では、本年3月12日の九州新幹線鹿児島ルート全線開業と観光特急指宿のたまたま箱開通による歓迎イベントにおいて、指宿駅構内をはじめ、駅舎周辺を菜の花で装飾し、菜の花畑を演出いたしました。当初は駅のホームも計画しておりましたが、利用者等の安全上の問題から最終的に設置できませんでした。現在は、改札口付近に南国ムード漂う観葉植物等を観葉植物組合やフラワーパークかごしま、JRのご協力により設置しているところでございます。市も可能であれば菜の花プランターをホーム内に設置したいと考えておりますので、指宿駅から薩摩今和泉駅までの間で設置できる場所がないか、所管となる指宿駅に確認したところ、宮ヶ浜駅と薩摩今和泉駅の無人駅は、安全管理上の問題から設置は難しいとのことでしたが、有人駅である指宿駅と二月田駅については、設置できる範

困は限定されているが可能であるという回答をいただいたところです。今後、設置する方向でJRと協議をしてみたいと思っております。なお、設置可能となった場合は、できるだけ目につきやすい場所へ設置したいと考えているところです。

2番（西森三義） それでは2回目以降の質問に入らせていただきます。先ほど、まず1番目の高齢者対策についてであります。高齢者の数を聞きますと、1万3,998名と、たくさんの方が、高齢者がいらっしゃる。そういう中で、当市の介護施設は十分なのか。例えば、施設に入りたくても入れない人はいないか、お聞きいたします。

健康福祉部長（迫田福幸） 本市の介護保険施設の整備状況でございますが、現在、市内には介護老人福祉施設が3か所、介護老人保健施設が3か所、介護療養型医療施設が2か所あり、3施設の定員は492人となっております。また、グループホームは12か所で定員144人、特定施設介護付き有料老人ホームが2か所で定員50名となっており、合計22か所で686名の定員となっております。なお、介護保険施設等に対する待機状況でございますが、本年10月に調査した結果、要介護2以上で介護老人福祉施設や介護老人保健施設への入所を希望している待機者は49名いるようでございます。したがって、現在、策定中の第5期介護保険事業計画の中で、これらを含め在宅生活を支援していくための居宅サービス充実のほか、要介護高齢者の状況に応じて円滑に施設サービスが利用できるよう、給付と介護保険料等の負担のバランスを図りながら整備する必要があるものと考えております。

2番（西森三義） 介護施設ができていけば、また市も財政が厳しいおり、負担増になるわけですが、待機者も49名いらっしゃるという状況でございますので、そこあたりの解消に向けてはですね、各段の努力をしていただきたいと、お願いいたします。

それから、先ほど孤独死をなくすための支援策を聞いておりますと、いろいろ救急通報の設置等があるということで、あるいはアドバイザーもしていると、活動しているということでしたが、現状はそういう高齢者に対するアドバイザーは、月何回ぐらいの活動をされているか、把握されていらっしゃいますか。

健康福祉部長（迫田福幸） 本市では在宅福祉、アドバイザー設置事業を実施し、見守りが必要と思われる方が孤立感を抱かないよう、訪問や声かけなど見守り活動を展開しているところでございます。見守りの対象となるのは、寝たきりや一人暮らしの高齢者のほか、身体障害者や知的障害者の世帯及び母子・寡婦・父子の世帯などで、昨年度は2,963世帯に対し、延べ7万6,837回の訪問活動をしていただきました。年26回で月2回ないし3回の訪問ということになります。本年もアドバイザーとして各地区の公民館長さんや婦人会員、老人クラブ会員等、539名の方々にご協力をいただき、事業を遂行しているところでございます。また、民生委員の方々には垣根越しの声かけ運動で、担当地区内の高齢者に対しまして、訪問や声かけ、見守り等の活動をおこなっていただいているところでございます。この他にも、地域に中で高齢者サロンなど、独自の活動を続けているグループもございます。さらに、デイサー

ビスや訪問介護サービスの適切な利用も、閉じこもり防止や孤立の防止につながっているものと思っております。今後も高齢者が住み慣れた場所で、安心して暮らせる地域づくりに、引き続き努めてまいりたいと考えております。

2番（西森三義） 市内に539名がそういうふうな一人暮らし等を中心に活動をされているということでございます。まだまだそれが充実されていかなければなというふうに考えているわけでございます。私が住んでいる西指宿中校区においては、一人で生活している方を多く見かけます。一人暮らしではですね、先ほどもありましたように、部長がありましたように、家族の見守りがいないため、体調急変時の救命措置が困難と考えられる。先ほどは救命通報装置というのがあるということに答弁をされましたが、そしたら、その救命装置をですね、どのように高齢者の方に周知指導をされているか、お伺いをいたします。

健康福祉部長（迫田福幸） 体調急変時の救命措置と連絡方はないかとのご質問でございますが、緊急時の対応策といたしましては、緊急通報体制等整備事業と救急医療情報キット配布事業がございます。救急通報体制等整備事業は、一人暮らしであること等により、急病や災害等の救急時に、迅速かつ適切な対応が十分取れない方に対して、緊急通報装置を給付するものでございます。通報先となる協力員には、家族や親戚など、日常的な安否確認や緊急時の対応ができる方を最大4人まで登録することができます。また、携帯電話の普及が進んだことから、最近では通報先の1番目を子供さんの自宅、2番目を携帯電話というような登録の事例も増えてきておりますので、通報があった場合は必ず対応していただけるものと考えております。利用者やその家族からは、一人暮らしの不安を感じていたが、装置の設置により非常に大きな安心感を得られているとの声を聞いているところでございます。

また、本年度は救急医療情報キットを配布することにしておりますが、救急医療情報キットとは、かかりつけ医や服薬方法、持病、救急の連絡先など、必要な情報を専用の容器に入れ、家庭にある冷蔵庫に保管し、消防署と連携することで、万一の際、駆け付けた救急隊員がそれらの医療情報を確認して救急対応に生かす取組でございます。容器内の医療情報により、適切で迅速な救急措置が可能となるほか、緊急通報装置の給付と同じく、健康上の不安を抱えながら在宅生活を送っている高齢者等の不安軽減の効果が期待できるものと考えております。

2番（西森三義） 今、部長の方で詳しく説明はいただいたんですが、私に説明するんじゃないんですね、高齢者にどのように、この通報装置等は周知徹底をされているのかと、そういうことを問うたんですが、それについてはどうだったですか、お伺いいたします。

健康福祉部長（迫田福幸） 緊急通報体制等整備事業をはじめとする高齢者福祉事業に関しましては、市のホームページはもちろんのこと、毎年、広報紙の9月号で敬老の日の特集記事と併せて、高齢者向けの福祉事業を一覧で掲載し、周知に努めているところでございます。また、広報紙のほかにも、毎月1回行われる、国民健康保険高齢者受給者証交付説明会の開

催時に、参加された方々に高齢者福祉事業をご説明申し上げておりますし、さらに、民生委員・児童委員連合会協議会の総会や各地区の定例会等でも、事業の概要や手続き方法等について説明しているところでございます。今後とも、様々な機会をとらえ、事業の周知に努めてまいりたいと考えております。

2番（西森三義） ありがとうございます。高齢者についてはですね、何回となく、かんたくって、いっかすいごっ、説明をしていただきたい。そして、老人クラブの総会等なり、そういうときに説明していただければ、またありがたいなというふうに思っております。

それから、先ほど部長の方でありました緊急医療情報紙を配布すると、それによってその高齢者についても病名も分かるというようなことではございましたが、その情報紙は準備されていると言われましたが、いつごろ配布される予定ですか、お伺いいたします。

健康福祉部長（迫田福幸） 配布につきましては、現在、準備中でございます。来年の2月ごろには配布できるかと思っております。

2番（西森三義） いいことはすぐとりかかって、そして、それがうまく活用できるように対応していただきたいと、よろしく願いいたします。

それでは、先ほどもちょっと答弁で出ましたが、給食サービスについてお尋ねをいたします。市内で何名の方に配達をされているか。また、給食サービスに市からの助成額は幾らなのか、お教えてください。

健康福祉部長（迫田福幸） 訪問給食サービス事業は、食の自立支援事業として、食事の調達や調理が困難な高齢者等に対して、定期的に居宅を訪問し、栄養のバランスのとれた食事を配食するとともに、自立した生活支援を図るため、利用者の安否確認を行う事業として実施しております。利用者数でございますが、本年11月の配食給食数は、市内全域で467名で、地域別では、指宿地域が266名、山川地域が129名、開聞地域が72名となっております。なお、市の助成額であります。1食当たりの単価は660円となっており、そのうち450円を利用者にご負担いただき、210円を市が助成しております。ただし、所得の低い方につきましては400円をご負担いただき、260円を助成しているところでございます。

2番（西森三義） 今、給食サービスをすることによって在宅確認にも有効であるという答弁がなされましたが、今で見れば467名と、まだいろんな自分でおいしい料理を作られる方もいらっしゃると思いますが、安否確認等の有効手段として考えてみればですね、まだ普及するべきと思われそうですが、その普及活動はどのようにされているか、お伺いいたします。

健康福祉部長（迫田福幸） 訪問給食サービス事業を含めまして、市の高齢者福祉事業につきましては、先ほど答弁を申し上げましたが、市のホームページや広報紙などのほかに、民生委員や在宅福祉アドバイザーによる見守り活動の中でご紹介をいただいているところがございます。また、市内の特別養護老人ホームに設置しております3か所の在宅介護支援センターでも、相談内容に応じて事業の説明とご紹介をいただいているところござい

す。なお、地域包括支援センターにおいても、相談業務の中や保健師、ケアマネージャー等が訪問活動の中で必要が事業の紹介なども併せて行っているところがございます。今後とも高齢者が自宅で安心して暮らせるよう、事業の周知に引き続き努めてまいりたいと考えております。

2番（西森三義） 是非、高齢者の安心・安全のためにもですね、事業の普及に取り組んでいただきたいと、よろしくお願いいたします。

12月から2月は突然死が多く発生していると聞いたことがありますので、地域や行政によるこまめな安否確認によって、突然死の未然防止に取り組んでいただきたい。また、昨日、同僚議員が職員の地域担当制について質問をした答弁の中で、市長は、孤独死をなくすため、声かけを実施できるように地域に貢献していただきたいと思っているとありましたので、是非、職員の指導方をお願いいたします。

それでは、年金受給者の生存については、先ほど答弁をいただきましたが、いろいろ1回目のときにも申し上げましたように、全国では年金を不当に受給しているという報道が度々あるわけですね。そこでお伺いいたしますが、これまで指宿市では、そういうふうな不当に受給された年金の不当受給はなかったのか、お聞きをいたします。

市民協働課長（長山君代） これまで指宿市において、年金が不正に受給されたことはなかったかとのご質問ですが、指宿市を管轄しております鹿児島南年金事務所に確認をいたしましたところ、指宿市においてはそのようなことはなかったとのご回答をいただいております。

2番（西森三義） 指宿市では年金の不当受給はなかったと、ありがたいことでございます。今後もですね、テレビ報道で親の年金を子供さんが隠して受給していたということは、恥ずかしいことだと思いますので、是非、そういうことがないように、今後とも取り組んでいただきたいと、よろしくお願いいたします。

それでは、次になのはな館の問題に入ります。なのはな館についてはですね、もう再三一般質問が出ております。その中で最初言いましたように、自分なりの目線でお伺いいたしますので、よろしくお願いいたします。

公募の状況についてはですね、先ほども同僚議員の答弁でも理解いたしましたんですが、その中で、施設を区分けして貸し出す方法は、今まで検討されなかったのかどうか、お伺いをいたします。

総務部参与（久保憲一郎） 建物を一括でなく区分けして貸し出す方法は検討していないのかというご質問だったような気がします。区分けして貸し出そうとした場合に、応募が重なる部分と、応募が全くない区域が生じることが予想されるわけでありまして。その場合、応募のなかった区域がどこになるのかということにもよりますけれども、空調が集中管理の部分もありますので、そこをどうするのかとか、水道や電気をどうするのかとか、全体的な植栽や建物等の管理をどのようにするのかといった問題が生じることになります。このようなこと



から、1回目の公募の際には、一括貸付としたところでございますが、仮に、2回目の公募を行うのであれば、部分貸付を希望する複数の企業が、共同で新たな法人を作り、その代表となる法人が応募することも可能とすることも含めて検討をしたいと考えているところであります。

2番（西森三義） いろんな同僚議員への答弁で聞いておりますと、なかなか公募については申し込みがないようでございます。私もつい最近、なのはな館の方に足を運んでみました。回るだけでも結構広いです。これはもうわざわざこっじゃらいと、これが休館になれば大変な問題だということを感じるところでございました。そこで、ジェット機がひっちゃれたような、不用と思われる建物等はですね、県にそういう一部解体することは要請ということは検討されませんでしたでしょうか。

総務部参与（久保憲一郎） 県と協議を続ける中で、不要な建物については、要請に応じて県で一部解体、あるいは撤去することが可能なのかということで確認をずっとしてまいりましたけども、県からは、一部解体、あるいは撤去ということは考えていない。現在の建物の状態で活用していただきたいとの回答があったところであります。

2番（西森三義） 先ほども言いましたように、なのはな館を調査する段階で、非常に広いなというふうに思いました。そこで建物を解体しないのであればですね、施設全体で必要な電力を確保するために、屋上に太陽光パネルを設置するよう県へ要請できないか、お伺いいたします。

総務部参与（久保憲一郎） なのはな館の屋根などに、太陽光発電用のソーラーパネルを設置することにつきましては、建物等の所有者が県でございますので、市としては検討したことがないところでありますけれども、また、県においても、なのはな館については譲渡を前提として取り組んでいるところでありますので、今後、県においても活用する方向での見当はないのかということも併せて聞いていきたいと思っております。

2番（西森三義） 先ほど市長の答弁の中で、補修工事については県が1億円の予算計上をしているという答弁がございましたが、ただ予算計上をしているのであって、補修をしないとすればですね、建物の損傷はひどくなっていかないのか、お尋ねをいたします。

総務部参与（久保憲一郎） 現在、なのはな館では本館の売店が入っていた部分、それから中央ホール、ゲートボール場、体育館などで雨漏りがしているという状況がございます。県においては、先ほど市長の答弁にもありましたけれども、施設譲渡が決まった後に、雨漏り箇所も含めて、9か月程度をかけて大規模な補修工事を行うということでございます。

2番（西森三義） なかなか持ち物が県ということで、厳しいものがございますが、市の持ち物でないだけありがたいなというふうに感じております。その中でですね、もう温泉施設は長い間使用していないようでございますが、温泉施設は長い間使用しないと、配管が詰まり使用できなくなると聞いたんですが、県の調査で分かっていたら教えていただきたい。

総務部参与（久保憲一郎） 県によりますと、源泉ポンプ等については、その機能を維持するため、週1回の周期で試運転や保守点検を行っているとのことでございます。

2番（西森三義） 前も言いましたように、現在は芝生の手入れはきれいにされておりました。ただ、ツツジを植えてあるところはですね、草が生えていましたけど、管理する人に聞いたら、近いうちにまた作業をするということでしたが、完全に休館となった場合の維持管理はどうするのか、県の返答が出ていましたらお伺いをいたします。

市長公室長（下吉龍一） 完全に休館になった場合の維持管理についてでございますが、恐らくいま暫定期間中でございますので、平成24年4月以降についてのことと思います。現段階では確定していないところではございますが、2回目の公募が実施できない場合や、公募を実施したものの事業者が決定できなかった場合などには、引き続き現在のような形で開放していただけるよう、県と協議を今続けているところでございます。

2番（西森三義） 今、室長からありましたように、現在の状況ということは、芝生広場と体育館は24年4月以降も借りられるように交渉中ということで理解してよろしいのでしょうか。

市長公室長（下吉龍一） 現在、その方向で県とは協議を行っているところでございます。

2番（西森三義） そういう形ですね、県の管理の下でそれができれば幸いです。先ほども同僚議員もありましたように、なのはな館の貸与、譲渡、あるいは解体が決定されるまでは、県が責任を持って、建物・芝生、一切を管理していただくよう、強く要請していただきたい。これは本当に強く要請してもらおうということをお願いをしたいと思います。

それでは、観光に方に入らせていただきます。新聞ですね、指宿は一人勝ちみたいにいるんな記事が載っておりました。その中で、一過性の増で終わらせない取組には、いろいろ取り組んでいると。霧島なり、屋久島なり、そういうところとも協議しながらやっているということをお伺いいたしましたが、まだほかにもですね、そのほかに何か特に力を入れていることがあれば教えていただきたい。

産業振興部長（吉井敏和） 現在、市では、おもてなしによるリピーター対策の強化、メールマガジンやツイッターなどによる情報発信の充実、そして、霧島や屋久島など、ほかの観光地との広域観光の推進の三つを、観光振興の柱に取り組んでいるところですが、この三つに加え、女性の視点を生かした観光地づくりも非常に大切であるというふうに考えております。大手出版社によりますと、旅行の際には男性よりも女性の意見が重要視されるというデータがあるようです。また、旅行会社には、宿泊先や料理、美容などにこだわった女性限定の女子旅など、女性をターゲットにした旅行商品が数多く並んでいるようでございます。このような動向を踏まえ、市では女性の視点を今後の誘客及び観光地づくりに生かすため、女性限定のモニターツアーを計画しております。このツアーは、これまでの指宿観光には不足していると思われる女性目線の内容を盛り込んだ旅行内容で、企画段階から当日の案内まで、市の女性職員を中心に運営し、参加者の率直な意見を今後の観光施策に生かそうという

取組でございます。市ではこういった様々な取組を積極的に行うことで、今後の誘客に更につなげていきたいというふうに考えているところでございます。

2番（西森三義） 今、部長の方でありました、女性をターゲットにして、そういうことでまた誘客にも努めていきたいと、是非、そのようにしていただきたい。そのほかにですね、指宿の目玉、指宿は自然が売りというんじゃないくて、ほかに何か、目玉になるような工夫はないのか、お伺いをいたします。

産業振興部長（吉井敏和） 市では県と連携して魅力ある観光地のための各種取組を積極的に進めております。平成23年度は、県の魅力ある観光地づくり事業により、ヘルシーランド露天風呂近くにある塩田跡などを中心に整備する山川砂むし温泉周辺遊歩道整備事業や、指宿駅前中央通り出口付近から市道丈六摺ヶ浜線出口付近までの歩道のカラー舗装及び休憩施設などの整備を行う指宿駅前緑化等整備事業、そして、市の玄関口である観音崎では、観音崎公園整備事業を実施する予定でございます。この事業では、観音崎に菜の花などの四季折々の花々を植栽できる公園を整備するほか、観音崎の海側の法面に防草工事を施すこととなっていることから、JRや国道を通行する車内などから大幅な景観保全が図られるものと期待しているところでございます。このようなハード事業による新たな観光地づくりも大切でございますけれども、観光地として最も大切なことは、菜の花マラソンなどで培ったおもてなしの心を、今後も継続することであろうというふうに考えております。その一つとして、いぶたまに手を振ろう運動の推進や、指宿駅において実施している指宿商業高校の生徒による茶いっぺプロジェクト、篤姫ボランティアをはじめとする各ボランティアガイド活動などがあります。市ではこのような取組を市民と一緒に継続して行うことで、また指宿に行きたいと思っただけのような気運を、更に醸成してまいりたいというふうに考えております。

2番（西森三義） 今、部長のですね、すばらしい答弁を聞いておりましたら、手を上げるのを忘れてしまいまして、申し訳ございません。今、ありましたようにですね、おもてなしの心、本当に大事だろと思うしております。是非、おもてなしの心で来年度も誘客がですね、増が期待できるようにお願いをしたいと。

それから、先ほど菜の花を植えることはどうかという答弁の中で、二月田駅のところには菜の花を植えたということでございましたが、ほかの沿線上には菜の花を植えることはできなかったんでしょうか、お伺いいたします。

産業振興部長（吉井敏和） 議員もご承知のとおり、薩摩今和泉駅から指宿駅までの間で、菜の花を植栽できる場所というのは限られているわけでございます。そういった中で、二月田駅の区画整理をしたところに、現在、菜の花を植栽をしておりますけれども、さらに、その隣接地に広大な空き地がございます。そこにも菜の花を植えたいということで、所有者と鋭意協議を重ねているところでございます。今後も、できる限り、そういった沿線沿いに場所等があれば、貸していただいて、植栽をしていきたいというふうには考えております。

2番（西森三義）　そういうふうな取組はですね、是非、継続して行っていただきたいと、よろしく願いいたします。

それから、先日テレビ報道でいぶすきマルシェの評判がいいという放映がされましたが、市としてどのような支援策を取られているか、お伺いをいたします。

産業振興部長（吉井敏和）　マルシェとは、フランス語で市場というんだそうです。新鮮な食材を得られる場であるほか、大道芸があったり、カフェで休んだり、単に物の売り買いだけでなく、休日の数時間を豊かに過ごせる立派なレジャーというふうになっているようです。指宿には豊富な食材があり、マルシェに最適な場所であることから、ユニークな活動を行っている人も多いようです。すべてを総合的にアピールできる場を作ってみたらおもしろいということで、指宿の農業、漁業関係や飲食関係等、異業種の若い経営者たちが動き出し、実行委員会を組織して、平成22年度及び23年度の提案公募型補助事業を活用し、これまで指宿港の太平次公園で3回ほど開かれております。いぶすきマルシェは、地元の新鮮な食材や加工品などを購入できるエリア、手作り雑貨&フリーマーケットエリア、カフェテリアエリア、パフォーマンスエリアの四つのエリアに分かれており、多くの市民でにぎわったところでございます。マルシェを契機として出店者同士の横のつながりの広がり、あまり交流のなかった異業種間で新製品への共同開発につながった事例も見られたようです。来場者からは、鮮魚・野菜・食べ物・手作り品等、お店が充実していて、とても見ごたえある市場、マルシェになっていると思います。次回の開催を期待していますというような感想、そしてまた、広々としたスペースで楽しいひとときが過ごせて良かったですというような意見が聞かれ、実行委員会のメンバーも自信を深めたようでございます。行政としても、若手経営者たちのこのようは自主的な動きを応援して、今後とも応援してまいりたいと思います。なお、市の方からは先ほど申しました提案公募型による補助金、そしてまた、当日の駐車場の整理係・案内係等をやっております。

2番（西森三義）　是非ともですね、こういうふうな若い後継者等が、こういうふうな異業種間で一生懸命頑張っているようですので、是非、市の方でも助成ができる、そういうお金の面だけではなくて、駐車場係、そういうところでも要請があった場合には、是非お願いをしたいと思っております。

それから、薩摩今和泉駅から指宿駅のホームにですね、プランターによる花の設置は、安全上の問題でなかなか難しいと。ただ、有人駅である二月田、指宿駅には設置が可能ではないかということでしたので、そういう可能であればですね、早めに設置していただいて、先ほどありましたおもてなしの心を、少しでも出していただければというふうに思っております。

それでは、もう時間がございませんので、最後に私がいつもこれは自分も好きなものですから、駅伝についてまいりたいと思います。

先ほどの答弁で、私はですね、この指宿市独自の応援旗というのは、あまりお金をかけない小旗のことなんです。小旗を作成をして、そして、各沿線上の地区公民館長さんあたりに、この旗をわが市民に配ってくれんなど、この旗を持って応援に出かけてくれんなど、そういう意味合いから出した問題でございますが、時間の関係も、また費用の関係もございましょう、ちょっとできないということでございましたので、残念なんです、できるだけですね、先ほど答弁で、沿道には多くの市民に出てもらいたいということがございましたが、そうするための呼びかけは、ただ、今までどおりの館長に放送を依頼する、それだけなんですか、お伺いをいたします。

市民スポーツ課長（下敷領達郎） 県下一周駅伝・地区駅伝の候補選手は、この日のために1年間練習を積み重ねて努力をいたしているところでございます。議員が言われるように、応援小旗等を使って、特に地元での声援につきましては、選手の力にも直接つながり、元気が出て、タイム等にも影響をするものと思っております。これまで広報等でお知らせをしていたり、それから、地区の館長さんたちにもお願いしまして、呼びかけをいたしておりますが、この広報等につきましては、できるだけ早めに連絡をして、一人でも多くの市民の方々が声援に出ていただきますように、また研究していきたいと思っております。なお、今年度2月の大会につきましては、事情によりまして、日程が1週間ほど遅れて開催されることになりましたけれども、また皆様方の応援をよろしく願いたいと思います。

2番（西森三義） 市長は3月の私への答弁の中で、市長が率先して選手育成をしなければならぬし、そのために関係企業とか、関係団体をお願いをして回り、必ずや選手の確保、育成に行政と関係機関が一体となって取り組まなければならないと、意志を強くしたとありましたように、すばらしい選手の確保ができていますようですが、これから先も、この選手の問題については、力を入れてもらいたいと思っておりますが、今後も強い意志を持って選手育成に取り組んでいただけますか、お伺いをいたします。

教育長（池田昭夫） 長距離選手の確保に関するご質問ですが、県下一周駅伝、地区対抗女子駅伝とも、今回の大会から主力であった多くの旧穎娃町の選手が抜けたことから、厳しいチーム編成を強いられたところでありますが、市といたしましても、指宿市の単独チームといたしまして、昨年5月からいろいろと取り組んでいることです。選手の確保策としても、いろいろ企業にもお願いしているわけです。本年度も市内の企業に採用していただきまして、チームの主力として活躍いただきましたし、さらにまた、何人か候補選手としても練習等にも参加しているところでございます。

議長（松下喜久雄） これにて、一般質問を終結いたします。

散 会

議長（松下喜久雄） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 3時21分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 松 下 喜久雄

議 員 高 田 ちよ子

議 員 新宮領 進

## 第4回指宿市市議会定例会会議録

平成23年12月21日午前10時 開議

### 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第79号 指宿老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第3 議案第80号 山川老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第4 議案第85号 指宿市飲料水供給施設条例の制定について
- 日程第5 議案第86号 指宿市立市民会館条例の一部改正について
- 日程第6 議案第87号 指宿市立図書館条例の一部改正について
- 日程第7 議案第88号 指宿市スポーツ振興審議会条例の一部改正について
- 日程第8 議案第81号 レイクグリーンパークの指定管理者の指定について
- 日程第9 議案第82号 いぶすき山川港特産市場の指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第83号 指宿天然砂むし温泉施設の指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第84号 セントラルパーク指宿の指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第89号 指宿市天然砂むし温泉施設条例等の一部改正について
- 日程第13 議案第90号 指宿市都市公園条例の一部改正について
- 日程第14 議案第91号 平成23年度指宿市一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第15 議案第92号 平成23年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第16 議案第93号 平成23年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第17 議案第94号 平成23年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第18 審査を終了した陳情（陳情第5号～第10号・第12号）
- 日程第19 閉会中の継続審査について（陳情第11号）
- 日程第20 意見書案第6号 川内原発増設計画の撤回などを求める意見書（案）
- 日程第21 意見書案第8号 陸上空母離着陸訓練施設の馬毛島への移設反対を求める意見書（案）
- 日程第22 意見書案第7号 郵政改革法案の早期成立を求める意見書（案）
- 日程第23 意見書案第9号 TPP（環太平洋連携協定）交渉参加反対に関する意見書（案）
- 日程第24 六反園議員の発言取消申出の件
- 日程第25 議員派遣の件

---

1. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

1. 出席議員

|       |       |       |      |
|-------|-------|-------|------|
| 1番議員  | 井元伸明  | 2番議員  | 西森三義 |
| 3番議員  | 浜田藤幸  | 4番議員  | 高橋三樹 |
| 5番議員  | 田中健一  | 6番議員  | 木原繁昭 |
| 7番議員  | 高田チヨ子 | 8番議員  | 新宮領進 |
| 9番議員  | 下川床泉  | 10番議員 | 中村洋幸 |
| 11番議員 | 前之園正和 | 12番議員 | 物袋昭弘 |
| 13番議員 | 前原六則  | 14番議員 | 福永徳郎 |
| 15番議員 | 新川床金春 | 16番議員 | 六反園弘 |
| 17番議員 | 前田猛   | 18番議員 | 大保三郎 |
| 19番議員 | 下柳田賢次 | 21番議員 | 森時徳  |
| 22番議員 | 松下喜久雄 |       |      |

---

1. 欠席議員

なし

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

|         |      |        |       |
|---------|------|--------|-------|
| 市長      | 豊留悦男 | 副市長    | 富永信一  |
| 教育長     | 池田昭夫 | 総務部長   | 渡瀬貴久  |
| 市民生活部長  | 中間竜郎 | 健康福祉部長 | 迫田福幸  |
| 産業振興部長  | 吉井敏和 | 建設部長   | 三窪義孝  |
| 教育部長    | 吹留賢良 | 山川支所長  | 森健一   |
| 開聞支所長   | 井上修一 | 総務部参与  | 久保憲一郎 |
| 産業振興部参与 | 浜田淳  | 総務課長   | 邊見重英  |
| 市長公室長   | 下吉龍一 | 長寿介護課長 | 野口義幸  |
| 商工水産課長  | 高野重夫 | 建設監理課長 | 澤山重蔵  |
| 水道課長    | 松元修  |        |       |

---

1. 職務のため出席した事務局職員

|        |      |         |      |
|--------|------|---------|------|
| 事務局長   | 新村光司 | 次長兼議事係長 | 福山一幸 |
| 調査管理係長 | 鮎川富男 | 議事係主査   | 濱上和也 |



開 議

午前10時08分 開議

議長（松下喜久雄） ただいまご出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

#### 会議録署名議員の指名

議長（松下喜久雄） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、下川床泉議員及び中村洋幸議員を指名いたします。

#### 議案第79号、議案第80号及び議案第85号～議案第88号（委員長報告、質疑、討論、表決）

議長（松下喜久雄） 次は、日程第2、議案第79号、指宿老人福祉センターの指定管理者の指定について、から、日程第7、議案第88号、指宿市スポーツ振興審議会条例の一部改正について、までの6議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

6議案は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長（井元伸明） おはようございます。文教厚生委員会へ付託されました議案第79号、指宿老人福祉センターの指定管理者の指定について、及び議案第80号、山川老人福祉センターの指定管理者の指定について、議案第85号、指宿市飲料水供給施設条例の制定について、から、議案第88号、指宿市スポーツ振興審議会条例の一部改正について、の6議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月2日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、議案第79号、議案第80号、議案第85号、議案第87号及び議案第88号の5議案は、全員一致を持って原案のとおり可決すべきものと決しましたが、議案第86号は、時間当たりの使用料体系にすることによって、22年度を充てた場合に、約80万円の使用料の増ということになっています。部分的に見れば安くなっているところ、高くなっているところがあるようですが、いただいた資料ではそのところが明確になっていません。市民に対して、説得力ある利用料を提示するという意味からは、そうっていないのではないかと思います。本議案は施行期日が、平成25年4月1日となっており、まだ時間的にも相当あるわけですので、不明な点を更に明らかにしてから提起をすることでも可能です。そういう意味を含めて、今ここで議決することについては反対いたしたいと思っておりますという反対討論があり、起立採決の

結果、起立多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第79号について。公募ということではなく、目的に合致しているということでの指定ですので、競争相手がいないという意味では、契約内容その他が、金額も含めて適切かどうかという判断がしづらいという面があると思われませんが、現在までの契約などと比べて、契約金その他を含めて、変更になる点、あるいは条件的な面で追加になるなど、変化があるのですかとこの質疑に対し、これまでも指定管理者は社会福祉協議会ですが、特に施設利用も問題ない状態です。24年度から新たに施設を整備して、管理をお願いするという事もありますので、指定管理料はこれまで行っている料金と同じ額で考えているところですのでの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、議案第80号について申し上げます。これまでと基本的に、指定管理料も含めて同じということですかとの質疑に対し、山川老人福祉センターも、指宿老人福祉センターと同じく、指定管理料はこれまでと同じ金額と考えていますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、議案第85号について申し上げます。使用料金の中で、薬品購入費や水質検査ということですが、薬品を入れる回数や水質検査の回数などは、1年間でどの程度になるのですかとこの質疑に対し、維持管理は水道課に業務委託をする予定です。具体的にその投入回数等は、水道課が今後、量をどのくらい入れるかによって違いますが、概ね一月に1回程度と考えています。また、水質検査は、水質が良好な状態であるかを調べるために、年1回の検査委託を考えていますとの答弁でした。

利用組合を設けるということですが、利用戸数はどの程度になるのですかとこの質疑に対し、今現在では、41世帯を考えていますとの答弁でした。

使用料金は組合から徴収するという事ですが、使用料等は、利用組合が定めることになると思いますけれども、そこは具体的にになっているのですかとこの質疑に対し、戸別の水道メーターは付けないということです。最初に尾下地区に話を持って行ったときに、こういう体制であれば、市として上水道に近い形の施設整備ができますという了解を得ています。使用料等は、あくまでも利用組合で判断をしてくださいということで、人数割にするのか、基本割をどのくらいもってくるのかは、まだ決定されていないように伺っていますとの答弁でした。

子メーターが付いていなくて、あとは利用組合の決めるところによってということですが、平均的な戸別の使用料がどのくらいになるのかという目見当的なものも全くないのですかとこの質疑に対し、整備をしたポンプの定格出力や、次亜塩素の量を想定して、概ね来年度予算で今準備をしています。それによると、一月当たり41世帯で均等割した場合に、概ね900円前後の金額になると思われませんが、今まで水道を自分たちで引いた無料という感覚で、池にも流しっぱなしでしたので、あくまでも900円前後というものは、市の上水道を引いている

平均的な使用料で900円前後ですので、池にどんどん流したりすれば、自ずと電気料金や薬剤等が高つくということになりますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、議案第86号について申し上げます。第二次集中改革プランに基づいて、施設使用料の見直しを行ったということですが、市民会館や山川文化ホールは、時間帯によるきめ細かい使用料が1時間当たりの使用料になり、市民が時間帯によっては利用しにくいのではないのですかととの質疑に対し、集中改革プランに基づき、時間単価の設定は、これまでの時間帯の金額を、1日使ったときの時間当たりの平均に置き換えて決定しています。今回は原価計算も入っていますが、今までは集中する、集中しない時間帯はあったのでしょうけれども、平均も勘案していますので、市民にとって不便になると考えていないところですのでとの答弁でした。

大ホールの場合、1時間当たり4,490円で、これまでは時間帯別にいろいろなケースを想定していますが、単純に時間で割れば、一番高い時間帯が4,095円ですけれども、4,490円となれば、先ほどは時間当たりの平均を取ったようなことだったのですがとの質疑に対し、原価計算をしたときに、指宿市民会館の大ホールで1万7千円程度になり、そのうちの負担割合を50%に見て、8,540円と計算がされます。現行料金の平均を取ったときに2,996円になり、500円以上3千円以下の場合には1.5倍が掛けられますので、使用料の改定額とすれば4,490円になるという計算式になっていますとの答弁でした。

平均が2,996円ということは、4,490円のうち、3千円はこれまでの平均分で、あとの1,490円程度は経費の分という考え方ですかとの質疑に対し、原価計算した使用料、現行料金、それから上限額の3千円以下の場合には1.5倍、500円以下の場合には1.4倍、300円以下の場合には1.3倍を加味して、8,540円ではなく、4,490円を選定したという形になりますとの答弁でした。

新料金で、これまでのような利用の仕方だった場合に、4時間で申し込んだからには4時間で計算をするのか、平均単価であるのかという問題はありますが、どちらかで計算するにしても、何件、何%が値上がりになり、何%が値下がりになるかを示すような資料、シュミレーションはないのですかととの質疑に対し、22年度の利用件数に基づいて、25年度にそれぞれの収入がどのようになるかということですが、市民会館では舞台の使用料が減少になります。大きく上がるのは、大ホールが133万306円から199万3,560円になりますが、あとはほぼ横ばいです。山川文化ホールは、大ホールが16万8,790円から16万6,500円と若干下がりますけれども、ほかの部屋は横ばいで、大きく大ホールが影響しているという形ですとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、議案第87号について申し上げます。廃止される開聞図書室を利用していた方々の利便性はどうかということがネックだろうと思いますが、どういう本が残り、利便性はどうかとの質疑に対し、開聞図書室の本は、児童書を開聞小と川尻小に移し、一般書1,372冊を山川図書館と指宿図書館に移しますが、各学校、図書館に既にあって、副本

としてもいないということで、開聞農村環境改善センターの図書室として1万2,200冊が残ります。開聞地域の方々には、開聞支所と川尻ふれあい交流館の蔵書端末で検索することになりますので、それほど図書環境は落ちないと認識していますとの答弁でした。

端末で検索はできるのは便利な側面だと思いますが、現物の本を見て選ぶという概念からいくと、そこに本がなければ、選ぶ対象から外れるのですから、実際に困る人はいないのですかと質疑に対し、開聞図書室を1日平均6人の方が利用されているのですが、開聞の環境改善センターは小学校の近くにあるために、待ち合わせ場所にもなっているという実態もあり、それほど困る人はいないと認識していますとの答弁でした。

困る人がいないという意味は、どういう意味合いで言われたのですかと質疑に対し、開聞の改善センターにも残る本がかなりありますので、そこでの利用があるという前提で、それほど困らないという意味で申し上げましたとの答弁でした。

2図書館と開聞地区の学校・庁舎との蔵書の有効活用は考えていないのですかと質疑に対し、今回の電算化のネットワークは、山川図書館・指宿図書館の蔵書を、川尻ふれあい交流館、開聞支所、今和泉公民館、池田公民館に置く端末から検索と予約ができて、予約された本は配本が行われ、そこで借りて返却という手続きまでできる端末を設置します。学校図書室は、指宿図書館・山川図書館の蔵書検索と予約ができるシステムを導入しますが、学校図書館の蔵書に対しては、データ化されているところ、データ化されていないところ、それぞれあります。学校の所管であるということで、図書館から学校図書館の本をどうこうすることは、今のところできない状況ですが、このシステムは、将来的にそこまで可能なシステムを導入していますとの答弁でした。

配本とか、回収をするということですが、その予算は、今後どのくらい考えているのですかと質疑に対し、今回の図書館システムの中で、車を山川と指宿に配置し、その人件費と燃料費は指定管理の中ですが、車の車検などは市で持つということで、今回の配本に関する費用の増は車検代のみということになります。システムが入ることで、業務が軽くなる部分、重くなる部分がありますが、特段大きく配本に関して費用が増えるということはありませんとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、議案第88号について申し上げます。振興から推進ということで、前進と捉えているのですが、附則の中で、市特別職の非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の改正を行うとあるのですけれども、字句の振興を推進にということですかと質疑に対し、費用等については変更を行わず、これまでスポーツ振興審議会委員とあった名称を、スポーツ推進審議会委員と改めただけですとの答弁でした。

本議案は、指宿市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例となっていて、附則で施行期日があり、経過措置があり、三つ目の指宿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例一部改正というのが入っていますが、これは別立ての1本の条例を附則

で変えようというわけですがけれども、別立てで出すのが適当ではないのですかとこの質疑に対し、別に上げる必要があるのではないかとということで、総務課の文書法制とも協議をしましたが、附則で改正手続きできるということで、このような形で提案させていただきましたとの答弁でした。意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

議長（松下喜久雄） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

前之園正和議員。

1 1番議員（前之園正和） 議案第86号について、反対の討論を行ないます。使用料、手数料等の見直しに関する基本方針に基づく改正であります。すなわち、全体としては、これらを値上げしようとする方針に基づくものであります。本議案は、指宿市民会館、山川文化ホールについての改正であります。使用料を新旧対照表を見ますと、これまで時間帯別であった料金体系を1時間当たりの体系に変えるなどがあり、一概には比べられませんが、総じて高くなります。いろいろなケースでのシュミレーションを示して説明することが必要であったと思います。しかし、委員会において、質疑の中で、シュミレーションが不十分であったことを認めました。本議案は、可決されても、平成25年4月1日に施行されます。一定の周知期間を必要とするとしても、まだ時間がある下で、今回必ずしも改正しなくても十分に合います。全体として値上げであることと併せ、十分なシュミレーションもされていない下で、反対をいたします。

議長（松下喜久雄） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

まず、議案第79号、議案第80号、議案第85号、議案第87号及び議案第88号の5議案を一括して採決いたします。

5議案に対する委員長の報告は可決であります。

5議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって、議案第79号、議案第80号、議案第85号、議案第87号及び議案第88号の5議案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第86号、指宿市立市民会館条例の一部改正について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告にご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（松下喜久雄） 起立多数であります。

よって、議案第86号は、原案のとおり可決されました。

議案第81号～議案第84号、議案第89号及び議案第90号（委員長報告、質疑、討論、表決）

議長（松下喜久雄） 次は、日程第8、議案第81号、レイクグリーンパークの指定管理者の指定について、から、日程第13、議案第90号、指宿市都市公園条例の一部改正について、までの6議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

6議案は、産業建設委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、産業建設委員長の報告を求めます。

産業建設委員長（前原六則） おはようございます。産業建設委員会へ付託されました議案第81号、レイクグリーンパーク指定管理者の指定について、から、議案第84号、セントラルパーク指宿の指定管理者の指定について、議案第89号、指宿市天然砂むし温泉施設条例等の一部改正について、及び議案第90号、指宿市都市公園条例の一部改正について、の6議案の審査の経過と結果についてご報告を申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月5日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、議案第81号から議案第84号、議案第89号及び議案第90号の6議案は、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第81号について。管理運営委員会の構成団体等はその質疑に対し、ほとんど池田地区の団体になります。校区公民館長が会長になっていただいておりますが、公民館長、加工グループ、生産者グループ、高齢者クラブ、婦人部、防犯組合、干寄土地改良区の方々にメンバーで参加していただいておりますとの答弁でした。

指定管理料が3年間で1,815万円の査定根拠があるだろうと思いますがその質疑の対し、公

園の管理作業，芝刈り，草刈り，除草，施肥，消耗品関係で，トイレトペーパー，肥料，燃料など270万円，電気料，水道料，浄化槽の点検手数料，警備委託料，浄化槽，電気・工作物の保守点検委託料が335万円の合計605万円となっていますとの答弁でした。

意見として，レイクグリーンパーク全体の運営がどうなっているのか等を勘案しながら，指定料の根拠につなげていっていただきたいというものがありました。

次に，議案第82号について。公募はどのような方法を取られたのですかとこの質疑に対し，公募の方法については，条例で手続きが定められていますので，その方法に基づいて行いましたとの答弁でした。

指定管理料はこの質疑に対し，要綱の中で3年間1,000万円という基準価格を設けて公募を行いました，3年間で950万円という提案がありましたとの答弁でした。

今回，漁協は応募していないのですが，漁協に対しても，この1,000万円という提示はなされたのですかとこの質疑に対し，水産庁の補助金で建設されたことや，地元からの要望など，これまでの経緯から，引き続き山川漁協にお願いしたいという意向を持って，7月12日付けで，次期指定管理者の受託希望について漁協に照会を行いました，7月20日付けで，山川町漁協より，赤字補てんを行わない現協定内容では，指定管理者の契約更新はできないという回答をいただきましたとの答弁でした。

これまで山川町漁協が採用した職員を，今後，芙蓉商事はどのように考えているのですかとこの質疑に対し，現在いる職員が希望すれば，面接をして，継続していきたいという意向を持っておられますとの答弁でした。

指定管理者が変わると，活お海道に入っているお店も変わる可能性があるのですかとこの質疑に対し，朝市協議会という形で，活お海道の中にブースを設けていますが，新しい指定管理者になっても継続していく方向ですとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に，議案第83号について。指定管理者料は24年から26年まで示された金額以上に変わらないのですかとこの質疑に対し，協定書に基づいて運用がなされていくのですが，突発的に経済情勢が変化して，燃料が急騰したというような場合には，変更の対象になるのではないかと考えているところですが，財政とも厳密に指定管理料については査定をなされて決定するものですので，基本的には変わらないものと認識していますとの答弁でした。

指定管理者の公募をなぜしないのかと言われたときに，今後こういった形で取り組んでいくのですかとこの質疑に対し，今回は公募をせずに指定管理者の候補者として選定したところですが，この指定管理者制度の本来の趣旨や，収益性の高い施設であるということなどを勘案すると，公募により選定することがより一層の利用促進とか，サービス向上につながると思っていますので，次回には公募することを前提に調整していきたいと考えているところですよとの答弁でした。

24年度からの3年間分の売上げをどのくらい見込んで，この指定管理料になったのですか

との質疑に対し、平成24年度で1億9,786万9千円、平成25年度で1億9,744万円、平成26年度が1億9,841万5千円という見込みで申請がなされているところですよとの答弁でした。

この指定管理料以外に、建物補修・機械修理等で、この3年間で、市がどの程度支出されているのですかととの質疑に対し、毎年、配管のろ過洗浄に約300万円を支出していますが、昨年度は、ボイラーの老朽化に伴う取替えとか、階段の床改修等を行った関係で、臨時的に約1,500万円を支出していますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、議案第84号について。セントラルパークの指定管理には、駐車場の管理まで入っているのですかととの質疑に対し、入っていますとの答弁でした。

夜間には、代行会社などがそこを拠点として、商いに関する行為をやっているのは分かっていると思いますが、どの様な取組をしているのですかととの質疑に対し、市民からも苦情が寄せられていますので、事務所に用事がある者や、セントラルパークを利用する者の駐車場であることから、観光協会に指導をしていただくようお願いしているところですよとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、議案第89号について。今回の一部改正の主な趣旨というものはどういうものなのですかとの質疑に対し、施設がそれぞれの地域にまたがって、それぞれの料金が従前のものを基にその基準が示された関係で、ばらばらの料金設定がなされていたと感じています。それを今回、同じ基準に基づいて整理をしたということですとの答弁でした。

収入増の施設、収入減の施設、それぞれ改定によってあり得ると思いますが、このことによって指定管理料の増減に影響はないのですかととの質疑に対し、指定管理者の指定期間が終了する時点で料金改定を入れたいと考えていますので、次期指定管理者を募集するときには、このことを十分に説明した上で募集を行っていきたいと考えていますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、議案第90号について。冷暖房料減免で、どのぐらいの収入減となるのですかととの質疑に対し、今までの実績では、冷暖房の加算をされた実績はございませんとの答弁でした。意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

議長（松下喜久雄） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

前之園正和議員。

1 1 番議員（前之園正和） 議案第89号について、反対の討論を行います。



本議案は、指宿市天然砂むし温泉施設条例、指宿市山川砂むし保養施設条例、指宿市ヘルシーランド条例についてのものです。先ほど討論を行いました議案第86号と同様の理由にて反対をいたします。

議長（松下喜久雄） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

まず、議案第81号から議案第84号及び議案第90号の5議案を一括して採決いたします。

5議案に対する委員長の報告は可決であります。

5議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって、議案第81号から議案第84号及び議案第90号の5議案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第89号、指宿市天然砂むし温泉施設条例等の一部改正について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

委員長報告にご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することにご賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（松下喜久雄） 起立多数であります。

よって、議案第89号は、原案のとおり可決されました。

議案第91号（委員長報告、質疑、討論、表決）

議長（松下喜久雄） 次は、日程第14、議案第91号、平成23年度指宿市一般会計補正予算（第6号）について、を議題といたします。

本案は、各常任委員会に分割付託して審査をお願いしてありましたので、まず、総務水道委員長の報告を求めます。

総務水道委員長（木原繁昭） おはようございます。総務水道委員会へ分割付託になりました議案第91号、平成23年度指宿市一般会計補正予算（第6号）について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月1日に全委員出席のもと、関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果、全員一致を持って原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、市長公室所管分について。400㎡を超えるという説明でしたが、住宅にしては大き過ぎると思いますが、これは住宅なのかとの質疑に対し、中古住宅ですが、長年空き家になっていたものを改装して居住用住宅に変更したものと伺っていますとの答弁でした。

23年度にこのほかに申請されたものがありましたかとの質疑に対し、定住促進については、平成23年6月議会で補正が1件ありましたので、今回2件目になりますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、危機管理室所管分について。第21回女性消防操法大会の出場はいつ決定したのかとの質疑に対し、22年6月16日の鹿児島県消防協会定期理事会で確認されて決まっているところですが、県内11支部の持ち回りとなっているところですよとの答弁でした。

前回の全国大会への参加は何年度でしたかとの質疑に対し、平成6年10月に開催された第10回大会に出場して、準優勝していますとの答弁でした。

この女性消防は各地区で決まっているのですか、あるいは指宿・山川・開聞で決めているのかとの質疑に対し、今回は広報紙により公募したのですが、各地区からそれぞれ集まって来てくださっています。指宿が3名、山川が4名、開聞が1名の8名となっていますとの答弁でした。

現実的に、消防団員のなり手が非常に減ってきています。東北震災絡みで、福島県は消防団員の50%ぐらいが辞めたいという数値も示されている中で、女性団員の獲得も考慮された方がいいと思いますが、どのような考えですかとの質疑に対し、今回の女性消防隊は全国大会の操法大会に出場するために募集したのですが、できることなら女性消防隊も作ってきたい。そのための一助になればと考えているところですよとの答弁でした。意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

議長（松下喜久雄） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、文教厚生委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長（井元伸明） 文教厚生委員会へ分割付託されました議案第91号、平成23年度指宿市一般会計補正予算（第6号）について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

ます。

本委員会は、去る12月2日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、教育委員会所管分について。中学校の教師用図書を購入するということですが、これは何冊で、単価として幾らなのですかとの質疑に対し、学校から要望を聞きまして、その冊数を予算計上したところです。全体で238冊と考えていますが、大きな学校は一つの教科で多い冊数、小さな学校は少ないということになります。また、安いものでは書写等で7,140円の指導書で、高いものでは、美術の2・3年生で5万8,800円となっていますとの答弁でした。

何年か前に、二クラスで1冊というのがあったのですが、今回の場合は、各担当教師に1冊ずつ配布できるのかとの質疑に対し、各学校から要望を聞きまして、教科担任数に応じて冊数をあげています。一番多いのは、生徒数が多い南指宿中で、数学・英語は第1学年で4冊という形で購入を計画していますとの答弁でした。

要保護・準要保護生徒の増に伴って、90万円の増になっているのですが、これは当初で予測できなかったのかとの質疑の対し、例年概算で当初予算を計上しています。その際、前年度の実績見込みに、児童・生徒数は毎年少しずつ減少している傾向ですが、対象者は増加傾向で、そこを勘案して当初予算に計上しているので、昨年度の実績に比べて、今年は相当額上がっているところです。対象も、平成21年度実績では180名、全体の15.08%、平成22年度は192名、17.50%。今回の補正に係る実績見込みは201名、18.47%ですが、当初予算計上時は200名で考えていましたけれども、当初予算よりも対象となる金額が多くなったものですとの答弁でした。

保健体育費の4種公認取得要件の17品目は、これだけで足りているのですか。まだほかにあって、要件を満たさないのではないのかとの質疑に対し、今回公認を取得するために、現在ある備品等を照らし合わせ、必要な備品ということで、備品17品目と消耗品6品目を上げさせていただいていますとの答弁でした。

意見として、指商の子供たちのテニスコートの使用料は、昨年は減免されていたので、昨年同様の減免を考えていただきたいというものがありました。

次に、環境政策課所管分について。一部事務組合に対する負担金の割合は、いろんな中で負担割合は出てくるのですが、この割合は一定なのですかとの質疑に対し、管理型最終処分場の負担割合は、広域組合で今まで埋められていた埋立て物と、将来、指宿清掃センターから排出されるであろう焼却残さ等を、その体積に応じて案分をしています。この管理型最終処分場は、建設が終わるまでは負担割合は変わる見込みはありません。今現在、指宿市が69%ぐらいを負担している状況です。新ごみ処理施設の整備基本計画策定は、今のごみ焼却場

の管理費用に準じた形で案分しています。人口割50%，処分量割50%で，過去3年平均の処分量割50%で案分していますので，毎年の処分量は数%，指宿市が多かったり，少なかったりという変動はありますが，概ね57%前後で移行してこれまでも来ていますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に，地域福祉課所管分について。住宅手当の部分で，何名分を考えているのですかとこの質疑に対し，23年度の対象者が21名おり，このうち既に6名は支給が終わっていますので，残り15名の方が，今後の補助金の対象になるところですとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に，健康増進課所管分について申し上げます。ドクターヘリの負担金ということで3万2千円ですが，ヘリポートは今まで使ったことがあるのですかとこの質疑に対し，今年12月からドクターヘリが開始されるのですが，平成21年12月1日に指宿病院のヘリポートを開設していますので，それ以降の実績が，平成21年度が1人，平成22年度が5人，平成23年度が2人で，市内の医療機関から鹿児島市のヘリポートへ搬送しています。これはドクターヘリではなく，防災ヘリを活用した救急搬送ですとの答弁でした。意見はありませんでした。

なお，長寿介護課については，質疑，意見ともにありませんでした。

以上で，報告を終わります。

議長（松下喜久雄） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にありませんので，質疑を終結いたします。

次に，産業建設委員長の報告を求めます。

産業建設委員長（前原六則） 産業建設委員会へ分割付託されました議案第91号，平成23年度指宿市一般会計補正予算（第6号）について，審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては，既に提案理由の説明がなされておりますので，省略させていただきます。

本委員会は，去る12月5日，全委員出席のもと，関係課職員の出席を求め審査いたしました結果，全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑，意見について申し上げます。

まず，耕地林務課所管分について。かごしま森林組合への高性能林業機械導入事業ということで830万円計上されていますが，昨年も機械を購入しているのですけれども，今回の機械はどのようなものなのですかとの質疑に対し，昨年3台購入しましたが，そのうちの2台と同じ種類の機械です。木をつかんで寄せたり，直接載せて木を運び出したりするフォワーダと，木をつかんだり，フォワーダに載せたりするユンボみたいなザウルスロボという機械で

すとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、建築課所管分について。住宅改修費用320万円の場所はどこになるのですかとこの質疑に対し、市内47団地、791戸の修繕費ですとの答弁でした。

今回の320万円で今年度の修繕は終わるということですかとの質疑に対し、そのつもりですとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、建設監理課所管分について。要望額が全部満たされるとした場合、どの辺まで地籍調査区域を予定していたのですかとこの質疑に対し、当初は4,180万円の要望でしたが、それが採択になった場合は大牟礼地区を調査しようという予定でしたとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、農業委員会所管分について。結婚祝金の5組増額ということですが、今後、増えそうなのですかとの質疑に対し、本年度は8組を計上していましたが、既に支出しているのですとの答弁でした。今後の傾向としては、増える傾向ではないかと思っているところですとの答弁でした。

農業者年金の加入推進に15万円ということでしたが、どれぐらいの加入を見込んでいるのですかとこの質疑に対し、農業者年金基金から割当が来ますが、23年度は11名です。現在、5名の加入がありますので、あと6名の加入は今からの推進で確保しなければならないところですとの答弁でした。意見はありませんでした。

なお、商工水産課、観光課及び都市整備課については、質疑、意見ともにありませんでした。

以上で、報告を終わります。

議長（松下喜久雄） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第91号を採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は、いずれも可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって、議案第91号は、原案のとおり可決されました。

議案第92号及び議案第93号（委員長報告，質疑，討論，表決）

議長（松下喜久雄） 次は，日程第15，議案第92号，平成23年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について，及び日程第16，議案第93号，平成23年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第2号）について，の2議案を一括議題といたします。

2議案は，文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので，文教厚生委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長（井元伸明） 文教厚生委員会へ付託されました議案第92号，平成23年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について，及び議案第93号，平成23年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第2号）について，審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては，既に提案理由の説明がなされておりますので，省略させていただきます。

本委員会は，去る12月2日，全委員出席のもと，関係課職員の出席を求め審査いたしました結果，全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお，議案第92号及び議案第93号については，質疑，意見ともありませんでした。

以上で，報告を終わります。

議長（松下喜久雄） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にありませんので，質疑を終結いたします。

これより，討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にありませんので，討論を終結いたします。

これより，議案第92号及び議案第93号の2議案を一括して採決いたします。

2議案に対する委員長の報告は可決であります。

2議案は，委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって，議案第92号及び議案第93号の2議案は，原案のとおり可決されました。

議案第94号（委員長報告，質疑，討論，表決）

議長（松下喜久雄） 次は，日程第17，議案第94号，平成23年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について，を議題といたします。

本案は、産業建設委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、産業建設委員長の報告を求めます。

産業建設委員長（前原六則） 産業建設委員会へ付託されました議案第94号、平成23年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月5日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

一部民間委託をされるということですが、県内業者なのですかとの質疑に対し、国土交通省の定めている下水道処理施設維持管理業者登録制度があるのですが、これに登録されている九州管内に営業所のある7社を予定しています。そのうち鹿児島県内に登録されている業者は、現在、浄水苑の維持管理業務を行っている日本浄水管理と協業組合薩南浄水管理センターの2社ですとの答弁でした。

一部民間委託すると、この3年間でどれくらいの経費削減につながると考えているのかとの質疑に対し、21年度に入札を行っているのですが、このときの運転管理と保守点検業務委託の設計金額で比較しますと、約600万円の削減が図られる予定です。さらに、今回、委託に含める電力費や薬品費・補修費等を加えると、約1,000万円程度の縮減が図られるものと考えていますとの答弁でした。意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

議長（松下喜久雄） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第94号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって、議案第94号は、原案のとおり可決されました。

審査を終了した陳情7件（委員長報告、質疑、討論、表決）

議長（松下喜久雄） 次は、日程第18、審査を終了した陳情7件を議題といたします。

まず、陳情第5号から第7号、第9号、第10号及び第12号の6件について、総務水道委員長の報告を求めます。

総務水道委員長（木原繁昭） 総務水道委員会へ付託されました陳情第5号、川内原発増設計画の撤回などを求める陳情書、陳情第6号、川内原発増設計画の中止などを求める陳情書、陳情第7号、川内原増設計画の中止などを求める陳情書、陳情第9号、郵政改革法案の早期成立を求める陳情書、陳情第10号、地元企業優先の発注を求める陳情書、及び陳情第12号、陸上空母離着陸訓練施設の馬毛島への移設反対を求める陳情書、の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、陳情文書表のとおりですので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月1日に全委員出席のもと、審査いたしました。

まず、陳情第5号については、福島原発の事故などを含めて、改めて原発による放射能汚染の恐ろしさを感じているところです。このような事故があるということは、今までさほど身近なものとは感じていませんでしたが、もう二度とこのようなことがあってはならないと思います。いまだ終息も見えないところですので、この陳情書については、採択すべきものだと思いますという意見が出され、全員一致をもって採択すべきものと決しました。

次に、陳情第6号と陳情第7号については、陳情第5号と同じ内容だと思しますので、採択すべきものだと思いますという意見が出され、いずれも全員一致をもって採択すべきものと決しました。

次に、陳情第9号については、これまで郵便局は地域の方々にとって安心できる身近な金融機関でもあったと思います。特に地方は、高齢化が進む中で、様々なところで協力をいただいているのも郵便局ではないかと思えます。分社化されて、確かに見えない壁があるようにも感じますので、以前のように3事業を一体とした方がいいのではないかと思います。よって、この陳情書は採択すべきではないかと思えますという意見が出され、全員一致をもって採択すべきものと決しました。

次に、陳情第10号については、執行部に出席を求め審査いたしましたが、地元企業が地元企業を優先してほしいというのは皆さんの思いだと思います。塗装、防水、板金の分離・分割による発注の更なる推進を図ることとありますが、分割して発注すると、更なる地元企業を使っただけという思いがあるのではないかと思います。執行部も、地元企業を使いたいという思いも聞き取れましたので、地元が発展するためにも、この陳情書は採択すべきものだと思いますという意見が出され、全員一致をもって採択すべきものと決しました。



次に、陳情第12号については、地元住民の意見等を聞いても、強い反対の意思を持っていますし、また、県議長会においても、地元の意向を最大限尊重するようにと決議をされていますので、この陳情書は採択すべきだと思いますという意見が出され、全員一致をもって採択すべきものと決しました。

以上で、報告を終わります。

議長（松下喜久雄） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 前之園正和議員。

1 1 番議員（前之園正和） 陳情第9号について伺います。郵政改革法案の早期成立を求めるものであります。小泉内閣の郵政民営化法のどこに問題があったのか。そして、審議中の郵政改革法案は、そこをどうしようとしているのか。3事業が一体に戻ればそれでいいということではなくて、どのように中身がなっていくのが大事であります。それらのことについての質疑や調査、あるいは資料収集などがあったのかどうか、伺います。

総務水道委員長（木原繁昭） 資料収集といいますが、委員会の中ではいろいろな意見がございまして、先ほど申し上げましたような、それぞれ勉強をした形の中で意見を言い合いまして、先ほど申し上げましたような結果となりました。以上でございます。

議長（松下喜久雄） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

前之園正和議員。

1 1 番議員（前之園正和） 陳情第9号に反対をいたします。本陳情は、陳情名が示すとおり、郵政改革法案の早期成立を求めるものであります。小泉内閣の郵政民営化法案によって廃止された金融のユニバーサルサービス、郵貯、かんぽの全国一律サービス義務の回復を願うことは当然であります。問題は、今の法案がそれを補償するものになっているかどうかであります。法案では、郵政持ち株会社、郵便事業会社と郵便局会社を統合した新日本郵政株式会社に、金融の全国一律を課すとしていますが、新日本郵政株式会社も、郵便局に金融サービスを提供するゆうちょ銀行も、かんぽ生命も、利潤追求の株式会社であります。しかもゆうちょ銀行、かんぽ生命は銀行法、保険業法の民間会社であり、全国一律サービスの義務付けもありません。採算が取れない地域に、金融サービスを補償する全国一律サービスの義務付けを、株式会社に義務付ける制度設計には、根本的な矛盾があります。加えて、新日本郵政株式会社が保有する金融2社の株式は、3分の1超に過ぎず、全国一律サービス義務に基づ

く経営方針を、金融2社の決定することもできません。これでは金融のユニバーサルサービスの補償を求める国民の声にこたえられず、民営化の見直しの名に値しないと断じざるを得ません。

次に、ゆうちょ銀行の預入限度額の引上げ、新規事業の拡大で、地域金融、地域経済に混乱を及ぼす懸念があることです。2月に発表された郵政改革法案時においても、民間金融機関、とりわけ中小地域金融機関にとって、政府出資全国ネットワーク、3事業一体で資金規模の大きい日本郵政グループが、経営の潜在的脅威であることは理解できると述べていました。法案が成立し限度額が引き上げられ、新規業務が拡大すれば、郵政グループは、中小地域金融機関の潜在的脅威から現実的脅威に転換し、地域金融、地域経済の大きな波乱要因となることは避けられました。金融2社には、国民が求める全国一律サービス義務を免除する一方、政府出資など、民間にはない有利な条件のもとで金融業務を解禁しようというのが今回の法案です。小泉郵政民営化が金融2社の全株式を売却することでアメリカと財界の要望にこたえたものなら、今回の法案は、郵政グループの利益拡大のために、その一部を手直ししただけの国民不在の見直し法案です。郵政の見直しに必要なのは、金融のユニバーサルサービスの義務付け、1社体制、公的事業体などであります。また、郵便の規制緩和に対する見直しも急務であります。小泉内閣のもとで進められた郵便市場の規制緩和によって、もうかる都市部へのメール便のいいとこどり参入が進み、郵便市場は限界を超えたコスト競争にさらされたのであります。この結果、郵便事業と民間宅配事業者の双方に非正規雇用が拡大し、郵政グループは20万人を超える日本最大の非正規雇用を抱える事業体となっています。まさに貧困と格差を拡大した小泉構造改革の象徴であります。郵便のユニバーサルサービスの維持、非正規雇用の正社員化への転換のためにも、郵便市場の規制緩和の見直しが不可欠ですが、今回の法案にはこの観点が全く欠落しています。郵政グループの利益のための見直しではなく、国民のための見直しを求める立場から、国会で審議されている郵政改革法案は、それにこたえるものになっていないことから反対をいたします。

議長（松下喜久雄） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

まず、陳情第5号から第7号、第10号及び第12号の5件を一括して採決いたします。

5件に対する委員長の報告は採択であります。

5件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第5号から第7号、第10号及び第12号の5件は、委員長報告のとおり採択と決定いたしました。

次に、陳情第9号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

委員長報告にご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（松下喜久雄） 起立多数であります。

よって、陳情第9号は、委員長報告のとおり採択と決定いたしました。

次に、陳情第8号について産業建設委員長の報告を求めます。

産業建設委員長（前原六則） 産業建設委員会に付託になりました陳情第8号、T P P、環太平洋連携協定交渉参加反対に関する陳情書、の審査の経過と結果についてご報告を申し上げます。

要旨につきましては、陳情文書表のとおりですので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月5日に全委員出席のもと、審査いたしました結果、当地域における農業の実態は非常に大事なものでありますので、この陳情については採択すべきものと考えますというものと、このT P Pについては、我が鹿児島県、あるいは食料自給率の問題、夏作の問題など、いろんな問題が危惧されています。そういう意味で、この陳情は採択すべきだと思いますというものと、鹿児島県・指宿市、ともに農業県・農業市ということで理解していますし、たくさんの署名者もいることも理解していますが、このT P Pへの交渉参加については、産業界・経済界にとって、そしてまた、農業についても世界に羽ばたくいいビジネスチャンスになるときだと思っています。安い農産物が入って来て、国内農産物は生き残りができないという意見もちろんありますが、これは新たな農業支援策を作ってもらうことによって対応されるのではないかと考えていますし、また、今現在、農業政策についてはたくさんの補助金、支援策もあるわけですが、それでも農業では食べていけないということが言われている現状の中では、このT P Pへの参加を賛成させていただいたうえで、新たな農業支援策をとってもらう必要があるということで、不採択だと思いますという意見が出され、起立採決の結果、起立多数により採択すべきものと決しました。

以上で、報告を終わります。

議長（松下喜久雄） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（松下喜久雄） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

下川床泉議員。

9番議員（下川床泉） 9番。陳情第8号につきましては、委員長報告は採択でありましたので、私は不採択にすべきという立場で反対の討論を申し上げます。

T P Pの交渉参加につきましては、日本経済が低迷している中、産業界、経済界にとっては新たなビジネスチャンスになり、ひいては日本経済再生の一助になるものと考えます。農業につきましても、世界にはばたくチャンスであるとも考えます。安い農産物が入って来て、国内農産物の生き残りが厳しいという意見もありますが、これはしっかりとした農業支援策を新たに作るにより対応がとれると考えます。日本国内全体の経済発展のためには、T P P交渉参加は必要不可欠と考え、併せて、新たな農業支援策をとることに力を入れるべきと考え、この陳情は、不採択にすべきという反対の討論といたします。

議長（松下喜久雄） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、陳情第8号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

委員長報告にご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（松下喜久雄） 起立多数であります。

よって、陳情第8号は、委員長報告のとおり採択と決定いたしました。

#### 閉会中の継続審査について

議長（松下喜久雄） 次は、日程第19、閉会中の継続審査について、を議題といたします。

総務水道委員長から目下審査中の陳情第11号について、会議規則第104条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

総務水道委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって、総務水道委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

意見書案第6号及び意見書案第8号一括上程

議長（松下喜久雄） 次は、日程第20、意見書案第6号、川内原発増設計画の撤回などを求める意見書案、及び日程第21、意見書案第8号、陸上空母離着陸訓練施設の馬毛島への移設反対を求める意見書案、の2意見書案を一括議題といたします。

意見書案第6号及び意見書案第8号（説明・質疑・委員会付託等省略、表決）

議長（松下喜久雄） お諮りいたします。

2意見書案に対する提案者の説明・質疑・委員会付託等を省略し、直ちに採決いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって、2意見書案に対する提案者の説明・質疑・委員会付託等を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより、2意見書案を一括して採決いたします。

2意見書案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第6号及び意見書案第8号の2意見書案は、原案のとおり可決されました。

意見書案第7号上程

議長（松下喜久雄） 次は、日程第22、意見書案第7号、郵政改革法案の早期成立を求める意見書案、を議題といたします。

意見書案第7号（説明・質疑・委員会付託等省略、表決）

議長（松下喜久雄） お諮りいたします。

本意見書案に対する提案者の説明・質疑・委員会付託等を省略し、直ちに採決いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって、本意見書案に対する提案者の説明・質疑・委員会付託等を省略し、直ちに採決す

ることに決定いたしました。

これより、意見書案第7号を採決いたします。

本意見書案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

議長(松下喜久雄) ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本意見書案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(松下喜久雄) 起立多数であります。

よって、意見書案第7号は、原案のとおり可決されました。

#### 意見書案第9号上程

議長(松下喜久雄) 次は、日程第23、意見書案第9号、T P P、環太平洋連携協定交渉参加反対に関する意見書案、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

#### 提案理由説明

13番議員(前原六則) T P P、環太平洋連携協定交渉参加反対に関する意見書について、意見書を読み上げて提案にかえさせていただきます。

世界的には、途上国の経済発展や人口増加などにより、世界の食料需給はひっ迫し、食料争奪の様相を呈しています。食料価格は、投機マネーの流入も手伝い、過去最高値を更新し続けています。日本が世界市場で自由に食料を安定的に調達できた時代は、既に過去のものとなっております。我が国は、戦後最大の自然災害となった東日本大震災に見舞われ、未来に向けて学ぶべき多くの教訓を得ました。食料安全保障もその一つであり、一時的な食料供給不足を経験したことで、過度に貿易に依存するのではなく、地域・国内で食料生産を行うことが、いかに重要であるかを多くの国民が再認識しております。こうした中、例外なき関税撤廃を原則とするT P Pは、食料供給を海外に依存し、国土を荒廃させるものであり、国内農業と日本経済の振興とは到底両立できるものではなく、T P Pへの参加に断固として反対であります。T P Pは、被災農家の将来に向けた営農意欲を挫き、復興の足かせにしかないばかりではなく、地域経済・社会ひいては国民生活全体に悪影響を及ぼすものであり、T P P参加への交渉を直ちに中止されるよう強く要望いたします。

以上です。よろしく願いいたします。

議長(松下喜久雄) 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時38分

再開 午前11時38分

議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

意見書案第9号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）

議長（松下喜久雄） これより，質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別はありませんので，質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております意見書案第9号は，委員会付託を省略いたしたいと思いません。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって，意見書案第9号は，委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより，討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別はありませんので，討論を終結いたします。

これより，意見書案第9号を採決いたします。

本意見書案は，原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） ご異議がありますので，起立により採決いたします。

本意見書案は，原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（松下喜久雄） 起立多数であります。

よって，意見書案第9号は，原案のとおり可決されました。

六反園議員の発言取消申出の件

議長（松下喜久雄） 次は，日程第24，六反園議員の発言取消申出の件，を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により，六反園議員の除斥を求めます。

（六反園議員退席）

議長（松下喜久雄） 六反園議員より，会議規則第65条の規定により，お手元に配布いたしました申出書のとおり，発言を取り消したいとの申出がありました。

お諮りいたします。

六反園議員の申出を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松下喜久雄) ご異議なしと認めます。

よって、六反園議員の申出を許可することに決定いたしました。

六反園議員の除斥を解除いたします。

(六反園議員着席)

#### 議員派遣の件

議長(松下喜久雄) 次は、日程第25、議員派遣の件、を議題といたします。

会議規則第160条の規定により、議員派遣について議会の議決を求めるものであります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員派遣の件につきましては、お手元に配布しております議員派遣書のとおり議員を派遣いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松下喜久雄) ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元に配布いたしました議員派遣書のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

#### 閉議及び閉会

議長(松下喜久雄) 以上で、本会議に付議されました案件は、すべて終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じ、併せて、平成23年第4回指宿市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時42分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

#### 指宿市議会

議長 松下喜久雄

議員 下川床 泉

議員 中村 洋幸



## 意見書第6号

### 川内原発増設計画の撤回などを求める意見書

九州電力は平成23年1月12日、国へ川内原発3号機増設に係る原子炉設置許可申請を行い、平成25年度着工、平成31年度運転開始を目指しています。しかし、今年3月11日の東北地方太平洋沖地震とそれによる津波がもたらした福島第一原発などによる「原発震災」は未だ収束の目途が立たず、空や海そして陸地へ大量の放射性物質が放出され、多くの人々が故郷を追われ、また多くの国民が被ばくに怯え、農業や水産業などの従事者は放射能汚染被害とその「風評被害」に苦しめられ、国際社会からも強い批判を受けています。原子力安全・保安院は、史上最悪とされるチェルノブイリ原発事故と同じ国際事象評価尺度の「レベル7」と暫定評価しました。

政府は、福島「原発震災」を受け、川内原発などの原発新增設を盛り込んだ「エネルギー基本計画」を白紙に戻すとともに、再生可能エネルギーを基幹エネルギーと位置づけ、省エネ社会の構築と打ち出し、脱原発・減原発へ進もうとしています。

第一に、これまで原子力発電所は、「止める・冷やす・閉じ込める」という「多重防護」によって絶対に過酷事故は起きないと言われてきましたが、この「安全神話」は脆くも崩壊してしまいました。原発事故被害の大きさと甚大な経済的損失は、人類が原子力と共存できないことを示しています。

第二に、川内原発増設計画を中止しても社会全体の自主的な省エネを強めれば電力供給に不安はありません。九州電力の原発をすべて停止しても、電力供給力に余裕があることが九州電力の資料によって明らかになりました。

第三に、安全性と核兵器拡散、高レベル放射性廃棄物の最終処分の不透明さなど多くの問題を抱えている原子力発電中心のエネルギー政策を転換し、地球にやさしい温暖化対策のためにも、再生可能エネルギーを軸とした地域分散型小規模発電ネットワークが求められています。

よって、下記事項について要請いたします。

### 記

- 1 手続きを凍結している川内原発3号機増設計画への同意を白紙撤回すること。
- 2 川内原発1号機の定期検査後の稼動については、抜本的な安全対策が構築されるまで、少なくとも九州電力が冷却機能を失わないよう平成26年度はじめまで完了するとしている対策を終えるまでは再開しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成23年12月21日

指宿市議会議長 松下 喜久雄

鹿児島県知事 殿

意見書第7号

郵政改革法案の早期成立を求める意見書

これまで郵便局は、郵便・貯金・保険の三事業を一体として、郵便局窓口で提供することにより、地域の方々の情報・安心・交流の拠り所として、特に、高齢者を多く抱える地域においては、歩いて行ける身近な金融機関として大きく貢献してきました。

ところが、平成19年10月、郵便・貯金・保険の郵政三事業と、それを扱う郵便局は民営・分社化されたため、見えない壁により分断されてしまいました。

現行の民営化法には、「郵政事業は全国一律のサービスを維持する」と明記されていますが、金融ユニバーサルサービスは担保されていないため、このままでは将来的に貯金・保険を提供できない郵便局が現れ、公益性・地域性が失われるおそれがあります。

これらの不安を解消するため、昨年4月、郵政改革法案が閣議決定され、通常国会に提出されましたが、以後、秋の臨時国会、通常国会と成立しておらず、たなざらしの状態が続いていることから、この間、郵政事業における経営不安も報道されているところです。

全国2万4千郵便局ネットワークは国民共有の財産であり、生活に必要不可欠なライフラインでもあります。それを今後も維持し、さらに、地域社会が有効活用していくためにも、一刻も早く郵政改革法案が成立するよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成23年12月21日

指宿市議会議長 松下喜久雄

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

総務大臣 殿

郵政改革担当大臣 殿

意見書第8号

陸上空母離着陸訓練施設の馬毛島への移設反対を求める意見書

2011年6月1日、西之表市及び熊毛3町の首長及び議会議長が防衛省に出向き、陸上空母離着陸訓練施設の馬毛島への移設反対を意思表示したにも拘わらず、日米両政府は2011年6月21日、ワシントンで外務、防衛担当閣僚の日米安全保障協議委員会（2プラス2）を開催し、共同文書に「馬毛島が米軍の空母艦載機離着陸訓練の恒久的な施設として使用されることになる」と明記しました。これまでも、米軍の夜間離着陸訓練施設の最有力候補とか米軍普天間飛行場の移設候補地などと馬毛島が報道されるたびに、熊毛1市3町は防衛省を訪問し、馬毛島への移設・移転について断固反対の申入れを行ってきたにも関わらず、地元へ十分な説明がないままに地元の意思を全く無視し、日米共同文書に馬毛島を明記したことは地元住民に強い不安と衝撃を与えただけに許すことはできません。

第2回種子島屋久島議会議員大会（2011年10月5日）は、訓練による騒音等が種子島・屋久島両島の環境や漁業にも影響を与え、観光地のイメージが根底から覆されるとともに、訓練中の事故発生も否めず地元にも多大な犠牲を強いることから、米軍関連施設及び訓練の馬毛島への移設については、地元住民とともに最後まで断固反対する決議を採択しました。

馬毛島に米軍基地ができると、岩国基地から飛び立った米軍機は低空飛行で編隊を組みながら四国や九州の上空を飛行して馬毛島へ向かうとともに、沖縄米軍基地からの飛行も想定されるだけに、空の安全や騒音被害などの問題は熊毛地区のみならず県内すべての住民に係る問題です。

よって、政府においては、地元の意向を踏まえ、陸上空母離着陸訓練施設をはじめとするすべての米軍関連施設、並びに自衛隊施設整備と併せた陸上空母離着陸訓練の馬毛島への移設計画を即時撤回するよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成23年12月21日

指宿市議会議長 松 下 喜久雄

内閣総理大臣 殿  
外務大臣 殿  
防衛大臣 殿  
内閣官房長官 殿

意見書第9号

ＴＰＰ（環太平洋連携協定）交渉参加反対に関する意見書

世界的には、途上国の経済発展や人口増加などにより、世界の食料需給はひっ迫し、食料争奪の様相を呈しています。食料価格は、投機マネーの流入も手伝い、過去最高値を更新し続けています。日本が世界市場で自由に食料を安定的に調達できた時代は、すでに過去のものとなっております。

わが国は、戦後最大の自然災害となった東日本大震災に見舞われ、未来に向けて学ぶべき多くの教訓を得ました。食料安全保障もその一つであり、一時的な食料供給不足を経験したことで、過度に貿易に依存するのではなく、地域・国内で食料生産を行うことが、いかに重要であるかを多くの国民が再認識しております。

こうしたなか、例外なき関税撤廃を原則とするＴＰＰは、食料供給を海外に依存し、国土を荒廃させるものであり、国内農業と日本経済の振興とは到底両立できるものではなく、ＴＰＰへの参加に断固として反対であります。ＴＰＰは、被災農家の将来に向けた営農意欲を挫き、復興の足かせにしかならないばかりではなく、地域経済・社会ひいては国民生活全体に悪影響を及ぼすものであり、ＴＰＰ参加への交渉を直ちに中止されるよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成23年12月21日

指宿市議会議長 松下 喜久雄

内閣総理大臣 殿  
農林水産大臣 殿  
財務大臣 殿  
外務大臣 殿  
経済産業大臣 殿